目　　次

（ 令 和 元 年 ）

○第５回　臨時会

第１日目（11月11日）

会議録署名議員の指名 …… 3
会期の決定 …… 3
議案第53号　令和元年度中城村一般会計補正予算（第４号） …… 3

○第６回定例会

第１日目（12月６日）

会議録署名議員の指名 …… 17
会期の決定 …… 17
諸般の報告 …… 17
行 政 報 告 …… 18
議案第54号　中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例 …… 20
議案第55号　中城村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 …… 36
議案第56号　中城村総合計画条例 …… 39
議案第57号　中城村森林環境譲与税基金条例 …… 41
議案第58号　中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例 …… 44
議案第59号　中城村総合計画審議会条例の一部を改正する条例 …… 49
議案第60号　中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 …… 53
議案第61号　中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 …… 59
議案第62号　令和元年度中城村一般会計補正予算（第５号） …… 69
議案第63号　令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号） …… 76
議案第64号　令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号） …… 77
議案第65号　中城浜漁港機能保全工事請負契約の変更契約について …… 79
議案第66号　中城村役場新庁舎建設工事（建築附帯外構工事）請負契約について …… 81
議案第67号　物品等購入の契約について …… 82

第２日目（12月７日）　休　　会（土）

第３日目（12月８日）　休　　会（日）

第４日目（12月９日）

一般質問

１番　安　里　清　市　議員 …… 87
10番　安　里　ヨシ子　議員 …… 94
９番　比　嘉　麻　乃　議員 …… 98
３番　渡嘉敷　眞　整　議員 …… 107
６番　石　原　昌　雄　議員 …… 113

第５日目（12月10日）

一般質問

８番　大　城　常　良　議員 …… 125
14番　伊　佐　則　勝　議員 …… 134
５番　桃　原　　清　議員 …… 138
11番　仲　松　正　敏　議員 …… 144
７番　新　垣　貞　則　議員 …… 150

第６日目（12月11日）

一般質問

４番　屋　良　照　枝　議員 …… 165
15番　新　垣　善　功　議員 …… 171
２番　新　垣　　修　議員 …… 181
12番　金　城　　章　議員 …… 191

第７日目（12月12日）　委 員 会（木）　委員会審議

第８日目（12月13日）

議案第54号　中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例 …… 205
議案第55号　中城村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 …… 206
議案第56号　中城村総合計画条例 …… 207
議案第57号　中城村森林環境譲与税基金条例 …… 208
陳情第19号　中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例　附則第２条の経過措置に関する陳情 …… 209
陳情第20号　陳情第20号における委員会の閉会中の継続審査の件について …… 210
陳情第24号　令和２年福祉施策及び予算の充実について（要請） …… 211
陳情第27号　「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情について …… 212
意見書第14号　居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書 …… 212

陳情第28号　陳情第28号における委員会の閉会中の継続審査の件について …… 215
議案第61号　中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 …… 216
議案第68号　吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事請負契約について …… 216
決議第５号　飲酒運転根絶の誓約に関する決議 …… 219
外間博則君の議員辞職の件 …… 221

第５回　臨　時　会

令和元年第５回中城村議会臨時会会期日程表

開　会　　令和元年11月11日

閉　会　　令和元年11月11日

会　期　１　日間

日　次	月　　日	曜日	開議時刻	会議名	事　　項
第１日	11月11日	月	午前10時	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第53号に対する説明、質疑、討論、採決 閉会

令和元年第５回中城村議会臨時会（第１日目）

招集年月日	令和元年11月11日（月）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開　会	令和元年11月11日　（午前10時00分）		
	閉　会	令和元年11月11日　（午前11時17分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣　修	10番	安里ヨシ子
	３番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城　章
	５番	桃原　清	13番	外間博則
	６番	石原昌雄	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員				
会議録署名議員	６番	石原昌雄	７番	新垣貞則
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	比嘉健治
	副村長	比嘉忠典	都市建設課長	仲松範三
	教育長	比嘉良治	産業振興課長兼農業委員会事務局長	知名　勉
	総務課長	與儀　忍	上下水道課長	仲村武宏
	住民生活課長	義間　清	教育総務課長	比嘉　保
	会計管理者	荷川取次枝	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	税務課長	大湾朝也	教育総務課主幹	稲嶺盛久
	福祉課長	金城　勉		
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 1 号

日　　程	件　　名
第　1	会議録署名議員の指名
第　2	会期の決定
第　3	議案第53号　令和元年度中城村一般会計補正予算（第４号）

○議長　新垣博正　おはようございます。ただいまより令和元年第５回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、６番　石原昌雄議員及び７番　新垣貞則議員を指名します。

日程第２　会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日11月11日のみにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、本臨時会の会期は本日11月11日の１日間に決定しました。

日程第３　議案第53号　令和元年度中城村一般会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第53号　令和元年度中城村一般会計補正予算（第４号）について御提案申し上げます。

議案第53号

令和元年度中城村一般会計補正予算（第４号）

令和元年度中城村一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,093千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,475,414千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の変更は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和元年11月11日提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
19　繰入金		602,307	9,093	611,400
	2　基金繰入金	602,306	9,093	611,399
21　諸収入		285,556	48,000	333,556
	4　雑入	281,316	48,000	329,316
22　村債		706,360	23,000	729,360
	1　村債	706,360	23,000	729,360
歳　　入　　合　　計		9,395,321	80,093	9,475,414

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　総務費		2,050,987	11,893	2,062,880
	1　総務管理費	1,880,613	11,893	1,892,506
10　教育費		1,233,439	68,200	1,301,639
	6　保健体育費	214,010	68,200	282,210
歳　　出　　合　　計		9,395,321	80,093	9,475,414

第２表　債 務 負 担 行 為 補 正

（変更）　　（単位：千円）

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　間	限度額	期　間	限度額
中城村役場新庁舎建設事業	平成32年度まで	86,064	令和２年度まで	103,904

第３表　地　方　債　補　正

（変更）　（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎建設事業債	千円 408,200	証書借入又は証券発行	年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	特別の融資条件のあるものを除き償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	千円 410,500	同じ	同じ	同じ
社会教育施設整備事業債	18,200				38,900			

それでは歳入、歳出読み上げて御提案を申し上げます。

第１表歳入歳出予算補正。歳入のほうから19款繰入金、２項基金繰入金、補正前の額６億230万6,000円、補正額909万3,000円、合計で６億1,139万9,000円。

21款諸収入、４項雑入、補正前の額２億8,131万6,000円、補正額4,800万円、合計で３億2,931万6,000円。

22款村債、１項村債、補正前の額７億636万円、補正額2,300万円、合計で７億2,936万円。

歳入合計、補正前の額93億9,532万1,000円、補正額8,009万3,000円、合計で94億7,541万4,000円。

続いて歳出でございます。歳出は２款総務費、１項総務管理費、補正前の額18億8,061万3,000円、補正額1,189万3,000円、合計で18億9,250万6,000円。

10款教育費、６項保健体育費、補正前の額２億1,401万円、補正額6,820万円、合計で２億8,221万円。

歳出合計、補正前の額93億9,532万1,000円、補正額8,009万3,000円、合計で94億7,541万4,000円。

続いて第２表債務負担行為補正でございます。変更が中城村役場新庁舎建設事業、補正前の期間が平成32年度まで、限度額8,606万4,000円、補正後の期間が令和２年度まで、限度額が１億390万4,000円でございます。

続いて第３表地方債の補正でございます。まず起債の目的、庁舎建設事業債のほうが補正前の限度額が４億820万円、補正後の限度額が４億1,050万円。そして同じく社会教育施設整備事業債のほうが補正前の限度額が1,820万円、補正後の限度額が3,890万円。起債の方法、利率、償還の方法については補正前、補正後同じでございます。両事業債も同じでございます。起債の方法が証書借入又は証券発行。利率のほ

うが年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法が特別の融資条件のあるものを除き償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時０６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１６分）

○議長　新垣博正　再開します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　今回、庁舎に関しての分は、外構工事の追加と周辺の路盤の修理も出るだろうということでの補正追加であるんすけれども、私が一般質問等で質問した庁舎のペイティングの中で、その庁舎のもちとかあるいは中城村はどちらかと言うと、奥まったところに入るとなかなか場所がわかりにくいというのもあるので、その場所を案内するためにも中城村役場とか、書くのもいいんですけれども、そのほかにも護佐丸君の絵とかキャッチフレーズみたいので、みんながわかりやすいようなこともやってほしいという提案もしておりますけれども、こういうのも今後、この工事の予算化にできるかどうかをお願いします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

一般的な庁舎の名称であったり、案内であったりというものは現在の事業費の中に含まれているものだと考えております。それ以外のさらに追加して周知をする必要がある、そういうふうなことが生じましたら、今後、予算の計上を検討していきたいというふうに考えております。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　ぜひやはり文字だけでは弱いなという部分もあるので、案内するときにも例えば中城モールができたときは、すぐ向こうを中心に案内できたところ、向こうから幾らかとかそういうのもあったので、ぜひそういう部分もやっていってほしいと。もしまたその完成図みたいな絵などがあれば、後ほど提供いただければと思います。以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　工事金額の6,820万円について少し確認したいんですけれども、前回、野球場の芝生化事業の中で記憶が正しければなんですけれども、6,000万円以上の予算は執行しないというふうに記憶しているんですけれども、6,820万円にふくれ上がったまず理由も聞きたいんですけれども、前回、これはプレゼンによるプロポーザル方式の契約に至るというふうに聞いておりますけれども、その中で、6,820万円の予算計上なんですけれども、今金額だけが先に出ているふうな感じがありまして、前回、生涯学習課長のほうともいろいろと発注する。もちろんこれは設計の段階の中でもいろいろと情報提供をしてくれとか、それと野球関係者のほうにもどういった仕様を使うとかという中での質問をしたと思うんですけれども、今回、工事に至る金額を臨時議会のほうで承認という形に上げてきておりますけれども、この中で、この中身もちょっと少し見えない状況があって、プロポーザルで多分、業者がいろいろとプレゼンをしたと思うんですけれども、それのそれに対する人工芝の仕様書関係とか、保証関係とか、それからいろいろな中でこの舗装構

成部分とか、そういったのがプレゼンされたと思うんですよ。そういうのもきょうこの場でちゃんと説明をしていただくのが本来のきょうのあれではないかなと思いますけれども、人工芝のメンテナンス関係。それから維持管理関係、それと今回、指名を４社入れたと思うんですけれども、指名委員会の中でも設計に関してなんですけれども、今回、福岡県の業者が落札したと思うんですけれども、その中で県内のコンサルが入っていないのも一つだけ腑に落ちないところもちょっとありまして、その辺も業者選定の中でこの１社だけがプレゼンをしたというふうに聞いていますけれども、それ以外になかったのかどうか、その点の説明を求めたいと思います。まず雨水計画関係、路盤関係とか、芝生の状況とか、それと芝生をどの面積でやるのか、それと人工芝の仕様書関係、それと保証期間関係、それと人工芝のメンテナンス関係ですね、それと年間それにかかわる維持管理費を全て網羅して、その金額のほうも教えてもらいたいと思います。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時２２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２３分）

○議長　新垣博正　再開します。

生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

まず総事業費に関しては6,000万円以上になるということでありましたが、私、９月の答弁におきましては概算的には6,800万円程度にいくという答弁をいたしました。その中で面積も先ほど御質問がございましたが、基本的に6,000平米、内野、ピッチャーマウンドから30メートル以上、これは基本的なルールがあるんですが、それをクリアした後、ここまで人工芝をすると理想的な面になるだろうという面積の調整等も含め、今回、直接工事費でいきますと、6,200万円、消費税をつけまして6,820万円という形になっております。そこは当初、6,000万円ということで持ち出しを幾らか少しでも下げようという努力をしてきた中で、どうしてもその面積を6,000平米をやっていきたいということがこちらの考えでございます。

プロポーザルに関しましては１社ではなくて４社ですね。プロポーザルとして指名のほうには上がってきておりました。その中で１社ということになっております。

あと雨水関係、芝の基本的な特徴としましては天然素材を100％使用した国産であるということと、あと貴金属等を含まない人工的な芝であると。いかに天然芝に近いかという芝を選定させていただきながら、あとは排水性の問題。あとはゴムチップを使用しないということ。私も伊江島も行ってきたんですけれども、ゴムチップがあると耐熱性というんですか、その辺が上がってくるということで、そのゴムチップを使用しないという仕様等も含めて検討してきております。

メンテナンスに関しましても、通常使用後は利用者が当たり前にトングというんですか、ブラシを使ったそういった使用者がしっかり丁寧にやっていく中で、片付け等を含めてやっていくと普通、しっかりとやっていた中であれば300万円かかると言われておりますが、それから綺麗な維持管理をすることでそれを抑えられるというところと、今後、課の中でそういったメンテナンスをする中で以前からお話をしております。ネーミングライツ等もこれから検討をしていって、その中で維持管理に充てられるかというのも考えていきたいと思っております。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　年間、維持管理事業はどれぐらい想定していますか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　300万円です。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　今ので年間300万円というふうに維持管理料ですね、前回、質問した中でも、今回、使用者がメンテナンスを行うことによって、少し維持管理料を少しでも削減する方向で今ちょっと考えている話なんですけれども、メンテナンス料の年間300万円はこれは業者を入れるという考えなのかどうか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

メンテナンスをするに当たってはそういった外部に委託するということを考えていくと概算で今300万円という数字を想定はしております。しかしながら、先ほどと言ったように適正な管理をしながらやっていくとその作業工程、内容等を含めて必ずしも300万円ではないということです。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時２８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２８分）

○議長　新垣博正　再開します。

生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　答弁もれがありました。芝の保証期間に関しましては８年間ということになっております。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　この芝の保証のほうも８年というふうに聞いておりまして、この８年間はこの施工業者が保証するのかという点と、先ほど概算で前回に6,800万円を想定したというお話でしたけれども、ではこのプロポーザルの仕様書の中で、当初、生涯学習課のほうで指名を出した業者のほうに当初の時点から6,800万円の内容で通知を出していると思うんですけれども、その6,800万円を最初からこの中に6,820万円と書いているわけですから、今設計の押している実施段階での金額は6,000万円を超えるということになるのかどうか。そしてその８年後の保証が切れた後の次の整備と言いますか、８年後の管理の体制はどう考えているのかをお聞かせください。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

まず８年の保証というのはあくまでも芝の補償でありまして、芝が剝がれたりとか経年劣化していく中での保証が８年間はこの芝は大丈夫ですという保証でございます。それと８年後、その期間が過ぎた後にこの状態のときにどういった芝の状態になっているかはちょっと利用の仕方、管理の仕方によっても変わってくると思いますし、さらに今回のスポーツくじに関しましては、５年以降を過ぎますとそれをまた補塡するという助成金がこの箇所に該当するという事業でもありますので、そこでまた整備が必要となったときには、さらに今回、新設した芝に対しての補修として５年経過後はまたこの事業の対象になるということで、その時点でまたどういった整備の該当するような事業があるかによって８年後も状態を見ながらしっかり対応はしていきたいと思っております。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　まず歳入に組まれている基金繰入金ですけれども、今909万3,000円補正されておりますけれども、なぜ909万3,000円の基金繰入金の補正が必要なのかということと、そのお金はどこから持ってきたかということですね。平成30年度の決算が終わっているので、そこから引っ張り出して持ってきたんだろうなと思うんですけれども、そして基金繰入金のほうが６億1,139万9,000円なるんですが、これは全て庁舎建設に使う予定なのか。あるいは別にもいろいろあるのか、そこら辺をお願いし

ます。

そしてあと１点ですが、この庁舎建設をするときにパイルが相当入っていると思うんですが、設計のメーター数ですが、何メートルで大体平均的にパイルを設計されて、もう建っていますので掘り終わっていますので、何メートル入っているのか平均的に、およそでいいのでこれについてわかればよろしくお願いします。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは質問のなぜ基金繰入金が必要かということだったと思うのですが、今回、庁舎建設について単価入れ替え等の工事費の増により補正が発生しております。それについてやはり財源が必要になりますので、今回、909万3,000円の財政調整基金を取り崩して充てていきたいというふうに考えています。

財政調整基金の今後の残り６億円余りの活用についてということですが、この部分についてはやはり今後の補正または新年度に向けた予算についてまた財政調整基金のほうが必要になるかと思いますので、そこで活用していきたいというふうに考えています。以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時３６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３８分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１０時３８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３８分）

○議長　新垣博正　再開します。

渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　財政調整基金についてでございますけれども、その庁舎建設に伴ってですね、財政調整基金が幾ら必要ですか。それを教えてください。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それではお答えします。

庁舎建設については、基本的には庁舎建設基金が積み立てられていますので、その部分の活用等も実際行っています。財政調整基金については、今回は先ほど説明しました工事費の増等もあり、年度の途中でありますので、今回は財政調整基金を崩して補正をしたということです。次年度以降につきましては、まず基本的には庁舎建設基金を充てて、それ以外については、税の収入であったり、最終的には財政調整基金も含めた予算を組んでいきたいというふうに考えています。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは議案第53号について質疑をしたいと思います。

先ほど９ページ、芝生化工事請負費について少し教えてください。これは９月議会でも設計費ということで取り上げられたんですけれども、ちょっと忘れている部分もあるものですから、再度ひとつ答弁のほうをお願いしたいと思います。まずは今回、プロポーザルで発注が決まったということで、今回、工事請負費が出てきているんですけれども、それについて工事期間の予定は大体いつごろからいつごろまでなのか。その間の野球場の使用というのは、完全にもうできないのかどうか。これ１点目ですね。

２点目に芝生化するに当たり、今回の工事が全体的な芝生化の工事の中で何割程度を見込んでいるのか。全て終わるのかどうか、それとも５割ぐらいなのか、６割ぐらいなのか、その点を伺います。

あとは残りの工事計画は策定する予定があるのかどうか。あるいはまた補助金を待ってやる予定なのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。以上、３点よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

まず工事期間につきましてですが、予算成立後、12月を含め議会の契約を終わりまして、すぐ工事を施工させていただいて、３月中旬から下旬をめどとしております。その間は、基本的に野球場の使用はできないということになります。あと今回の芝生化6,000平米するにあたり、野球場グラウンド内が約１万平米です。ということで、６割程度が人工芝生化するということで捉えております。今後についての残りの部分については、これからの財政を含め一括交付金を活用できるか。さらに今回のようなスポーツ助成金事業があるかも含め、検討していきながら残りの部分の面とまた内野席とか、あの辺の整備ができればというところも考えてはおります。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　３月中旬ぐらいで終わるわけね。では工事期間は３月中旬ぐらいには終わるということと、２点目が恐らく６割ぐらいが今終わる予定で、残り４割ということなんですけれども、やはり芝生化についてはいろいろと今回６割終わって、残りの４割はいつごろかなということなりますと、いろいろとこのつくった箇所と今回、工事する部分、これから工事する部分が例えば期間が空いている場合にその芝生の状況によっていろいろな支障が出るのではないかなと思うんだけれども、その点はどうですか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

今回、基本的には残った部分というのが内野の部分、あとファールグラウンドというんですか、あとはホームの後ろ、バックネットあたりの部分でございますが、少年野球連盟の皆さんとか、意見等を交換しながらやってきているんですが、中にはやはり内野は土であったほうがいいとか、そういう御意見もございますので、全部芝が良いかどうかというところをまた今後、そういった関係者とも議論しながら生涯学習課としましては、バックネット裏とあとは次に来るのは人工芝というよりも内野席の整備のほうが優先ではないのかなと考えてもおります。今おっしゃられた例えば５年後に内野を整備するとかになってくるとそのつなぎ目とかその辺の技術的工法はちょっと今、私のほうも詳しいことはお話はできないんですが、その時点でのまたやり方があるのかも含め、やはり利用する方の意見を尊重しながら残りの野球場の整備をきちんとやっていきたいと考えております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　今、課長が言われたとおりぜひひとつ使用する団体、関連をする団体は全て話を聞いて、しっかりとやっていただきたい。あとは予算面についても、補助金があるのであればいろいろと探して、そういうものも含めてできるだけ先ほど言った維持管理費も300万円というちょっと金額が大きい維持管理費になってしまうものですから、そういうところも十分考慮して、この計画を進めていってください。以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　それでは議案第53号についてちょっと質疑します。

歳入の６ページ、雑入です。そのスポーツ施設整備助成金、これはこの金額で全額なのかどうかのこの今公園計画の公園の人工芝の計画ですか、これが全額なのかどうなのかだけ。それと８ページの庁舎建設、これは庁舎建設の外構工事の補正もですけれども、これは緑化も対策も全部一緒なのか、また追加がまだあるのかどうか。

次に、９ページの人工芝、先ほど生涯学習課長の答弁では内野との絡みですね。現在、

ちょっと野球の使用者からは内野のグラウンドが傷んでいるとしか話は聞いていませんけれども、その今、人工芝等に当たって今年度中にこの工事は終わると。そうした場合にこの野球場は内野も整備しないと使用が難しいと思うんですけれども、特に２塁とかピッチャーグラウンドとかの整備、また今の野球場は排水の整備ができなくて、その部分はどうしても一緒に何かやらないといけないと思うんですけれども、今年度中に芝生は終わって、すぐまた内野の工事とかも改良もしないとこの野球場は使い勝手がないと思うので、芝生だけ変えて内野の絡みもそうですけれども、そこの予算も追加で次に入れるのか。そしたら使用期間がまた伸びますよね、今年度中に芝生は終わって、内野の整備も入れたときにはまた来年度も使えないと。そうなってくるのかどうか。それと先ほどの答弁で年間の維持費が300万円ということで、この人工芝は先ほどの答弁では使用者のメンテナンスとかと言って、使用者側がメンテナンスをするという話ですけれども、よく枯れ葉等とかいっぱいまた野球場で散らばって、その使用時にこの除去をどうするのか。これは機械をまた購入して、この除去機械を購入するのか。そういうのも追加でまた出てくるのか。もう一つ、９ページの先ほどの地方債、これは何年の償還の予定なのか。

それからこの８年後の整備、５年以降は補塡で、このスポーツ助成金はまた活用できるという話ですけれども、活用できない場合のこのメンテナンスはまた6,800万円。人工芝を懸念しているのはやはり雨風、もう太陽で意外と傷むはずなんですけれども、そのメンテナンスとしてそれだけかけてやるのか。もう一つだけ、今の年間のこの野球場の維持管理費は現在、幾らなのか。これから人工芝で年間300万円の維持費がかかるんですけれども、現在の維持費は幾らなのか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時５０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５１分）

○議長　新垣博正　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　金城　章議員の御質問にお答えします。

緑化については、当初設計から組み込まれていまして、緑地として約400平米配置しております。道路沿い、あとは駐車場と庁舎の区切りの箇所関係に芝生等を設けます。植栽としてソテツのほうが５本、リュウキュウコクタンのほうが約20本、ハイビスカスを20本植樹する予定であります。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは起債の償還期間についてですが、償還の方法として40年以内ということでありますので、それ以内ということで現在は25年を予定しております。以上です。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

まず歳入につきましては、4,800万円が限度額でございます。

次に内野を整備してということで、両方とのバランスということもございますが、現在、野球場につきましては、今もナイターも含め、少年野球の皆さん、中学生の練習も使用されている中で、やはり外野のほうがどうしてもでこぼこがかなりひどい状態、グラウンドが荒れている状態の中で、この全体的な計画の中で野球場をどう整備していくかというところをしっかり検討していった中で、こういう補助事業がある。こういうメニューがあるということで芝生化を先にさせていただいたと承知していただければと思います。内野につきましては、現状のところ、この工事の間に若干の手直しをするという

程度になってくると思います。あとは落ち葉等につきましても、現在、清掃作業員がおりますので、グラウンドの定期的に落ち葉の清掃もしっかりやってはおりますので、これで管理はやっていけるものと思っております。メンテナンスに関しましては、先ほど300万円という数字が概算では出ておりますが、通常の維持管理を適正にしていれば、そのメンテナンスというのはあくまでも減ってくる。芝が寝てくる状態をブラッシングすることで立つ。そういったごみの除去等を含めれば必ずしも300万円ということではないというふうに考えております。

続きまして、ただいまの答弁と重複しますが、申しわけございませんが、現在、野球場だけにかかる維持管理というのは、今ちょっと積算はしておりません。

次に、８年後にまた6,800万円かかるのかということでございますが、保証期間が８年ということでありまして、これが10年もつかもしれないし、維持管理によっては15年もつかもしれないし、必ずしも８年後に6,800万円かかるということではなくて、保証期間があくまでも８年ですよということでありますので、そこは御理解いただければと思います。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　今の答弁ですけれども、保証期間が８年、生涯学習課長が10年もつか15年もつとおっしゃいましたが、逆の場合はそうしたらこれはまた補償しないといけないので。長くもつということは気にして、逆に私は早く消耗するのではないかなということで懸念しているわけです。

それと今、野球場の落ち葉もこの人工芝のメンテナンスも、今の管理人がいますよね、清掃とかやっている。この方々がやるのではなくて、人工芝は機械でぱっと何かブラッシングみたいな感じのやつの機械があるはずなんですよ。あれをまた購入するといったらさっさとできる。先ほど課長の答弁は今、使用している少年野球とかのメンバーがもうそれで外野のほうが悪いという。逆ですね、私が聞いたのは内野が悪くて、使い勝手が悪いと。ピッチャーマウンドから２塁とかですね、３塁、その近辺が悪いと。また雨降ったら全然使えないと、逆に。だから内野の整備も一緒に入れてくるべきではないかと思って、一番の使用度は内野ではないかなと私は思うんですけれども、そのものでちょっと雨が降っても使用度が悪いところがあるから、この絡みはどうしてもやらないといけないと思うんですけれども、これはまたこの予算等もまた違って、ぜひこの補助金を探して、計画をちょっと立てていただきたいと。補修だけではまた使えない。せっかくの人工芝でいい工事をしても、内野のメンテナンスが悪ければ何も価値がないのではないかなと私は思う。

それと私、この公園の整備事業は6,000万円全部、要するに助成金で賄うのかなと私は誤解していたものですから、この2,000万円余り、要するに財源を出してそれで結果が本当にいいのかどうかだけちょっとまだ疑問ではありまして、ぜひ補助金も取ってきて、それだけの納めるということでやっているはずなんですけれども、なるべく持ち出しがないのはこれからまた野球場、先ほど言った内野も全部整備しないといけない。総合的に考えてもうちょっと段取り組んでやらないといけないのではないかなといけないのではないかなと思いますけれども。

それからもう一つだけ、先ほど修議員からありましたけれども、プロポーザル４件だと。あと３件がコンサルタントではなくて、建築だと理解していますけれども、その件だけ少し答弁できますか。沖縄県内で今、中城村でもよくコンサルタントを入れているが、これは実際に建築ではなくて土木になってくるんだと思うんですけれども、そういうコンサルタントがなぜ入っていなくて、この１社だけにまたあとの３

社はもう辞退して１社だけなぜ残ったのか、そういうことも、このプロポーザルのかけるメンバーがこれでよかったのかどうか、ちょっと疑問ですのでそこをちょっと答弁できますか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

まず理想的に言いますと、議員御指摘のように全面が一斉に整備できることが理想かと思います。今回、内野に対してもいろいろな御指摘とか、関係機関からございます。そういった中で先ほどから何度か答弁しておりますが、野球場を整備するに当たり、どういった事業がどこからやればどういった野球場がよりよい環境になるかというところを考えながらやっておりまして、内野が現在の状況であるのも承知しております。その中で今後、内野を実際的には先ほども答弁をしましたが、内野は土のままで置いたほうがいいという考え方が大方ありまして、その土の入れ替え等も含め、今後、できるかというと、今すぐではなくてやはりまずは外野からやっていくということを御理解いただければと思います。

続きまして、プロポーザルにつきましてですが、業者選定におきましてはこちらは指名委員会のほうで選定させていただいております。今回、辞退に関しましては辞退の理由の中には人手不足、他の業務との兼ね合い等々がございました。という辞退の理由であります。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　だからこのプロポーザルも指名でもっと違う指名をしないといけないのではないかなと思う。この工事に係るそういう工事ができるかどうかで指名していかないとどうしようもならない。今後もこれは同じようなものが出てくるはずなんですよね。一応、村内の業者を指名してそこができるかどうかというのは、そこはまたいいことではあるかもしれませんけれども、しかしできる工事のメンバーを指名しないとどうしようもならない。今もう４社を指名して、３社が辞退して１社でプロポーザルをやって、その予算内におさめると、そういう予算の執行の仕方とか、全部その１社でもう３社が辞退する中で、１社しかプロポーザルをしないということだったら、それはまずい案件ではないですか。そういうのをなくすようにしていただかないと、もうちょっと多めに指名して２社でも３社でも要するに最低２社ぐらいはプロポーザルをやって、そこから選ぶのがいいのではないかなと思っています。以上です。答弁はいいです。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１１時０２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０７分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑はありませんか。

休憩します。

休　憩（１１時０７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１３分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号　令和元年度中城村一般会計補正予算（第４号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第53号　令和元年度中城村一般会計補正予算（第４号）については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉　会（１１時１７分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長　新　垣　博　正

中城村議会議員　石　原　昌　雄

中城村議会議員　新　垣　貞　則

第６回　定　例　会

令和元年第６回中城村議会定例会会期日程表

開　会　　令和元年12月６日
閉　会　　令和元年12月13日

会　期　８　日間

日　次	月　　日	曜日	開議時刻	会議名	事　　項
第１日	12月６日	金	午前10時	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 諸般の報告 行政報告 議案第54号、55号、56号、57号に対する説明、質疑、委員会付託 議案第58号、59号、60号、62号、63号、64号、65号、66号、67号に対する説明、質疑、討論、採決 議案第61号に対する説明
第２日	12月７日	土		休　会	
第３日	12月８日	日		休　会	
第４日	12月９日	月	午前10時	本会議	一般質問　５人
第５日	12月10日	火	午前10時	本会議	一般質問　５人
第６日	12月11日	水	午前10時	本会議	一般質問　４人
第７日	12月12日	木	午後２時	委員会	委員会審議
第８日	12月13日	金	午前10時	本会議	委員長報告に対する質疑、討論、採決 意見書、決議書に対する説明、質疑、討論、採決 議案第61号に対する質疑、討論、採決 議案第68号に対する説明、質疑、討論、採決 閉会

令和元年第６回中城村議会定例会（第１日目）

招集年月日	令和元年12月６日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	令和元年12月６日　（午前10時00分）		
	散会	令和元年12月６日　（午後２時43分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣修	10番	安里ヨシ子
	３番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城章
	５番	桃原清	13番	欠席
	６番	石原昌雄	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員	13番	外間博則		
会議録署名議員	８番	大城常良	９番	比嘉麻乃
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	比嘉健治
	副村長	比嘉忠典	都市建設課長	仲松範三
	教育長	比嘉良治	産業振興課長兼農業委員会事務局長	知名勉
	総務課長	與儀忍	上下水道課長	仲村武宏
	住民生活課長	義間清	教育総務課長	比嘉保
	会計管理者	荷川取次枝	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	税務課長	大湾朝也	教育総務課主幹	稲嶺盛久
	福祉課長	金城勉		
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 1 号

日　　程	件　　名
第　1	会議録署名議員の指名
第　2	会期の決定
第　3	諸般の報告
第　4	行政報告
第　5	議案第54号　中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例
第　6	議案第55号　中城村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
第　7	議案第56号　中城村総合計画条例
第　8	議案第57号　中城村森林環境譲与税基金条例
第　9	議案第58号　中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例
第　10	議案第59号　中城村総合計画審議会条例の一部を改正する条例
第　11	議案第60号　中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第　12	議案第61号　中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第　13	議案第62号　令和元年度中城村一般会計補正予算（第５号）
第　14	議案第63号　令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
第　15	議案第64号　令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
第　16	議案第65号　中城浜漁港機能保全工事請負契約の変更契約について
第　17	議案第66号　中城村役場新庁舎建設工事（建築附帯外構工事）請負契約について
第　18	議案第67号　物品等購入の契約について

○議長　新垣博正　おはようございます。ただいまより、令和元年第６回中城村議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程に入る前に、一言申し上げます。

12月４日、本村議会議員が酒気帯び運転容疑で現行犯逮捕されたことについては、村議会及び中城村議会議員に対する村民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、まことに遺憾であります。中城村議会として、今回の事件を重く受けとめ、深く村民の皆様におわび申し上げます。再びこのような事件を引き起こすことがないように、みずからの行動を厳しく律し、村民の皆様から信頼回復に全力を務めてまいります。

以上です。

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、８番　大城常良議員、及び９番　比嘉麻乃議員を指名します。

日程第２　会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月６日から12月13日の８日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は本日12月６日から12月13日の８日間に決定しました。

日程第３　「諸般の報告」を行います。

諸般の報告について

令和元年９月６日から令和元年12月５日までの諸般の報告を以下のとおり行います。

記

１．例月現金出納検査及び定期監査報告について

村監査委員より、令和元年９月、10月、11月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照ください。

２．一部事務組合議会、介護保険広域連合議会及び南部広域行政組合議会報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。その他の資料等は議会事務局で閲覧してください。

３．陳情、要請の処理について

期間中に受理した陳情・要請等について６件受理し、12月３日の議会運営委員会で協議した結果、配布してあります陳情等処理一覧表のとおり、「令和元年福祉施設及び予算の充実について」の要請は本会議即決とし、「「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情について」と「若年がん患者の在宅療養支援を求める要請」については、文教社会常任委員会に付託し、他３件については資料配布といたします。

４．沖縄県町村議会議長会関係について

○10月10日（木）定例役員会が自治会館で開催され議長が出席しております。

○10月11日（金）町村議会議員・議会事務局職員研修が糸満市で開催され全議員と事務局職員が出席しております。

○11月13日（水）全国町村議会議長会創立70周年記念式典並びに第63回町村議会議長全国大会が東京都ＮＨＫホールにて行われ議長・事務局長が出席しております。又、同日、沖縄県町村議会議長会臨時総会が麹町で行われ、中部議長会から「全国町村議会議長会基地関係協議会（仮称）」の立ち上げについて提案があり、30町村議会議長への説明がなされ了解を得ました。

○12月２日（月）定例役員会が開催され議長が出席しております。

詳細については別紙を御参照下さい。

５．中部地区町村議会議長会関係について

○10月４日（金）定例会が北中城村で開催され、議長、事務局長が参加しております。

○10月24日（木）中部地区町村議会議員・事務局職員親善スポーツ大会が読谷村で開催され議員14名・事務局職員２名が参加しております。

○11月７日（木）臨時会が嘉手納町でおこなわれ、議長、事務局長が参加しております。

○11月県外行政視察研修が埼玉県三芳町で開催され議長、事務局長が参加しております。

詳細については別紙を御参照下さい。

６．その他

その他の日程等については別紙をご参照下さい。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第４　行政報告を行います。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは行政報告を行います。行政報告は抜粋して御報告申し上げます。令和元年９月から令和元年11月にかけての行政報告でございます。

９月６日には、米寿の慶祝訪問、16日には新100歳の慶祝訪問を行っております。

９月19日には、中城村地域見守り協力事業協定締結式があり、企業の方々と締結し、地域で守っていきましょうということで締結式を行っております。

９月20日には、給食訪問、これは中城南小学校での給食訪問。

９月24日には、災害時における無人航空機の活用に関する協定式、これはいわゆるドローンを災害時に使用できるという協定を結んでおります。

９月29日には、第６回中城村青年まつりに参加をしております。

10月１日には、赤い羽根共同募金出発式に参加をしております。

10月12日には、吉の浦保育所運動会、中城苑まつり、沖縄の伝統芸能、これは国立劇場おきなわでございましたけれども、伊集の打花鼓が参加をしております。

続いて10月18日には、今度は中学校の給食訪問で、生徒たちと一緒に給食を完食しました。

10月19日には、第13回中城護佐丸まつりが開催されました。

11月２日には、中城村全戦没者慰霊祭がとり行われております。

11月12日には、暴力団追放沖縄県民大会に参加をしております。

11月20日には、第３回沖縄県子ども・子育て会議、これは県町村会の代表として参加をさせていただいております。

行政報告は以上でございます。

続きまして、令和元年度主要施策の執行状況調書（第３・四半期分）を読み上げて御報告申し上げます。

まず総務課、11節、18節令和元年度中城村観光防災力強化支援事業防災備蓄品等購入業務、令和元年９月12日、指名競争入札、745万4,891円、98.3％、鈴繁工業沖縄営業所でございます。

続いて産業振興課、13節中城第２地区農道舗装工事現場技術業務、令和元年10月18日、指名競争入札、302万5,000円、95.5％、株式会社沖橋エンジニアリング。同じく13節2019世界遺産中城城跡プロジェクションマッピング開催委託業務、令和元年９月10日、随意契約、1,499万9,930円、中城村観光協会。同じく13節令和元年度プロサッカーキャンプ支援事業委託業務、令和元年９月30日、随意契約、170万600円、中城村観光協会。15節中城第２地区農道舗装工事（Ｒ－１）、令和元年９月30日、指名競争入札、

3,884万1,000円、92.9％、株式会社五城。15節中城第２地区農道舗装工事（Ｒ－２）、令和元年10月18日、指名競争入札、3,299万4,500円、93.9％、拓南製作所株式会社。同じく15節中城浜漁港機能保全工事、令和元年９月６日、指名競争入札、5,192万円、92.7％、有限会社大日土木。

続いて都市建設課、13節愛知線１号橋測量詳細設計業務、令和元年10月25日、指名競争入札、643万5,000円、96.7％、株式会社ウイング総合設計。同じく13節ウフクビリ線災害防除調査測量設計業務（Ｒ１）、令和元年11月21日、指名競争入札、1,463万円、97.6％、株式会社南城技術開発。続いて15節南上原地区築造工事（Ｒ１－２工区）、令和元年10月16日、指名競争入札、3,311万7,700円、93.5％、ミナミ建設株式会社。

続いて上下水道課、15節南上原地内公共下水道工事（Ｒ01－２）、令和元年10月18日、指名競争入札、1,810万6,000円、93.9％、有限会社玉那覇組。

続いて生涯学習課、13節中城村吉の浦公園野球場人工芝生化新設事業設計委託業務、令和元年９月20日、随意契約、743万6,000円、株式会社ｎｉｃｏ。同じく13節吉の浦会館トイレ増築・改修工事管理委託業務、令和元年11月７日、指名競争入札、171万9,000円、98.5％、株式会社アーキ５Ｄ。同じく13節吉の浦公園テニスコート機能強化整備工事監理委託業務、令和元年11月13日、指名競争入札、196万7,300円、97％、株式会社アーキ５Ｄ。15節吉の浦会館トイレ増築・改修工事、令和元年10月25日、指名競争入札、2,145万円、99.5％、有限会社美工開発。同じく15節吉の浦公園テニスコート機能強化整備工事、令和元年11月13日、指名競争入札、4,389万円、99.1％、有限会社渡久地建設。

以上でございます。

○議長　新垣博正　続いて、教育行政報告を行います。

教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　皆さん、おはようございます。９月から11月までの教育行政の報告を行います。主なものだけを報告いたします。

９月10日、最上広域圏少年少女派遣団交流会、うるま市のほうでありまして、中頭地区教育長会を代表して乾杯の挨拶をしております。

９月18日、中頭地区中学校陸上競技大会が県総合で行われました。中城中学校の生徒が３名、県大会に出場しております。今年度は宮古大会でした。

９月20日、第９回定例教育委員会を行って、その後、中城南小学校へ学校訪問を行っております。その日、教育の日における講師の選定、それから中城南小学校での給食試食会ということで、教育委員会の皆さん、村長も一緒に参加しております。

９月26日、海外短期留学・ＥＳＬキャンプ合同報告会を吉の浦会館で行っております。アメリカ留学９名の生徒、ＥＳＬキャンプ９名、参加した児童生徒の報告会を行いました。

10月１日、中頭地区の校長会が教育事務所のほうでありまして、中頭地区教育長会を代表して祝辞を述べております。

10月12日、第７回特選「沖縄の伝統芸能」、村長からも報告がありましたが、国立劇場おきなわで、伊集の打花鼓を激励という形で参加をしております。

10月18日、第10回定例教育委員会、そして中学校への学校訪問という形で、この日は幼稚園無償化における保育料規則等の改正について等を話し合っております。

10月22日、ノースシアトルカレッジ協定書の調印式を南城市役所のほうで、各市村の長が調印式を行っております。

10月26日、中頭地区中学校駅伝競走大会がうるま市のほうでありました。男女とも７位とい

うことです。

10月31日、中頭地区教頭研究大会がありまして、そこで祝辞を述べております。

11月１日、校種間交流授業研究会を中城南小学校で行っております。琉球大学から12名の講師を招いて、村立小中学校教諭の研究会、各教科に分かれてリーダーの先生方から指導助言を受けました。非常に内容の濃い研修会になりました。

11月２日から４日にかけて、福智町の中学生とスポーツ交流会ということで、28名のバスケットボール部員の皆さんが来村して、交流を深めております。福智町からは、町長を初め８名の引率の皆さんがいらしております。

11月７日から９日にかけて、千葉県旭市との交流事業ということで、旭市に出かけております。各小学校から６名、３校ということで18名の児童が参加をしております。

11月15日、第11回定例教育委員会、この日は今後の幼稚園についての勉強会、保育園等との違いということで行っております。それから吉の浦会館の機能強化等についての話し合いを行いました。

11月19日、グスク展が県立博物館で行われて、オープニングセレモニーでのテープカットを行いました。

11月21日、教育長人事ヒアリングということで、教育事務所のほうでありました。これは次年度の校長、教頭、教諭の人事についての要望等を、教育事務所の担当、それから所長のほうに要望してまいりました。

以上です。

○議長　新垣博正　以上で行政報告を終わります。

日程第５　議案第54号　中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは、議案第54号からの新条例でございます。新条例につきましては、提案理由と附則のみを読み上げて御提案申し上げます。

議案第54号

中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例

中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月６日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する事項を定めるため、条例を制定する必要がある。

中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の２第５項及び第204条第３項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第５項に基づき、法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与、旅費及び費用弁償について定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　フルタイム会計年度任用職員　法第22条の２第１項第２号に掲げる職員をいう。

（２）　パートタイム会計年度任用職員　法第22条の２第１項第１号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第３条　第１条の給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬及び期末手当をいう。

２　給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

（フルタイム会計年度任用職員の給料）

第４条　フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第１に定める会計年度任用職員給料表（以下「給料表」という。）によるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の職務の級）

第５条　フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第２に定める会計年度任用職員等級別基準職務表によるものとする。

２　フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者（法第６条第１項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第11条第２項を除き、以下同じ。）が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の号給）

第６条　フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第７条　中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号。以下「給与条例」という。）第８条及び第９条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、第９条第４項中「勤務時間、休暇等条例第３条第１項の規定に基づき日曜日及び土曜日の週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第８条　給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第９条　給与条例第17条第１項及び第３項から第５項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第１項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、同条第３項中「勤務時間、休暇等条例第５条の規定により、あらかじめ同条例第３条第２項又は第４条により割り振られた１週間の正規の勤務時間」とあるのは、「あらかじめ当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた１週間の正規の勤務時間」と、同条第５項中「勤務時間、休暇等条例第８条の２第１項に規定する時間外勤務代休時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた時間外勤務代休時間」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第10条　給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第１項中「おいて、正規の勤務時間」とあるのは、「おいて、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第11条　給与条例第21条から第21条の３までの規定は、任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

２　任期の定めが６月に満たないフルタイム会計年度任用職員の１会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第６条第１項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項及び第19条において同じ。）の定めの合計が６月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

３　６月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が６月以上に至ったときは、第１項の任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

４　前２項の規定にかかわらず、この条及び第19条において、村長部局、村教育委員会、村議会、村農業委員会及び村選挙管理委員会における任命権者は同一の任命権者とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第12条　給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの給与額）

第13条　第９条の規定により準用する給与条例第17条、第10条の規定により準用する給与条例第18条及び次条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、給料月額に12を乗じ、その額を当該フ

ルタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから１週間当たりの勤務時間を５で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の減額）

第14条　フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び６月23日（慰霊の日）又は12月29日から翌年の１月３日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第15条　パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額、日額又は時間額とし、その者の勤務態様に応じて任命権者が決定する。

２　月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間を中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年中城村条例第７号。以下「勤務時間条例」という。）第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

３　日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

４　時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

５　前３項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の１週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第４条から第６条までの規定を適用して得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬）

第16条　給与条例第15条に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、同条の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第17条　当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

２　前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務１時間につき、第21条に規定する勤務１

時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務１時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

（１）　正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

（２）　前号に掲げる勤務以外の勤務

３　前２項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、第21条に規定する勤務１時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

４　次に掲げる時間の合計が１月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第21条に規定する勤務１時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

（１）　第１項の勤務の時間　100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、100分の175）

（２）　前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）　100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第18条　祝日法による休日等及び６月23日（慰霊の日）又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

２　前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務１時間につき、第21条に規定する勤務１時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

３　第１項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対し

ては、第１項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第19条　給与条例第21条から第21条の３までの規定は、任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第21条第４項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前６月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

２　任期の定めが６月に満たないパートタイム会計年度任用職員の１会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が６月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

３　６月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（６月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が６月以上に至ったときは、第１項の任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第20条　報酬は、月の１日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

２　日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

３　月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

４　前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の１日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの報酬額）

第21条　第17条及び第18条に規定する勤務１時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　月額による報酬　第15条第２項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから１週間当たりの勤務時間を５で除したものに18を乗じたものを減じたもので

除して得た額

（２）　日額による報酬　第15条第３項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１日当たりの勤務時間で除して得た額

（３）　時間額による報酬　第15条第４項の規定により計算して得た額

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第22条　月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等及び６月23日（慰霊の日）又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条第１号に定める勤務１時間当たりの報酬額を減額する。

２　日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条第２号に定める勤務１時間当たりの報酬額を減額する。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第23条　パートタイム会計年度任用職員が給与条例第14条第１項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

２　通勤に係る費用弁償の額については第８条の規定を準用し、支給日については、規則で定める。

３　その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額措置は、規則で定める。

（村長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第24条　第３条から前条の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し村長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

（休職した会計年度任用職員の給与）

第25条　会計年度任用職員が公務上負傷し若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、１会計年度内に限り、これに給与及び報酬の全額を支給する。

２　前項以外の理由により休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与等も支給しない。

（会計年度任用職員の給与からの控除）

第26条　給与条例第27条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（端数計算）

第27条　給与条例第19条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（会計年度任用職員の公務のための旅費等）

第28条　フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、中城村職員の旅費に関する条例（平成31年中城村条例第９号。以下「旅費条例」という。）の定めるところにより、旅費を支給する。

２　パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、当該旅行に係る旅費を費用弁償として支給するものとし、その額及び支給方法は、旅費条例の例による。

（委任）

第29条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（会計年度任用職員への移行に係る経過措置）

２　この条例の施行日の前日まで中城村一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例（平成29年中城村条例第16号）により任用されていた一般職非常勤職、中城村嘱託員設置規程（平成11年中城村訓令第１号）により任用されていた嘱託員及び中城村臨時職員の任用、給与、服務及び勤務条件等に関する規則（平成３年中城村規則第５号）により任用されていた臨時職員（以下「臨時職員」という。）が、施行日において引き続き会計年度任用職員として任用され本条例の適用を受けることとなった場合の給料月額（パートタイム会計年度任用職員の場合は報酬月額。以下同じ。）が施行日前日に受けていた報酬月額（臨時職員の場合は、臨時職員としての在職期間における賃金の１月当たりの平均額）に達しないこととなるものには、令和２年４月１日から令和５年３月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料（パートタイム会計年度任用職員の場合は報酬）として支給する。

３　第11条第１項及び第19条第１項の規定により準用する給与条例第21条第２項の規定の適用については、令和２年４月１日から令和５年３月31日までの間、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。

別表第１（第４条関係）

会計年度任用職員給料表

職務の級	１　級	２　級
号　　給	給料月額	給料月額
	円	円
1	144,100	194,000
2	145,200	195,800
3	146,400	197,600
4	147,500	199,400
5	148,600	200,900
6	149,700	202,700
7	150,800	204,500
8	151,900	206,300
9	153,000	207,900
10	154,400	209,700

11	155, 700	211, 500
12	157, 000	213, 300
13	158, 300	214, 700
14	159, 800	216, 500
15	161, 300	218, 200
16	162, 900	220, 000
17	164, 200	221, 700
18	165, 700	223, 400
19	167, 200	225, 000
20	168, 700	226, 600
21	170, 100	228, 000
22	172, 800	229, 700
23	175, 400	231, 300
24	178, 000	232, 900
25	180, 700	234, 000
26	182, 400	235, 500
27	184, 000	236, 900
28	185, 700	238, 200
29	187, 200	239, 500
30	188, 900	240, 700
31	190, 700	241, 700
32	192, 400	242, 900
33	194, 000	244, 200
34	195, 400	245, 300
35	196, 900	246, 500
36	198, 400	247, 800
37	199, 700	248, 700
38	201, 000	250, 100
39	202, 200	251, 500
40	203, 500	252, 900
41	204, 800	254, 300
42	206, 100	255, 700
43	207, 400	257, 100
44	208, 700	258, 400
45	209, 800	259, 600

46	211, 100	260, 900
47	212, 400	262, 300
48	213, 700	263, 600
49	214, 800	264, 700
50	215, 900	265, 800
51	216, 900	267, 100
52	218, 000	268, 400
53	219, 100	269, 400
54	220, 100	270, 500
55	221, 000	271, 800
56	222, 000	273, 100
57	222, 400	274, 000
58	223, 300	275, 000
59	224, 100	275, 900
60	224, 900	277, 000
61	225, 600	278, 100
62	226, 600	279, 100
63	227, 400	280, 000
64	228, 300	281, 000
65	229, 000	281, 500
66	229, 800	282, 400
67	230, 700	283, 100
68	231, 700	284, 000
69	232, 400	285, 000
70	233, 100	285, 800
71	233, 700	286, 600
72	234, 500	287, 400
73	235, 300	288, 200
74	236, 000	288, 700
75	236, 700	289, 100
76	237, 300	289, 600
77	238, 000	289, 800
78	238, 800	290, 100
79	239, 600	290, 300
80	240, 300	290, 700

81	240, 800	290, 900
82	241, 500	291, 100
83	242, 200	291, 500
84	242, 900	291, 800
85	243, 500	292, 100
86	244, 200	292, 400
87	244, 900	292, 700
88	245, 600	293, 100
89	246, 100	293, 400
90	246, 600	293, 800
91	246, 900	294, 100
92	247, 300	294, 500
93	247, 600	294, 700
94		294, 900
95		295, 200
96		295, 600
97		295, 800
98		296, 100
99		296, 500
100		296, 900
101		297, 100
102		297, 400
103		297, 800
104		298, 100
105		298, 300
106		298, 600
107		299, 000
108		299, 300
109		299, 500
110		299, 900
111		300, 300
112		300, 600
113		300, 800
114		301, 000
115		301, 300

116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

別表第２（第５条関係）

会計年度任用職員等級別基準職務表

号	職種の区分	職務の級	基準となる職務
１	一般事務職	１級	定型的又は補助的な業務を行う職務 知識又は経験を必要とする業務を行う職務
２	福祉職	１級	保育士の職務 社会福祉士の職務 介護支援専門員の職務 精神保健福祉士の職務 子ども支援専門員、児童福祉士の職務 その他これらに準ずる職務
３	医療保健職	１級	管理栄養士の職務 栄養士の職務 心理士の職務 看護師の職務 その他これらに準ずる職務
		２級	保健師の職務
４	技術職	１級	建築、土木に関する技術的業務を行う職務 農業指導員の職務
		２級	高度な建築、土木に関する技術的業務を行う職務
５	教育関係職	１級	幼稚園教諭の職務 特別支援員、学習支援員の職務 図書館長の職務

			図書館司書の職務 学芸員の職務 社会教育指導員の職務 その他これらに準ずる職務
6	現業職	１級	調理員の職務 その他これらに準ずる単純な労務に従事する職務

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　おはようございます。それでは議案第54号について質疑をいたします。

まず１点目です。本条例はフルタイムの会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に区別され、中城村職員の給与に関する条例をもとに作成されたのか伺います。

２点目に、非正規職員約170名中、大部分が会計年度任用職員に移行する予定ですが、フルタイムでの任用職員の人数、それからパートタイムでの任用人数、そして予算規模はいつごろをめどに出てくるのか。それを伺いたいと思います。

３点目に、条例を制定することにより、任用職員やまた住民サービスに何らかの不利益が生じないのか。その点を伺います。

４点目に、議案第54号は、重要かつ新規の政策として議会では受けとめておりますけれども、議会基本条例第７条に、重要政策の審議等に該当すると思いますけれども、その見解を伺います。以上４点、お願いします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

フルタイム、パートタイムを本村職員の給与条例をもとにつくられましたかということだったと思いますが、国からひな形のようなものは示されていまして、もちろんこの条例の条文の中には、給与条例を準用するという項目もありますが、全てを準用するということではなくて、例えば旅費であるとか、それから期末手当であるとか、そういうところは準用している部分もありますが、全てを準用しているということではございません。

それから172名中フルタイムの人数ということですが、現在、何名をフルタイムにするかというところの人数はまだ詳細には出ておりません。パートタイムについても、何名と言うことで人数を把握しているわけではございません。ただ、先日行いました議案説明会の中では、たしか152名を、現在の８時半から17時15分まで勤めている職員が全て、会計年度任用職員に移った場合ということで説明をさせていただいていると認識をしております。

それから予算につきましては、もちろん現在、各課におきまして、新年度予算を要求する時期で、予算規模につきましては、まだ全体的なものは固まっておりません。

それから、条例を制定することにより、住民に対するサービスの低下、あるいは不利益がこうむらないかということでございますけれども、これまで一般職、非常勤職員として、あるいは嘱託職員、臨時職員として重要な役割を、現在

の臨時職員等は担っていると考えております。その辺は、特に不利益になるようなことはないのだろうと考えております。それから、今回の条例の提案についてですけれども、これにつきましては、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴う、これまで一般職非常勤職員、あるいは臨時職員、嘱託職員として雇用していた方々を、会計年度任用職員という職種に変更するという、いわば制度の変更であります。ですから、村としましては、これは重要政策という位置づけではございません。その辺のところは御理解いただきたいと考えております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　まず１点目からです。これはいろいろな条例、村の条例でもあるし、いろいろなものを審議してつくられたということで、主には旅費、それから期末手当、そういうものも含んでいるということですね。

２点目に、来年の４月１日からは施行されると思いますけれども、私が聞いたのは、いつごろまでに出てくるのか。例えば４月１日からでしたら、早くやらないといけないし、また任用職員になる方たちへの説明会は全て終わったのかどうか。例えば、あなたはパートタイムの任用職員だとか。そういうところはとうに終わっているのか。それを伺いたいと思います。

３点目は、私が住民サービスに不利益が生じないかというところは、例えば任用職員が減ってしまったり、職員がトータル的に、今170名の臨時、アルバイト、そういうのを使っているのですが、任用職員にした場合、150名で大丈夫だと。各課出てきた場合に、その20名分が、例えば住民サービスにおいて、役所に来ていろいろな手続をして待ち時間が長くなってしまったり、不利益が生じないかというところを危惧しているものですから。

４点目は、先ほど重要案件ではないと言われたのですが、村長も冒頭、新規の政策と。新規の条例ということを言われたので、我々もこれは、議会運営委員会でも新規条例だということを認識しているものですから、さらに4,000万円ぐらいのお金がかかるかもしれないというところでは、財政に対しても相当な圧迫がかかるのではないかというところを踏まえますと、どうしても事前説明は、しっかりとやってもらわないと、これは各議員が、ただ条例を見ただけではなかなか理解がしにくいというところもあるものですから、そういうところはやはり新規、あるいは相当の変更がある場合には、基本条例第７条のとおり、しっかりとした資料を提出していただいて、各議員にはしっかりと説明責任を果たしていただきたいと思いますけれども、これができるのかどうか、もう一度お願いします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

令和２年４月１日からこの条例の施行ということで、今回上程させていただいております。施行は４月ですけれども、本議会で議決をいただきましたら、早速現在の一般職非常勤職員に対し、あるいは嘱託職員に対し説明をしていきたいと考えております。いつごろまでにというのは…。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時３２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３２分）

○議長　新垣博正　再開します。

総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　予算につきましては、先ほど少し答弁いたしましたけれども、現在、各担当課から財政当局への予算を要求中、あるいはその精査をしているところですので、いつまでにというのは、たしかヒアリングが12月中旬以降に行われますので、そのころまでには各課の予算というのは出そろうのではないかと考

えております。説明会につきましては、先ほど説明したとおりで、この議会で議決をいただきましたら説明をしたいと考えております。

それからサービスの低下ですけれども、これまでも一般職非常勤職員の皆さんのいろいろな頑張りによりまして、住民サービスを職員とともに担ってきたということで考えております。この条例につきましては、先ほど少し答弁しましたけれども、これまでの一般職非常勤職員等が、会計年度任用職員に変更するというところですので、そういう意味では、住民サービスが低下するということは、我々は考えておりません。逆に、これまで以上に住民サービスに努めていきたいと考えております。

先ほど村長は、新規の条例であるということで説明をしていると思います。もちろん政策的な、例えば何らかの中城の方針を決定するような、そういう政策に絡む案件であれば、当然それは事前に議会であり、あるいは住民に対する説明は重要だということで認識しております。先ほども答弁しましたように、今回は、国の地方公務員法と地方自治法の改正によって、一般職非常勤職員から、会計年度任用職員への変更ということですので、我々としては、先日３日前に議案説明会としまして、条例の内容について資料を配付し説明をしておりますので、それだけで足りないということであれば、また我々が持っている資料もございますので、後ほど提供、あるいはまた一緒に勉強ができればと考えております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　議会としては、任用職員というのは、本当に大幅な変更だろうと思っているものですから、条例ではあるのですが、しっかりと説明すべきものは説明をしていただいて、また職員にもしっかりとした、あなた方の今からの待遇はこうですよというところの説明を十分尽くしていただいて、村民に不利益のないようなやり方で進めていただきたいと思っています。以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時３６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３７分）

○議長　新垣博正　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

安里清市議員。

○１番　安里清市議員　おはようございます。

この条例の附則の３項について、少し御説明をお願いしたいと思うのですが、これはフルタイムの任用職員の期末手当について触れているところだと思うのですが、これが令和５年までは100分の72.5でやるということが出ていますが、この制度の趣旨からすると、働き方を向上させるんだということが趣旨だったと思うのですが、そこから少し外れていっているのではないかということでお尋ねをしたい。よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

附則の３につきましては、期末手当の支給について定めております。支給率ですけれども、現在、支給率を100分の72.5にしようということで考えています。これは１回分ですので、年間で言うと100分の145ということになります。100分の145にした理由につきましては、現在、我々職員と再任用職員、一旦役場を退職して再任用職員として雇用している方々がおります。その再任用職員との権衡を考慮しまして、再任用職員と同様の率にしているというところでございます。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　このやり方は、国が示されたある程度のひな形でもそうなっているのかということと、それから職員の方で退職をされて再任用された方に、それをわざわざ合わせ

るというのもおかしいのですが、先ほど申し上げたように、制度の趣旨が、そういう働き方改革をして、働く方々の環境をよくしようということから、国のほうでも提案がされてきていると思うのですが、単純に再任用の方と合わせようということで考えてやられたのか。あるいは国自体もそれぐらいのことで令和５年まではという趣旨みたいなことが出ていたのか。その辺をお願いいたします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

そもそも、これまでの一般職非常勤職員等に対しましては、期末手当というのはそもそも支給されていないわけであります。その後、今回の会計年度任用職員におきましては、上位法において、期末手当を支給することもできるということがありますので、そういう意味では、我々も他市町村等を比較しまして、72.5の率で支給しようということで考えております。国のほうで示されたものにつきましても、支給することができるということがありました。その率というのは、ここで書いてあります130というのは、我々の正職員の率が130です。ですから、我々のちょうど半分を、今回は令和２年から令和５年３月31日まではこの率で支給しようということで考えております。令和５年度からは、この率については変更するということも考えられますけれども、現在のところはそのようにやっていきたいと考えております。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　この条例を提案されて、私たちも勉強する機会が非常に短時間で、内容がうまく飲み込めていないところもあるのですが、やはり前々から、こういう制度がありますと、早目に資料を出してほしいということを前々から議会で要望してきたわけですけれども、今回、直前になって提案ということで、私たちとしては少し説明のあり方を今後考えてほしいと思っております。

先ほどもありましたけれども、個人個人の要望、フルタイムあるいはパートタイムの人数の把握については、どのような形で把握してきたか。そして、実際に説明会をやるということですけれども、個人個人の要望は、要望書をきちんと取ってそのように実施していくのかということが１点です。

あと、ほかの市町村においては、労働組合ともいろいろ調整がされていると聞きました。本村においては、労働組合との話し合いも何度かやったのか。そして、その内容について。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

現在勤めている一般職、非常勤職員に、それぞれ個人的にパートがいいのか、フルタイムでいいのかという、そういう聴取をする予定はございません。もともと、村としましては、村が必要とする形で採用していくのが通常ではないかと考えています。全てがフルタイムという希望を出して、それを全て会計年度任用職員として任用するためには、それ相応の予算が当然伴いますので、また、村が業務を行うために、村がこの業務についてはフルタイムでなければならない。あるいはパートタイムでもいいという判断は、村のほうで下すべきだと、そういうことで考えています。

それから、労働組合との話し合いですけれども、労働組合に対しても、確かに我々はこの案を既に提示しております。ですから、何かあったらぜひ相談をしましょうということはありましたけれども、特に今日まで、この条例案ではおかしい、あるいは厳しいという話は、これまで伝わってきてはおりません。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　このフルタイムとパートタイムについては、やはり現行はほとんどが

フルタイムの雇用形態になっているかと思うのですが、執行部が出せばそれでいいということは、逆に言えばパートタイムが優先になって、担当部署で、担当課長を含め、係長も含め、その辺で経費節減、経費節減という名目の中で、パートタイムが圧倒的に多くなるような、そういう雇用の仕方については、十分に慎んでほしいと思います。以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第54号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第６　議案第55号　中城村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第55号　中城村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について御提案申し上げます。

議案第55号

中城村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

中城村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月６日提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

翌年度以降にわたり物品等を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結することで、これまで毎年行っていた契約締結に係る事務が軽減されるため、中城村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定する必要がある。

中城村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、

長期継続契約を締結することができる契約について定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第２条　長期継続契約を締結することができる契約は、次のとおりとする。

（１）　電子計算機その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの

（２）　庁舎等の維持管理に係る業務その他の役務の提供を受ける契約であって、毎年４月１日から当該役務の提供を受ける必要があるもの

（委任）

第３条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは議案第55号について質疑を行います。

まず１点目、長期継続契約の期間は大体何年ぐらいをめどにしているのか伺います。

２点目に、第２条２号については、庁舎等の維持管理に係る業務その他の役務の提供を受ける契約であって、毎年４月１日から当該役務の提供を受ける必要があるものということで記されているのですが、これは長期間１社に限定してずっとやっていくのか。また入札等、一定程度の期間から入れて予算の低減、そういうものを図ることができるのかどうか。以上の２点、お願いします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

長期契約ができる期間につきましては、５年を上限ということで考えております。

それから、役務の提供を受ける、長期間を１社に限定するということですけれども、毎年契約するよりは、１回の契約で最大５年間を継続して契約したほうが予算的なメリット、あるいはその都度、その都度、毎年契約事務の入札等を行うということの業務的な軽減も含まれております。全てを含めて事務の効率化に結びつけたいということで考えております。５年の契約をすることによりまして、財政的な、予算的な軽減も図られるものだと考えております。その５年が来ましたら、また新たに入札を行いまして、またさらに同じ業者になるのか、あるいは違う業者になるのかというのは、それはその時点でしかわかりませんけれども、そういう契約の仕方を導入していきたいということで考えております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　大体５年をめどにということですが、例えば５年契約をしたとして、社会情勢で、５年のうちにいろいろな変化があると思いますけれども、その中で、その契約金額が安過ぎたという状況になった場合には、これは毎年、その５年間は確定してその予算内ということなのか。あるいはまた１カ年ずつ、その予算について、少しは修正等ができるのかどうか。その点はどうですか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

長期継続契約につきましては、これまで行っていた債務負担行為とは若干違います。債務負担行為は、その年、債務負担行為を設定した時点で限度額を設定しますけれども、長期継続契約につきましては、毎年の予算の中で役務の提供を受けるということになっておりますので、そのときの事情によりましても若干の変更は出てくる、そのように考えております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　そういうところもしっかりやっていただいて、透明性のあるやり方で進めていってください。以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　１件質疑をさせてください。

第２条の１号、２号があるのですが、具体的な項目の一覧表の提供はできますか。例えば物品というのはどういうものだと。今現在で、実際に契約しているものの一覧表、あるいは維持管理のための業務、調書関連とかそういうもの、項目の一覧表を後でお願いできますか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

12月３日に議案の説明をさせていただきました。そのときに、議案説明書ということで資料を提供しておりますけれども、その中に、第２条第２号で想定される業務というものを、一覧として提供してございます。さらに、現在やっている契約がどういうものなのかということにつきましては、後ほど、資料の整備ができましたら提供は可能でございます。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　長期契約について質疑をさせていただきます。

大きな物品とか大きな工事とか、いろいろなことであれば指名競争入札が非常に適していると思いますが、ただ、維持管理とかそういうものについては、場合によっては、業務が金額的にそう大きくないと言うんでしょうか、そういうものについては、指名競争入札をするのが難しいのではないかと思います。場合によっては、随意契約のほうが事務的にも進めやすいのではないかというものもあります。ですけれども、これまでのやり方からすると、非常に画期的に、非常に改善された方法だろうと思っていますので、入札して５年間、その金額で、同じ金額で、同じ業者でいくという方法だろうと思っています。そうすると、確かに事務の効率化が相当図られると思っています。職員の労力についても、相当軽減されるものではないかと思います。ですけれども、先ほど言いましたように、入札に付すにはそれだけの業者がきちんといるのかどうかというのもありますので、場合によれば探すことが難しいものもあるだろうと思いますので、その辺をどう考えているのか、お願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時５７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５８分）

○議長　新垣博正　再開します。

総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

今回の長期継続計画の条例ですけれども、これは、長期的な継続ができる条例をつくっておかないと、毎年、単年度、単年度の契約になってしまいますので、そういう意味では事務の効率化を図るために、あるいは職員の業務の軽減を図るために、今回この条例を制定させていただきたいと考えております。もちろん、その契約、あるいは事案によりましては、１年の契約じゃなければならないものであるとか、あるいは長期継続契約をしても、逆に予算が上がるような、そういうことがあるようであれば、これ

は長期継続契約で契約するということはございません。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　今、御答弁いただきましたけれども、一件一件それに当てはめていって、どうしても指名競争入札が難しいということが、維持管理等においては出てくるのではないかと思っていますので、その辺は各課とも連携しながら、場合によっては随契のほうがいいのではないかというのも出てくるだろうと思います。これは、一般市場の業者の問題でそういうこともあるだろうと思います。ただ、この条例については、よくないというのではなくて、先ほど言いましたように、毎年毎年契約書をつくっているわけですから、それが簡略化して、いうなれば職員の業務がとても減るということでありますので、非常にいい条例だとは思っております。以上です。答弁はよろしいです。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第55号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第７　議案第56号　中城村総合計画条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第56号　中城村総合計画条例について御提案申し上げます。

議案第56号

中城村総合計画条例

中城村総合計画条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月６日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

地方自治法の改正によって地方自治体の基本構想の策定義務が削除されているが、中城村の長期展望や、計画的かつ効率的な行政運営の指針とした、総合計画の重要性、及び位置づけを明確にするため、中城村総合計画条例を制定する必要がある。

中城村総合計画条例

（目的）

第１条　この条例は、まちづくりの指針として位置づけ、総合計画の策定等について必要な事項を定めるところにより、総合的、かつ、計画的な行政の運営に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（１）　基本構想　長期展望に立ち、中城村のまちづくりの基本理念と将来像を定め、これを実現するための方向を示すものをいう。

（２）　基本計画　基本構想で示した将来像を実現させるための基本的な施策の方向性を示すものをいう。

（３）　実施計画　基本計画に基づき実施する事業の計画を具体的に示すものをいう。

（総合計画の策定）

第３条　村長は、本村における総合的、かつ、計画的な行政の運営を図るため、本総合計画を策定するものとする。

（策定方針）

第４条　村長は総合計画を策定するときは、総合計画が村の最上位の計画として位置づけられるものであることを踏まえ、総合的見地からこれを策定するものとする。

（１）　村長は基本構想の策定を行うときは、その時々の地域の実情、社会経済情勢の変化、財政状況等を勘案し、これらに適合するようにこれを策定するものとする。

（２）　村長は広く村民の意見を聴き、反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（総合計画審議会への諮問）

第５条　村長は基本構想を策定するときは、あらかじめ、中城村総合計画審議会条例（昭和47年条例第12号）に定める中城村総合計画審議会に諮問することができる。

（議会の議決）

第６条　村長は総合計画を策定し、又は変更しようとするときは中城村議会基本条例（平成30年条例第20号）第８条の規定による議会の議決を経なければならない。

（総合計画の公表）

第７条　村長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（補足）

第８条　この条例に定めるもののほか、総合計画の策定等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは議案第５６号

について質疑をいたします。

まず１点目、第４条第２号に村長は広く村民の意見を聴き、反映させるために必要な措置を講ずるものとすると書かれているのですが、その必要な措置というのはどういうものを想定しているのか。

２点目に、第４次総合計画後期が令和３年度で終了するのですが、令和１年、ことしから３年間、第５次総合計画策定業務が進行中だと思いますけれども、その計画が第４条にある最上位の計画に該当するのかどうか。それをもって、中城村総合計画条例の位置に示されるのかどうか。以上２点を伺いたいと思います。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それではお答えします。

条例第４条第２号の、広く村民の意見を聴きということの件ですが、今回、これまでもアンケートや住民会議、そして議会へも、前回も説明等をしながら意見等を聞いておりますので、今回についても幅広く意見を聞くために、住民会議、アンケート、そして審議委員会の部分も今回改正の提案をしていますが、その意見等を聞くということで、幅広く意見を聞き反映させていくということを考えています。

そして、同じく第４条の現在の総合計画の最上位という部分についても、次回の第５次計画についても、村の最上位計画として位置づけて、村民、行政も一緒に、そして議会も一緒に、目指すべき指針としていきたいと考えています。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　本村でも、都市計画のマスタープランが仕上がって、ことしやりました。そして農業ビジョンも去年、ことしと、２年かけてそれなりの予算を出してつくられている段階で、あるいはまた第４次総合計画の後期も進行中ということですので、ぜひ第５次総合計画策定業務は、ことし1,553万2,000円の予算が充てられているので、しっかりとしたすばらしい計画を、村民が本当にいい計画だというぐらいのものをつくれるようなことでやっていただきたいと思っています。以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時０６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１４分）

○議長　新垣博正　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第56号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第８　議案第57号　中城村森林環境譲与税基金条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第57号　中城村森林環境譲与税基金条例について御提案申し上げます。

議案第57号

中城村森林環境譲与税基金条例

中城村森林環境譲与税基金条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月６日提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が平成31年３月29日に公布された。それに伴い、令和元年度より各市町村に配分される森林環境譲与税の事業執行の為に基金条例を設置する。

中城村森林環境譲与税基金条例

（設置）

第１条　森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第１項の規定に基づき、中城村森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第３号）第27条の規定により譲与される額以内とし、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第６条　基金は、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは議案第57号について質疑をいたします。

第５条、繰替運用というのがあるのですが、村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるということがあるのですが、これは全ての政策に運用が可能なのか。また、確実な繰り戻しの方法とはどういう方法が考えられるのか。その１点をお願いします。

○議長　新垣博正　産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名勉　お答えします。

一般会計、特別会計、相互間において歳計現金に過不足が生じた場合、他会計の歳計現金を使用することには、制限的な規定もないことから、基金に属する現金を、一般会計や特別会計へ流用も可能だと考えております。それから、確実な繰り戻しということでございますが、各課が実施しております各事業の資金計画書に基づき、補助金等の歳入時期が明確であり、年度内に基金へ償還できる場合と理解しております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　たしか、この年間補助金というのは、恐らく80万円前後でしたよね。これを今からためて、基金に入れていって、総額はまたその年度内に戻すと。繰り越しとかそういうのは全くできないわけですね。わかりました。

あと、これを運用した場合、例えば今言われた一般会計、あるいは特別会計に流用した場合に、議会へ運用計画というものは提出されるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時１９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１９分）

○議長　新垣博正　再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名勉　お答えします。

中城村の基金条例の中では、特に議会に上げるということは記載されておりません。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　議会に上げることはないということですけれども、これは決算認定というところでは出てくるわけですよね。どうしても金の貸し借りがあるものだから。そういうところはしっかり明記してもらって、いろいろなものに使えるということですので、無駄なものには使わないような形で、しっかりとためて

いってください。以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号は、建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。

したがって、議案第57号は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第９　議案第58号　中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第58号　中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第58号

中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例

中城村手数料徴収条例（平成12年中城村条例第17号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月６日提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

固定資産評価証明書の１件の定義及び地積併合図・航空写真重ね図の交付手数料並びに戸籍事項証明手数料の徴収をしない規定見直しのため、中城村手数料徴収条例の一部を改正する必要がある。

中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例

中城村手数料徴収条例（平成12年中城村条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（徴収すべき事項及び金額） 第２条　（略） ２　土地及び建物に関する証明については、証明書１枚につき１件とする。	（徴収すべき事項及び金額） 第２条　（略） ２　土地については、６筆までを１件とし、７筆以上は６筆までを増すごとに１件とする。

３・４　（略）	３・４　（略）
５　閲覧は、１種類１回で１件とする。ただし、住民基本台帳については１人につき１件とする。	５　閲覧は、１種類１回で１件とする。ただし、住民票　　については１世帯　　１件とする。
６～８　（略）	６～８　（略）
（郵便による送付）	（郵便による送付）
第５条　郵便により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から、第２条第１項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。	第５条　郵便により諸証明書　　その他の書類の送付を求めようとする者から、第２条第１項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。
（免除）	（免除）
第６条　次に掲げるものは、手数料を徴収しない。	第６条　次に掲げるものは、手数料を徴収しない。
（１）　（略）	（１）　（略）
	（２）　本村の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの
（２）　（略）	（３）　（略）
（３）　（略）	（４）　（略）
（４）　（略）	（５）　（略）
（５）　身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第２条第２項に規定する盲導犬、同条第３項に規定する介助犬又は同条第４項に規定する聴導犬に係る身体障害者補助犬法施行規則（平成14年厚生労働省令第127号）第５条に規定する身体障害者補助犬認定証その他身体障害者補助犬であることを証明する書類を有する者の請求に係る別表区分狂犬病予防に係る手数料	（６）　視覚に障害がある者で、盲導犬（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第８条第２項の規定による盲導犬をいう。）の使用者証を有するものの請求による別表区分狂犬病予防に係る諸手数料
（６）　（略）	（７）　（略）
	（８）　村職員が在勤、通勤又は勤務に関する証明を申請したとき。
（７）　（略）	（９）　（略）
２　次に掲げる者に対して戸籍事項の証明をするときは、手数料を徴収しない。	２　次に掲げる者に対して戸籍事項の証明をするときは、手数料を徴収しない。
（１）　健康保険法（大正11年法律第70号）第196条の規定に該当する者	
（２）　（略）	（１）　（略）

（３）　（略）	（２）　（略）
（４）　（略）	（３）　（略）
（５）　（略）	（４）　（略）
	（５）　農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）第78条の規定に該当する者
（６）　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第113条の規定に該当する者	（６）　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第114条の規定に該当する者
（７）　（略）	（７）　（略）
（８）　（略）	（８）　（略）
（９）　中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第87条の規定に該当する者	（９）　中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第92条の規定に該当する者
(10)　（略）	(10)　（略）
(11)　（略）	(11)　（略）
(12)　（略）	(12)　（略）
(13)　（略）	(13)　（略）
(14)　小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）第30条の規定に該当する者	(14)　小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）第27条の規定に該当する者
(15)　（略）	(15)　（略）
(16)　独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第59条の規定に該当する者	
(17)　（略）	(16)　（略）
(18)　（略）	(17)　（略）
(19)　（略）	(18)　（略）
(20)　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第19条の規定に該当する者	(19)　犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号）第19条の規定に該当する者
(21)　（略）	(20)　（略）
(22)　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成19年法律第104号）第61条の規定に該当する者	(21)　社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成10年法律第77号）第76条の規定に該当する者
(23)　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第136条の規定に該当する者	
(24)　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166	

号）第26条の規定に該当する者

（25）　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第４号）第83条の規定に該当する者

（26）　犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）第33条の規定に該当する者

（27）　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第16条の規定に該当する者

（28）　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第19条の規定に該当する者

別表（第２条関係）

区分	手数料の名称	手数料の額	
戸籍	戸籍の謄抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	１通につき	450円
	除かれた戸籍の謄抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	１通につき	750円
	戸籍に記載した事項に関する証明手数料	１件につき	350円
	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明手数料	１件につき	450円
	届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の手数料	１通につき	350円
	上質紙を用いた婚姻・養子離縁又は認知の届出の受理証明書手数料	１通につき	1,400円
	戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合も含む。）又は第126条の規定に基づく届書その他書類の閲覧手数料	１件につき	350円
住民基本台帳	住民票及び戸籍附票の写しの交付手数料	１件につき	200円
	通知カードの再交付手数料	１件につき	500円
	個人番号カードの再交付手数料	１件につき	800円
	住民票の記載事項の証明手数料	１件につき	200円
	住民基本台帳の閲覧手数料	１件につき	200円

別表（第２条関係）

区分	手数料の名称	手数料の額	
戸籍	戸籍の謄抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	１通につき	450円
	除かれた戸籍の謄抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	１通につき	750円
	戸籍に記載した事項に関する証明手数料	１件につき	350円
	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明手数料	１件につき	450円
	届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の手数料	１通につき	350円
	上質紙を用いた婚姻・養子離縁又は認知の届け出の受理証明書手数料	１通につき	1,400円
	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合も含む。）第126条の規定に基づく届書その他書類の閲覧手数料	１件につき	350円
住民基本台帳	住民票及び戸籍附票の写しの交付手数料	１件につき	200円
	通知カードの再交付手数料	１件につき	500円
	個人番号カードの再交付手数料	１件につき	800円
	住民票の記載事項の証明手数料	１件につき	200円
	住民基本台帳の閲覧手数料	１件につき	200円
印鑑	印鑑に関する証明書手数料	１件につき	200円

印鑑	印鑑に関する証明書手数料	１件につき	200円
	印鑑登録証の交付手数料	１件につき	200円
	認可地縁団体印鑑登録に関する証明手数料	１件につき	200円
身分	身分に関する証明手数料	１件につき	200円
狂犬病予防	犬の登録手数料	１頭につき	3,000円
	狂犬病予防注射済票交付手数料	１頭につき	550円
	犬の鑑札の再交付手数料	１頭につき	1,600円
	狂犬病予防注射済票再交付手数料	１頭につき	340円
税	優良宅地造成認定申請手数料	１件につき	86,000円
	優良住宅新築認定申請手数料 新築住宅床面積の合計		
	100平方メートル以下	１件につき	6,200円
	100平方メートルを超え500平方メートル以下	１件につき	8,600円
	500平方メートルを超え2,000平方メートル以下	１件につき	13,000円
	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	１件につき	35,000円
	10,000平方メートルを超えるとき	１件につき	43,000円
	住宅用家屋証明	１件につき	1,300円
	諸税及び公課に関する証明	１件につき	200円
	資産に関する証明	１件につき	200円
	営業に関する証明	１件につき	200円
	地籍併合図・航空写真重ね図の交付		
	Ａ４モノクロ	１件につき	200円
	Ａ４カラー	１件につき	400円
	Ａ３モノクロ	１件につき	400円
	Ａ３カラー	１件につき	800円
図面	図面交付手数料	色図　１枚につき	1,000円
		白図　１枚につき	500円
	その他	１件につき	200円
その他	現況証明	１件につき	200円
	飼養登録票の交付手数料又は更新手数料（愛がんのための飼養を目的としたメジロ及びホウジロに係るものに限る。）	１件につき	3,400円
	その他の証明等	１件につき	200円

	印鑑登録証の交付手数料	１件につき	200円
	認可地縁団体印鑑登録に関する証明手数料	１件につき	200円
身分	身分に関する証明手数料	１件につき	200円
狂犬病予防	犬の登録手数料	１頭につき	3,000円
	狂犬病予防注射済票交付手数料	１頭につき	550円
	犬の鑑札の再交付手数料	１頭につき	1,600円
	狂犬病予防注射済票再交付手数料	１頭につき	340円
税	優良宅地造成認定申請手数料	１件につき	86,000円
	優良住宅新築認定申請手数料 新築住宅床面積の合計		
	百平方メートル以下	１件につき	6,200円
	百平方メートルを超え五百平方メートル以下	１件につき	8,600円
	五百平方メートルを超え二千平方メートル以下	１件につき	13,000円
	二千平方メートルを超え一万平方メートル以下	１件につき	35,000円
	一万平方メートルを超えるとき	１件につき	43,000円
	住宅用家屋証明	１件につき	1,300円
	諸税及び公課に関する証明	１件につき	200円
	資産に関する証明	１件につき	200円
	営業に関する証明	１件につき	200円
その他	現況証明	１件につき	200円
	図面又はその写しの交付		
	５千分の１	１件につき	500円
	１万分の１	１件につき	500円
	２万５千分の１	１件につき	200円
	その他	１件につき	200円
	都市計画図の交付	１件につき	1,000円
	飼養登録票の交付手数料又は更新手数料（愛がんのための飼養を目的としたメジロ及びホウジロに係るものに限る。）	１件につき	3,400円
	その他の証明等	１件につき	200円

附　則

この条例は、令和２年１月１日から施行する。

御参照いただきたいのが、改正前、改正後の下線部分でございます。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時２２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２６分）

○議長　新垣博正　再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第58号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第58号　中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第58号　中城村手数料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第10　議案第59号　中城村総合計画審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第59号　中城村総合計画審議会条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第59号

中城村総合計画審議会条例の一部を改正する条例

中城村総合計画審議会条例（昭和47年中城村条例第12号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月６日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

地方創生によって推奨され、示された有識者の構成を参考に、審議会の委員構成を見直すこととともに、二元代表制の役割を明確に区分するため中城村総合計画審議会条例の一部を改正する必要がある。

中城村総合計画審議会条例の一部を改正する条例

中城村総合計画審議会条例（昭和47年中城村条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（組織） 第３条　審議会は委員15人以内で組織する。 ２　委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。 （１）　産業機関関係者 （２）　行政機関関係者 （３）　教育機関関係者 （４）　金融機関関係者 （５）　労働団体関係者 （６）　福祉機関関係者 （７）　村民 （８）　前各号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者 （会議） 第６条　（略） ２～４　（略） ５　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。	（組織） 第３条　審議会は委員18人以内で組織する。 ２　委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。 （１）　村議会の議員　４人 （２）　村教育委員会の委員　１人 （３）　村農業委員会の委員　１人 （４）　学識経験者　３人 （５）　自治会長　３人 （６）　村内の公共的団体の役員　６人 （会議） 第６条　（略） ２～４　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

改正前、改正後の下線の部分が、今回改正される箇所でございます。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　議案第59号について質疑を行いたいと思います。

第３条の審議会委員が18名から15名、３名ほど減らされているのですが、それの根拠を伺いたいと思います。

２点目に、第３条の２に委員の名前が、ずらーっと、関係者、関係者ということで並べられているのですが、これは余りにも具体性に欠けていると。アバウトで何を意味しているのか。（１）でも産業機関関係者というところで、提案理由にはしっかりと有識者の構成を参考にということも書かれているので、そういう書き方で、我々議会はなかなか納得しないですよ。それはもう少し具体的に書かれないのかどうか。その２点を伺います。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それではお答えします。

まず人数の件ですが、18名から15名への改正ということで、今回、村議会の議員４名というのを削除して、議会への説明等をする中で、最終的には議決をしていただくということで減となっています。その部分で４名の減がありますが、新たに、先ほどの機関という表現で、幾つかの機関がありますが、金融機関や労働団体、福祉機関ということで、改めて追加をさせていただいているところもあります。その部分でまた４名の減で、実際14名となることではなくて、追加される方々もいますので、今回、人数を15名以内とさせていただいています。

関係機関という表現ですが、現在予定している部分については、これまでの商工会など、また行政機関であれば国や県なども含めて、大幅に変更するということではないのですが、ただし、産業機関としておくことで、今後いろいろ対応できるような、入っていただくような方々がいれば、こういう機関という表現のほうが逆にいろいろな意見、幅広い意見を聞けるような審議委員会を開催できるのではないかということで、今回、その機関という表現で改正をしています。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　人員が減らされたということは、私も二元代表制の役割を明確にするためには、やはり議員も向こうに入って、いろいろと賛成したものがこっちに来て反対だというところがあろうかと思うので、それについては、私はやはり議会としての立場が重要なものであると思うので、それはいいことだろうと。

反面、やはり今言われた２点目の委員に関しては、提案理由にも書いてあるとおり、有識者の構成を参考にということがあるので、今までどおり自治会長とか、あるいはまた村内の公共的団体の役員とか、そういうものはしっかりと、これからの大事な大事な総合計画の審議員になるわけですから、しっかりと精査して、本当にその方は何のところでの有識者なのか。しっかりこういうところを査定していって、審議員というのは。ただ自治会長だからどうぞ入ってくださいというやり方ではなくて、こういうところまでしっかりとした基準を持ってやっていかないといけないと思うので、関係者は関係者でいいのですが、その中の、例えば承認する場合にまた上がってくるだろうと思うけれども、どういったものの有識者なのか。そういうところも含めて、次回、提出する場合にはしっかりと整えて出してください。以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時３４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３９分）

○議長　新垣博正　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　それでは総合計画審議について質疑をします。

二元代表制の役割を明確にしてとありますけれども、我々議員も、実際には村づくりには、どのような面からかかわっていけばいいのか。素案からかかわっていったらいいのか。実際でき上がってきて、そのでき上がったものを見て評価して、要するにそのものに、これはまたまずいんじゃないかということをやるのか。そこは議員として疑問であります。しかし、そのでき上がったものも、途中に議会で報告があるのかどうか。これもそういう方向に持っていくのかどうか。私は議員になって、中城村の村づくりに対して、いろいろなところで詳細な部分の意見を知るために議員になったものと自分では思っております。そこをどのように議会に反映していく考えなのか。そこを聞きたい。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それではお答えします。

先ほど、条例のほうでも議会の議決を経ていくということで、今回提案させていただいています。そういうこともあって、担当としても議会への説明を一定程度説明できる、審議できるような状況ができましたら、回数についてはまだ言えないのですが、実施していきたいと。その中で、議員の方々にもいろいろな意見を言っていただき、この計画に反映させていただければと考えています。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　それでは質疑をさせていただきます。

改正前のものに関しましては、村長が委嘱するということで、村議会とか村教育委員会とか村の有識者とか、村の自治会長とかが含まれているのですが、新しくなったものに関しては、村長が委嘱するの文言までは同様なのですが、（１）から（８）の項目の人員となっておりますけれども、単純に15名となっていますので、仮に８名の項目の中から委嘱したときに、２名ずつ振り分けをしたときに、産業関係とか行政機関とありますけれども、これは村内在住者なのか、それとも村外からも全部委嘱するのか。その辺をお聞きいたします。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　第３条において、村長が委嘱する人数については、今回15名ということで考えています。その中でも、産業関係ということであれば、商工会や観光協会など、村内等も考えられるかと思います。あと行政機関については、やはりこれまでもありました琉大などの教授等です。そういうものもありますので、必ずしも村内ということではなくて、国や県などの識者についても入れていきたいと考えています。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　これは、現在の総合計画審議会条例の中の構成員を変えようという内容だと思うのですが、そうなりますと、先ほど総合計画書を立てたときに、それから10年間の総合計画の方向性をいろいろと立てていくのですが、その中の審議会だと思うのですが、仮に村長が委嘱する。あるいは、村長が必要と認める者としかうたってありませんので、全て外部から委嘱しようと思えば委嘱できると思うんです。ここには何もないわけですから。要は、全て外部有識者を入れて、委嘱できるのではないかという、少し不安要素がある感じがありまして、やはりこの中にも村の有識者とか、村の人選を充てられるような文言を引用してほしいという考えがあるのですが、その辺はどうですか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

この件は、村内、村外かかわらず、幅広く人材を集めようというだけのお話しで、もちろん基本的に中城を知っている人たちがどうしても中心になっていきますよ。これはもう社会通念上、誰が考えてもそうですよね。そこに反するようなことは、当然、村長としてするつもりもありませんし、必要な人だと認めた人たちを村外から、先ほど課長からもありましたけれども、学識経験者、専門的に存じ上げている方なんかは、これは村内に限ってとかって逆に打ってしまうと、意見を募ることができませんので、そういう類いのものですので、どうぞ誤解なきようにお願いいたします。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　誤解なきではなくて、単純に言えば、今の浜田村政が、これから20年も30年も続くのであれば、そのままでもいいと思います。今答弁なされたように、誤解がないように。誤解しませんよ。ただ、情勢はどんどん変わっていくし、４年先、５年先、体制が変わったときに、これには村長の任命ですと。新

しい村長が、全部外部から任用できますと解釈できませんかということをもし言われたときに、やはり審議会の規定がある場合は、全て外部から持って来られる要素を含んでいると思いますので、その辺をもう少し考え直せないかということです。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時４７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４７分）

○議長　新垣博正　再開します。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えします。

この議会の中で、中城村長として議事録も残って発言していることでございます。浜田京介個人の話ではございませんので、中城村長としての見解で述べさせていただいていますので、村長がかわったとしても、当然行政というのはつないでいくものであると、皆さんも認識しているでしょうし、常識だと思いますので、これは継続されるものだろうと思っておりますので、しっかりと議会で述べさせていただいた中城村長の弁だということを御理解いただきたいと思います。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号　中城村総合計画審議会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第59号　中城村総合計画審議会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休　憩（１１時４９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

○議長　新垣博正　午前に引き続き再開します。

日程第11　議案第60号　中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第60号　中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第60号

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月６日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

人事院の給与勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告等を考慮し、村職員の給与に関し、所要の改定をする必要がある。

中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の給与に関する条例（昭和59年中城村条例第13号）の一部を次のように改正する。

第１条

改正後

別表第２（第６条関係）

行　政　職　給　料　表

職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600

改正前

別表第２（第６条関係）

行　政　職　給　料　表

職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200
2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400
3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600

14	161, 600	218, 000	250, 800	288, 900	317, 100	346, 600
15	163, 100	219, 700	252, 100	290, 800	319, 300	348, 600
16	164, 700	221, 500	253, 500	292, 600	321, 400	350, 600
17	165, 900	223, 200	255, 000	294, 400	323, 300	352, 300
18	167, 400	224, 900	256, 500	296, 400	325, 300	354, 300
19	168, 900	226, 500	258, 200	298, 500	327, 300	356, 100
20	170, 400	228, 100	260, 000	300, 500	329, 300	358, 000
21	171, 700	229, 500	261, 600	302, 400	331, 000	359, 900
22	174, 400	231, 200	263, 300	304, 500	333, 100	361, 800
23	177, 000	232, 800	264, 900	306, 500	335, 100	363, 800
24	179, 600	234, 400	266, 500	308, 600	337, 200	365, 700
25	182, 200	235, 400	268, 400	310, 300	338, 600	367, 700
26	183, 900	236, 900	270, 200	312, 400	340, 500	369, 600
27	185, 500	238, 300	271, 900	314, 400	342, 400	371, 600
28	187, 200	239, 500	273, 600	316, 400	344, 300	373, 600
29	188, 700	240, 700	275, 300	318, 100	345, 900	375, 100
30	190, 400	241, 900	277, 000	320, 100	347, 800	376, 900
31	192, 200	242, 900	278, 800	322, 200	349, 700	378, 700
32	193, 900	244, 100	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300
33	195, 500	245, 400	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100
34	196, 900	246, 400	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500
35	198, 400	247, 600	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000
36	199, 900	248, 900	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600
37	201, 200	249, 800	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000
38	202, 500	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200
39	203, 700	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400
40	205, 000	253, 600	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500
41	206, 300	255, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600
42	207, 600	256, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800
43	208, 900	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000
44	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100
45	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800
46	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500
47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200
48	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900
49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500
50	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100
51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600
52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000
53	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400
54	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700
55	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000

14	159, 800	216, 500	249, 600	288, 600	317, 100	346, 600
15	161, 300	218, 200	250, 900	290, 600	319, 300	348, 600
16	162, 900	220, 000	252, 300	292, 600	321, 400	350, 600
17	164, 200	221, 700	253, 800	294, 400	323, 300	352, 300
18	165, 700	223, 400	255, 400	296, 400	325, 300	354, 300
19	167, 200	225, 000	257, 100	298, 500	327, 300	356, 100
20	168, 700	226, 600	258, 900	300, 500	329, 300	358, 000
21	170, 100	228, 000	260, 500	302, 400	331, 000	359, 900
22	172, 800	229, 700	262, 300	304, 500	333, 100	361, 800
23	175, 400	231, 300	264, 000	306, 500	335, 100	363, 800
24	178, 000	232, 900	265, 700	308, 600	337, 200	365, 700
25	180, 700	234, 000	267, 600	310, 300	338, 600	367, 700
26	182, 400	235, 500	269, 500	312, 400	340, 500	369, 600
27	184, 000	236, 900	271, 300	314, 400	342, 400	371, 600
28	185, 700	238, 200	273, 100	316, 400	344, 300	373, 600
29	187, 200	239, 500	274, 800	318, 100	345, 900	375, 100
30	188, 900	240, 700	276, 700	320, 100	347, 800	376, 900
31	190, 700	241, 700	278, 600	322, 200	349, 700	378, 700
32	192, 400	242, 900	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300
33	194, 000	244, 200	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100
34	195, 400	245, 300	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500
35	196, 900	246, 500	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000
36	198, 400	247, 800	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600
37	199, 700	248, 700	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000
38	201, 000	250, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200
39	202, 200	251, 500	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400
40	203, 500	252, 900	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500
41	204, 800	254, 300	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600
42	206, 100	255, 700	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800
43	207, 400	257, 100	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000
44	208, 700	258, 400	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100
45	209, 800	259, 600	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800
46	211, 100	260, 900	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500
47	212, 400	262, 300	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200
48	213, 700	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900
49	214, 800	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500
50	215, 900	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100
51	216, 900	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600
52	218, 000	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000
53	219, 100	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400
54	220, 100	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700
55	221, 000	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000

56	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300
57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600
58	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900
59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200
60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500
61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800
62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100
63	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400
64	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700
65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000
66	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300
67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600
68	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900
69	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100
70	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400
71	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700
72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000
73	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200
74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500
75	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800
76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000
77	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200
78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500
79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	
94		294, 900	342, 600			
95		295, 200	343, 100			
96		295, 600	343, 500			

56	222, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300
57	222, 400	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600
58	223, 300	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900
59	224, 100	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200
60	224, 900	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500
61	225, 600	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800
62	226, 600	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100
63	227, 400	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400
64	228, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700
65	229, 000	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000
66	229, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300
67	230, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600
68	231, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900
69	232, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100
70	233, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400
71	233, 700	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700
72	234, 500	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000
73	235, 300	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200
74	236, 000	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500
75	236, 700	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800
76	237, 300	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000
77	238, 000	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200
78	238, 800	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500
79	239, 600	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	
94		294, 900	342, 600			
95		295, 200	343, 100			
96		295, 600	343, 500			

97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。

97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第24条に規定する職員を除く。

第２条

改正後	改正前
（住居手当） 第13条　住居手当は、自ら居住するため住居（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超え	（住居手当） 第13条　住居手当は、自ら居住するため住居（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超え

る家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）に支給する。 2　住居手当の額は、次のとおりとする。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 （1）　月額27,000円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から16,000円を控除した額。 （2）　月額27,000円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から27,000円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が17,000円を超えるときは17,000円）を11,000円に加算した額 3　（略）	る家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）に支給する。 2　住居手当の額は、次のとおりとする。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。 （1）　月額23,000円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から12,000円を控除した額。 （2）　月額23,000円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から23,000円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額 3　（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和２年４月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の中城村職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、平成31年４月１日からから適用する。

（給与の内払）

3　改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

4　第２条の規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第13条の規定により住居手当を支給されていた職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っているもののうち、第２条の規定による改正後の給与条例第13条第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額が、改正前の給与条例第13条第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額に達しないこととなる職員に対しては、施行日から令和３年３月31日までの間、第２条の規定による給与条例第13条の規定にかかわらず、当該住居手当額のほか、その差額に相当する額を住居手当として支給する。

改正前、改正後を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１３時３４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３７分）

○議長　新垣博正　再開します。

休憩します。

休　憩（１３時３７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３８分）

○議長　新垣博正　再開します。

休憩します。

休　憩（１３時３８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時４０分）

○議長　新垣博正　再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第60号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号　中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第60号　中城村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第12　議案第61号　中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第61号　中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第61号

中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の育児休業等に関する条例（平成４年中城村条例第８号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月６日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、会計年度任用職員の給与や勤務条件等に関する事項を定めるにあたり、当該条例の一部を改正する必要がある。

中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第８号）の一部を改正する条例

改正後	改正前
（目的） 第１条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第10条第１項及び第２項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第18条第３項並びに第19条第１項及び第２項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）　育児休業法第６条第１項の規定により任期を定めて採用された職員 （２）　（略） （３）　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア）　任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員 （イ）　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（第２	（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第10条第１項及び第２項、第14条、第15条、第17条並びに第19条第１項及び第２項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （１）　育児休業法第６条第１項の規定により任期を定めて任用された職員 （２）　（略） （３）　次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア）　任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員 （イ）　その養育する子（育児休業法第２条第１項に規定する子をいう。以下同じ。）が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（第

条の４の規定に該当する場合にあっては、２歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 （ウ）　勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ　第２条の３第３号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が１歳に達する日（以下、この号及び同条において「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。） ウ　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの （育児休業法第２条第１項の条例で定める日） 第２条の３　育児休業法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 （１）　（略） （２）　非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の１歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休	２条の４の規定に該当する場合にあっては、２歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 （ウ）　勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ　第２条の３第３号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が１歳に達する日（以下、この号及び同条において「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。） ウ　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの （育児休業法第２条第１項の条例で定める日） 第２条の３　育児休業法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 （１）　（略） （２）　非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の１歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休

業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の１歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）　当該子が１歳２か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の１歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）	業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業しよう　とする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の１歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）　当該子が１歳２か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の１歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）
（３）　１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採	（３）　１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤　の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日された日　が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって当該任期　が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採

用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき当該子の１歳６か月到達日 ア　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合 イ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 （育児休業法第２条第１項の条例で定める場合）	用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次＿＿＿＿＿のいずれにも該当するとき当該子の１歳６か月到達日 ア　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の１歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合 イ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 （育児休業法第２条第１項の条例で定める場合）
第２条の４　育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。 （１）　（略） （２）　当該子の１歳６か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務	第２条の４　育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。 （１）　（略） （２）　当該子の１歳６か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務

のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 （育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める期間） 第２条の５　育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。 （再度の育児休業をすることができる特別の事情） 第３条　育児休業法第２条第１項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 （１）　育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 ア　死亡した場合 イ　養子縁組等により職員と別居することとなった場合 （２）　育児休業をしている職員が第５条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 ア　前号ア又はイに掲げる場合 イ　民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第１項第３号の規定による措置が解除された場合 （３）・（４）　（略） （５）　育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、３月以上の期間を経過	のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合 （育児休業法第２条第１項ただし書の条例で定める期間） 第２条の５　育児休業法第２条第１項のただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は57日間とする。 （再度の育児休業をすることができる特別の事情） 第３条　育児休業法第２条第１項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 （１）　育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 ア　死亡した場合 イ　養子縁組等により職員と別居することとなった場合 （２）　育児休業をしている職員が第５条に規定する事由該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 ア　前号ア又はイに掲げる場合 イ　民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第１項第３号の規定による措置が解除された場合 （３）・（４）　（略） （５）　育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であ

したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。	るものに限る。）が３月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
（６）　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。	（６）　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われていないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
（７）・（８）　（略）	（７）・（８）　（略）
（育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給） 第７条　（略）	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第７条　（略）
２　給与条例第22条第１項に規定するそれぞれの基準日に育児休業している職員のうち、基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	
（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） 第10条　育児休業法第10条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とす	（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情） 第10条　育児休業法第10条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とす

る。 （１）～（５）　（略） （６）　育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、３月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。 （７）　（略） （育児短時間勤務の承認の取消事由） 第13条　育児休業法第12条において準用する同法第５条第２項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。 （１）・（２）　（略） （育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情） 第14条　育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 （１）　過員を生ずること。 （２）　当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第１項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。 （育児短時間勤務の例による　短時間勤務に係る職員への通知） 第15条　任命権者は、育児休業法第17条の規定に	る。 （１）～（５）　（略） （６）　育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が３月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員　が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。 （７）　（略） （育児短時間勤務の承認の取消事由） 第13条　育児休業法第12条において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。 （１）・（２）　（略） （育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情） 第14条　育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることとする。 （育児短時間勤務の例における短時間勤務に係る職員への通知） 第15条　任命権者は育児休業法第17条の　規定に

よる短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。 （育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例） 第16条　育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	よる短時間勤務をさせる場合又は当該勤務時間が　終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。 （育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例） 第16条　育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第７条第２項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間、休暇等条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第７条第３項及び第５項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
（削除）	（削除）	（削除）
（削除）	（削除）	（削除）
第17条第１項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の

第７条第２項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第２条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第７条第３項及び第５項	とする	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第７条の２	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第14条第２項第２号	額	額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第10条第１項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）及び第18条第１項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）のうち、１か月当たりの勤務回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
第17条第１項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が８時間に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前

		午前５時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第17条第３項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間との合計が、勤務時間、休暇等条例第２条第１項に規定する時間に達するまでの間の勤務にあっては、これを支給しない
第21条第４項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第21条第５項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第21条第６項	規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して規則
第23条第３項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額

		５時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第21条第４項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第21条第５項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第21条第６項	規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して規則

（部分休業の承認）

第18条　部分休業（育児休業法第19条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

２　労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は

（部分休業の承認）

第18条　部分休業（育児休業法第19条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間　　職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤　　について定められた　　時間）の始め又は終わりにおいて30分　を単位として行うものとする。

２　労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条　　第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又

家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護するための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護するための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間　　を超えない範囲内で）行うものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

同じく改正前、改正後を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１３時４３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時４６分）

○議長　新垣博正　再開します。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第13．議案第62号　令和元年度中城村一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第62号　令和元年度中城村一般会計補正予算（第５号）について御提案申し上げます。

議案第62号

令和元年度中城村一般会計補正予算（第５号）

令和元年度中城村一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,717千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,555,131千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の変更は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和元年12月６日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１　村税		2,580,339	23,274	2,603,613
	２　固定資産税	1,448,359	23,274	1,471,633
15　国庫支出金		1,761,306	△15,306	1,746,000
	１　国庫補助金	1,083,129	23,875	1,107,004
	２　国庫補助金	671,204	△39,181	632,023
16　県支出金		1,231,609	14,705	1,246,314
	１　県負担金	493,992	11,533	505,525
	２　県補助金	698,270	2,272	700,542
	３　委託金	39,347	900	40,247
19　繰入金		611,400	45,692	657,092
	２　基金繰入金	611,399	45,692	657,091
21　諸収入		333,556	6,352	339,908
	４　雑入	329,316	6,352	335,668
22　村債		729,360	5,000	734,360
	１　村債	729,360	5,000	734,360
歳　　入　　合　　計		9,475,414	79,717	9,555,131

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１　議会費		102,691	△47	102,644
	１　議会費	102,691	△47	102,644

款	項	補正前の額	補正額	計
2　総務費		2,062,880	5,332	2,068,212
	1　総務管理費	1,892,506	△1,275	1,891,231
	2　徴税費	106,022	6,746	112,768
	3　戸籍住民基本台帳費	48,418	△139	48,279
3　民生費		3,325,083	54,591	3,379,674
	1　社会福祉費	1,291,486	55,610	1,347,096
	2　児童福祉費	2,033,597	△1,019	2,032,578
4　衛生費		868,800	38,114	906,914
	1　保健衛生費	485,568	38,273	523,841
	2　清掃費	383,232	△159	383,073
6　農林水産業費		232,786	1,516	234,302
	1　農業費	164,823	1,617	166,440
	3　水産業費	66,757	△101	66,656
7　商工費		323,482	△4,345	319,137
	1　商工費	323,482	△4,345	319,137
8　土木費		374,164	△5,206	368,958
	1　土木管理費	75,203	△851	74,352
	2　道路橋梁費	156,816	3,000	159,816
	5　下水道費	136,928	△7,355	129,573
10　教育費		1,301,639	△10,933	1,290,706
	1　教育総務費	142,929	254	143,183
	2　小学校費	394,112	△38,098	356,014
	3　中学校費	97,809	1	97,810
	4　幼稚園費	152,031	135	152,166
	5　社会教育費	232,548	174	232,722
	6　保健体育費	282,210	26,601	308,811
11　災害復旧費		43,207	△1,336	41,871
	3　文化財施設災害復旧費	35,072	△1,336	33,736
12　公債費		541,713	2,031	543,744
	1　公債費	541,713	2,031	543,744
歳　出　合　計		9,475,414	79,717	9,555,131

第２表　債務負担行為補正

（ 変更 ）　　（単位：千円）

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　　間	限　度　額	期　　間	限　度　額
中城南小学校増築事業	令和２年度まで	309,696	令和２年度まで	349,044

第３表　地方債補正

（ 変　更 ）　　（単位：千円）

起債の目的	補　正　前				補　正　後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育施設整備事業債	千円 38,900	証書借入 又　は 証券発行	年５％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	特別の融資条件のあるものを除き償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	千円 43,900	同　じ	同　じ	同　じ

それでは歳入、歳出を読み上げて御提案を申し上げます。

第１表歳入歳出予算補正、歳入、１款村税、２項固定資産税、補正前の額14億4,835万9,000円、補正額2,327万4,000円、合計で14億7,163万3,000円。

15款国庫支出金、１項国庫負担金、補正前の額10億8,312万9,000円、補正額2,387万5,000円、合計で11億700万4,000円。２項国庫補助金、補正前の額６億7,120万4,000円、補正額3,918万1,000円の減額補正、合計で６億3,202万3,000円。

16款県支出金、１項県負担金、補正前の額４億9,399万2,000円、補正額1,153万3,000円、合計で５億552万5,000円、２項県補助金、補正前の額６億9,827万円、補正額227万2,000円、合計で７億54万2,000円。３項委託金、補正前の額3,934万7,000円、補正額90万円、合計で

4,024万7,000円。

19款繰入金、２項基金繰入金、補正前の額６億1,139万9,000円、補正額4,569万2,000円、合計で６億5,709万1,000円。

21款諸収入、４項雑入、補正前の額３億2,931万6,000円、補正額635万2,000円、合計で３億3,566万8,000円。

22款村債、１項村債、補正前の額７億2,936万円、補正額500万円、合計で７億3,436万円。

歳入合計、補正前の額94億7,541万4,000円、補正額7,971万7,000円、合計で95億5,513万1,000円でございます。

続いて歳出、１款議会費、１項議会費、補正前の額１億269万1,000円、補正額４万7,000円の減額補正、合計で１億264万4,000円。

２款総務費、１項総務管理費、補正前の額18億9,250万6,000円、補正額127万5,000円の減額補正、合計で18億9,123万1,000円。２項徴税費、補正前の額１億602万2,000円、補正額674万6,000円、合計で１億1,276万8,000円。３項戸籍住民基本台帳費、補正前の額4,841万8,000円、補正額13万9,000円の減額補正、合計で4,827万9,000円。

３款民生費、１項社会福祉費、補正前の額12億9,148万6,000円、補正額5,561万円、合計で13億4,709万6,000円。２項児童福祉費、補正前の額20億3,359万7,000円、補正額101万9,000円の減額補正、合計で20億3,257万8,000円。

４款衛生費、１項保健衛生費、補正前の額４億8,556万8,000円、補正額3,827万3,000円、合計で５億2,384万1,000円。２項清掃費、補正前の額３億8,323万2,000円、補正額15万9,000円の減額補正、合計で３億8,307万3,000円。

６款農林水産業費、１項農業費、補正前の額１億6,482万3,000円、補正額161万7,000円、合計で１億6,644万円。３項水産業費、補正前の額6,675万7,000円、補正額10万1,000円の減額補正、合計で6,665万6,000円。

７款商工費、１款商工費、補正前の額３億2,348万2,000円、補正額434万5,000円の減額補正、合計で３億1,913万7,000円。

８款土木費、１項土木管理費、補正前の額7,520万3,000円、補正額85万1,000円の減額補正、合計で7,435万2,000円。２項道路橋梁費、補正前の額１億5,681万6,000円、補正額300万円、合計で１億5,981万6,000円。５項下水道費、補正前の額１億3,692万8,000円、補正額735万5,000円の減額補正、合計で１億2,957万3,000円。

10款教育費、１項教育総務費、補正前の額１億4,292万9,000円、補正額25万4,000円、合計で１億4,318万3,000円。２項小学校費、補正前の額３億9,411万2,000円、補正額3,809万8,000円の減額補正、合計で３億5,601万4,000円。３項中学校費、補正前の額9,780万9,000円、補正額1,000円、合計で9,781万円。４項幼稚園費、補正前の額１億5,203万1,000円、補正額13万5,000円、合計で１億5,216万6,000円。５項社会教育費、補正前の額２億3,254万8,000円、補正額17万4,000円、合計で２億3,272万2,000円。６項保健体育費、補正前の額２億8,221万円、補正額2,660万1,000円、合計で３億881万1,000円。

11款災害復旧費、３項文化財施設災害復旧費、補正前の額3,507万2,000円、補正額133万6,000円の減額補正、合計で3,373万6,000円。

12款公債費、１項公債費、補正前の額５億4,171万3,000円、補正額203万1,000円、合計で５億4,374万4,000円。

歳出合計、補正前の額94億7,541万4,000円、補正額7,971万7,000円、合計で95億5,513万1,000円でございます。

続いて第２表債務負担行為の補正でございます。変更が、中城南小学校増築事業、補正前の期間が令和２年度まで、補正後の期間も同じく令和２年度まで。補正前の限度額が３億969万

6,000円、補正後の限度額が３億4,904万4,000円でございます。

続いて第３表につきましては、補正前、補正後、起債の方法、利率、償還の方法は同じでございます。変わりましたのは、補正前の限度額、社会教育施設整備事業債の限度額、補正前が3,890万円、補正後の限度額が4,390万円、起債の方法は、証書借入又は証券発行、利率が年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。補正前、補正後は同じでございます。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは議案第62号、一般会計補正予算について質疑をいたします。

20ページ、歳出３款です。１目、19節負担金補助及び交付金のところです。保育士正規雇用化促進事業補助金ということで30万円、これは、説明の中では１人が新規雇用になるということですけれども、中城村としては来年、待機児童ゼロを目指しているという中で、認可保育園、全てで12園あるのですが、その中で、しっかりとこの保育園の方々に周知されているのかどうか。前々から気にして見ているのですが、この補助金を使った正規雇用の枠の使用が遅いのか、あるいは正規雇用に二の足を踏んでいるのかと心配しているものですから、その点、周知方法は徹底されているのかどうか。

それと、今言った12園の認可保育園があるのですが、その中で、正規雇用の割合は現在どれぐらいになっているのか。これは福祉課のほうで統計をとっているのであれば、ひとつどれぐらいなのか教えていただきたいと思います。以上２件。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　お答えいたします。

20ページの19節負担金補助及び交付金の保育士正規雇用化促進事業補助金につきましては、保育士の正規雇用化を図る事業者を支援するための補助金ということで、10分の10の県負担金の補助として実施しておりまして、沖縄県の予算範囲内での交付となるため、県の予算額を超える申請があった場合は、選考により補助が決定されます。ことし、本村においては410万円の予算措置をしておりまして、13名の正規雇用に対して補助を行っております。ラポールが４名、ＣＥＣが８名、育心が１名ということで、既に13名の補助を実施しておりまして、先ほど申し上げたようにマシューのお一人が県の選考から漏れたということだったのですが、追加の内示がございましたので、今回の補正とさせていただいております。周知につきましても、毎年４月には各施設へのメールと園長会で報告しておりますので、漏れなどは全くございません。ちなみに平成29年度の実績が700万円。これは、非正規から正規が14名、平成30年度は新規が２名と少なかったので60万円。ことしにおきましては、補正も上げさせていただいて、合計で440万円の予定となっております。

認可園が11園ございますけれども、正規雇用率につきましては、70％以上が８施設、50％から70％が２施設です。50％未満が１施設というように、年々、正規化に向けては補助金を活用していきながら正規雇用化率を高めております。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　私が勘違いをしていた

のかもしれませんけれども、申請をすれば幾らでも通るかなという考えでやっていたものですから、これは県の査定があるということは知りませんでした。いずれにしても、こうしてしっかりと人数も把握してやられているということですので、あとは70％が８園ということですけれども、これもまたもう少し、70％に満たないところはぜひやってくださいというところも見ながら進めていってください。

村長の一丁目一番地、来年には必ずゼロになるように、保育士の問題が新たに発生してきたら大変困るなと少し感じているものですから、その辺に十分対応できるように、ひとつ推し進めていってください。以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　よろしくお願いします。

28ページの道路維持費、14節使用料及び賃借料で、重機使用料150万円、16節原材料費で、道路維持補修資材150万円の補正が出されておりますが、道路を維持補修する箇所が、私は随分残っているのではないかと思うんですよ。この150万円、150万円、いうなれば300万円でしょうけれども、これで足りるのかと。絶対数、予算的に足りないのではないかと感じているのですが、どうでしょうか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　お答えします。

毎年、実績として900万円から1,000万円、重機使用料、原材料費は計上させてもらっております。当初予算で約500万円、９月補正で300万円、今回の補正で150万円、トータルで年間実績に見合う補正をさせていただきました。議員がおっしゃるように、村内全域の維持補修費となりますので、優先順位をつけて補修はしておりますが、全域のカバーはできない状況でありますが、住民の意見を聞きながら優先順位をつけて補修している状況であります。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　予算の状況は大体わかりましたけれども、いうなれば地域住民からは、常に道が悪くなると何で補修しないんだという苦情みたいな意見がたくさん寄せられます。そういうことで、本当に維持管理につきましても、ぜひ予算をたくさん導入して頑張ってもらいたいということですので、1,000万円という話でしたけれども、足りなければ、足りるだけの予算をはじき出して、ぜひ村民の要望に応えていただきたいということでございます。以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時０５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１１分）

○議長　新垣博正　再開します。

休憩します。

休　憩（１４時１１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１６分）

○議長　新垣博正　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第62号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから議案第62号　令和元年度中城村一般会計補正予算（第５号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第62号　令和元年度中城村一般会計補正予算（第５号）は原案のとおり可決されました。

日程第14　議案第63号　令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第63号　令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について御提案申し上げます。

議案第63号

令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ770千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,282,550千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和元年12月６日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4　国庫支出金		1	770	771
	2　国庫補助金	1	770	771
歳　　入　　合　　計		2,281,780	770	2,282,550

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　総務費		42,463	△561	41,902
	1　総務管理費	33,091	△561	32,530
2　保険給付費		1,468,231	1,331	1,469,562
	2　高額療養費	208,831	1,331	210,162
歳　出　合　計		2,281,780	770	2,282,550

同じく読み上げて御提案申し上げます。

まずは歳入、４款国庫支出金、２項国庫補助金、補正前の額1,000円、補正額77万円、合計で77万1,000円。

歳入合計、補正前の額22億8,178万円、補正額77万円、合計で22億8,255万円。

歳出、１款総務費、１項総務管理費、補正前の額3,309万1,000円、補正額56万1,000円の減額補正、合計で3,253万円。

２款保険給付費、２項高額療養費、補正前の額２億883万1,000円、補正額133万1,000円、合計で２億1,016万2,000円。

歳出合計、補正前の額22億8,178万円、補正額77万円、合計で22億8,255万円。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第63号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号　令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第63号　令和元年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

日程第15　議案第64号　令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第64号　令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）について御提案申し上げます。

議案第64号

令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,339千円を減額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ274,536千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

令和元年12月６日　提出

中城村長　浜　田　京　介

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１　使用料手数料		43,780	4,016	47,796
	１　使用料	43,720	4,016	47,736
３　繰入金		136,928	△7,355	129,573
	１　一般会計繰入金	136,928	△7,355	129,573
歳　　入　　合　　計		277,875	△3,339	274,536

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１　公共下水道費		150,606	△3,339	147,267
	１　公共下水道費	150,606	△3,339	147,267
歳　　出　　合　　計		277,875	△3,339	274,536

同じく読み上げて御提案申し上げます。

まず歳入、１款使用料手数料、１項使用料、補正前の額4,372万円、補正額401万6,000円、合計で4,773万6,000円。

３款繰入金、１項一般会計繰入金、補正前の額１億3,692万8,000円、補正額735万5,000円の減額補正、合計で１億2,957万3,000円。

歳入合計、補正前の額２億7,787万5,000円、補正額333万9,000円の減、合計で２億7,453万6,000円。

続いて歳出でございます。１款公共下水道費、１項公共下水道費、補正前の額１億5,060万6,000円、補正額333万9,000円の減、合計で１億4,726万7,000円。

歳出合計、補正前の額２億7,787万5,000円、補正額333万9,000円の減、合計で２億7,453万6,000円でございます。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第64号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第64号　令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第64号　令和元年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

日程第16　議案第65号　中城浜漁港機能保全工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第65号　中城浜漁港機能保全工事請負契約の変更契約について御提案申し上げます。

議案第65号

中城浜漁港機能保全工事請負契約の変更契約について

中城浜漁港機能保全工事について、次のように請負契約の変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

１．契約の目的	中城浜漁港機能保全工事
２．履行期限	令和２年２月18日
３．変更契約金額	金　56,034,000円

４．変更による増額　　金　4,114,000円
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額　　金　5,094,000円
５．契約の相手方　　宜野湾市字佐真下83番地
有限会社　大日土木
代表取締役　　平川　悟

令和元年12月６日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

中城浜漁港機能保全工事請負契約の変更契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とする。

改定契約書、図面、主要変更箇所の対照表等がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時２７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時２９分）

○議長　新垣博正　再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　それでは議案第65号について質疑をします。

追加工事だと聞いておりますが、現在の工事施工について、漁民の船の片づけがうまくいっていなくて、業者も危なっかしい工事をしているように見受けられるのですが、そういうのは漁民に対して、うまいこと進める相談はできていなかったのかどうか。今の追加の案件にしても、岸壁に漁船がとまっているんですよね。そこの片づけとかうまいこといかないとどうしようもならないのではないかと。業者任せにするのではなくて、漁船の片づけを行政も一緒になって取り組まないと、前から言う緊急避難、船おろし場も一緒になって相談しないといけないと思うのですが、こういう案件が出たときしか質疑ができないものですから。重機を使って撤去作業もしているのですが、ちょっと間違えれば船を壊す感じで施工しているものですから。ああいう公共工事の仕方はめったに見たことがないのですが、そこは漁協同組合と話し合いはうまいこと進むのかと思いまして。ぜひこれは、見て、改善するべきだと思います。どうですか。

○議長　新垣博正　産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉　お答えします。

工事着手前に現場も確認して、支障になる漁船等は全て片づけてから着手しています。もし、現場でそういう漁船とか危ない施工のやり方があれば、それはまた現場に行って、工事業者に指導したいと考えております。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

進行してよろしいですか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第65号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第65号　中城浜漁港機能保全工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第65号　中城浜漁港機能保全工事請負契約の変更契約については原案のとおり可決されました。

日程第17　議案第66号　中城村役場新庁舎建設工事（建築附帯外構工事）請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第66号　中城村役場新庁舎建設工事（建築附帯外構工事）請負契約について御提案申し上げます。

議案第66号

中城村役場新庁舎建設工事（建築附帯外構工事）請負契約について

中城村役場新庁舎建設工事（建築附帯外構工事）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

記

１．契約の目的	中城村役場新庁舎建設工事（建築附帯外構工事）
２．契約の方法	指名競争入札
３．契約金額	金　132,408,100円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金　12,037,100円
４．契約の相手方	中城村字津覇644番地２ 株式会社新栄組・有限会社仲建設工業 特定建設工事共同企業体 代表取締役　新垣　和美

令和元年12月６日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

中城村役場新庁舎建設工事（建築附帯外構工事）の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とする。

工事請負契約書、入札結果調書、図面等がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時３５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時３６分）

○議長　新垣博正　再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第66号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第66号　中城村役場新庁舎建設工事（建築附帯外構工事）請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第66号　中城村役場新庁舎建設工事（建築附帯外構工事）請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第18　議案第67号　物品等購入の契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第67号　物品等購入の契約について御提案申し上げます。

議案第67号

物品等購入の契約について

マイクロバス購入事業について、次のように物品等購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

記

１．契約の目的	マイクロバス購入事業
２．契約の方法	指名競争入札
３．契約金額	金6,149,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金　553,626円
４．契約の相手方	沖縄県浦添市牧港495番地５ 沖縄ふそう自動車　株式会社 代表取締役社長　與那覇　明

令和元年12月６日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

マイクロバス購入事業については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第30号）第３条の規定により、議会の議決を必要とする。

物品購入契約書及び入札結果調書が添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時３９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時４２分）

○議長　新垣博正　再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第67号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第67号　物品等購入の契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第67号　物品等購入の契約については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１４時４３分）

令和元年第６回中城村議会定例会（第４日目）

招集年月日	令和元年12月６日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	令和元年12月９日　（午前10時00分）		
	散会	令和元年12月９日　（午後４時17分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣修	10番	安里ヨシ子
	３番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城章
	５番	桃原清	13番	欠席
	６番	石原昌雄	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員	13番	外間博則		
会議録署名議員	８番	大城常良	９番	比嘉麻乃
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	比嘉健治
	副村長	比嘉忠典	都市建設課長	仲松範三
	教育長	比嘉良治	産業振興課長兼農業委員会事務局長	知名勉
	総務課長	與儀忍	上下水道課長	仲村武宏
	住民生活課長	義間清	教育総務課長	比嘉保
	会計管理者	荷川取次枝	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	税務課長	大湾朝也	教育総務課主幹	稲嶺盛久
	福祉課長	金城勉		
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 2 号

日　　程	件　　名
第　1	一般質問

○議長　新垣博正　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に安里清市議員の一般質問を許します。

安里清市議員。

○１番　安里清市議員　おはようございます。１番議員の安里清市でございます。質疑に入ります前に、先週、本村議会議員の飲酒運転による逮捕は大変残念なことでございました。村民の皆様におかれましては、驚きとともに著しく名誉を傷つけられたことになりましたことについて、皆様に付託を受けた議員としての立場から深くおわびを申し上げたいと思います。また、かかる行為によりまして本議会の信用を失墜させたことはまことに遺憾であります。今後、議員としては襟を正し、議会の信頼回復に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

それでは通告書に従いまして、一般質問に移らせていただきます。

大枠の１です。中城村第５次総合計画について。①第５次総合計画の進捗状況について。②都市計画区域の見直しの検討は反映されるのか。③策定や決定において議会の承認を得るべきだと思います。

大枠の２です。仮称自治会書記の設置についてでございます。令和元年９月定例会では採択された同件について、①村長の御意向を伺います。②実施に向けた調査開始の時期はどうなのか。③自治会長会との協議計画はあるのか。議会の採択を受けて協議を開始すべきだと思いますがいかがでしょうか。

大枠の３です。飲料水の安全は村の責任。県から供給されている状況の村の責任として、安全な水の確保をすべきである。①村民は水を購入しているが、村民に選択の余地がない状況であります。安全な水の確保は村が果たすべき役割であると思います。人生100年と言われる今日ですが、今後、飲み続けていても支障がないのか伺います。②過去の公害病は何年にもわたって摂取し続けたことで発生したことは御存じだと思いますが、御答弁をお願いいたします。③北谷浄水場を使わなくても水量は確保できるとの有識者の御指摘がありますが、水源を切りかえられない原因について伺います。④混入すべきではないが、安全な範囲という考え方は大変矛盾しているのではないかと思います。安心できる水の確保ということから、この問題をお伺いしたいと思います。⑤上地区の問題としてではなく、村民全体の問題として取水源の変更を要求すべきであると考えておりますが、いかがでしょうか。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番、２番につきましては、企画課のほうでお答えをいたします。大枠３番につきましては、上下水道課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねの自治会の書記の件でございます。村長の意向を伺いますという御質問でございますが、もちろん９月議会においての議会の採択につきましては、しっかり重んじて検討をしていきたいと思ってはおります。ただ、議員も御承知のとおり、どうしても財政に伴う話になりますし、また、21自治会全てに同じ足並みをそろえてできる事業なのかも含めて、しっかりと検討はしていきたいなと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは安里清市議員の大枠１のまず①から③についてお答えします。

第５次総合計画の進捗については、現在進行している第４次計画が令和３年度で終了しますので、今年度より令和３年度までの約２年半をかけて準備を進めているところであり、今年度は第４次計画の総点検を初め人口の分析やアンケート調査などを現在進めている状況です。決定までの過程としては、今後は教育現場や福祉現場などの各種団体のヒアリングを初めとし、住民会議などを進めるともに、有識者からなる審議会への諮問、議員への報告などを数回重ね、審議していき進めていきたいと考えています。②について。第５次総合計画は令和４年度からの開始となることから、見直しの方針なのか、また、見直し後の計画なのか、その時の状況によって反映されるものだと考えています。③について。策定・決定に当たっては、一定程度の計画や内容など、その都度、議員への説明等を行い、本会議でも提出しています中城村総合計画条例にもありますように、最終的には議案として提出し、承認を得ていきたいと考えています。

続いて、大枠２の①から③について。村長からもありましたとおり９月定例議会において採択されている公民館書記の配置の要望については、議会においても高齢者や子供の居場所になるなど自治会が活性化する書記配置についてはよいことだと意見もあるようです。ただ、まだ一斉にスタートできるかなど十分に精査されておらず、時期尚早の意見もあったと認識しております。しかしながら、地域のコミュニティ活動を活性化させたいということは一致しているかと思いますので、陳情書の内容について精査し、どのような方法がよいのかなど考えていきたいと思います。②について。調査開始の時期については、今後、自治会長会と調整しながら、各自治会に対してどのような内容で調査を実施していくかなど調整してまいりますが、開始時期については現時点では未定となっています。③の協議計画についてはありませんが、１回目の調整を11月に行っており、今後も継続して調整をしていくこととなっております。以上です。

○議長　新垣博正　上下水道課長　仲村武宏。

○上下水道課長　仲村武宏　おはようございます。それでは安里議員の大枠３の①から⑤についてお答えいたします。

最初に①についてです。有機フッ素化合物のＰＦＯＳ等の人の健康への影響についてはまだ研究段階で、発がん性や毒性については結論が得られていません。村としては、沖縄県企業局に対し、今年の５月22日及び９月17日付で水道水の安全確保、中部地域の河川及び嘉手納井戸群からの取水制限、米軍施設への早期立ち入り調査などについて、要望、要請を行っております。

続きまして、②についてお答えします。過去、日本の高度経済成長期に、四大公害病が発生しています。原因は、工場からの垂れ流し等による、水質汚濁や大気汚染によるものだと考えられます。どれほどの有機フッ素化合物を摂取すれば健康被害を及ぼすかについては、国際機関の世界保健機構などによる統一基準の設定はありません。なので、現段階での、はっきりとした回答はできません。今後、国が定める目標値の動向を注視したいと考えています。

③についてお答えいたします。重複しますが、企業局のほうへは、今までに水道水の安全確保、中部地域の河川及び嘉手納井戸群からの取水制限を行うよう、要望・要請書を提出してきました。水道の確保についてですが、企業局からの回答といたしまして、比謝川等から１日約６万立米、北谷浄水場の取水割合の約40％となっており、これらの河川等からの取水量を確保することが安定的な給水につながることで引き続き水源及び浄水場における水質管理やＰＦＯＳ等の吸着効果がある粒状活性炭の入れかえを行うなどさらなる低減化に努めていくとの回答があ

りました。また、最近の情報によると県企業局では、他の水源を優先的に活用する取り組みを行っており、比謝川等からの取水量は平成30年度の半分程度となっているとのことです。

④についてお答えいたします。村としては、受水のルート変更等については、県企業局と、可能かどうかの調整となります。石川系統より受水が可能になったとしても、下地区から上地区の配水池に水を送る際、どうしても高低差があるため、増圧ポンプ施設を建設することや総配水管の見直し作業を行わないといけないことから、新たな中城村の水道事業計画が必要となり、時間と費用がかかりますので、即対応は困難だと考えています。

⑤についてお答えします。先ほどの答弁と重複しますが、取水源の変更については、沖縄県全体取水量の72%が国管理ダムになるため、県企業局としても、国との調整が必要になるかと考えられます。村も、企業局の方へは今までに、水道水の安全確保に努めるよう要望、要請書を提出しているところです。この問題に関しましては、村民の不安を解消するためにも、引き続き、水の安全性を確保するよう県企業局及び国の動向を注視したいと考えています。以上です。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　それでは大枠の１番から順を追って御質問させていただきます。

大枠の１番のほうですが、この中城村の第５次総合計画についてでございますけれども、今議会に中城村総合計画条例案及び総合計画審議会条例改正案が上程されております。村当局におかれましても、私の懸念したようにこの件については、議会の議決を得るべきなんだろうというお考えのもとで、提出をされたんだろうと思いますが、私の通告書のほうが先に出させていただいておりますので、その件は御了解いただきたいと思います。当局の議案、提案の説明と重複することになるかと思いますが、質問を若干させていただきます。令和４年度のスタートに向けたプロセスについて、少し予算等、計画の段階で、この計画を策定する予算等についてお聞きしたいと思います。あとは②の都市計画の見直しを進めるべきと思っているんですが、これもやはり大まかな計画の中のどこかには入れるべきではないのかというふうに考えておりますが、この２点についてお聞きいたします。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは総合計画の予算についてですが、令和元年度、そして令和２年、令和３年にかけて債務負担行為を起こしております。今年度予算については、確か500万円だったと思いますが、来年度も同様500万円で令和３年に300万円だったと思います。そこをかけて最終的には、完成させていきたいというふうに考えています。都市計画の計画見直しの反映については、先ほども答弁しましたが、計画の中には土地利用の件についても最終的にはこれまでどおり計画を入れていきたいというふうには思っていますが、現在、行政懇談会なども初め、その辺の意見も聞いていますので、それとまた県のほうでの審議会の進捗をその辺も確認しながら見直しの方針なのか、見直し後の計画なのかは検討していきたいと思っています。以上です。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　①のほうで、今年度、それから令和２年度、大体どういう段階を踏んでいくのかということの答弁が漏れたかと思いますのでお願いいたします。あとこの計画の策定をして決定をするというような段階で第４次の総合計画の段階では、大もとの村の進路を決めるべき総合計画について、議会の議決を要しないことになったことが地方自治法の改正等であったというふうにお聞きをしております。今回、議会上程になったということについては、歓迎をしたいと思います。計画の策定段階で議

案上程の中での説明でも若干ございましたが、何回かの中間報告を行うんだということをおっしゃっておりましたが、先ほどのプロセスの件と合わせて中間報告をするんだということで御明示をいただきたいと思います。お願いします。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　先ほどのプロセスということで、日程等も含めてということだと思いますが、今年度アンケート調査、そして先ほど言った第４次の評価などを進めながら審議会も今年度中に１回は開催していきたいと考えております。その次の年度でも住民会議で庁内のワークショップなど、そのような会議を開催しながら策定していきたいと。その都度、また議会の説明も行いながら意見を伺う時期を数回設けていきたいというふうに考えていますので、議会の議員の皆様も総合計画、いろいろな意見等を反映できるように協力をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　議員になりたてのころ、この総合計画ということも頭になくて、村の基本方針の進め方についての大もとの計画がつくられていたんだということについては、後で知ったようなことで大変お恥ずかしいことではあるんですが、やはり議員の皆さんは自分も含めてですが、そういうものについて、よく研究をして、また村の将来について一緒に進めていければいいのかなということで思っております。この計画の策定について、やはり村内のみならず村外、場合によっては県外にもなるのかと思うんですが、そういういろいろな方の知見を集めてどこの市町村にも負けないような立派な総合計画ができ上がるように期待をしたいと思っております。

大枠の２番について質問を移らせていただきます。自治会の書記を置こうということについては、過去にも何名かの議員の方が取り上げられてはいるんですが、地域コミュニティの健全な運営と育成、保全、そういうものはどうしても必要なことなんだと浜田村長もこれまでたびたびおっしゃられております。この実施に向けて非常に壁が高いんだということは財政の問題も絡めてですが、各自治会が均一な状況ではないということから、これは理解をしております。そういういろいろなことがあって、今地域のコミュニティの各自治会の運営状況等については私もあまりよく知る立場ではないんですが、浜田村長におかれましてはこれまで12年間村長として頑張ってこられた中で、この各自治会の様子とかあるいは住民同士の結びつきの状況とかで、率直にお感じになられたことをお聞きしたいと思うんですが、お互いの結びつきが弱くなってきているのではないかなということを感じている次第でございますが、よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

昨今、これはもうあちらこちらで叫ばれていることだとも思いますけれども、コミュニティが希薄になったとか、いろいろな自治会とのかかわり合いとかはよく新聞紙上でも自治会への加入が非常に加入率が少ないだとか、本村においてももちろん以前と比較しましたら、随分とその辺の差はあるような感じはします。ただ、本村におきましてはもちろん希薄になった部分というのは否めませんけれども、まだ自治会あるいはコミュニティという考え方からすればほかの地域と違い、密接な関係性はまだしっかりと残っているような気もいたしますし、また役場と自治会あるいは村民との距離感というのもそう遠くないように思いますので、十分に改善といいますか、これからもっともっと活性化につなげられるような我々も知恵を出しながらやっていくべきだと思ってはおります。答弁になっているかどうかはわかりませんけれども、

その反面、少しだけお話しさせていただきますと、最近行っています行政懇談会におきましては、４年前と比較すると数も随分少なくはなっているなと、その辺の寂しい部分もあったり、ただ言えることはこれから地域を盛り上げていきたいという。いうなれば伸びしろといっていいんですかね、その部分はまだまだあるものだと思っておりますので、しっかりとまた頑張っていきたいなと思います。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　御答弁承りました。今回の自治会書記設置の要望は、村長も感じていらっしゃるということなんですが、やはり地域コミュニティが希薄になりつつある中で、助成をしてもらいたいということでの大きな理念ですね。コミュニティをもう少し活発にしようではないかという大きな理念のもとで、その理念の中の実現をするために書記を置きたいんだという要望がなされたんだと思っております。そういうことから各地域は今、助けを求めている状況ではないのでしょうか。各自治会の特性に応じた設置の仕方が考えられると思いますが、特に行政側からして、この書記を置くということについて、自治会会長側とこういう項目については合意をしていきたいんだというふうな何か特別な協議の内容について考えている項目がございましたら、お伺いしたいと思います。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それではお答えします。

先ほど答弁をいたしましたが、今後、協議していく中でということでの話し合いを11月には行ってはいます。自治会のほうからはやはり先ほど議員が言ったように自治会書記費用を自治会で持つというのがちょっと厳しいというようなお話もありました。また、書記の必要性をわかってほしいというような意見もありました。ただし、村としても公費で予算措置するということになりますと、自治会でのどういった事業が必要か、実施したいかなども含めて考えていきたいということで、詳細の内容、項目等については今回は調整はしていませんので、次回、調整をしていきたいと考えています。以上です。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　そうですね、要望書の提出の中で、項目として挙げられていたものは書記の職務内容についてどうなのかということと、それから運用基準の制定明確化、それから書記の報酬をどうするんだということについて、協議をするべきだろうということで多分要望書の中ではあったかと思います。今回、去る11月には協議を開始されたということで非常に評価をしていきたいと思います。やはり新しい事案ですので、協議に大分時間がかかるのだろうとは思いますが、常々申し上げておりますが、地域のつながりが非常に希薄化しているのではないかということと、それから高齢化が思った以上に進展をしている状況。それから若者がいろいろな活動に参加をして来られない。若者が地域にいないという状況を自治会長の方々は非常に危惧しておられるんだろうというふうに思って、それらをまとめて助ける方向として活性化に向けては書記がいればいいのではないかということで要望が出されたのかなということを考えております。一刻も早い協議の進行をどんどんされて実現に向けて努力されるよう要望いたしたいと思います。

大枠の３に移らせていただきますが、この有機フッ素化合物の混入の件につきましては、水道水利用者が不安を感じているということから村もことしの５月22日、北谷浄水場系統における有機フッ素化合物に関する要望についての文書。そして９月17日には要請書、水道水の安全確保に関する要請を県のほうに発出をして、速やかな県の対応を促している状況だというふうに伺っていますが、一連のその混入問題が新聞で取り上げられて後、取水の一時停止をしてそ

の汚染源からの取水を一時停止していた時期があるんだというふうに聞いておりますが、その汚染源から取水をしなければならなくなったといういきさつについて御存じであればお伺いをしたいと思います。

○議長　新垣博正　上下水道課長　仲村武宏。

○上下水道課長　仲村武宏　お答えします。

確か、平成28年だったと思うのですが、ＰＦＯＳの問題が取りざたされたときに、一時期取水停止を行ったというふうに企業局から聞いております。企業局は取水停止を行ったことにより、他の市町村になんらかの支障を来したということと、また新たな水源を確保することが難しいということで再開したと聞いています。その後に関しましては、16池の池があるんですが、その４池ずつ変えながら吸着効果のある活性炭処理と高度浄水処理を行ってから水道水を配水していると聞きました。以上です。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　私たちの住んでいる地域は上地区と言っておりますけれども、上地区の５カ字はいつごろからそういう混入された水が供給されてきていたのか。そして、この問題はずっと解決されずにいくと将来にわたって、その水を飲み続けなければならないという不安を抱えながらいくわけですが、そこら辺はいつごろから始まったのかということと、これは解決されるような見通しというものがあるのかについてお聞きしたいと思います。

それとあわせて先ほど11月４日に開催された宜野湾市のほうでの安全な水の学習会というものがございまして、その中で石川浄水場の水量には北谷浄水場の水量、または北谷浄水場の水量の全てが汚染源からの水量ではなくて、それの40％程度が比謝川系統とかいうことで汚染された水を用いているというようなことなんですが、それを補っても石川浄水場の水量には十分な余裕があるんだという御指摘がありました。そういうところで水源切りかえに対しての非常に技術的な困難性はあるかとは思うんですが、どうも県の企業局に対する要望、交渉が足りないのではないかなというふうことと合わせて、交渉は一生懸命やっているんだとは思うんですが、先ほどの水の供給がいつごろからなのかということと、交渉がうまくいかないことについてお聞きしたいと思います。

○議長　新垣博正　上下水道課長　仲村武宏。

○上下水道課長　仲村武宏　お答えします。

見通しについてということですが、新聞報道でも国も水質基準の設定は、まだありません。今度の４月をめどに目標値として設定するということでありますが安全か、安全じゃないかということについては、まだはっきりはわかりません。西系列の北谷浄水場は水道用水として県下最大規模の浄水場になっております。他の水源及び東系列から切りかえについてですが、久志浄水場というのがあって、そこは水道用水及び工業用水の共同施設となっております。大半は石川浄水場、北谷浄水場、西原浄水場に送水しています。主に中南部の15市町村の水道用水と工業地帯への工業用水として送水しています。水源は主に国、ダムからになります。そのため、県企業局のほうも導水管、バイパス的供給が可能かどうか、県企業局の水運用計画があるかと思いますので、調整が必要になるかと考えます。以上です。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　ずっと将来にわたってもそういう安全かどうかはわからないんだけれども、まずしばらくは飲んでいても大丈夫だということで、その水を飲んでいかなければならないということが、非常に自分たちの時代、子や孫の時代にどういうような影響が考えられるのかなということを思うと、非常に心配なことがあります。それで国自体がいろいろな国会議員の先生方も動いていらっしゃって基準値の設

定に向けた作業を加速させているとの報道がありますが、この値までは大丈夫だという数値の設定を国はしてくるんだろうと。29ナノグラムとかいう非常に微小な単位の設定をするんだろうと思っていますが、本当にそれだったら大丈夫なのだということが言えないのではないだろうかと思っています。要するにこの二、三年は大丈夫なんだろうけれども、ずっと飲み続けて10年も50年も飲んでいて大丈夫なのかということで、そういう数値の設定自体、安全だとは言わずに目標値だという言い方で私たちにその水を飲ませるのではなくて、混入のないと言いますか、１ナノグラム以下の安全で、安全をどこの水準で置くのかということは非常に厳しいのがあるかと思うんですが、やはりこの基準値を決めて、29だということではなくてそれの混入のない水が石川久志浄水場経由を通して、身近にはあるわけです。その国が今決めようとしているこの基準のあり方についてどうも納得がいかない。極端に言えば決めなくてもいいので、水の切り回しをしてくれということを考えております。この件については、先ほど課長御答弁のとおりいろいろ問題があるということでございましたので、この取水源の変更をしていただきたいということについては、できるだけ行政内部の対応として、他の市町村とも連携をして一体として要求していただきたいと思います。この件でこれまでこの問題について、ほかの市町村との会議の中で取り上げられたことがあるのかということと、ないのであればこれから速やかに北谷町、宜野湾市、北中城村、中城村、浦添市、那覇市、関係の市町村に呼びかけをして行政の問題としてまずそれを会議として取り上げて切りかえをしようではないかというふうな要望をしていただきたいと思いますが、浜田村長いかがですか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時４７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４８分）

○議長　新垣博正　再開します。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

非公式と言いますか、中部の首長の皆さんとはお会いする機会が多々ありますので、その中でこの話が出たことはございますが、ただ、その水源自体を変えていこうだとか、そういうことまでには発展したというのは、私の記憶にはないんですけれども、今の御質問にお答えをするには非常に他市町村にも絡んでくることですので、なかなか厳しいところもあるとは思うんですけれども、ただ議員の考えということは十分受けとめられると思いますし、また水の安全性についてやはり特に上地区の皆さんというのはもう当然、一体どうなっているんだということは常日ごろから出ている問題だと思っておりますし、私にできることがあるのであれば、しっかりと今のお話をもうちょっと私自身も技術的なこともございますのでちょっと勉強させていただいて、そういう会が持てるのかどうかを検討してみたいなと思っております。

○議長　新垣博正　安里清市議員。

○１番　安里清市議員　この問題は先般12月１日に上地区の議員の方々を中心に有志の会というところで勉強会を呼びかけてやりましたところ約50名ぐらいの方が参加をされておりました。これが徐々にこの命にかかわる問題ではないかということで認識をされてきている状況が広がってきているんだろうというふうに思います。このＰＡＨＳという総称で言われているものですが、これをそのまま放置し続けるということは、いたずらに混乱を招いて聞くところによると、その飲み水とそれからご飯を炊くものとか、そういうものについては県外から取り寄せたペットボトルで対応しているという御家族も周囲に出てきている状況で、どうも放置していく

ということについて混乱を招いて、これが政治問題化してしまうということになるということは避けるべきだというふうに思っております。ですから先ほど申し上げましたように行政内部の対応として関係市町村長間の連携会議の中でぜひ取り上げて、実際安全なのかどうかという話ではなくて、安全な水がそばにあるんだということで、それの切りかえについて積極的なかかわりを出していただいて、この水に対する疑惑が出されている状況の中で基準値を国が決めるんだというふうなことは私は二の次だと思っております。そういう汚染されていない水がそばにあるんだったら、それを引こうではないかということで村長にはこれからも一生懸命勉強をしていきたいというふうな御答弁がありましたが、さらに頑張ってこの上地区、村については上地区、上地区と申し上げているんですが、村民全体の問題として、ぜひ積極的に取り上げて各他の市町村長と協議を重ね、改善すべき方向性を早期に見出していただきたいというふうに要望をいたしまして、質問を終わります。

○議長　新垣博正　以上で、安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時５２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０５分）

○議長　新垣博正　再開します。

企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　すみません、先ほど安里清市議員の総合計画の予算についてということで、先ほど「たしか」ということでうろ覚えの中で答えてしまい、すみません。予算についてですが、令和元年度が1,000万円、令和２年度が500万円、令和３年度が350万円ということで、令和２年、３年については債務負担で起こしてありますということで訂正をよろしくお願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時０５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０６分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

○１０番　安里ヨシ子議員　おはようございます。安里ヨシ子一般質問を行います。

最初に安全に遊びのできる幼稚園ということで、この前の視察・研修に行ってきましたので、そのことについて、一般質問を行います。大枠１の①以前にも質問したことがありますけれども、中城幼稚園の園舎のまわり（いぬばしり）は何カ所も亀裂が生じて、危ない状態なので先生方はプランターを並べていましたが、子供たちはそのプランターの上を飛び越えたりして遊んでいました。こちらは冷や冷やしましたけれども、子供たちは余計喜んで、それを飛び越えたりして遊んでいましたが、この前、行ったらセメントで応急処置がなされていました。それよりも気になるところは園舎の床が一方落下といいますか、少し５センチメートルほど落ちていて、床が少し斜めになっていて、子供たちが転ばないのが不思議なくらいで、リズム体操や遊戯などで飛んだり跳ねたりしているのを見ると、この子供たちの平衡感覚といいますか、それは大丈夫かなと。大人になってから何らかの影響が出てこないか心配です。行政としてどのようにお考えですか。

②両幼稚園とも老朽化が進んでいますが今後の見通しについて伺います。

次に、大枠２の教育相談所に現状について伺います。①事件、事故の多発、テレビから毎日のように流れる殺人や暴力、目を覆いたくなるような事故など、青少年に少なからず悪影響を与えている。低年齢化しているこのような事故、子供たちの心をむしばんでいることを危惧して

おります。まだ大人になりきらない青少年、自分の居場所を求め、また、自分の心の苛立ちを心を開いて相談ができる相談員の果たす役割は大変重要だと考えます。そこでお聞きします、中城村の教育相談所、相談員の現状について伺います。

②いろんなストレスを抱えて、不登校になっている子供たちの悩みや相談があっても忙しい先生方の対応では、無理ではないかと。殺伐とした世の中、今後ますます厳しい社会が待っていると思います。そこで、ゆっくりと子供たちの悩みを聞いて解決に向けていく人員を配置したらどうかと考えます。常駐の相談員と学習指導員の配置が必要ではないか、お聞きします。以上です。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

御質問は両方とも教育委員会でございますので、後でまた答弁をさせていただきます。

私のほうでは御質問の幼稚園の老朽化に伴う今後の見通しという御質問でございますので、見解を述べさせてもらいますが、この件につきましては、教育委員会がどのような方針を出すかにもよりますけれども、私も教育委員会と一緒になってしっかりと協議をしていきたいと思っていますし、また、もう５年、10年先の話しではなくて、もう喫緊の課題だと思っておりますので、あの状態では老朽化のままほっておくことは決してできませんので、喫緊の課題として早目に方針を出してどうやっていくかを教育委員会としっかりと協議をしていきたいなと思っております。詳細につきましては、また、教育委員会のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　皆さん、おはようございます。幼稚園の問題ですけれども、教育委員会では幼稚園の建てかえについて、これは大きな課題の一つだというふうに捉えています。今までも話し合いを進めてきましたが、２園を１カ所にまとめる方向で話し合いを進めてきました。また、先月の11月の定例教育委員会議では、保育園やこども園等についての勉強会を持ちました。担当課長のほうから詳しく説明をしていただきました。それを元に再度、幼稚園の問題について、今月定例教育委員会議のほうで話し合いをする予定をしております。幼稚園の詳細については教育総務課長のほうから、それから教育相談についてのほうは主幹のほうから答えさせます。以上です。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では安里ヨシ子議員の大枠１の①についてなんですけれども、中城幼稚園の園舎の周りにおけるクラックは、数多くあります。クラックが起きた場所を修繕施工している状態です。犬走りすべてをまた取り壊して修繕を施すには、園舎自体の建てかえ等を検討に入れなければいけなく、今後の幼稚園の建設計画とあわせて、現在の修繕を進めていく状態となっています。また現在、プランターを撤去して、園児が飛び越えて遊ぶことはない状態です。

続いて床の歪みについてであるんですけれども、中城幼稚園のすべての床の施工で木製フロアタイルという木製の床30センチメートル角の木製を組み合わせているもので、この床面の状態で床面の歪みではなく、老朽化による土間の木製の基礎部分の腐食と思われます。修繕を行うには、部分的な修繕がちょっとできず、床全面の張りかえを施さなければならない状態です。長期の修繕期間を要するため、早急な修繕が現在できないような状態となっています。

②の中城幼稚園、津覇幼稚園の両幼稚園の老朽化が進んでおり、この平成29年度に中城村の総合教育会議において、統合型両幼稚園を統合

型の幼稚園で、建設を行っていくということで見込んでおります。今後、どちらで建設するのか、両園とも借地となっておりますので、どういうふうにやっていくのかというものも検討して、公設公営の幼稚園、民設民営も含み、今後、関係各課と調整し幼稚園の建設計画を立ててまいりたいと思います。以上です。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　教育相談室の現状の①についてお答えいたします。

本村では、児童生徒の指導・援助等を行うことを目的に教育相談室を設置し、教育相談員を配置しております。今年度４月から10月までの現状としましては、教育相談室への来室相談は474件、電話相談が13件、家庭訪問が２件となっております。また、心理士や相談員が学校を巡回し、相談を行ったのも474件あります。

続いて②についてお答えいたします。本村では相談員３名、学習支援員３名が既に配置されております。相談員は中城小学校と津覇小学校で１名、中城南小学校と中城中学校にはそれぞれ１名常駐しております。学校へ配置することで、登校時からの支援が可能となり、一人一人の課題や日常の変化に合わせた教育支援を行うことができております。また、学習支援員につきましては、３名とも中城中学校へ配置しており、数学科を中心に生徒の抱える課題に応じた支援を行っております。村教育委員会としましては、今後とも、各学校の管理職や担任、教師、各関係機関等との連携を図り、児童生徒への支援に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長　新垣博正　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　幼稚園の問題では本当に老朽化して、子供たちが安全に遊べるかということがありますけれども、近いうちに幼稚園について、建てかえなのか、それとも統合型になるのかということで、今議論の最中だということですが、ぜひとも子供たちが安心して遊べるような、そういった施設を早目につくってほしいと思っております。

この床が斜めになっていることについては、幼稚園の先生は慣れているから、別にそんなの感じないとか、そんなに心配することはないとおっしゃっていましたけれども、私たちはやはり平衡感覚とか、そういったものを専門家のほうと相談もして、ちゃんと床をきちんと多分１カ所だと聞いていましたけれども、あと２カ所はそういうことはなくて、１カ所が真ん中の園舎のそういうところがありますので、気をつけてごらんになってほしいと思います。

それから教育相談室の現状は今３名の相談員がいるとおっしゃっていましたが、これは平成６年に児童生徒の健全育成を図るために設置をされておりますけれども、最初は一人で、あとは２人体制になっていました。男の先生が学習面や問題行動などの面。女の先生が家庭生活、学校生活、社会生活やあらゆる面での相談に対応していたと思います。私の記憶では数年前になってしまいますけれども、花と緑の広場にプレハブの建物で行っていて、女の先生が婦人会長の役員を終えた方でしたので、私もたびたびそこを訪問して、その生徒たちの現状を見てまいりましたけれども、10人ほどの生徒たちが多分もっといたと思うんですが、入れかわり立ちかわり相談所に来ていました。いい雰囲気で活動がされていたと思います。主幹のお話では今３名が配置されているということでしたけれども、私は相談員が１人と中城村は全体で１人だと聞いていたんですが、世知辛い世の中で社会的に地位にある人が悪いことをする。嘘をつく。そういう世の中ですので、物事の良し悪しの判断が十分ではない子供たち、中学生とか、自分の居場所、悩みを聞いてくれる人の存在が大変必要だと思っております。中城村に相談員が２人ということでしたかね、私としては相談員を

２人体制にしてほしいと考えておりましたけれども、主幹の話しでは２人配置されているということで安心してもいます。

不登校の原因が大変難しいことであると思います。子供たち自身のいら立ち、その気持ちが何であるのかというのが自分でもわからないぐらいにいら立っていると、これが家庭内のトラブルなのか、教師とのトラブルなのか、いじめ・貧困と多岐にわたって特定できないと。忙しすぎる学校の先生方もこのような生徒に対して対応するのは大変無理なことだと考えております。

最近、教師同士のいじめがテレビで報道されて、大変大きなショックを世間の人に与えたと思っております。何とも考えられないことです。いじめをなくすと叫んでいる先生方、見えないところで何をやっているのか、心配で教師を信用することができなくなると思います。教育委員会として、先生方にどのような対応がなされたのか。また、子供たちへの信頼回復についてどのようにお考えかお聞きします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時２６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２８分）

○議長　新垣博正　再開します。

教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

相談員につきまして、確認させていただきます。中城村では３名の相談員がおりまして、そのうちの１人が中城南小学校に常駐しております。また、もう一人は中城中学校に常駐しております。残り一人は中城小学校と津覇小学校に通っております。水曜日の午前とか午後に勤務しているのは、恐らく県から派遣されておりますスクールカウンセラーだと思います。中城村の相談員は３名、学習支援員が３名おりますが、それ以外にも心理士が１名おります。また、沖縄県から派遣されておりますスクールカウンセラーが２名おりまして、その２名は全県的に回っているものですから、１週間に１回、月に一、二回程度回っていきます。またスクールソーシャルワーカーも１名おりまして、週４回、１日５時間程度おります。すみません、御質問の中では中城村の相談員ということでしたので、十分な説明ができず申しわけございませんでした。

続いて、先ほどの教職員のいじめについてお答えいたします。教職員のいじめに関しては、すぐに学校のほうに服務に関する情報を与え、きちんと指導するよう伝えております。また、校長会や教頭会におきましても、そのような話題になり、きちんと校長、教頭が把握した上で服務の規律の徹底に努めるよう伝えております。現在のところ、教職員によるいじめの報告は受けておりません。以上です。

○議長　新垣博正　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　この相談員の相談所に行ったときに聞いた話では、今主幹が話しなさっていることと違っておりますので、私の勉強不足ということでもう一度ちゃんと調べてきます。

もう一つ、答弁漏れと言いますか、教育委員会として、先生同士のいじめのテレビを見て、子供たちはどういう反応をしたのか、子供たちの信頼回復をどのようにお考えかお聞きします。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

マスコミ等でも報道されておりましたので、子供たちに関する話題は上がったと思いますが、教育委員会のほうでは調査はしておりません。しかし、先ほど話をしましたように管理職、そして教諭に対しての服務徹底のことは伝えております。以上です。

○議長　新垣博正　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　今、社会の動きというのは、本当に有事に向けたような動きがあって、社会情勢が心配。憂慮すべき事態だと思っております。戦争前夜に似て来ていると言われていますけれども、私たち子供を産み、育てる母親として子供たちの将来が大変心配であります。この若いころの教育というか、大人になってからの人間形成に大変大きな影響を与えると言われています。学校、教育委員会、そして父母の皆さんが協力をし合って、生徒が道を踏み外さないような施策を講じてほしいと願っておりますけれども、教育委員会としてどのようなお考えなのかお聞きします。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

保護者から多くの意見をいただけるよう毎年学校評価を行っております。その中で授業に関すること、学校運営、または環境に関することに関する調査を行いまして、それを委員会も報告を受けております。それによりましてＰＤＣＡサイクルと言いまして、毎年そのプランを見直し、次年度に生かしていくという仕組みを教育委員会も含めて学校では行っております。このようにＰＤＣＡサイクルをもとに保護者の評価、また児童生徒の評価も踏まえつつ次年度の学校経営に生かしております。以上です。

○議長　新垣博正　安里ヨシ子議員。

○１０番　安里ヨシ子議員　不登校の子供たちがいるところは、先生方がですね、学校から迎えに来て登校するようにということで、何回か呼びかけをされておりました。毎日のようにお迎えにいらしていたんです。不登校の子を。その子たちももう卒業してちゃんとした仕事についておりますので、ぜひとも今、心理士の方とか、相談する先生方、いろいろ配置もされているということですので、安心して子供たちを預けることができます。中学校でもその荒れた時期とそうではない時期等もありますので、子供たちの居場所、そういったものについてもやはり考えてそのような施策が講じられるように願っております。

○議長　新垣博正　以上で、安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時３８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

○９番　比嘉麻乃議員　それでは改めまして、こんにちは。それでは議長のお許しをいただきましたので、議席番号９番、比嘉麻乃一般質問を行います。

大枠１．教育行政について。本村では、未来を担う子供たちのために、2014年度から教育課程特例校の許可を受け「中城ござまる科」の授業実施や2018年度には、きめ細かな指導が期待できる少人数学級を実施するなど、他市町村にはないすばらしい教育行政を行っております。その取り組みと努力を高く評価するとともに中城村で子育てする村民の一人として誇りに思っております。今後、さらなる教育環境づくりと他市町村のお手本になるような教育行政を期待して伺います。

①村立の中城幼稚園と津覇幼稚園の老朽化が進んでおり、園児の安心・安全のためにも早急な耐震化が必要と考えられるが見解を伺う。②村立幼稚園で２年保育あるいは、３年保育の考えはあるか。③児童・生徒の発想は無限大です。児童・生徒の発想を取り入れ、村政に反映させることを目的に子ども議会を計画する考えはあるか。④生徒の平和学習のため、中学校の修学旅行の行き先を現在の関西から九州に戻す考え

はあるか。

大枠２．選挙の投票について。①過去５回の選挙投票率を伺う。②投票率アップのために本村が取り組んできたことを伺います。

大枠３．街灯電気料金について。①自治会が管理している街灯電気料金を自治会加入者だけで負担することは村民にとって平等ではありません。村民が平等で安心・安全な日々を過ごすために、街灯電気料金を村が負担する考えはあるか伺います。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては教育委員会。大枠２番につきましては総務課。大枠３番につきましては都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうでは午前中でも少し答弁をいたしましたけれども、幼稚園についてもう少し見解を述べさせていただきたいと思います。当然、教育委員会ともども、今後、幼稚園をどうするか。新たな幼稚園をどこにどうやっていつつくるのかも含めて、これからもちろん協議を重ねていきます。大事なことは早急にやっていきたいと思っております。今御承知のように老朽化はもうかなりのところまで進んでおりますので、早急にその部分にしっかりと方針を決めて、幼稚園、あるいは保育も含めてでございますけれども、非常に時代時代が早く進んでいるような気がいたします。その時代に即した形でどのような幼稚園の形態や運営も含めて、そして御質問の中にある２年保育、３年保育等々も含めて、何が時代に一番即しているかをはじき出して、早急に建築に向けて頑張っていきたいなと思っております。詳細につきましては、また教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　皆さん、こんにちは。ただいまの幼稚園の件ですが、教育委員会としてもやはり幼稚園の老朽化については大きな課題の一つだというふうに捉えています。幼稚園を新しく建てかえてつくったほうがいいのか。また、こども園等についても選択肢の一つとして考えられるのか等も含めて幼稚園の問題について、今までも話し合いを進めてきましたけれども、また11月には保育園等についての勉強会も開きました。今月の定例の教育委員会会議で再度幼稚園についての話し合いの予定をしております。詳細については教育総務課長。そして④については主幹のほうから答えさせます。以上です。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では比嘉麻乃議員の大枠１の①②について。本日、午前中の安里ヨシ子議員への答弁と重複いたしますが、村立の幼稚園の老朽化での耐震化は耐震化を行うよりも建てかえを検討しているところであります。

また建てかえるに当たり、公設公営か民設民営なども確認しながら関係各課と調整を行い、保育の年数についても２年あるいは３年を考慮し建設の規模の計画を進めてまいります。③についてですけれども、子ども議会については、各学校、教育委員会が開催するにあたり各学校との調整を行い、本村での何らかの記念事業等で取り組めないか、検討してまいります。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　大枠１の④についてお答えいたします。

既に、令和２年度の計画として、修学旅行先を九州にし、平和教育の学習を行うことが決定しております。先月11月には、対象となる現在の中学１年生の保護者に対して、文書による通知を行ったとの報告を受けております。以上です。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　大枠２の過去の投票率についてお答えいたします。

令和元年７月に執行されました参議院議員選挙につきましては、本村の投票率は、51.81％でございます。平成30年９月の中城村議会議員選挙は55.37％。平成30年９月の沖縄県知事選挙は65.11％。平成29年９月の衆議院議員選挙は55.90％。平成28年７月の参議院議員選挙は56.34％。平成28年６月の沖縄県議会議員選挙は56.89％でございました。選挙ではございませんが、平成31年２月に行われました県民投票におきましては57.35％でございました。

次に、投票率向上のため本村の取り組みについてお答えいたします。

投票率向上のため、選挙が行われることを周知するため、本庁舎に懸垂幕を設置しております。また、広報誌や防災行政無線などを通じ、村民に対し、投票を呼び掛けております。さらに成人式におきましても、新成人に対し、選挙啓発用のボールペン及びチラシを配布し、選挙の啓発に努めております。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　比嘉麻乃議員の御質問にお答えします。

大枠３の①、平成29年度に沖縄安全対策事業で各自治会の要望も取り入れて防犯灯を整備しております。その際にも、電気料については、１級、２級村道については村負担、その他村道については、自治会負担となることを確認しております。現在、自治会管理分の電気料金を村で負担する考えはありませんが、補助事業等を活用して、水銀灯・蛍光灯からＬＥＤへの取りかえを現在検討しております。取りかえ後は電気量の負担軽減になると考えております。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　答弁ありがとうございました。

それでは大枠１の①のほうから順次、再質問をさせていただきます。①の早急な耐震化が必要とされるが、見解を伺うという質問に対しまして、村長、教育長、課長ともに早急な取り組みの必要があるということで、答えをいただきましたけれども、それではここで再質問をいたします。両幼稚園の築年数と建築基準ＩＳ値を伺います。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　ただいまの再質問の中で、両幼稚園の建築日なんですけれども、両幼稚園ともに昭和54年３月の建築で、築後40年９カ月を経過しております。建築基準のＩＳ値については1981年（昭和56年）以降の建築物の耐震基準となっており、建築基準のＩＳ値は耐震診断等を行われなければ値は出ておりません。両幼稚園に耐震診断等を行い、耐震化工事を行うよりは建てかえのほうがよいと思い、現在に至っております。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　ありがとうございます。

中城幼稚園が40年経っています。津覇幼稚園も一緒ですか。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　同様に築40年であります。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　はい。ただいまの答弁の中では、ＩＳ値をはかるよりは建てかえのほうがいいということだったんですけれども、もしこのＩＳ値が0.6未満の場合は、地震や衝撃とか倒壊あるいは崩壊の危険があるということなんですけれども、今後、こういった耐震診断はされないということでよろしいですか。最近は地震や豪雨、そして台風といった災害が多く発生し、そういった被害に備えた耐震化が求められるわけなんですけれども、今後の対策として建てかえというふうに話のほうが進んでいるようなんですが、もう一度聞きます。建てかえ

なのか改築なのか。あるいはまた別の場所で統廃合しての新築なのか。もしスケジュールなどが決まっていましたらそこを伺います。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　ではただいまの質問にお答えします。

中城幼稚園、津覇幼稚園を統合して一つの幼稚園及び認定こども園等に進めていくというものが平成29年の教育総合会議の中で統合していくということが決まっております。現在の中城幼稚園、津覇幼稚園、両幼稚園とも借地のほうにありまして、その場所にそのまま建てていくのか、どの場所のほうがいいのかという協議を進めながらいきたいと思います。今後、各学校の長期化の施設教育の計画等も立てながら、幼稚園については、２年から５年の間には、２年保育、３年保育になった場合、建築規模等も変わってきますので、それの計画を立ててまいりたいと思います。以上です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　これからスケジュールが組まれていくということなんですけれども、やはり耐震化のほうも気になりますので、できるだけ早く計画しまして、安心・安全な学びの場をお願いしたいと思います。

去る９月には、宜野湾市内の小学校で約10メートルの高さから幅10メートル、厚さ２センチメートルのコンクリート片が落下しました。幸いけが人は出なかったんですけれども、やはり安全な学校生活を送る場として教育施設の耐震化は急務と言えますし、小中学校、ほかの学校もこういった耐震化は本当に必要だと思います。小中学校の改築費用は国の高率補助制度で約75％の補助があるとは思いますけれども、もし幼稚園を改築した場合にも同様な補助金があるのでしょうか、伺います。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　答弁いたします。

小中学校と同様に文部科学省より補助金が幼稚園建設にも充てられます。また、幼児数や床面積による割増等で補助率の割増等もあるとあります。以上です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　午前中のヨシ子議員からもありましたけれども、先日、私たちは所管事務調査で両幼稚園を視察しました。そのときも先ほどもありましたように中城幼稚園は床が斜めになっていまして、床と壁の剝離も見られました。課長もそのときには一緒にいましたけれども、このような耐震性の低い場所で、子供たちが安心して学校生活を送れるはずは到底ないと思うんです。限られた財政で改築やそして補強工事を実施することは大変かと思いますけれども、命を守る環境の確保は行政として最低限の使命だと私は思っておりますので、どうか国やそして県の補助を受けながら一日も早い施行を要望したいと思います。

そして、両幼稚園の最大の魅力というのは、公の中にありそして小学校と隣接しているというのが魅力だと思います。そのことによって小学校との連携が取れ、園児そして小学校の生徒、そして教諭の皆さんも交流ができ、園児にとっては早い時期からの集団の社会で多くのことを学べるのではないかなと思います。こうやって学びながら成長できることから、ぜひ私としては両幼稚園は小学校と隣接していただきたいということを要望いたします。

では次に②なんですけれども、村立幼稚園で２年保育あるいは３年保育の考えはあるかという質問に対しまして、それもこれから２年保育なのか、あるいは３年保育なのかということを協議していくということなんですけれども、今も述べましたようにやはり２幼稚園は小学校と隣接しており、小学校との連携した教育活動をすることが公立幼稚園の魅力だと思うんですけれども、その公立保育園の幼稚園で２年保育、

あるいは３年保育をこれから計画するという主な理由ですね、何がいいのか、２年保育、３年保育にする主な理由を伺います。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　ただいまの質問について答弁いたします。

２年保育については、現在、私立の認定こども園などで推奨しているように、教育及び保育のカリキュラムの組み立てで２年から３年が望ましいとあります。子供たちの育ち方、考え方が４歳と５歳では大きく変わるとされており、今後の幼稚園教育に生かしていきたいと思います。また、現在、５歳児だけの幼稚園の園児が減ってきておりますが、これを２年から３年にすることで年の近い兄弟の入園等も増えて、園児数も増えてくるものと思われます。以上です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　確かに３年保育を実施した場合は、３歳児から含まれるわけではございますけれども、３歳のころの教育というのは、その子の人生を左右すると言っていいほど大切な年齢であります。昔から三つ子の魂百までというように、このころに身についたことは百歳まで続くということなんですけれども、それから３年保育というのは、すごくいいものだなというふうには思っております。

５歳までの教育は人生を左右すると言っても過言ではないということで、2000年にノーベル経済学賞を受賞しましたジェームズ・ヘックマンという人がいまして、その人がちょっと貧しい子供たちを100人調査をしたそうなんですね。１グループ、２グループ分けまして、１グループには午前中の２時間ちゃんとした教育を受け、あとの半分のグループには全くこういった教育活動をしないということを５歳まで続けまして、それをその後40年間追跡調査をしましたところ、そのしっかりとした教育を受けた子供たちが将来、大人になりましたら学校の出席率ですとか、大学の進学率、就職率、持ち家率が高くて、また高収入で納税も多く納めているということ。そして、中退率や生活保護率、逮捕率が低いというデータが出ているということなんですね。その結果を受けまして、各国々は2000年ぐらいから多くの税金をこの時期に通すということをやっていまして、そのときに通すことによって、将来、こういった地域にそれから自治体などに多くの税金が入ってくるということをもう研究をしてわかっております。

確かに今回、中城村では少人数ということで１年生から３年生までの教育をしっかりやる。そういうこともあるんだなというふうには思って、私も賛成して父兄やまた先生たちからもすごい評判を聞いているので、これはいいと思うんですけれども、さらに対象年齢を低くしてですね、３歳から５歳のこの子供たちをしっかりとした教育をさせる。そして、導くのも行政、そして私たちの大人の導き方ではないかなというふうに思っておりますので、どうか３年保育をしていただきたいと思います。そして、先ほどから民営化という話がありますけれども、やはりどうしても公の中で運営していく幼稚園と民営化の幼稚園とではやはりちょっと違うということもわかっております。私は、公の中での幼稚園で３年保育をしてほしいというふうに強く思っておりますし、それから村民の皆さんも思っている方も多いので、ぜひこれはこれから考えていただければなというふうに思っております。

では次に移ります。③の子ども議会なんですけれども、以前、子ども議会も平成28年に津覇小学校のほうで６年生を対象に行ったようなんですけれども、その後、平成28年だけだと思います。その後、開催できない理由とかそういったのはあるのでしょうか伺います。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　ただいまの質問に

答弁いたします。

前回、平成28年の開催した子ども模擬議会ということで、こちらのほうは津覇小学校のほうから教育委員会のほうに依頼がありまして、津覇小学校と議会事務局と調整を行い、議会事務局と津覇小学校での直接のものとなっております。一つの学校がこの子ども議会を開催をするというのは可能かもしれませんが、今教育委員会で各小学校、３小学校及び中学校から何名ずつ割り振ってどのような質問に分けていくかというそれの細分化等が難しく現在行っていないような状態です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　以前は行われていたということなんですけれども、最近ではおわかりのようにいろいろな県内の小中学校で子ども議会というのが行われまして、その後、行政にも子供の発想を取り組んだという話があるので、ぜひこれら子供たちのためにも、あるいは村のためにも行っていただきたいなというふうには思っております。

確かにこの子ども議会を開催するに当たって、執行部の皆様にも答弁の作成に追われるかもしれないんですけれども、これが子供たちが自分の住む地域のことを知り、そして、社会を構成する一人の村民として自分の意見や提案が言えることで中城村を誇りに思い、そして愛することになり、行政や議会に興味やそして関心を持ってくれるのではないかなと思いますので、ぜひこれは先ほどは記念事業ということでもあったんですが、新しい庁舎ができたときにこの記念事業に取り組んで、できれば毎年小学校を対象とするのか、中学校を対象とするのかやっていただきたいと思います。

では次に移ります。④の生徒の平和学習のために中学校の修学旅行を現在の関西から九州に戻してほしいということで、これ以前も私の一般質問をさせていただきました。平成28年に質問をさせていただきました。実は先日、校長先生からもこういった報告がありました。すごくもう嬉しい気持ちではあったんですけれども、では変更することだけを聞いたんですが、九州ではどのような計画の修学旅行になっているのかというのを伺います。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

令和３年の１月に３泊４日の予定で長崎の原爆資料館や平和記念像を見学することを聞いております。それに向けて総合的な学習の時間におきまして、事前学習を行い学びを深める予定だと聞いております。以上です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　ありがとうございます。平和学習、本当にやってほしいというふうに思っておりましたので、すごく高く評価したいと思います。教育委員会は役所を動かすよりも教育委員会が動くのはすごく難しいことだとよく聞いているんですけれども、ほかの市町村ですよ。本村ではないですよ。聞いてきましたが、でも中城村の教育委員会は柔軟性がありまして、指摘されたことは一緒に考えてくれるということを今回すごく思いました。感謝したいと思います。そして、本村ではことしの夏休みに村内の全教諭を対象にしました沖縄戦について平和学習を実施しました。全教諭対象の実施ということでこれは県内初ということで、新聞等にも大きく取り上げられました。参加した教員の感想ですとか、あるいは今後、どうやってこの実施したことの勉強を平和学習をどう生かしていくのか、それを伺います。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

マスコミ等でもすごく話題になりましたことですけれども、実は平和教育研修の事前に教職

員にアンケートを行っておりました。これによりますと、南部戦跡のガマに入ったことがない教員が47％、小中高校時代に南部戦跡フィールドワークに参加したことがない教員が59％おりました。中城村の教職員です。よって、その場所に訪れ戦争体験者の話を聞いたり、ガマや慰霊塔を巡ったりしたことで沖縄の教員でありながら知識不足であったということを痛感し、真実を知り、子供たちに伝えていくことの大切さを感じたなどの感想が多くありました。今後もこの教育に活かせるように、授業やまた掲示物も踏まえた平和学習に生かすように、指導してまいります。以上です。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　今ではもう戦争体験者が少ないという中をこの教諭の皆さんが勉強して、そして子供たちに伝えるということをできただけでもこの夏休みの平和学習というのはやっていいものだなというふうに思っております。今後ともまた続けていただきたいと思います。

先日、本村の慰霊祭に参加しまして、そのときに女子中学生の長崎平和学習派遣の報告を聞きました。その生徒は平和学習に参加して、平和の大切さ、そして命の尊さについて大きく考えが変わったことや、そして戦争の悲惨さ、原爆の恐ろしさを長崎の地で学ぶことができたことを述べまして、その後に今を生きる私たちにできることは悲惨な戦争を忘れず、それを多くの人に知ってもらい、平和な世の中が続くことを願い、かけがえのない日々を過ごしていきますという報告を聞いたときに、私たち大人が生徒たちの平和学習を妨げてはならないし、そして平和学習への導いてあげるのも私たち大人の責任だなということを思いましたので、実際にこうやって再度質問させていただきましたが、もう既に関西のほうから九州へと修学旅行先を変えてくれました。ですから今回の関西から九州への変更を決定した中学校の校長と、そして教育委員会を本当に高く評価したいと思います。

では続いて大枠２に移ります。選挙の投票率についてということだったんですが、過去７回の投票率を伺うことができました。それでは平均大体55％ぐらいの投票率なのかなと思うんですが、投票率が最も低い中城村内の地域を伺います。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

平成30年に執行されました村議会議員選挙におきましては、第４投票所の投票率が40.74％と一番低くなっております。同じく平成30年の県知事選挙におきましては、第４投票所の投票率が63.44％と一番低くなっておりますが、その他の投票所におきましても、おおむね65％前後であり、県知事選挙におきましては、そう大きな差はないというふうに考えております。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　ごめんなさい、私の勉強不足で、第４投票所というところは地域はどこになるんですか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時０６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時０６分）

○議長　新垣博正　再開します。

比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　投票率アップに取り組んでいたということなんですけれども、全国で見るとやはり多くの市町村では期日前投票で工夫をしているようなんですね。そのときに利用者の多いスーパーに投票所を設置し、利便性の向上を図ることで、投票率アップになっているということなんですけれども、では若い世代の多い、そして投票率の最も低かった南上原地区に期日前の投票所を設置する考えはないか伺います。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

投票所が近くにあるということも投票率が上がる要因の一つであるというふうに考えています。期日前投票所を設置するためには投票所の確保、それから人員の確保、コストなどを少しハードルは高いというふうに感じてはおりますが、そのことが投票率の向上に結びつくということであれば、検討してみたいというふうに考えています。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　県外の例なんですけれども、愛媛県松山市では学生の要望に応じまして、松山大学に投票所が設けられた事例もあります。また、投票権が18歳以上に引き下げられてからは、高等学校に設置する自治体などもあるそうなんですね。そして高齢化、過疎化が進む自治体ではワゴン車を利用しまして、移動期日前投票所とかを導入されているところもあるそうです。近所にやはり課長がおっしゃっていたように近所に投票所があれば若者たちの関心にもつながりますし、投票率アップが期待できるのではないかなというふうに思います。各自治体で投票率アップに向け、いろいろと工夫されているようなんですが、移動期日前投票所とまではいいませんが、ぜひ本村も投票率アップのため頑張っていただきたいと思います。そして、来年６月には本村にとって、大切な未来を決める村長選挙、そして県議会議員選挙が行われる予定でございます。まずは試験的にスーパーでの期日前投票を個々で設けるべきではないかなというふうにも思います。もし県議選と同じ日になった場合でしたら、財政のほうもそれほどかからないというふうには思うんですが、ぜひこの機会に試験的にスーパーでもこれでもいいので、期日前投票ですね、やはり若者が生きやすいところ。忙しい世代が生きやすいところにやっていただければと思いますので、ぜひ検討よろしくお願いいたします。

では大枠３の街灯電気料金についてなんですが、これも何度か質問をさせていただいております。いろいろな面で前回は温暖化について質問を入っていたんですけれども、きょうは遠回りもせずに今回、電気料金を村で負担していただきたいというその大きな気持ちで今回も質問させていただいておりますので、答弁のほうも前向きな答弁をよろしくお願いしたいと思います。先ほどの答弁の中では、今のところ村が負担する考えはないということでございました。それではちょっと変えまして、本村にとって自治会とは一体どのような存在で、そしてどのような役割を担っているのかというのを伺います。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時１２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１２分）

○議長　新垣博正　再開します。

総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

各自治会におきましては、日ごろから地域コミュニティ活動、それから防災、防犯、児童生徒の居場所づくり等々、さまざまな役割が果たされているものだというふうに感じております。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　ただいまの課長の答弁にありましたように、コミュニティという答えがありました。そのとおりです。現在、自治会ではたくさんの事業を行い、老人会のほうでは体力づくり、そしてほかの会員には楽しいイベントでコミュニティを深めているわけでございますが、もし村民からお預かりしている税金の中から街灯料金を負担していただけるのであればその分、各自治会でもさらに多くのコミュニティの事業が取り入れられると私は思っております。何よりも村民の中には自治会に加入し、会費を支払っているにもかかわらず御自宅の周

りには街灯がなく、暗い道を通っている方もいます。それを会費を通して同じように街灯料金を負担していることに私は不公平さを感じているわけであります。現在、街灯電気料金を市町村が負担している自治体がありますよね。名護市、那覇市、浦添市と全額ではないんですけれども、補助しているところ、そのほかにももしかするとあると思います。では現在、自治会が管理している街灯電気料金の総額を伺います。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　お答えします。

自治会が負担している街灯の本数が741本。毎月の電気料が約25万6,000円です。年間約300万円を自治会で負担していただいております。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　確認です。自治会が管理している街灯電気料金の総額が約300万円ということです。年間300万円ということです。今や温暖化が原因で多くの自然災害が発生し、世界問題になっているということはおわかりだと思います。その対策としてＬＥＤ化が推進されているわけでございます。現在、本村には村管理、自治会管理の街灯を合わせて確か1,195台あると思います。そのうち820台がＬＥＤ、残りの375台が蛍光灯になるかと思いますが、ＬＥＤと蛍光灯の電気料金を比較すると、普通の電気は月に１台当たり590円から高いものでは大体1,000円ぐらいかかるのに対しまして、ＬＥＤは189円ですね。相当の差があると思います。よってＬＥＤに変えた場合は、１台当たり月に401円から800円ぐらいの削減になります。そうすると年間約180万円から300万円が節減されるわけなんですよね、単純に考えると。180万円以上はこの全てＬＥＤに変えると電気料金が削減されるというふうに思っております。その削減の金額を考えますと、予算を計上してでも早くＬＥＤに変える必要があるのではないかなというふうに思っております。もちろん課長もそう思っているかと思うんですけれども、ＬＥＤの交換で３分の１の補助ですとか、あとは一括交付金もあるというふうに聞いております電気料金の負担の多い自治会は月々の支払いで頭を悩ませています。村長も以前は、街灯料金負担について、数年前から何とかできないものか。そして今や大きな結論をすべき問題だ。そろそろ結論を出さなくてはならない時期に来ていると前回おっしゃってくれました。村長、私は今こそが結論を出す時期だと思いますが、村長の見解を伺います。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

可能性として考えられるのは、単純に電気料全額負担というよりも、今議員がおっしゃるようにＬＥＤ化を進めるという形のほうが現実的かと思いますので、金額的にはじき出しての話になると思いますけれども、何らかの村としてそこに努めていきたいというメッセージは出したほうがいいと思いますので、これはどういう意味から言いますと、一挙に変えたほうがいいのか、もちろん一挙に変えたいんですけれども、財政的な問題がありますので、例えば３年かけて変えるだとか、あるいは金額的にはじき出して可能であれば２年かけて変えていくとか、そういうものをもう来年に向けての話でございますので、真剣にこの議会が終わってから担当課を含めて、どういう形が一番いいのか、財政的の部分ででき得るものとしてどこまでができるのかを勘案していきたいなと思います。

○議長　新垣博正　比嘉麻乃議員。

○９番　比嘉麻乃議員　前向きな答弁ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。村長、決して全額とは言いませんので、80％あるいは70％ぐらいでもいいので、村民からお預かりしている税金で平等にこういった電気料金は払っていただきたいというふうに心から要望していきたいと思います。自治会の活発な活動

がひいては村の活性化につながるものだと村長もきっとそういうふうに思っているかと思いますので、やはり先ほども申し上げましたように多くの電気料金が負担している自治会にとりましては本当に事業をまたできるか、減らすかの問題も出てくると思うんです。ですから確かに安心・安全なまちづくりは大切ということで、街灯を設置していただきましたけれども、やはりこの街灯はみんなが使っているものなので、みんなで支払いをするのが私は当たり前のことではないかなというふうに思っております。どうか一日も早い決断を心から強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　新垣博正　以上で、比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時２１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時３２分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、渡嘉敷眞整議員の一般質問を許します。

○３番　渡嘉敷眞整議員　皆さん、こんにちは。議長の許可をいただきましたので、通告書により一般質問をさせていただきます。

大枠１．登又にある道路について。１．二級村道三田線について。①現在の状況はどのように把握しているか。②改良工事をする必要がありますか。③改良するにはどのような事業導入で行うことが考えられますか。④計画はありますか。それはいつごろですか。改良工事を実施するまでの間、どのような維持管理をする予定ですか。

大枠２．大瀬線城跡線の交通安全対策について。１．登又区民一人一人が安心・安全に暮らせるように平成31年３月26日付で要請した４項目はどのように進めて、どのように現在なっているのか。今後どのように進めて行くのか。いつごろ設置されるのか伺います。多分、関連しますので、ここでその４項目を申し上げたいと思います。

１番目に、ローソン登又店前十字路交差点の信号機が午後10時に時差式信号から点滅信号に変わるため、自動車の通行量がまだまだ多いために登又側あるいは反対の野嵩側からの進行する車がヒヤリ・ハットすることが非常に多く、事故を起こす危険度が高いので、早急な対策を要請します。

２番目に、現状として大瀬線を通行する車両のスピードがかなり速いため、バス停付近の歩行者や交差点に入ってくる車両等が危険にさらされている。速度規制標識を設置して交通事故を防いでください。

３番目に、大瀬線のニューライフアカデミー前と登又城跡線の公民館前に横断歩道を設置してくださるようお願いします。

４番目に、４班の旧部落から登又城跡線を出るところ、交差点に一時停止の標識を設置してくださるようお願いしますと、これが４項目でございます。

２．新たに太田線と中城城跡線の交差点にカーブミラーの設置を要請します。

大枠３．津覇幼稚園・津覇小学校の環境整備について。１．津覇幼稚園の北側（山手側）擁壁からのハブ侵入の対策設置について、今年も園庭で父兄がハブを見つけてスプレーで殺したようですが、これまでに津覇幼稚園で４回（４匹）、小学校で２回（２匹）計６回あるようですので、その対策の設置について伺います。

大枠４．本村の幼・小・中学校の勤務形態について。沖縄タイムスの11月15日の新聞に18年度の県立学校教職員勤務実態調査で残業時間が月100時間を超えた人数が延べ1,314人に上った。月平均110人。月80時間が目安とされる【過労死ライン】を超える長時間労働が常態化してお

り高教組委員長は「命に関わる問題。教員の労務災害が潜在化している恐れもある」と懸念するとあります。本村の幼稚園・小学校・中学校の勤務実態についてはどのようになっているか伺います。よろしく御答弁お願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは渡嘉敷議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては都市建設課。大枠２番につきましては住民生活課及び都市建設課。大枠３番、４番につきましては、教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、議員御質問の道路全般についての見解を述べさせていただきますが、この議会においてもたびたびその道路の維持管理、補修、そして事業化、いろいろな話が特に道路関係は出てくるように思われます。事業化できるものについては、積極的に事業化を進めていくつもりではございますが、どうしても事業化できない自己財源に頼らざるを得ないような箇所につきましては、優先順位をしっかりつけてこれは担当課のほうで答弁させていただきますけれども、皆さんに行き渡るには多少の時間が必要な部分も出てくると思いますので、その辺はなるべく平等に均等にやっていきたいなと思っていることを御理解いただきたいなと思っております。後ほどまた担当課から答弁させていただきます。以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　学校生活での安全・安心は私としても最優先されなければならないと考えております。私も報告があったすぐ翌日に津覇小学校に行きまして、教頭と確認、相談をいたしました。学校ができることとしては草刈り等の環境美化、そしてすぐその日に立て看板を作成し、設置をしております。それによって注意喚起を行っています。また屋良照枝議員の御協力もあり、村内の建設業界にお願いしまして、ユンボやトラックなどの手配をしていただきました。それによってハブがすみつきそうな場所を撤去し、環境整備を行っていきたいと思っています。教育委員会の対策等詳細に関しましては教育総務課長のほうから、それから大枠４の教員の勤務形態については主幹のほうから答えさせます。以上です。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　渡嘉敷議員の質問にお答えします。大枠１の①現状は舗装のひび割れや、凸凹があることは把握しております。②村道ウフクビリ線と大瀬線を結ぶ主要道路である城跡線の事業が完了し、供用を開始しているため、現時点では三田線の改良工事の計画はございません。③改良事業として、市町村道整備事業である沖縄振興公共投資交付金事業が考えられますが、令和３年度までの事業となっており、令和３年度までに完了しない事業については、事業申請が今できない状況であります。④現段階では整備の計画はありません。路盤のくぼみなど、通行に支障が出てくる箇所には優先順位を決めて補修等へ維持管理で対応していきたいと考えております。

大枠２の②現地を確認したところ、比較的見通しは悪くないと思われます。現在、カーブミラーの設置は検討してはおりませんが、中城公園への通路ということもあり、交通量が増えてきていることは把握しております。対策として、今年度、外側線の施工を行います。

○議長　新垣博正　住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　それでは私のほうから大枠２、①の質問についてお答えいたします。

まず①の４項目について。まず、１項目は、ローソン登又店前（２級村道大瀬線の起点、県道主要地方道那覇・北中城線、宜野湾市都計道路）交差点の信号機が午後10時に自動車の通行量がまだまだ多い時間帯にもかかわらず時差式

から点滅へ切りかわることでひやり、はっとすることが多々ある。

対策（時間調整）について。２項目は、速度規制標識設置、２級村道大瀬線が道路改良で整備されたものの、現状かなりのスピードで通行する車両が増え、バス停付近の歩行者、大瀬線に進入してくる車両等の事故に巻き込まれる可能性が高くなる中、通行する車両に対し、法定速度を遵守させることで事故を事前に防ぐことについて。

３項目は、横断歩道設置、２級村道大瀬線のニューライフアカデミー学校前と中城城跡線の登又公民館前の２カ所について。

４項目は、一時停止の標識設置、村道太田線の終点から中城城跡線へ進入する交差点を通行する車両に対し、一時停止を遵守させることで事故を防ぎ通行をスムーズにすることについての伺いと認識をしております。１項目から４項目を一括してお答えをします。

交通規制等の制限については、管轄である宜野湾警察署へ令和元年８月28日に「中城村内における信号機等を含め、設置について」という件名で文書を要請し、さらに10月18日に沖縄県警察本部警務課に面談を申し入れし、今までの間、要請をしていることについての確認と現在の進捗状況について伺ったところ、中城村の要請については、以前から把握はしており、本部としても県内の需要を総合的に精査し検討していきたいとの御確認をしたところでございます。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では渡嘉敷議員の大枠３について答弁いたします。

質問の中に園庭での発見ではなく、園庭と津覇小学校クラブハウスの裏の雑草地となっていて、人がそんなに通らないところというようなところで校舎裏というところでの発見となっています。また、父兄ではなくこのつはっこクラブという空き教室を使っているつはっこクラブの保育士のほうが発見して、スプレーでの殺傷ということになっています。対策については、教頭先生等々と調整し、捕獲器の設置を確認いたしましたが、捕獲器の中にいれるマウスに子供たちが余計興味を持ち、危険度が増す恐れがあるため、学校側としては、雑草等の処理を行って小学校の裏の湿地の清掃を行って、光等を入れるようにして清掃を行っていく旨確認をしております。また、先ほど教育長からもありましたように剪定された樹木がそのまま放置されている部分があったので、そちらのほうでも危険度が増すということがありまして、それを今月中に片づけるということを伺っております。以上です。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　大枠４についてお答えいたします。

本村の昨年2018年度の勤務実態によりますと、残業時間が月100時間を超えた職員は一人もおりませんでした。しかし、月80時間を超えたのは、小学校では延べ人数14人で、月平均にすると1.2人。中学校では延べ人数５人で、月平均にすると0.4人でした。幼稚園で月80時間を超えた職員はおりませんでした。以上です。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　１件１件再質問させていただきます。

２級村道の三田線についてですけれども、建設の予定はないと。それに事業採択というんでしょうか、その可能性としてこれはないんでしょうか。これはどういった事業採択をすればその改良工事ができるということはないんでしょうか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　可能性が全くないではありません。令和３年度までに終わる事業ということで、現在は新規の道路事業は申請できない状況であります。令和４年度より新たに

補助事業があれば北上原地区の概略設計を終えた坂田線を優先的に整備していきたいと考えております。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　令和３年度までは事業申請するものがないということですが、それは令和４年度からまた新しい事業採択が始まると思いますから、ぜひ検討されて事業メニューを探して、その大田線というのは通行量が非常に多いところで、今本当に穴があちこち空いている状態ですので、毎年補修工事はしていただいているんですが、多分、補修と言ったら穴を埋めて、それは１年するとこの台風とか雨とかでまた流れて、また穴の開いたでこぼこ道になっています。それで維持管理についてですが、もう大きな改良工事ができないのであれば、その維持管理はぜひしないといけないので、その予定でぜひお願いしたいわけです。せめての補正予算でも300万円の予算をいただいているはずですので、それで足りるかどうかはわかりませんけれども、とにかく道については地域住民の要望は非常に強いですので、これは予算を確保して、ぜひ維持管理をしていただきたいなと思います。この三田線について維持補修をやる予定があるのか、ないのかちょっとよろしくお願いします。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　他の地域の方から直してほしいという要望がありましたら優先順位を付けて整備していきたいと思います。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　ぜひ村内あちこち悪いところがあるようですので、比較検討というか優先順位もつけながらで結構ですから、ぜひ早目に直していただきたいとよろしくお願いします。

続きまして、これは交通安全のことでございますけれども、ローソン前の時差式の本当に10時になると信号機が点滅に切り替わるものです。まだまだ交通量が激しいときに時差式に変わるものですから、非常に通行が困難になったり、危険になったりしますので、私の考えでしたらあと30分ぐらいですね、時間を時差式に変わる時間を変更していただければ大分改善されると思います。ここら辺は予算はかからないと思いますから、ぜひ県の宜野湾警察署でしょうか、向こうと調整しながら早目にできるようにお願いしたいと思います。強く推進していただきたいと思います。

あと大瀬線の地形上は高いところから下に降りてくるものですから、どうしても自然とスピードが出るような道になっています。それと登又の城跡線もそうなんですけれども、高いところから公民館のところに来るときに見通しもよくて、傾斜もあるものですからスピードが非常に出るようになっています。ですので、そういうスピード制限の話と横断歩道の話です。これをぜひ早目に対策を要請していただきたい。これもまた警察署のほうでは優先順位の話が出てくると思いますけれども、これを何度も何度も要請して時間をかけてずっとやり続けてほしいなと思います。私も一般質問を去年の９月にやりましたので、今どのように進んでいるかを確認を取っているところです。また、一定期間の期間が経過するとどうなっているか、また確認をしたいと思います。

カーブミラーの設置、すぐ簡単にはできませんというのでは困るので、努力をしていただきたいなと。やはりスピードが出るんですよ。道が良くなって傾斜もあったりするので、だから左見て、右見たらぱっとまた出ようとしたらまた右から来たりしますので、危険性が非常にある。だからカーブミラーがあれば両方遠いところまで車が来るかどうかが両サイドからすぐわかるので、この危険度を非常に低くするようなことができると思っています。ぜひまた地域か

らもそういう要請がありましたら、ぜひ設置をよろしく、強力に宜野湾署によろしくお願いします。

次、大枠３番、津覇幼稚園のハブの件ですけれども、今、答えいただいた清掃しているから大丈夫ということではないんじゃないかなと思うんですよ。というとそれも本当に学校の後ろに大きな山がありまして、普通に見てもハブはいないんですけれども、夜中とかいろいろどうしても出てくるはずなんです。出てくるか５匹も６匹も捕まっているわけです。ですからいつ出てくるかはそれはわかりません。いつ危険であるかもわかりません。でも子供たちだけがいるときにハブと遭遇したときには、対応が難しいと思います。だからこれは危険ですから子供を預かった以上安全にしないといけないと思いますので、今、見たら擁壁がされています。そしてフェンスがあります。ハブはフェンスがあろうが、穴から通れるわけですから、下も大体10センチメートルぐらい空いているわけですので、いうなれば防蛇網をそのフェンスにつけて、学校側に入って来られないようにすればまだまだ安心・安全は高まる。安心できるのではないかと思うんですが、そういう考えはないですか。教育長よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　ただいまの一般質問についてです。

津覇小学校及び幼稚園の裏側、議員もよくわかっていらっしゃると思うんですけれども、裏手のほうが山側で高くなっています。ここにフェンスがあっても、フェンスの下に蛇返しのものをやっても、フェンスの裏に草がたまってまたこの上から超えてこられるというような状態でそこに蛇返しのネットとかもすぐ対策もちょっと難しいという状態で、ここをもう本当に片づけで、今クーラーの室外等で除湿の室外機等でこの水とか、湿気が結構あったりとか、そういう状態で見るからにやはりすぐ出てきそうな地域というか、その一帯でもあるので、それをやはり片づけできるような形のものでできないかというのはものでやっています。今後、この擁壁の上にどういった対策で、そのハブ返しのネットができるのか、どういうふうなものができるのかを今検討しているところです。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　今答弁いただきましたけれども、草を刈る、清掃する、片づけるとそれは当たり前のことなんですよ。だからそこを聞いているのではなくて、それは草刈りをすればなくなる。それでもここがあいて幾らでも通れるようになっているわけですからハブが、もし来たときにはそれを防ぐための防蛇網を設置できないかというふうに聞いているんですね。ぜひ設置していただきたいとそういう考えを持てないかどうか、再度お願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１５時０４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時０６分）

○議長　新垣博正　再開します。

教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では議員の再質問にこちらの蛇を防ぐ網のほうは住民生活課と調整しながらどういった部分でできるかというものをその専門家とかにもし伺いができればどういうふうに施工していけばいいかというものを調整して進めていきたいと思います。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　中城小学校は設置されているそうです。ですからそこを見れば教育委員会が設置されたと思いますので、調査してください。よろしくお願いします。

では続きまして、大枠４番目の本村の小中学校の先生方の勤務状況なんですが、報告を聞いていないので非常に少ないねというのがありま

す。私はたまたま中城小学校に週２回行くことがありますので、９時ごろ学校を見るんですが先生方、電気いっぱい点いているんです。車もいっぱい停まっているんですよ。ということは、みんな一生懸命頑張っているなというのがわかります。だけど新聞でもあったように、過労死ラインを超えてまでさせるとこれは問題だろうと。いうならば働き方改革を社会一般的に取り組んでいるところですから、学校現場でもぜひ取り組んでほしいなというふうに思っています。村としては実態調査をしたことがございますか。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

本村では打刻ちゃんというＩＣＴ機器を活用した出退勤簿のタイムカードを使っております。それによりまして、一人一人の出勤時刻と退勤時刻を全て把握しておりまして、毎月教育委員会に提出しております。今、具体的に中城小学校とありましたが、中城小学校で言いますと延べ人数１年間で10人が80時間を超えておりますので、ほかの学校に比べますと多少多いことになりますが、それでも少なめだと感じております。ただし、働き方改革に関しましては、県教育委員会からも指導がありますので、我々も閉庁時間や業務改善、また日ごろの部活動の取り組みについて指導はしております。以上です。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　今の働き方改革の中で、多分、中学校は部活動がありますので、部活動を見ている先生方は非常に多いのではないかという予想をしているんですが、そこら辺のところ、中学校の場合どうでしょうか、部活動の指導等々で…。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　実際、月100時間を超えるケースで言いますと、残業時間が１日に５時間あたりが毎日ということになります。そうしますと具体的な数字でいいますと、朝７時に出勤して、帰りが９時の退勤となります。部活動自体は６時45分が完全下校となっておりますので、打刻ちゃんによる統計によりますと80時間を超えたのも先ほど述べました延べ人数５人で月平均0.4人となっております。確かに部活動に関する負担軽減が必要かと感じておりますので、我々も学校とも相談をしながら適切な部活動の指導に努めている次第です。以上です。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　想像より非常に少ないというのは中城村の教育委員会は昔から派遣コーチ制度を導入されておりますので、そのコーチの皆さんが結構一生懸命見ていただいているのかなということを感じましたけれども、この派遣コーチの皆さんの指導状況というんでしょうか、これがわかるのであればお願いします。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではただいまの御質問にお答えいたします。

現在、外部コーチとして登録されているのは中学校のみであるんですが、12名の方が登録されておりまして、詳細な部活まではわからないんですが、テニス、野球、陸上、バスケットボール、卓球というところです。あとは幾つかあったかと思うんですが、今、記憶の中ではそれだけの部活のほうをこれだけの学校の先生、顧問の先生とも協力しながらまたサポート的な役割で部活動指導員として登録しております。

○議長　新垣博正　渡嘉敷眞整議員。

○３番　渡嘉敷眞整議員　先生方の勤務状況については、おおむね良好ではないかという今答弁の中で印象を受けておりますけれども、また逆にそうなのかなという疑問もありますが、打刻ちゃんを打ってから仕事をする先生もいらっしゃるかもしれません。それぐらい熱心に子供

たちの教育に取り組んでもらっているということで、それはありがたいことかもしれませんがわかりました。ここで一般質問を終わりたいと思います。

○議長　新垣博正　以上で、渡嘉敷眞整議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１５時１４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時２６分）

○議長　新垣博正　再開します。

本日の会議時間は、16時までですが、石原昌雄議員の一般質問が残っておりますので、一般質問が終わるまで本会議を延長いたします。

続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許します。

○６番　石原昌雄議員　皆さん、こんにちは。議席番号６番、石原昌雄一般質問をします。質問の前に今回の広報なかぐすく11月号の３ページに、都市計画法第34条の第11号及び第12号について掲載がありました。見出しが「ご存じですか、自己用住宅の立地緩和区域」として見出しがありました。村民からはほしい情報がわかりやすく、また自己用住宅の建築予定のある方にとってはとてもプラスになったと思います。前回の一般質問に早急な対応があり、今後もまたよろしくお願いします。ありがとうございます。

それでは大枠１番から。大枠１番、観光パンフレットや案内について。ことし10月29日に、「中城ハンタ道」が文化庁の歴史の道百選に選定されました。今回の歴史の道百選でさらに多くの方々が訪れることでしょう。以下を質問します。①歴史の道「中城ハンタ道」の案内パンフレットはあるか。また歴史の道の草刈りなど維持管理はどのようにしているか。②本村に関する観光用パンフレットはどのようなものがあるか。どこの部署で発行しているか。③本村に訪れる各種団体に対しては、どのような観光パンフレットを提供しているか。④観光資源の発掘や調査は行っているか。今後の計画はあるか。

大枠２番、児童交流センターなど、上地区に公共施設をについて。上地区５自治会の役員で交流の話し合いをしたところ、いろいろと課題が挙げられ、上地区に公共施設ができないか。下地区に偏りすぎではないか。と意見がありました。そこで、いくつかの質問をします。①児童交流センターなどで小学生、中学生、高校生の居場所をつくり、地域や大学生との交流ができる施設で子育て支援はできないか。②上地区に中学校の計画はできないか。③上地区に区画整理事業の計画はできないか。④上地区の道路事情の解消はできないか。

大枠３番、村長選について。村長は４期目への決意はいつ発表するか答弁お願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては教育委員会、都市建設課、産業振興課のほうでお答えをいたします。大枠２番につきましては福祉課、教育委員会、都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、大枠３番の村長選挙ということでございますが、大変ストレートな御質問でございますが、正直申しますと私自身の12年間を私自身でしっかり総括して、そしてしかるべき方々、私を支援していただいている議員の皆さんや後援会の皆さん、地域の皆様、諸先輩方々、しっかりその辺も相談をさせていただいてそして４期目ということになりますと、やはり多選ということにもなるでしょうし、そういう意味合いも含めて、しっかり相談をさせていただいて、その時期を見て思いを発信できればなと思っておりますので、時間的にもそんなに残された時間はあるとは思っておりませんので、しかるべき時期にしっかりと発信していきたい

なと思っております。以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠１の歴史の道百選、中城ハンタ道が沖縄県では２例目として選ばれたことは、中城村の誇りだと思っております。教育委員会としても県や村内関係機関、関係課とも連携しながら、訪れた人が気持ちよく訪れ、そして学習ができるように維持管理、整備を進めていきたいというふうに考えております。詳細については生涯学習課長のほうから答えさせます。

また大枠２の②の上地区への中学校の建設計画ですけれども、教育委員会としては今の段階では考えていません。しかしながら、将来さらなる人口増加、そして生徒数の増加、中城中学校だけでは収容できなくなるであろうという見通しが立った時点で検討しなくてはいけないことだというふうに思っています。以上です。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それでは石原昌雄議員、御質問の大枠１の①のハンタ道の案内パンフレット及び草刈りなどの維持管理についてお答えいたします。

現在、「中城ハンタ道」の案内パンフレットとしてはありませんが、中城村のホームページに「発見なかぐすく」というバナーを設置しており、そこからクリックしていきますと「中城ハンタ道」に係る文化財などが写真と説明付きで紹介されております。さらにスマートフォン、携帯などで、同じく「中城ハンタ道」と検索しますと、その画面が出てそのポイント、例えば糸蒲の塔であったり、ペリーの旗立岩であったりとか、そういったところをクリックしますと、同じように写真と説明が掲載されていることが確認できます。

次に、草刈りなどの維持管理についてでありますが、こちらにつきましては、生涯学習課と都市建設課と協力しながら、また吉の浦スポーツクラブの皆さん、そして新垣グスク等を含めた新垣自治会の皆さんなど、ボランティアを含めたところで「ござまるウォーキング」の前など年に２回ほど草刈り作業を実施しており、また新垣のほうでは村の定期的な５月、10月の掃除のときに「石畳」やグスク内ではそういった祭事のときに草刈り作業をしているということで確認しております。

○議長　新垣博正　産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名勉　大枠１の②から④についてお答えいたします。

まず②の観光用パンフレットでございます。本村に関する観光用パンフレットとして、企業立地・観光推進課が発行した「とよむ中城ガイドブック」がございます。その内容としましては、村内の地図・中城城跡・村内店舗・特産品・ハンタ道・文化財を紹介しており、村内を散策できる総合的な冊子となっています。そのほかに、中城城跡共同管理協議会が発行した「中城城跡」パンレットがございます。

続きまして、③観光パンフレットの提供についてでございます。本村の観光拠点である中城城跡を訪れる観覧者には、観覧料支払いの際に「中城城跡」パンフレットを提供しております。そのほかに「とよむ中城ガイドブック」を料金所窓口に配置しており、希望する方には提供しております。

④観光資源の発掘や調査についてでございます。観光協会の方で、歴史の道周辺に点在する文化財等について周辺自治会等に聞き取り調査を行っております。今後、中城城跡と歴史の道とを関連付けた観光計画を検討してまいります。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　大枠２の①についてお答えいたします。

現在、上地区での児童交流センターなどの施

設整備の計画はございませんが、上地区の公共施設のひとつの提案として今後検討していけたらと考えます。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　石原昌雄議員の御質問にお答えします。

大枠２の③現在、南上原土地区画整理事業が終盤を迎えており、次の土地区画整理事業を検討したいところですが実施には至っておりません。土地区画整理事業は、宅地と公共施設を一体に整備する最適な手法であり、新たな土地区画整理事業が必要と考えております。

④渡嘉敷議員の答弁と重なりますが、市町村道整備事業である沖縄振興公共投資交付金事業が令和３年度までの事業となっており、現在、新たな道路事業の申請はできません。沖縄振興公共投資交付金に続く新たな補助事業があれば、既に概略設計を終えた北上原地区の西ハンタ線の整備を計画したいと考えております。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　再質問をさせていただきます。まずは大枠１の①の中城ハンタ道の維持管理から再質問しますけれども、今回の歴史の道百選で選ばれまして、より多くの村民や村外の方々がそこを期待して訪れるというふうに考えます。しかしながら、今の答弁の中では年に２回程度しか実施されていないと、そういう中で夏場はもうこの除草作業が間に合っていない状況だと思います。ですから、今、各草刈り作業の時期にはあっても、新垣の地区とかいろいろあるけれども、実際に登又のゴルフ場の過ぎたところとか、あそこら辺になると、向こうはとてもとても地域が手を回すことができないわけですね。ですから地域ができているところはさておいても、地域ができにくいところについては、中城村のシルバー人材センターなどに年間契約して委託し、何回かはそこでやってもらうということをしながら、このハンタ道を整備してほしいんですけれどもどうでしょうか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

石原議員御指摘のとおり、例えば南上原の都市計画区域内の部分であれば、通常の草刈り機、車も入れて一定程度の管理ができていくのかなと通常の都市建設課の清掃をされる方々の依頼とか、御指摘の例えば消防学校のほうから入っていく161高地陣地のほうに向かうところとか、どうしても機材が入りづらいところを含め、ゴルフ場を含め、予算はかかっていきますが、今回、今後予算化がどれだけできるのか。一部区間について草刈り作業の委託ができるかを含め、御指摘のシルバー人材の活用も含め、関係課と協議して整備を維持管理ができるように努めてまいりたいと思います。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　ぜひそういうことも活用しながらせっかく中城のハンタ道がみんなの期待に応えられるように整備をやってほしいと思います。ただ、その歴史の道のルートの中でこのススキの多い区間があります。それはさっき言ったゴルフ場の近くあたりに、向こうのほうの除草については、この歴史の道のちょっとしかまだ除草がされていないんですね。ですからもうちょっと広く。ススキが生い茂ってもうすぐに何か一人では歩けないようなイメージのところになってしまうんですね。ですから特にこの消防学校の部分からと最後のところですね、そこには力を入れて整備を計画してほしいと。ある意味では短い区間から委託してもそんなに大きな委託料にはならないと思います。今回もござまるウォーキングのときには、大分きれいになってはいたので、それもあわせて検討してほしい。そしてよくここウォーキングする方々の声から、歴史の道の沿線にも花や木を植えられませんかという要望が今あります。すぐはで

きないかもしれませんけれども、できるイントラのところからもっと草花を植えるような計画もやってほしいと思います。南上原の区画整理の区域はある程度、緑化はあるかもしれませんけれども、やはり消防学校から次に向かうところも花が咲いていると、やはり歩く楽しみも増えると思うんですけれども、そこら辺についても計画を立ててほしいんですけれどもどうですか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

今のお話のとおり南上原につきましては、ツワブキ等をグスクの会の方々を含め、花が大分増えてきております。御指摘の箇所につきましても、草花を植えた時点でまた維持管理等も出てくるし、どの辺にどれだけの花を植えたほうがいいのか、全線に植えるということは厳しいかと思いますが、そこも現地を確認しながらそういったグスクの会の皆さんとか、歴史の道や城址にかかわる方々の意見もちょうだいしながら、また管理する自治会のほうにもいろいろ相談もしながら考えていきたいと思います。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　すぐ１年ぐらいでできるものではないので、長期スパンの中でまずはやりやすいところからやって、ボランティアなども募って事業を進めてほしいと思います。

次に、案内とか観光パンフレットについてお聞きします。先ほど課長からはホームページで検索したらありますよということなんですけれども、このパンフレットについては積極的に配っていくようなパンフレットをぜひ整備してほしいなと思います。例えば、今言ったようにござまるウォーキングとかやっていても、パンフレットがないから、この参加した方々に１枚も配られないんです、実際。向こうにいったらこんなのありますよといっても、現地に歩いている人たちに渡せるチャンスがあるわけですね、そういうイベントで。だからそういうイベントのときにも配ってくださいというようなパンフレットがあればなと、過去に大分の昔にパンフレットをつくられていますよね。もう課長の課長の課長の上の大分前の話しだから、もうちょっとしか残っていない資料と思うんですけれども、今これをコピーしたりして活用していますけれども、それでもパンフレットは必要だと訴えていきたいと思います。また、観光パンフレットは訪れた人の一番の案内役であります。できるだけ最新の情報を掲載し、提供してほしいと思います。今回、歴史の道もそうなんですけれども、そのほかの観光の部分についてもガイドブック等々、さっきあったように上等ができているのはわかりますけれども、さらにまた更新してやってほしいと。そしてこの内容についても総合的に持っておりまして、観光名称、それから史跡に加えて食事処とか、買い物処とか、そういうお店の案内もやはりパンフレットに載せて、観光して楽しさを充実できるようにつくってほしいというふうに思っています。

あと１点は、村内の案内でこの簡易的なマップ式のパンフレットはできないものか。冊子になると重たくてだけど、ぱっと広げてマップ式の簡易的なパンフレットも作成してほしいというふうに思います。あとはパンフレットの種類といいますか、発行の中からは例えば教育委員会が出す名所・名跡のパンフットですね。それから産業振興関係のほうで出す商店街とか、事業所などのパンフレット。あとは観光を促す関係者が出す観光地や海あるいはスポットなど、イベントなども載せたパンフレット。こういうのはほかの市町村のものを行ったら、結構あるわけですね。祭りだけのパンフレットとか、あとは交通関係ではその中城村の交通についてやはり中城村が交通の便を発信しないとどんなして来るんですかとか、どのバスを乗るんですかとか言われてもなかなか弱いところがあると思

うんですよ。こういう交通手段とか、そういうのもパンフレットにやってほしいと。こういう視点からパンフットをしっかりつくってほしいというふうにあります。今後、またパンフレットですけれども、今までの分で足りるのかねと思ったら、やはり今までのものをもっと超えるようなパンフレットの作成をしてほしいと思っています。そうするためには今あったように教育委員会、あるいは産業振興課、関係するところがチームをつくって新たなパンフット、観光協会もあるので、そことも連携を取りながら新しいパンフレットをつくってほしいと思います。そこら辺についてどうでしょうか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　ただいまの御質問にお答えいたします。

　各種パンフレット、文化財であれば文化財の紹介で先ほど言ったお食事処とか、そういったレジャーができる場所とかの紹介も含め、生涯学習課が持っているデータ文化係悉皆調査等で持っているデータをしっかり提供しながら予算措置ですね。例えば文化庁関係で高率補助があるそういった印刷物ができるとか、産業関係でできるとか、そういった活用できる助成金等もしっかり考えながら御指摘のあった産業振興課、観光協会も含め、教育委員会とチームをでき上がるとまでは言いませんが、しっかり連携は取っていって文化財と観光のリンクをさせられる体制をつくっていきたいと思います。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　ぜひそのような形で進めてほしいと思います。そして、先ほどは中城城跡に来られる方については城跡の料金支払いのところで、向こうの分の資料を提供しているといっているんですけれども、逆に視察などで、例えばよその市町村から先月来たような議員とか、あるいはいろいろな各種団体が来たときにいろいろな形で自分たちが行ったときは、向こうの視察先のたくさんのパンフレットが袋に入れられてくるんですけれども、本村においてもそのように多くのデータを持っていってもらうことによって、本村のＰＲにつながるものだと思っております。ですから、パンフレットにしてももっと数多くの視点から若者向きとか、あるいは高齢者向きでもいいし、あるいは事業者向けでもいいし、そういう視点からも情報を発信してほしいと。で当然に作成するためには費用がかかると思うんですけれども、最後に観光をテーマにすれば一括交付金は十分活用できると思われるので、そういう視点からそこに結びつけながら財政は財政として捻出して多くの観光パンフレットをつくってあげてほしいと思います。そこら辺については一括交付金の活用とかは。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それではお答えします。

　一括交付金いついては、沖縄振興に資するということでこれまでも観光の部分であったり、防災等を活用していますので、今提案のあった内容についても、十分可能な事業ではないかと考えています。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　そういうふうに可能なところがありますので、関係課のほうもまた財政としっかり調整していいのをつくるようによろしくお願いします。

　そして、次、観光資源の確保に当たっては、今、名所・旧跡に加えて商工業関係とか、農業関係、あるいは漁業関係の部分もこの観光資源になると、いわゆる中城村ならではの発掘をしてほしいと思っています。そういう面では農業が売りだったら農業、漁業が売りだったら漁業を観光資源に入れていくような取り組みをしてほしいと思います。これについてもやっていけるのかどうか。あとはもう一つは、案内標識が中城村ではあまり観光地の案内の部分はこうい

う標識が、今後だと思うんですけれども、今後、この案内標識についてももっと計画を立てて増やしてほしいと思うんですけれども、この２点お願いします。

○議長　新垣博正　産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉　お答えします。

農業につきましては、今、島にんじんとか、そういう野菜をパンフレットに一部載せるなどして、ＰＲはしているところでございます。また、ことしの12月からは、瀬長島にあるホテルで島にんじんを取引していただいて、そこでも観光客の方にＰＲしているところでございます。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　ぜひいろいろな情報を提供して、ほとんどのものが観光につながるんだという意識を持って取り組んでもらうと資源の発掘になるかと思います。中城村は緑が多いので緑の部分の発信だけでもすごいんだろうなとか、あるいは最近の夜景はちょっとあれなんですけれども、そういう夜景の見えるところも資源の中に入ってくるものだと思います。またその案内標識もぜひ各部署で設置をしてほしいと思います。

次に、大枠２に移ります。まずは公共施設で南上原地域では人口増加に伴い子育て支援の要望が当然あるわけです。この児童交流センターに当たっては小学生から高校生までが支援として可能になっていきます。また、琉球大学もあるわけですから、そういう琉球大学との連携というのも村は協定を結ばれているかと思うんですけれども、そういうところからも子供たちの支援に、こういう交流の場をできるようにぜひとも児童交流センターの実現をしてほしい。また、個人的にはその場所についても先般、村有地売却のときに土地が売れませんでした。３割残っておりますので、その面積があれば一つの公共施設が十分整備できると思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　お答えいたします。

議員のお話にもございましたように人口増加に伴う児童数の増加から児童福祉施設の整備と考えますとやはり南小学校の近くが一番望ましいかと考えますけれども、現状、おっしゃった村有地というのが学校から離れているところというところで、また新たな今の土地の価格や土地の利用状況から用地取得も今困難ではあるのではないかというところで、候補の一つとしては考えられるんですけれども、児童福祉施設をつくるのであれば学校近くというところが一番望ましいかと考えております。上地区への公共施設の一つとして児童福祉施設を考えなければならないとは思うんですけれども、上地区に公共施設がないという状況から、施設機能や目的など施設の必要、重要性、緊急性などから優先順位を決めて検討していくものだと考えておりますので、現在、児童交流センターなどの児童福祉施設が最優先でかつ喫緊の整備の検討には今至ってはいない状況でございます。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　確かに児童のもので小学校からすると近くがいいというのは前々から話し合っているところです。だけど今、実情として小学校の近くに本当に確保できるんですかといったら、一番近いところが向こうなんですよ。確保できる場所では一番近いところは向こうなんですよ。距離的にもあの南上原区画整理地域の中で北側も南側もそこそこの距離があるんです、小学校からは。ですからそれを超えたところにしか、では土地は求められませんかとなると、そうではないと思うんですよね。結局同じ距離を離れていくと今言っているところだなというふうにしか落ち着かないです。もちろん、まだ南上原の真ん中ぐらいに空いている土

地はありますよ、買えれば。買えないですよね、恐らく。今の実情では。だけど今ある場所で十分前向きに検討すべきだと思います。さっきから当局はいつも順番にありませんと言うけれども、本当にこういうのもこの例えば総合計画とかああいうような中でも、こういう施設は必要だと書いて置かれているかということですよ、今度は。どれが優先かというと優先はことしだけで優先考えて、来年リストははではありますかというときにリストをつくっていてください。よろしくお願いします。

あとは中学校については、先ほど教育長から答弁もあったんですけれども、ただ南上原地区、上地区からすると、今中学校にはスクールバスで通学しています。それも負担かかってバス料金もあるし、今回、スクールバスが１社購入ということであるんですけれども、この父兄に負担のかからないようにスクールバスの運行の実態も、本当に父兄とかとも会話して利用の仕方のしやすいように、今いる生徒たちは恐らく中学校は中城中学校に行くはず。その間、多分人口で中学校があふれるということはないはずですから、でもその間についてもスクールバスの利用の仕方とか、運行の時間のいいか、悪いかもしっかりと調べていてほしいと思うんですけれども、そこら辺の考えはどうですか。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　ただいまの質問に答弁いたします。

スクールバスのほうは今時間的なもので学校側との調整で動かしております。現在、２台のスクールバスを動かして、やはり南上原地区の場合で１カ所、南上原の小学校で中学生を乗せた場合、ほかの地域、一番北側の地域で中学生が乗れないというものがありまして、制限をかけて誘導しているような状態がありますので、これをどういうふうに緩和できないかというような形のものを検討しながら今後のスクールバスの運行時間。今回、購入いたしますマイクロバスで何名のカバーができるのか。幼稚園生等の少人数を運ぶ場合にはマイクロバスを利用して運用をしていく。運用の方法を今後、この人数等によって検討していきたいと思います。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　中学校ができるまでまだ先の話のようですから、そういうふうにスクールバスとか、この父兄が安心して通学させられるように時間帯の配慮もお願いします。

次に、③の土地区画整理事業ですけれども、やはりぜひとも上地区に土地区画整理事業を導入してほしいと思っています。区画整理事業を導入することによって、今回、その公共施設などもその計画に入れてすぐできると思うんですよ、どちらかというと。今はもう終わろうとしている区画整理事業はもう地主も全部決まって公共施設の配置も全部終わっているわけですから、今後、公共施設の確保とかそれをするためには新しい区画整理事業をぜひ早目にスタートしてほしいと、本村のハード事業については、区画整理事業が終わるともうないんですね、ある意味ではハード事業が。だから結構道路も終わったし、だからあと次なる時代に向かってはぜひとも区画整理事業を導入して、A調査から始まってやってほしい。そして新聞等で見ているように今回、高速道路のインターができますよね。今概略設計を国が委託して、場所は大体北上原周辺というふうな情報ですよね。そういうこともちょうどいいタイミングで入ってくるので、向こうの事業もうまく取り入れてルートを決めればすばらしい地域の区画整理事業ができると思いますけれども、どうですか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　先ほども答弁したとおり、新しい土地区画整理事業は必要だと思います。特に井水原から北上原に向けては宜野湾横断道路、インターチェンジも県のほうで予

定していますので、それと一体的に道路、公園、宅地を整備できれば、本当に良いまちづくりができると思います。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　まず本当に必要性を訴えておきたいと思います。というのは、この高速道路のインターチェンジの部分ができてくるとそこにどうしても開発が進んでいきます。今の何もしないだけの開発をすると土地の利用の価値観が下がると。だから有効的にするためにはそこのほうにもぜひ区画整理を入れながら住みやすいようなまちづくりを始めてほしいと思います。ぜひ村長、区画整理事業をまずはＡ調査をさせてくださいよ、担当課に。どうですか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

この話は以前からよく出て、次は北上原の井水原を中心とした区画整理ではないのかと、当然、南上原と隣接して非常にすばらしい区画整理事業が行えるとは思います。もう議員も御承知のとおり、南上原を区画整理した当時と今とではその補助金の問題もしかり、そして一番大きな問題が減歩率でございます。ある意味では減歩率は恐らく50％を超えていくと思います。そのある意味、地主さんの覚悟も必要だと思う事業だと私自身は経験則で今、物はしゃべっておりますけれども、久場の区画整理もあれは小さかった面積ではありますけれども、それもやろうかという話が頓挫したのも減歩率の関係で、それは100坪持っている土地が50坪になりますよで、果たして御理解がいただけるのかどうかも含めて、この部分は非常に大事なところですので、調査に恐らく1,000万円から2,000万円とかという金額が出てくるのではないかと、これはすみません、憶測でございますけれどもそこまでかけて調査をすべきものかもどうかも含めて考えさせていただきたいなと思います。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　区画整理事業を入れるともう減歩率のほうが一番懸念されて、あちこちで減歩率が大きいからだめだという答えが跳ね返ってくるんですけれども、今の南上原地区、北上原地区であれば土地の取引の将来の価値からすると非常に可能性は高いと思います。ぜひ担当課長、Ａ調査の準備をして村長にこれぐらいで大丈夫ですよとＡ調査をぜひ入れてほしいと思います。

次に④について、実際、道路整備というのも含まれるんですけれども、実はこの県道29号線上地区のことですから、県道29号線については交通渋滞を初め、もう大変今後の先行きが不安です。ですからぜひ県道29号線の拡幅とか、あるいはバイパスをやってほしいとか、そういう要請を県にやってほしいと思います。村から県に来ないと県はやはり自分たちの計画だから後回しと。今、県道29号線は西原上原まではもう確実に工事は入っているわけですね。であれば完了する前に拡幅とか、北中城村に抜けるラインとかをあるいは確認する前に要望して事業化をしていかないと、とても今の状態でずっとあと10年も渋滞を我慢していくのかと。上地区は大変ですよ、実際。下地区も大変かもしれんけれども、上地区は大変です。ぜひ対策をするためにそういうバイパス道とか、拡幅も要望してほしいんですけれどもどうでしょうか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　中部土木事務所との意見交換会の中で西原の上原まではもう４車線になると。その後、区画整理事業はまだ換地処分ができていないということで厳しいと聞いています。区画整理区域を除いた北上原から登又の概略設計等の調査のお願いはしておりますが、進んではいない状態です。

○議長　新垣博正　石原昌雄議員。

○６番　石原昌雄議員　そういうふうに県に要請・要望しているということですけれども、も

う本当に区画整理事業以外の部分からでもやっておけばすごい車がはける状況にあると思います。実際には今まで区画整理地区も混雑していたけれども、消防学校のところの信号があるだけで、向こうからの混雑が要するに物すごく大変だったんですね、北行きは。ですから今は点滅だからあれも満足ではありません。本当の姿ではないと思います。ですから向こうも拡幅していけば、この区間は短いスパンだから混雑にならないと思うんですよ。すぐさっと抜けるから。そういうこともあるのでぜひ継続して、向こうからの概略設計も早目にやってほしいという要望を続けてください。よろしくお願いします。

最後に大枠３の村長選についてですけれども、本当に浜田村長にはぜひ４期目もみんなが期待していると思います。また、政策の中に多くの住民の要望も期待しております。私たちもしっかり応援しますので、住みよい中城村づくりに一緒に頑張っていきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長　新垣博正　以上で、石原昌雄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１６時１７分）

令和元年第６回中城村議会定例会（第５日目）

招集年月日	令和元年12月６日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開議・散会・閉会等日時	開議	令和元年12月10日　（午前10時00分）		
	散会	令和元年12月10日　（午後４時19分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣修	10番	安里ヨシ子
	３番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城章
	５番	桃原清	13番	欠席
	６番	石原昌雄	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員	13番	外間博則		
会議録署名議員	８番	大城常良	９番	比嘉麻乃
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	比嘉健治
	副村長	比嘉忠典	都市建設課長	仲松範三
	教育長	比嘉良治	産業振興課長兼農業委員会事務局長	知名勉
	総務課長	與儀忍	上下水道課長	仲村武宏
	住民生活課長	義間清	教育総務課長	比嘉保
	会計管理者	荷川取次枝	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	税務課長	大湾朝也	教育総務課主幹	稲嶺盛久
	福祉課長	金城勉		
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 3 号

日　　程	件　　名
第　1	一般質問

○議長　新垣博正　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１．一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に大城常良議員の一般質問を許します。

○８番　大城常良議員　おはようございます。８番大城常良、議長の許可が出ましたので、通告書に従いまして始めたいと思います。

その前に、伊舎堂の３本ガジュマルがきれいに植えかえられて、そして整備されているのを私も確認いたしました。これからも村の文化財として地域とともに成長していくものだろうと思っております。早目の対応を大変高く評価いたします。それでは質問に入ります。

大枠１番、教育行政について。①今年、４月から公立幼稚園２園の教頭は吉の浦保育所からの異動で就任しましたが、入園式から職員不足が生じていたが現在は確保されているのか。また、２年ないし３年保育の予定、計画はあるか。②兵庫県神戸市で教員によるいじめ問題が発生したが、本村においていじめや嫌がらせについて調査等を行ったことはあるのか。③県立学校教職員の2018年度勤務実態調査で残業時間が月100時間を超えた延べ人数が1,314人に上り、常態化していると報道されたが本村の状況はどうかお聞きします。④選挙権が18歳まで下がり若者の投票率も上がらない中で、議会制民主主義の理解や政治への関心を高めるために教育委員会を中心に子ども議会の開催を検討できないか伺います。

大枠２番、平和行政について。①毎年、11月に村全戦没者慰霊祭が行われていますが、来年、戦後75年の節目を迎えるにあたり、恒久平和を願う観点から村独自の企画展・平和集会や平和講演会等を開催できないか、伺います。

大枠３番、議会報告会及び意見交換会における村民からの要望について。①観光振興の中心である中城城跡へ15万人達成に向けて来場した外国人の国別統計をとることにより、国別にアプローチできるように。また、中城村民を入場無料にできないか。②コミュニティーバス（護佐丸バス）の運行については、目的地までの時間がかかり過ぎて高齢者にとっては利用価値が悪い。30分以内で公共施設を回れるよう行路変更もしくは増車をできないか。以上です。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは大城常良議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず大枠１番につきましては教育委員会、大枠２番につきましては企画課、大枠３番につきましては産業振興課と企画課でお答えをさせていただきます。

私のほうでは御質問の平和行政について少し述べさせていただきますが、議員大変すばらしい御提言だと思います。私どもとしましても、十分積極的に検討に値する提言だと思いますので、来年75周年に向けて、詳細についてはまた企画課のほうでお答えいたしますけれども、何らかの取り組みをしていきたいと思っております。昨今やはり、ここ数年と言いますか、世界情勢そんなに平和が、きちんと確立できているような状況にあるとは思えませんので、我々としてもしっかり発信をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　皆さん、おはようございます。大枠１の教育行政についてですけれども、文部科学省の教員の働き方改革について、文部科学省も推進しているところです。そして全国教育長会としても、文部科学省にさまざまな改善を要請しています。また沖縄県の教育長会、それから教育委員会連合会でも、県知事に対して改善のための要請をしているところでございます。しかしながら多額の予算が必要で、根本

的な改善は難しいのが現状でございます。本村も校長会や教頭会で、学校行事のスクラップできるものはないかと議論をしているところであります。とりあえず今できることとして、今年度から夏休みに三日間の学校完全閉庁日を設けました。詳細については、①④は教育総務課長、②と③については主幹のほうから答えさせます。以上です。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　大城議員の大枠１の①について。現在、幼稚園での教諭に関しては、職員の不足は生じておりません。次年度に向けての入園希望者の確認を毎年11月に行っており、来年度に向けても職員が必要となり、職員を募集する動きを進めているところであります。また現在の施設内での２年から３年の保育の計画を行うには、施設的にスペースがありませんので、予定及び計画はありません。しかし今後、この幼稚園建設の計画を進めて行くが場合で、２年から３年の保育を必要とし、計画を進めてまいります。

④についてですけれども、昨日比嘉麻乃議員の一般質問でも答弁いたしましたが、子ども議会については、教育委員会が開催する場合には、各学校と人数及び質問事項の調整を行って進めていかなければならず、今後開催するに当たっては何らかの記念事業等で取り組めないか、調整してまいります。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　大枠１の②についてお答えいたします。

教諭一人一人へのいじめに関する調査を行ったことはございませんが、校長への聞き取りは行っております。現在のところ、教員によるいじめの報告は受けておりません。

続いて③についてお答えいたします。きのうの渡嘉敷議員からの御質問にも答弁いたしましたが、本村の昨年2018年度の勤務実態によりますと、残業時間が月100時間を超えた職員は一人もおりませんでした。しかし月80時間を超えたのは、小学校では延べ人数14人で、月平均にすると1.2人。中学校では延べ人数５人で、月平均にすると0.4人でした。幼稚園で月80時間を超えた職員はおりませんでした。先ほど教育長からもありましたように、学校行事や研修、調査等のスクラップを行い、また効率のよい教材研究ができるよう今後とも職員の勤務時間を適切に把握し、長時間勤務の縮減に向け業務改善を行ってまいります。以上です。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは大城議員の大枠２の①についてお答えします。

村においては、青少年平和学習派遣事業を通して、沖縄戦や戦争の悲惨さを学び平和について考える取り組みを行っていますが、来年、戦後75年の節目の年においては、平和学習派遣事業を初め平和意識の啓発などの企画展、講演会などの開催についても検討していきたいと考えています。

続いて大枠３の②についてお答えします。護佐丸バスは実証運行を考慮し各集落を通るように設定しており、かつ民間のバス路線と結節させることで、公民連携して公共交通の改善を図っているところであります。議会報告会及び意見交換会における村民の要望の中の30分以内で公共施設等を回るには、現在運行しています行路から、どの公共施設等を経由するのかなど大幅な見直しをしなければならず、変更による小中高の児童生徒の通学への影響など、多くの村民への影響もあることから、行路の変更は厳しいと考えます。また30分以内で特定の地域や目的地をどう設定するかによりますが、増車をして結節地点を幾つか設ける手段によって運行を図る場合など、膨大な予算措置が必要と見込まれるので、現時点においての実施は厳しいものと考えております。

○議長　新垣博正　産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名勉　大枠３の①についてお答えいたします。

中城城跡の管理運営を行っている中城城跡共同管理協議会は、現在、平日は１人で観覧料の徴収を行っております。観覧料徴収の際に出身国の聞き取りなどができれば国別統計の作成が可能かと思われますが、現在の職員体制や通訳者が不在という現状では、国別統計の作成等は困難であり、国別にアプローチすることは厳しい状況にあります。また、中城村民を入場無料にできないかとのことにつきましては、中城村出身者であることを窓口で確認することが難しくなることが予測され、その確認作業が入ると窓口業務が煩雑になる上に混雑することで、他の観光客の待ち時間がふえるなど、影響が出ることが考えられます。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは改めて再質問を行いたいと思います。

まず１番のほうからですね、教育行政について①のほうなんですけれども、公立幼稚園の教頭あるいは職員の人数ということで、文教社会常任委員会のメンバーがきのうも３名、きょう私合わせて４名の委員が一般質問の中で取り上げていただいています。これはなぜかと言うと、きのうも話があったとおり閉会中の所管事務調査を中城幼稚園、津覇幼稚園、２園を対象に行いまして、その中で園の運営及び、教頭が４月から就任して約半年が過ぎてどういう状況なのか。課題や改善点はないのかというようなところでやりまして、一般質問の中できのうもすばらしい提言をしていただきました。改めて所管事務調査の重要性を認識したところであります。そこで調査した結果の中からお話をさせていただきます。まず教頭先生の現状については、保育所からの人事異動で不慣れなことばかりで緊張と不安だらけの半年というのが正直な気持ちと、やっと少しずつ周りが見え始めてきたかなという状況で、なかなか心身ともに休まらないと。そして自分自身の体調も考慮しながらの半年間でしたというところがありました。また改善点、それから課題としては、入園前日までクラス担任、預かり保育担当の２名が欠員という状態でのスタートだったので、職員間で互いにカバーし合いながら乗り切ってきたが、現在も支援員１名が欠員の状態と。さらに来年１月には預かり保育担当の１名も退職する予定ということで、早急な人材の確保をお願いしたいと、これは切実なお願いです。両園とも人員不足が一番のネックになっている。子供の安全を考える上ではどうしても職員の採用が最優先、忙しい中では、子供の安全が気になるんだけどもなかなか手が回らないという状況があるものですから。２つの園とも人員不足が一番大きな課題です、４月当初、支援員・預かり保育の職員が足りず入園を迎えました。園児の安全面を確保する上でも、一番は有資格者の人員確保が求められます。本務職員が両園で教頭を含めて２名しかおらず、１人当たりの業務量が多く、負担率が高い現状です。人事交流会で検討する必要があると思いますということで、読み上げただけでも、私は二、三年ぐらい前から幼稚園の件について、職員は新年度を迎えた場合には必ず必要人数を手配していただいて、しっかりと子供たちの安全第一に運営をしていってくださいということを再三教育長にも、教育委員会のほうにもお願いをしてきたんですけれども、まだまだ現実は遠いなというところで、再度一般質問の中で提案申し上げたいと思います。

まず職員不足について、先ほど課長は現在不足なしという話をされていたんですけれども、全て両園は預かり保育の６時半までですね、それも含めて全てが足りていると、充足しているという考えなのか伺います。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　現在の職員の状況が中城幼稚園のほうで２クラスの担任及び支援員で、預かりの担任と補助員、それと津覇幼稚園のほうにも１クラスと支援員が３名で預かりの担任と補助員プラスどちらも教頭ということで全てそろっております。全てそろっているのが、中城幼稚園のほうの支援員のほうは、８月に一旦見つかったんですけれども、この方が体調が悪くてやめまして、また10月からは新しい支援員のほうがそろって、全てそろっております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　話が聞いた分と違っていると思うんですが。例えば次年度に向けて、４月、新年度、それについて先ほどから言っているように１名が来年１月には退職予定の方がいるということなんですけれども、次年度についてはどのような状況で今やられているのか。しっかりと確保した上で教頭の負担を減らす、あるいは子供の安全を確保していくというところがしっかり手配をされているのか。その辺はどうですか。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　次年度の入園者の希望を現在調整しておりまして、中城幼稚園で39名、津覇幼稚園で29名ということで、中城幼稚園では２クラスになる予定です、津覇幼稚園では１クラスでですね。こちらのほうでも担任及び預かりのほうを現在いる方にも残っていただけるかということを確認しながら、ハローワークやこちらのホームページほうでも人員を募集している旨の広告を行っております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　毎年毎年、新年度に近づくにつれてこういった職員が足りない。ハローワークとか、そういうことは毎年聞く話ですので、しっかりと手配していただいて、絶対に教頭の負担増にならないような、あるいはほかの職員の負担にならないように。ましてや子供たちがそういう負担をかぶる場合には大変厳しい状況になるもので、ぜひともしっかりと手配していただいて、次年度の４月には全員手配できましたというようにしてください。

幼稚園の２年、３年保育については、幼稚園の建てかえとか、あるいは新築移転とか、そういうのもあったんですが。私、幼稚園のこの件に対しても、今まで大分話ししたと思うんですけれども、今後の幼稚園の建てかえということでは、きのうの話では２園を１園にして、統合型幼稚園かあるいは公設公営、または民営のこども園にするかというところで、教育委員会で12月に会議する予定だということなんですが、これでよろしいですか。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　今、大城議員の再質問についてですけれども、11月に定例教育委員会を開催いたしまして、その幼稚園のあり方ということで２年保育、それから３年保育、公設にするのか民設にするのかというような形も進めてはいるんですけれども、きのう比嘉麻乃議員からもありましたように、教育委員のほうも幼小連携というような形のものもありまして、今月の20日に定例教育委員会を開催していくんですけれども、今後どのようにしていくかというふうな形のものを今後検討して進めてまいります。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　この前の所管事務調査で、発達が気になる子供が両園で９名ほどいるということです。来年も３名ほどの児童が入園予定だということです。やはり40年以上もこの公立幼稚園が始まってから、いろいろな歴史がありますよ。これ時代が変わったからということで民営にして、公営をやめるとか、こども園に移行するとか、そういう財政的な面も確かに

あろうかと思うんですけれども、そういうきめ細かな教育をする上で、やはり幼稚園の教育というのは大変重要だということは皆さんも十分御承知だと思うんですけれども、公営だからこそのきめ細かな保育ができるのではないか、あるいは教育ができるのではないかと思うんですけれども、教育長、どういうお考えでしょうか。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　公営の部分でですね、沖縄の特徴的な小学校と隣接した幼稚園のあり方ということで、幼小の連携がうまくいくという面では、非常にこのスタイルというんですか、うまく小学校につなげるという面でいいのかなと。今、教育委員会の会議で話し合っていることは、支援を要する子供たちが民営の場合、受け入れが可能なのかどうか。それから教諭の指導の質の問題、そこら辺がどうなのかというところを今勉強会を開いてやっているところです。ですからそこら辺がきちんとクリアできれば、一つの選択肢の中に民営というふうな形も入ってくるのかなという考え方を持っております。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　さまざまな問題がかかってくるだろうと思うんですけれども、やはり40年過ぎた２園を一つに統合するというというところでは、私はやぶさかではないと思っております。両園建てかえというのは大変厳しいだろうという中で、１園に統合して、それをまた公営で運営していくというのもあるのかなというところも踏まえて、やっぱり財政的には大変厳しいと村長は常々言われているんですけれども、その中でもやはり教育委員会としての信念を貫いていただいて、先ほど言った気になる子供、そういう子供たちが確実に受け入れられるのかどうか、十分精査してそういうところをしっかりと判断していただいて、比嘉教育長のときに民営化してしまって大変なことになっているよと、後々そういうことが言われないように、40年以上も歴史が続いた幼稚園ですので、どうすれば一番教育委員会として判断できるのだろうというところは、ちゃんと考えていただいて。財政的なところは村長に任せて、やっぱり教育委員会としてはしっかりと御提言をしていただいて、しっかりと決めていただきたい。私は公設公営がまだまだいいんではないかと思っていますので、ぜひ検討をしていただきたいと思っております。

それでは②のほうに移ります。いじめの件で、先ほど校長への聞き取りで、そういうのはないということなんですが、今まで私は学校というところは、確かに縦横、それから報連相が行き届いて、本当にいい場所だろうなと思っていたんですけれども、あの事件を契機に、これ本当にそうだったのかなという心配もありまして、あれだけの大きな事件、報道がなされて、保護者の方々も見ていると思いますので、学校に対する疑念、そういうのがないだろうかというところで教育長に聞きますけれども、長年学校教育にかかわってきて、学校の状況というのはどのようなものなのか、教えていただけますか。今まで学校関係の業務をね、教員を長らくやってきた中で、学校の体質というのは、閉鎖的ではないのかどうか、そういうところです。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　学校が閉鎖的じゃないかなというふうな意見は、そばのほうから、確かにそういうふうなことを言われたことはございますけれども、学校現場にいる人からすれば、全然そういうふうな閉鎖的に学校経営をしている、学校運営をしているというふうな捉え方ではございません。地域の皆さんの力をかりる方向に学校も動いていますので、いろんな面で地域の人の力をかりて学校経営を行っています。ですから例えば講師に平和学習の語り部を招いたりとか、あるいは修繕に周りの技術を持って

いる方を招いて修繕してもらったりとか、あるいは子供たちに読み聞かせをしてもらったりとか、いろんな面で地域が持っている力を、きのうの外部コーチの件もそうですけれども、いろんな意味で、先生方というのは異動がありますので、そういった面ではやっぱり地域の人材を活用して子供たちを育てていくというのは非常に重要なことだと思っていますので、現場からすれば閉鎖的というふうな感覚は全くございません。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　私も学校にはよく行ったり来たりするんですけれども、やはり感じとしては中城村は相当いい雰囲気だろうなと。校長あるいは教頭、その他の職員に対しても、いろいろと笑顔で対応して、今まで以上に保護者の信頼、あるいは尊敬を抱かせるような学校運営をぜひやっていただきたいと思っております。

次に③のほう、教員の残業。きのうも渡嘉敷議員の答弁にもあったんですが、小学校で14人が80時間以上ということがあるんですが、小学校14人、中学校５人なんですけれども、80時間以上も学校に残っているという現実的なことを考えますと、その方々は学校で何をされているのか、何の準備業務をしてそんなに長い時間いるのか。その辺どうですか。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

調査によりますと、小学校の先生方は主に授業準備と成績処理ということで答えられております。私も小学校の出身で、担任をしておりまして、全教科を指導しているため、翌日の授業準備に使っているというのを実感しております。また中学校におきましても同様に授業準備もございますが、部活動による残業もあると聞いております。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　きのうの話では、打刻ちゃんを入れて出退勤を全部管理しているということで、今原因がわかるわけですよね。それに対しての改善、例えばその残業時間を減らすような取り組みというのはどのようにやられているのか伺います。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　まず打刻ちゃんでは、一人一人の時間帯が毎月把握できます。ですから残っている職員に対しては、直接校長、教頭から声をかけて、最近何かあるのかなというふうなものを話をしたり、また教材研究として指導の仕方が不安なものがある場合には、学年主任等で援助しながら教材研究を進めるアドバイスを行っております。またそれ以外の部活動ですと、しっかりと適切にできるように交互に指導を行ったりということも聞いております。またそれだけではなくて、沖縄県の働き方改革のリーフレットにもございますが、職員会議の軽減や行事等の軽減も含めて、負担のないようにというような業務の見直しも行っております。学校自体は職員を把握しておりますので適切に指導していると考えておりますが、ただ職員にとりましては嫌々ながらやっているというよりは、翌日の不安を解消するために、自分自身のために残って仕事をしていますので気にしないでくださいという職員も実際にはおります。以上です。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　今主幹が言われた気にしないでくださいと言われても、やはり80時間を過ぎているわけですから、軽減しないといけないことですので、しっかりと学校で注意喚起もしながら、できるだけ早く授業準備も終わってお帰りくださいというところは、いつも問いかけてください。

次に④ですね、子ども議会ということで、先ほど課長のほうから記念事業というところで考

えて検討していきたいということなんですけれども、この記念事業というのは、どういう記念事業なのかを伺います。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　ではただいまの質問にお答えします。

記念事業というものがですね、これまで町村等で行っている子ども議会というものが北谷町で町政35周年事業のときに子ども議会の開催があります。北中城村等でも村政70周年記念事業というような形がありまして、そういう記念事業、先日もありましたけれども新しい庁舎ができて、この庁舎でやってみてはという意見が上がってきましたら、検討してみてもいいのではという形のもので検討しております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　何かの年に、何かの場合に記念事業をやりたいということだろうと思うんですが、私たちが目指しているのは２年に１回ぐらいとか、いろいろ質問がどうのこうのと先ほど言われたんですけれども、これはやはり教育委員会で考えるべき質問ではなくて、４校あるんですから、小学校３校、中学校１校ですね、そこに全部任せていただいて、そこでどういう質問かというのは自分たちで考えて、それを２年に一度は、今回は中城小、次は津覇小とか、そういう段取りしてですね、記念事業という場合にはどうしても１回で打ち切りという発想にしかならないものですから、そこはしっかりと対応していただいて、新聞にもあるとおり、いろいろな市町村でやられているということですので。それを見ましたら、本当に子供たちも勉強になったと、議会あるいは行政がこういうことをやっているんだなということを考えていますということですので、将来的にも子供たちが行政に対しても、また議会に対してもしっかりとこういう仕事、あるいはどういう発信をしていくのかということも含めて、検討して協議してください。

次に平和行政について、大枠２番のほうに移ります。冒頭ですね、村長が来年75周年ということでしっかりと受けとめて、記念事業をやりたいということですので。今、確かに学校では平和学習で長崎に行ったり、いろいろな取り組みがされております。11月には村慰霊祭も行われている中で、やはり節目節目のときには大きく村を挙げて、あるいは全庁挙げた取り組みを行って、戦後75年、戦争体験者は歳が80過ぎて85歳ぐらいが平均ではないかと思いますので、その人たちの語り部もそういうところで生かしていただく。史料図書館にも３階に展示場があるものですから、そこにもいろいろなものを、戦争体験者からの聞き取り調査の文言でもいいですよ、そういうのも全部含めて展示して、村民がそれを後世に残して、そういうことだったんだなと、子供から大人までできるような体制をぜひ整えて、来年、村長期待していますのでよろしくお願いしたいと思います。

次に３番ですね、議会報告会について伺います。２月８日に我々議会報告会ということで第１回目、初めて吉の浦会館で行い、５月22日に要望書を村長に手交しました。これが11月８日に回答を得まして、産業振興課と企画課の回答を得たんですけれども、護佐丸まつり、あるいはそういうものはしっかりと対応して、善処している。村内の踊り部、いろいろね、本村の芸能をとり入れたものが実際に行われているということで。道路についても前向きな回答で、これは前々からの進捗であるんですけれども、しっかりと対応していただいているということなんですけれども。観光振興の中城城跡への外国人へのアプローチですね、これはどんなですか課長、何かその回答書を出す前に、例えば担当課で集まって何か前向きな協議はなされたのかどうか。協議した結果がこれなのか。それはどうですか。

○議長　新垣博正　産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名勉　お答えします。

課で協議というよりは、実際に管理業務を行っている中城城跡共同管理協議会と協議をして、そのような回答になっております。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　我々回答書をもらって読んでみて、なぜか後ろ向きだなというのが、私個人としてはありました。それについて私も調べてみました。例えば今帰仁城跡です、ほぼ一緒ですよね。世界遺産群で入場料を取っているというところでは、ほぼ今帰仁城跡が一緒じゃないかなということで、電話で聞き取り調査をしました。その中で、行政から要請があれば、入場料を取るときに、見た目で、この人は日本人だなと、あるいはアジア人だなと、中国、韓国、あるいは欧米人、ヨーロッパあたりの、そういう人だなというものを１カ月ぐらい、入場料を取るときに集計するというようなやり方をやっていますと、行政から要請があればそれはできますということでした。中城城跡に行って、私事務所でしばらく座って見ていたんですよ、入場料取る人のやりとりをちょっと見ておりまして。その中では、やはり外国人最近多いですね、アメリカ人とかいろいろな方々が出入りしていただいて、本当にいいことだなと思ったんですけれども。そこでも入場料を取りながら、外国の方に対してカートの案内をしているんですよ、英語で。あっちにカートありますよと。今、何と言ったのと言ったら、カートの案内しましたと。それが終わったら、今度はまたグスクの案内人がいますから、それはどうですかという案内をやられていましたよ、あーすごいなと。あなた英語は勉強したのと、いや家庭の中でいろいろと使っていたものですから、やるんですという話を聞きまして、今出してある要望については、本当に現場調査やったのかなと。もう１回聞きます、現場調査をやりましたか。例えば今、入場料の徴収のときは、どう対応していますかと。そういうところはやりましたか。

○議長　新垣博正　産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名勉　お答えします。

城跡管理協議会の事務局長と入場料徴収の際の、実際国別の出身国とかの聞き取りは可能かどうかは確認して、それは今の体制では厳しいですとの回答でした。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　もう１回聞きましょうね。入場料について。回答書を見ていたら、窓口で確認することが難しく混雑するんじゃないかという話だったんです。今帰仁では地元地区なんですけれども、そこに関しては公民館に優待券を置いていると、優待券ね。その地区の方々が行く場合には、自治会長を通して、ちょっと城跡まで行きたいんだけれども、じゃあ行ってきなさいと優待券を渡して、それをあげればすぐ入場できるというような、そういうやり方もある。また中高校生は今学生証がありますよね、カードとかいろいろ、そういうもの。それを見れば中城村の子供だなというのはすぐにわかる。そういうことをすれば混雑しないのかなと。窓口での確認が難しいというような回答を見ていると、できない理由をバーッと並べてしまって、どうすればこの問題をできなくするというような、後ろ向きのやり方しか考えられていない。できない理由は本当に幾らでもありますよ、できない理由はね。限られた職員数がいるのもわかりますよ。大変厳しい職員数で、みんな頑張っておられる。確かに皆さんの、各部署の話を聞いてもね、たくさんの仕事で、もうできないだろうということも理解しているつ

もりです。しかし我々が、この報告会を受けて、村民からの要望として皆さんに提言したのは、皆様方が今行っている地域懇談会、それに匹敵するような位置づけだと認識しています。村長は、私の地元屋宜に来た時にも、何か直してほしいところはどんどん言ってくださいよ、ちゃんと対応しますよというような、行政側としてはすばらしいやり方をしている。しかしながら我々議会からの発信に対しては、余りにも無頓着だなと。同じ住民が同じ要請をやった場合に、行政に対してだったら通ります。しかし、議会に対して、議会からの要望に対してはなかなか受け付けない、そういうものが本当に二元代表制、我々が言う両輪だというような、そういうところではないんじゃないだろうかと、私はこの回答書を見て非常にがっかりした。それを見たら、村民もですね、議会に言ってもどうせ通らないからすぐ行政に行こう、課長に会って我々が今要望している件を、話をすればいいんじゃないかというような、それこそ本当に議会軽視だなというような、その辺まで私は失望したというより憤慨しました、その回答書を見て。できないものを全て並べ立ててできませんと、本当にそれでいいのかなと。我々もしっかりと村民の要望を聞いて、そして皆さんに御提言をした。確かに提言した後、そのまま投げかけたことはコミュニティバスに関してはあるんですが、しかし、それを含めてもやっぱり前向きな回答、それはぜひ出していただきたい。今後ですね、しっかりと協議して、２回、３回と議会報告会は続いていくわけですので、必ずね、村民からは新しい提言、新しい要望が出てきます。それについてはしっかりと真摯に受けとめていただいて、各課でやるんであれば各課がしっかりと現場調査していただき、そしてできるところ、できないところ、それをはっきりと書いて、どうすればできるのかなという、さっきも言ったできない理由は本当に探せば幾らでもありますよ、これ通常の民間の会社もそうですよ。できない、できないと。ほかに仕事をとりたくないときはもうできないと、時間がないというような発想にしかならないものですから。やはり我々村民のために、村民福祉の充実あるいは向上を目指している中では、行政も議会もぜひ一緒に取り組んでいきたいと思っているので、その辺は十分考えていただきたいと思います。この回答書に村長の公印もしっかり押されているものですから、村長の見解を伺います。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

今のやりとりをいろいろ聞かせていただきました。ただ言えることは、何かにつけて議会軽視という言葉をよくお使いになられるんですけれども、これはそういうたぐいのこととは全然違う話で、職員の現場の声がそういう回答になったということだけは御理解をいただきたいと思います。住民からのお話は、今行政懇談会をやっていますけれども、我々もできることとできないことがありますので、できるものはしっかりやりますし、またやれないものはしっかり、これはちょっと難しいなということも話しますし、またこれは十分検討に値しますから何とか努力してみますという、いろんな答え方をやりますけれども。今の件に関しましても、住民からの声を、こういう議会報告会でこういうことがありました。それに対して城跡協議会の現場の声を伝えてあります。ところがそれはまた一つのやりとりであってですね、次の段階もぜひ、大城議員にも、我々例えばこういうことだけれども、こんなことしたらできるんじゃないのかだとか、逆に我々にもうちょっとこれ努力すべきじゃないかということで、少しやりとりの中で、結論としてこういう結論になるのであれば、今の件も我々もこれは何とかできないかと思うと思うんですけれども。ただ今の書面のやりとりだけで、ぜひ結論は出さないでい

ただきたいですし、また私もおりますので、また私とのやりとりでいろいろ、いい答えが見つかる場合もございますので。その辺はどうぞ議員、御遠慮なく私のほうにもまた声をかけていただきながら、こんな回答が来ているんだけれども、村長それでいいのかだとかですね、そういうたぐいでまた私の声も拾っていただければと思います。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　目指すところは一緒だと思いますので、ぜひ前向きな協議をしていきたいと。これは行政と議会、両方一緒にやってもいいんじゃないですかね。話し合い、協議ですので、それを村民がどう思っているのかというところは十分認識しながらやっていきたいと思っております。

最後にコミュニティバス、これもあるんですけれども、私なりにしっかりとコミュニティバスの運行表を見たんですね、じっくり見ました。どういう状況かなと。回答書もじっくり読んで、果たしてどうなんだろうということも含めてです。これは本当に企画課長、大変厳しいね、30分以内というのは恐らく無理だろうという判断を私もしています。しかし30分にこだわらず、まずは何ができるのか。最初に小学校、中学校、高校生への影響とかね。これは６時50分から始まって８時20分前後には終わっているということで、それに対しての影響はあるのかなと。そこはちょっと疑問に思っているんですけれども。先ほど村長も言った通り、ちょっとした疑問があるのであれば、それを出していただいた方を呼んで、どうなのと、どういう状況でそれを出したのというのも含めながら、時間もないものですから、これから協議をしていただいて、出した方もわかるものですから、その方を呼んで、これから一緒になって少しでも改善できるように頑張っていきましょうね。ぜひ職員の皆さんも、日々の業務、大変厳しいだろうと思うんですけれども、全ては村民のためだと思って、ぜひ頑張っていただきたい。以上で終わります。

○議長　新垣博正　以上で、大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時５６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０７分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、伊佐則勝議員の一般質問を許します。

○１４番　伊佐則勝議員　ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。通告書に従いましてこれより一般質問を行います。

大枠１番、「歴史の道百選」選定について。中城ハンタ道が歴史的・文化的な由緒を持つ古道として文化庁の「歴史の道百選」に選定されました。以下伺います。①歴史の道及び道中には多くの史跡もあり、村観光協会と連携した観光振興へ結びつく活用策を伺います。②城跡周辺を含め、未整備区間の整備計画について伺います。③「歴史の道百選」選定に相応しい、今後解決すべき諸課題について伺います。

大枠２番、治山ダムの復旧事業について。そろそろ山が動くのかなという思いで質問をさせていただきます。南部林業事務所が所管する奥間地内の治山ダムで予定される機能強化・老朽化対策事業によるダム復旧工事について伺います。①南部林業事務所の事業執行予定時期を伺います。②事業執行にあたっては、保安林指定が要件となるのか伺います。③宇津原の当該地は、14名の共有名義になっておりますけれども、かなり以前の登記事項でございますので、皆さん現在他界されておられるというふうな状況でございますが、地縁団体の保有財産目録としての村の認可は受けております。相続人の確定や交渉にかなり困難な状況から、地縁団体名義への所有権移転登記手続きの改善促進制度につい

て伺います。以上、簡潔明瞭な答弁をお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠１番につきましては産業振興課と教育委員会のほうでお答えをいたします。大枠２番につきましては、これも産業振興課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、御質問の「歴史の道百選」について所感を述べさせていただきますが、大変すばらしい報告が舞い込んでまいりました。「歴史の道百選」に選定されたという、これは沖縄県でも２例目でございますし、また非常に価値のあるものだと認識をしております。そういう意味では、議員御提案の観光協会との連携も含めて、観光に資するもので何か活用法はないかということは、私自身も早速この件につきましては来年度予算にもしっかり反映をさせていただいて、これからの予算の投下も考えながら、議員の皆さんの理解も得ながら、これを活用した形で何かできないか。早速、いろんな案が今飛び込んできているようでございますけれども、我々もしっかりそれを精査して、どのようなものでこれを盛り上げていけるか、しっかり考えていきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠１の「歴史の道百選」選定については、きのうの答弁と重複しますけれども、中城村教育委員会としても選ばれたことをとても誇りに思います。今後、県や村内関係機関、関係課とも連携しながら、訪れた人が気持ちよく歩けて学習できるように、維持管理、準備を進めていきたいと考えています。②と③の詳細については、生涯学習課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長　新垣博正　産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉　それでは大枠１の①と大枠２の①から③についてお答えいたします。

大枠１の①産業振興課と観光協会では、中城城跡の魅力度を更に高めるために、歴史の道と一体となった観光ルートを検討しております。観光協会では、歴史の道周辺に点在する文化財等の調査を実施し、現在、歴史の道観光案内パンフレットを製作中であり、今年度内に完成する予定でございます。

続きまして大枠２、①沖縄県南部林業事務所によると、令和２年度に改修事業を実施する計画とのことでございます。②南部林業事務所を通して県の森林管理課に確認したところ、保安林指定が事業採択要件であるとの回答がございました。③平成27年に地方自治法の一部が改正され、「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例」が創設されました。一定の条件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、認可地縁団体が市町村へ公告申請し、市町村は「公告した結果異議申出がなかった」ことを証する書面を交付することで、特例により不動産の移転登記が可能となりました。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それでは伊佐則勝議員御質問の大枠１の②城跡周辺の未整備区間の計画についてでございますが、平成21年度から平成23年度の間に、現在成田山福泉寺後方の区間までの整備を終えております。現在御承知のとおり旧ホテル跡地の撤去が来年の３月までに完了する予定でございます。教育委員会としましては、令和２年度から文化庁の補助を得て、撤去跡地の発掘調査や試掘調査、地形測量などの実施を行って、早ければ令和３年度から５年度にかけて整備済みであった場所から中城城跡正門までの約250メートルという区間を整備し

ていく予定でございます。次に③の今後解決すべき諸課題についてでございます。一番の課題は、昨日石原議員からもございましたが、維持管理だと思っております。予算を含め、今後草刈り作業等もございますが、関係機関と協議しながら検討していきたいと思っております。また中間地点などにおけるベンチやトイレなどとか、便益施設のハード整備も今後は必要になってくるものだと考えております。以上です。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　「歴史の道百選」選定につきましては、昨日もその一般質問が出ております。本日も午後に、また仲松議員からも同じような「歴史の道百選」の一般質問が出ておりますので、重複した部分につきましては割愛をさせていただきます。

まず首里城との関連になりますけれども、ユネスコ世界遺産に琉球王国のグスク及び関連遺産群が登録されましてから20年を迎えるということでございます。首里王府と中城城を結ぶ、本件の中城ハンタ道は、当時の歴史を彷彿とさせます。首里城の再建に向けて、県内外から大きな支援の輪が広がっているが、無念にも城内の見学が現状ではできないということでございまして、就学旅行生や観光客への中城城跡への誘客をコンベンションビューローなり、その他関係機関に発信をされているか伺います。

○議長　新垣博正　産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉　お答えします。

11月に産業振興課と観光協会と城跡管理協議会で集まりまして、その対策を協議して、観光協会のほうからコンベンションビューローにはそういう受け入れ態勢をとっているということで報告をしております。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　10月31日が焼失というふうなことでしたけれども、ちょうど要件がありまして城跡を回りましたら、聞くところによるとかなりの修学旅行生が入ってきたというふうな管理事務所のほうからの情報も得ておりますので、今後も観光協会と連携しながら、やはり中城城跡への誘客促進に向けて、一肌脱いでいただきたいと思っております。

大枠の２番に移ります。保安林指定が要件ということでございますけれども、ほとんどの地縁団体の土地で、地縁団体所有の部分については大体は自治会名義に所有権の移転登記は済んでおります。ただ山の部分については14名の共有名義ということで、一応地縁団体の共有財産としての登録は村のほうに、地縁団体の申請をするときに既に出しておりまして、その目録の中には入ってございます。保安林指定を受けるためには同意が必要ということで、14名の名義の方が今は他界されて印鑑がいただけない。相続人ももう何名とか、本土、いろいろかなりの相続人が散らばっておりまして、なかなか困難な作業になるということで、やはり地縁団体の名義に移転登記しないと保安林指定の同意の印鑑が押せないというふうな作業が、難儀な作業がまた入ってきますけれども。先ほど特例が創設されたという答弁がございました。その中で、一定の条件というのがありましたけれども、一定の条件とは地方自治法の第260条の38、第１号から第４号に掲げる事項と理解してよろしいか伺います。

○議長　新垣博正　産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉　お答えします。

一定要件とは、議員がおっしゃったとおり地方自治法第260条の38項に記載されております。まず１項は、当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。２項が、当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意志を持って、

平穏かつ公然と占有していること。３項目が当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。４項目が当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　手続の流れとしましては、地縁団体の村への公告申請の提出がまず必要になります。その申請書に基づいて、村での確認審査を得て、審査がオーケーであれば公告縦覧をし、公告に対し相続人等から異議がなかった場合に、異議がなかった旨の証明書を村が交付すると。交付を受けた認可地縁団体は、法務局においてその証明書を添付して、当該土地の移転登記が可能となると理解してよろしいか。

○議長　新垣博正　産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名勉　お答えします。

まず認可地縁団体から公告申請依頼がありましたら、村のほうで審査します。それで問題なければ公告手続に入るんですが、３カ月以上の公告をしなければなりません。その後に異議申し出がなければ証明書の交付ということになります。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　公告期間３カ月以上、かなり長いですね。南部林業事務所が令和２年度に事業を執行したいと、条件が全部そろえばですね。そうしますとちょっと、もう12月。恐らく南部林業事務所も国への予算申請とか、いろいろ作業があるかと思います。３カ月以上の公告期間となると、年度末を迎えるのかな。いずれにしましてもちょっと急いで作業をしないといけないと思ってはおりますけれども、特例制度を活用するに当たっては、その地方自治法に掲げる事項を、疎明するに足りる資料や、その他提出書類の作成等が多種あります。それについては、例えば地縁団体申請のときに提出された申請書の資料、あと固定資産税の台帳であるとか、いわゆる公用で取得できる部分も多々あると思います。やはり手続を早目にしないといけないということと、円滑に進められていくためには、どうしても当局との共同作業と言いますか、サポートが必要になってくるかと思います。そこら辺のサポート体制の協力要請をしますけれども、どうですか。

○議長　新垣博正　産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名勉　お答えします。

産業振興課としても、奥間の治山ダムは非常に重要だと考えております。それで地縁団体の奥間区から要請があれば、産業振興課も一緒になって努力したいと思います。また公用申請については、法律上これができるかどうかを検討して、できるのであればやりたいと考えております。

○議長　新垣博正　伊佐則勝議員。

○１４番　伊佐則勝議員　よろしくお願いします。私どもも自治会長初め二、三の、今すぐ連絡がとれた相続人とはお会いして、そういうふうな話もしておりまして、連絡がとれて集まることができる相続人に関しましては、連絡はとって、一度その協議の場を持ちたいと。自治会は自治会でそういうふうな動きをしたいと今思っておりますので、やはり共同歩調ですね、その作業が進められたら大変助かりますし、スピーディーにその申請が可能になろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。そこら辺の作業を早目に完了させて、治山ダムの改修工事の事業執行がしっかりとできるように、令和２年度には執行できるように村、県、当地の自治会、協力して進めていければと思いますの

で、対応のほうをよろしくお願いしたいと思います。細かいところは、また後日担当課のほうと打ち合わせ、調整させていただきたいと思います。以上を持ちまして一般質問を終わります。

○議長　新垣博正　以上で、伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時３５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

再開します。

○議長　新垣博正　続きまして、桃原　清議員の一般質問を許します。

○５番　桃原　清議員　議席番号５番、議長の許可を得ましたので、これから一般質問を始めます。

まず大枠１、里道の修繕工事について。先般、６月の定例議会にて質問した件、教育委員会発注の工事の影響で壊れた道について、まだ対策が、成されていないようなので、今後の予定について伺います。①約70メートルから、約80メートルほどの壊れた砂利道及び山の登り口から、161.8高地の場所まで、全て調査、確認をしたのか伺います。②山の登り口から、161.8高地までの道を広げたために、大量に水が集まるようになった場所について、どのような対策をする予定か伺います。③車のタイヤがはまるような、大きな構ができてしまった砂利道の復旧について、どのように修繕、復旧するか伺います。

大枠２、村発注工事における指名業者選定について。①現在、沖縄県内どこの地域においても、地域発展の為に、地産地消、地場産業育成などを掲げており、その事は公共工事発注の際にも、地元業者育成のためには地元業者の優先指名をするという事がありますが、本村においては、どのような基準で業者選定をしているのか伺います。

大枠３、泊の329号のバス停修繕について。①国道329号泊の上り、下り２ヶ所のバス停について依頼を受け、バス停修繕の要望のため南部国道事務所を訪問しました。その後の事は、村当局と交渉を行っていると思うが、その後の経緯、現状について伺います。

大枠４、路線バスの運行等について。①路線バスの社会的な問題等により、減便などが行われているが、本村にその影響を受けている学生はいないか伺います。②モノレール関連のある関係者からの情報として、中城村の護佐丸バスをてだこ浦西駅まで運行させる計画を提案したという情報がありましたが、その事について、今後検証する余地はないか伺います。以上、答弁お願いいたします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは桃原　清議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては教育委員会、大枠２番、大枠３番につきましては総務課、大枠４番につきましては企画課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは御質問の大枠２番の業者選定について所見を述べさせていただきますけれども、議員も御承知のとおりだと思いますが、当然本村におきましても村内業者優先で発注しているところだと思います、基本的にですね。後で詳細やりますけれども、ただ工事の大きさなど、あるいは工事が重なったときなどを勘案しながらになりますので、どうしても優先的な部分ではありますけれども、他の市町村からの企業も入ってくるというのは必然的な部分はありますので、その辺は御理解いただいていると思います。それともう１つ大きな問題は、談合防止という観点からも集中的に予測できるというものは、なるべくは避けていけるような環境にしたいなとは、常々その辺の話はしているところでございます。詳細については、担当課のほうで

お答えをさせていただきます。以上です。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　皆さん、こんにちは。

大枠１の里道の修復工事についてですけれども、161.8高地陣地は平成29年度に村内文化財施設整備として工事を施工しております。私も現場を確認しましたが、教育委員会としても応急処置等の検討も含めて、今後対応していきたいと考えています。詳細については生涯学習課長のほうから答弁させます。以上です。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それでは桃原　清議員御質問の大枠１の①から③についてお答えいたします。

まず①の調査、確認についてですが、大雨のとき、そして大雨の後、通常時と、これまでに山の登り口から161.8高地陣地までの現地確認しております。特に専門的な調査といった、コンサルを入れた調査はまだ実施はしておりません。続きまして②の今後の対策についてですが、現場確認を６回ほど行っていますが、かなりの水量があったことも確認しております。この水量に関しまして、流末の排水も含め、今後も工事を専門とする関係課含め、しっかり予算も考えながら協議して、早急に解決できるように努めてまいりたいと思います。③についてですが、今後、先ほどと一緒に水量の問題等も含め検討する中で、まず穴の空いた部分については土のうなどで溝を埋めることをすぐ指示は既にやってありますので、今週中にはそこの復旧はできるものと考えております。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　村発注工事における指名業者選定についてお答えいたします。

先ほど村長からも答弁がありましたので重複する部分もありますが、御理解をお願いしたいと思います。地元経済の活性化及び村内事業者の育成を図ることは大変重要であり、発注の標準となる請負工事等設計額、業種別、等級に基づき競争性を確保した上で村内事業者への優先発注に努めております。業者を選定する場合におきましては、発注部署からの工事概要書を踏まえまして、経営及び信用の状況、当該建設工事等についての技術的適性、手持ち工事の状況、その他当該建設工事等についての適否などに留意し、選定を行っております。

次に国道329号泊バス停の修繕についてお答えいたします。バス停の修繕につきましては、泊地区自治会長、屋良照枝議員からの要請、また、安里ヨシ子議員の一般質問におきましても取り上げられております。村としましても、突然の雨や、体が不自由な方がバスを待っている間、腰掛けることができない状況を非常に憂慮しております。去る11月20日、南部国道事務所から連絡を受けており、那覇向けに関しましては、修繕での対応が可能であるとのことでございます。コザ向けに関しましては、国管理の河川を超え一部が民有地に建てられていることから、建てられた経緯等を引き続き南部国道事務所におきまして調査しているということでございます。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは桃原議員の大枠４の①及び②についてお答えします。

①現在本村を通過する路線バスは国道329号を通過する泡瀬東線（30番）と県道29号線を通過する琉大線（97番）が運行していますが、泡瀬東線を運行している東陽バスについては、４月より減便となっている状況だということであります。通学への影響があるとかなどの村への相談はありませんが、バス会社へも確認したところ、朝夕の便は減便しておらず相談はないという返事でありました。②について、モノレールについてはてだこ浦西駅まで延伸が決定後に、民間の路線バスや高速バス、市町村のコミュニティバス等、各種公共交通機関の結節に関し検

討されているようであります。公共交通としては、現在護佐丸バスは琉大東口のバス停に結節させており、那覇バスの97番を活用することで、浦西駅周辺まで行くことが可能となっています。担当としても、現在のルートの利便性を高めるため、さまざまなパターンを検討しておりますが、現状では駅周辺の区画整理事業や道路整備が整っておらず、特に朝夕の時間帯は渋滞している路線であるために小学生、中学生、高校生の子供たちの登下校に影響を与えることから困難な状況であるため、現時点においては運行の考えはありませんが、今後駅周辺道路整備の進捗や運行の必要性などを踏まえながら、民間バス路線と重複しない範囲において、検証していく余地はあるものと考えます。

○議長　新垣博正　桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　では大枠１のほうから再質問をしていきます。

まずは大枠１の①調査の件なんですが、十分に現状を調査していただきたいんですけれども。もともとは昔から踏み鳴らした場所で、小さい道で、木の下、あとはススキに覆われているということで、全く手入れをしなくても何十年も人が通る分には全く支障のない山道だったんですけれども、それが今回広げたために、2.5メートルぐらいで広い道になっているんですよ、それも下は土。ですから今の現状では、草が相当生えると。たまたまこの間、告別式の後に墓への納骨というのがあって掃除をした人たちがいたので、今現状はきれいに見えるんですけれども、１カ月前に見たときには、大きな雑草が相当生えていたんですよ。そのまま放っておくとススキが出て、多分もう人が通るのも難しい状況になってしまうんじゃないかと思うので、これはちゃんと調査をしていただきたいと思います。これですね、今2.5メートルぐらいあるんですが１メートルぐらいでもいいですから砂利をちょっと敷くとか、人が通る部分だけでも草が生えないような、何かそういう対策をちょっと考えていただきたいんですけれども、対策は何か考えられそうですか。お願いします。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

御提案のあります、しっかり調査をしてほしいというところもございますし、私ももう何度も上っておりますが、約30メートルほどに墓が何基かございます。その部分までには、今少し真ん中のほうにタイルのほうが敷かれていてですね、そこから上れるにようになっているんですが、議員の御指摘のように草が生い茂っていたり、そういう状況にはなってくるかと思うですが。毎回、例えば砂利を入れたりすると、また水の勢いでその砂利が流れ出すということを繰り返していくという可能性もございますので、現在協議は何度もやってはいるんですけれども、抜本的な、ベストな答えが今出ていない状態でですね、先ほど議員のほうからも、過去のお話もお伺いしながら、昔は自然にどういうふうな流れがあったとかも、もう一度確認しながらベストな状況をつくれればと考えております。

○議長　新垣博正　桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　今の、人が歩くだけの幅でいいですから、それについては対策をお願いします。

次、②なんですが、ちょっと聞きたいんですけれども、上のほうで本工事やっていますよね、工事やる場合に。その本工事をやるために開けた道なんですが、こういう道、現状を変えていく場合というのは、通常は施工前の写真、施工中、施工後、そういう写真を撮ってはいくんですが、ああいう現状を変更した場合というのは、今回の場合も前の写真など、この施工業者は撮ってありますかね。もし写真があれば、本来はこれを見ながら研究もできるものですから、これはありますか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

今、私のほうで確認しておりませんので、早急に確認して資料があれば提出したいと思います。

○議長　新垣博正　桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　今のこの山道の、もともとの道は、ただ人が歩いただけの昔からの道ですよ、もう何十年も、百年以上なるんですかね。真っすぐ歩いて真横に曲がる、で真っすぐ下りてまた真横に曲がると、こういうのを何カ所かで繰り返した場合というのは、集まった水というのはこのカーブのところで全部流れていくんですよ道から、外れていくんです水は。それが何カ所かあったら、全部で水が外れていくんで、大きな水の流れになることは絶対になかったと思うんですよ。それで写真の件を聞いたんですけれども。こういう道というのは、山の斜面でこういう道というのは、角のところで全部水は落ちていくので、大きな流れになることは絶対にないんですよ。ですからそういうのも踏まえて、今後ちょっと研究といったらあれなんですが、それを踏まえながらちょっと調べてほしいんですが。今、2.5メートルぐらいの幅で、ちょっと平らな道になってしまっているので、それをどういうふうに水を逃がすかとかも、ちょっと研究してほしいと思います。どうですかこれ、ちょっと現場で考えてみてもらえませんか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

御指摘のとおり、過去に工事も含めですね、恐らくユンボか何か、キャタピラの跡で、道の両サイドがちょっとこんもりと盛り上がった状態で、そこに自然な川ができた状態というのも確認して、大雨のときも雨靴を履きながらですけれどもなかなかの水量もございましたので、その盛り上がった部分をまたどこかで削るとかという作業をしたら、またこの水がどこかに影響を及ぶかも、次の災害に関連するかもしれないところもありましてですね、先ほども答弁しましたが、どういった方法がいいのかも含めですね、しばらくお時間いただければと思っております。

○議長　新垣博正　桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　今の件は、道から水が流れる箇所が多ければ多いほど、昔からは別に、山全体に浸透して何の被害もなかったところですから、こういう水が流れる場所が多ければ多いほど大丈夫だと思います。ちょっと検討をお願いします。

次に大枠１の３ですね、これは村道なのか、里道なのか、ちょっと確認はしてないんですが砂利道なんです、50年以上も、硬くて草も生えない、もう全く手入れすることもないような道だったんですけれども、今回の水の件で大きな溝が空いて、何か表面があらわれたような感じで、また草も生えるようになっているんですよ、砂利の上に。ですからそれはちゃんと対処してほしいんですが。この間もですね、告別式の後で墓に行くときにバス、あとは普通の乗用車四、五台とか、この溝があるところに五、六台の車を詰め込んでみんな墓に歩いていったという話があったんですよね。ですから毎日の生活の中でもいろんな支障が出ていますし、また毎週末には軽トラックで、この行きどまりになっているギリギリまで車を持って行って、上のほうの畑に行っているような人たちもいるんですよ。軽トラックで、あの溝にはまったら、一人で出すのは大変なので、対応をお願いします。これですね、必ずアスファルト舗装ということは言いませんから、まずはもとどおりにしてくれということで、地元の五、六名から何回も言われているので、早急に対応するということでお願いします。

続きまして大枠２番ですね、総務課長の答弁

では、業者をきれいに選定するような感じで書かれていますけれども、財務状況とか経営指針表の状況、技術の適正とかいろいろ、割といい内容で書かれてはいるんですが、もっと簡単に考えてですよ、これまでいろんな大きな市で、沖縄県内で、もう10年以上前からですけれども、地元企業しか指名しませんという市町村も以前にたくさんありましたね。その場合って、本社があるところだけを指名しますと、大きな市があちこちみんなそういうことを言うと、周りの町村は大変なんですよ。恩恵を受けることができないということが一時期ありまして。実際にそういうのを見ると、各市町村が地元優先に指名するんですよ。その条件がよかったのが、まずは村内に本社があるかということと支社、営業所があるかということ。あとは商工会会員かどうか。次に村内の村民がですよ、勤めている会社。専門業者ということになるとだんだん数が減ってきますから、村民が勤めている会社だったら指名するとか、そういうのがありましたので。なるべく村内の業者を潤すためには、この工事で使う材料とか工法とか、実際発注のときにも公表してしまうと、この指名業者には。それで競争してもらうという方法はどうですかね、これは考えられますか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

令和元年度におきましては、今回12月までには27件程度の工事等を発注しております。その中で263業者を指名しているところですけれども、そのうちの延べ159社が村内事業者でございます。ですから半数以上、約３分の２近くが村内事業者を指名しているというふうな状況でございます。地元の材料をというふうなことにつきましては、商工会を中心として、村産品の優先使用ということで要請も来ておりますので、できうる限り村内産品の使用に心掛けていけるものだと考えております。

○議長　新垣博正　桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　工事の内容によっては、大変難しい工事ということでどうしても村外の業者ということもあるかもしれませんけれども、できるだけ材料の選択、下請けの選択、同等品で地元業者が受注できるように。元請けが地元業者で、実際に専門部分だけは下請けに流してもいいですから、そういう考えをもっていただけたらと思います。どうですか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

今の桃原議員からの御提言を、今後の公共事業の発注において生かしていければと考えております。

○議長　新垣博正　桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　大枠３の①、国道329号の泊のほうのバス停の件なんですが、依頼があってですね、２回ほど国道事務所に行きまして、何とか早急に進めてくれという要望だけをしてきました。要望された書類を見たら、中城村だけでもＡ４の用紙１枚、ほかの市町村からもたくさん来ているということでありましたけれども。泊については大きな工事ではないので、バス停の修繕なので何とか進めてくださいということで要望して帰りました。さっき課長がおっしゃったように、那覇向けは進められるだろうと。コザ向けは国道の土地と民地にまたがっているので、精査をしてからやることになると思いますとは言っていたんですが、その中で国道のほうからは中城村の與儀課長と十分連絡を取り合いながらやっていきますということだったので、それできょうの質問で課長に伺ったわけです。以上でこれは再質問はいいです。

続きまして大枠４の①ですね、路線バスが運転手不足などにより、運転手がいないからということで便数を減らすと、二、三カ月前から新聞にもありますけれども、それで便数を減らすために定時制の高校生が大変困っているという

ことをテレビでもいろいろやっていました。その件について質問しました。これ定時制というのを調べてみましたら、普通科は泊高校、商業科がコザ高校、農林関係でしたら中部農林高校の定時制に中城村から通うことになるだろうと。中部農林高校は、実際に北中城村から通っている生徒がいて、影響が出ているらしいです。中部農林の近くにバスターミナルがありますね、そこは減便の影響で、定時制の一番最後の時間は授業を受けることができない、そういう事態も起きているということですね。コザ高校にも生徒とか父兄から、いろいろな問い合わせがあったみたいですけれども、コザ高校商業科は中城村からの学生は今のところはいませんと。ただ今後、中城村からコザ高校に通いたいということになったら、今の定時制の時間割では厳しくなるかもしれませんという話はありました。新聞報道などによると、沖縄県教育委員会は各市町村の教育委員会といろいろと連絡をとりながら対処していきたいということもニュースのほうでありましたけれども。中城村の教育委員会にもそういう話は来ていますでしょうか。お願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時０２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時０２分）

○議長　新垣博正　再開します。

教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　ただいまの桃原議員の質問にお答えします。

沖縄県の教育長からのそういった問い合わせ等はありません。

○議長　新垣博正　桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　今現在ですね、中部農林高校にも北中城村からはいるけれども、中城村はいませんと。コザ高校の普通科も、今のところ中城村からの学生はいませんということではありましたが、今の状態では、例えば将来ですね、子供の事情、家庭の事情とかで、定時制高校に行きたい子供が出た場合に、中城村の場合はバスが不便なので、バスの事情で定時制の学校に行けないというふうになりかねないんですよ。今の現状ではそういうふうになってはいるんですけれども、たまたま今回いないということではありますが。将来そういうことになりますと、子供の選択肢を狭めてしまうことになりますから、教育委員会としては今後十分検討して、もしそういう子供が出たら対応できるように、十分に検討していっていただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　今後、このような定時制に通う生徒のふぐあい等が出てきた場合のことを考えますと、こちらとしても協議していかなければいけないと思いますので、今後確認して進めていきたいと思います。

○議長　新垣博正　桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　十分検討していただくようにお願いします。

続きまして大枠４の②ですね、現在のバス事情として、割と北中城村も西原町もバス事情というのは悪くないように思えるんですよ、たくさんバスは走っていますから、路線バスが。ただ中城村は、今不便な状況にあるんではないかと思います。今の状態というのは車を持っている大人は別として、車を持たない学生、また親御さんとか父兄ですね、大変不便な状態だと思います。最近モノレールがてだこ浦西駅まで延伸したことにより、ある情報で護佐丸バスをそこまで運行させることができれば、大変いいことではないかというような情報が入ってきたものですから、その場合というのは子供たちの見聞も広がり、特に中城村というのはバスで行くには東陽バスだけなので。あと南上原は別ですよ、あそこはバスが多いですから。ですから何

とか護佐丸バスを浦添まで伸ばしていただけないかと思います。これは検証していく余地はあるというふうに答えていただいたので、将来はよくなっていくのかなとは思いますが、今南上原まではバスは伸びていますから。これを南上原から割と浦西駅は近いですよね。南上原で護佐丸バスから乗りかえをしていくというよりも、村内の護佐丸バスが直接駅まで通るようなことになれば、大変子供たちにとっては便利な状態ではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それではお答えします。

桃原議員のおっしゃるように、せっかく護佐丸バスを活用していただき、それをさらに充実した路線バス、護佐丸バスにするということについては、企画課においても考えていくということで、先ほど検証する余地はあるということで答えていますが、ただし先ほど言いました現在運行している護佐丸バスを浦西駅まで延伸するということになると、現在でも１時間半程度使って村内網羅していますので、そこがまた伸びるということについては、少し厳しいのではないのかというふうに現在は感じております。何かいろいろと方策を考えて、便利になるような護佐丸バスにしていくということは、今後も考えていきたいと思います。

○議長　新垣博正　桃原　清議員。

○５番　桃原　清議員　今のことにつきましては、大変いい案だなと思って質問をしましたし、検討の余地はあるということなので。ただ現状が厳しいのはわかります。それでもすぐ話が潰れるんじゃなくてね、将来的には十分に検討しながら、今後考えていっていただければそれでいいかと今のところは思っていますので、ぜひよろしくお願いします。以上で私の質問は終わります。

○議長　新垣博正　以上で、桃原　清議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時１０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時２０分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、仲松正敏議員の一般質問を許します。

○１１番　仲松正敏議員　皆さん、こんにちは。ただいま議長より一般質問のお許しが出ましたので、これより通告書に従って質問していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

大枠１番、歴史の道について。文化庁は、令和元年10月29日、歴史的・文化的な由緒を待つ古道などの保存活用を呼び掛けろ「歴史の道百選」に、沖縄本島中部東側の地域を結ぶ幹線道の一つ、「中城ハンタ道」を23年ぶりに新たに選定したと発表しました。そのことで中城村全住民が大変喜び誇りに思っていると思います。それで次の質問をしたいと思います。①現在歴史の道の整備はどうされているのか、また維持管理はどうなっているのか伺います。②活動状況について伺います。

大枠２番、不法投棄について。不法投棄とは、その言葉の意味するとおり、違法に物を捨てる行為であり、道路への空き缶等のポイ捨てから、山林へのごみ捨て、産業廃棄物の投棄などさまざまなケースがあります。自分の土地だったら不法投棄にならないと誤解されているような人もいると思いますが、他人の土地でも自分の土地でもごみを捨てる行為は決して許されるものではありません。不法投棄が後を絶たない現状について伺います。①現在の状況と課題について伺います。②ごみの投棄は量の大小ではなく、モラルの問題だと思いますが、今後の取り組みや対策をどのようにされていくのか伺います。答弁よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは仲松正敏議員の御

質問にお答えをいたします。

大枠１番につきましては教育委員会、大枠２番につきましては住民生活課のほうでお答えをいたします。私のほうでは歴史の道について、これは午前中の答弁とも多少重複しますけれども御了解いただきたいと思います。本当にすばらしい、快挙と言ってもいいこのハンタ道の件で、「歴史の道百選」の選定でございました。そういう意味では、多少予算を使ってでもここを大いに利活用して発信をしていきたいというのが、まず第一の思いでございます。そういう意味では、議員の皆さんからの賛同もいただきながらやっていこうと思っています。この歴史の道も含めて、世界遺産を有している我々中城村にとって、一番大きなアドバンテージは、やはり一括交付金の完全な、ど真ん中かの対象ということでございます。そういう意味ではいろんな知恵を絞りながらやっていけるのではないのかなと。ただ懸念されるのが、年々年々その枠が小さくなっている、その一括交付金の枠がですね、またあと２年しかないと、その部分が懸念材料でありますけれども。この「歴史の道百選」のこの「ハンタ道」につきましては、しっかりと議論を重ねながら、うまく利活用していきたいなと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えいたします。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠１についてですけれども、「歴史の道百選」に「中城村ハンタ道」が選ばれたことについては多くの議員から質問がありましたので重複しますけれども、私も議員の皆様と同様、中城村の誇りだと思っています。教育委員会としても県や村内関係機関、関係課と連携しながら維持管理、整備を進めていきたいと考えております。詳細は生涯学習課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それでは仲松正敏議員御質問の大枠１の①、②についてお答えいたします。

大枠１の①につきましては昨日の石原議員、本日午前中の伊佐則勝議員との答弁と一部重複しますが御了解ください。まず整備状況でございますが、現在、成田山福泉寺後方までの間の整備を終えております。中城城跡正門までの約250メートルの未整備区間について、現在工事をしております旧ホテル跡地の撤去工事が令和２年３月までに完了する予定でありますので、撤去跡地の整備については令和２年度から発掘調査、試掘調査、地形調査などを実施し、令和３年度から５年度にかけて整備をする予定でございます。維持管理につきましてでありますが、年２回から３回の草刈り作業を都市建設課や生涯学習課もですが、吉の浦総合スポーツクラブ、新垣自治会などの協力を得ながら実施しております。また、箇所箇所においては立ち入り禁止の立て看板や、ハブに注意などの立て看板も適宜設置しております。

続きまして②の活動状況についてでございます。ござまるウオーキング開催や各種団体のウオーキングなどの問い合わせとかですね、先日は南上の自治会のほうが一部ウオーキングをしたいというお話もお伺いしております。また各拝所におきましては自治会の催事や、個人で拝み事にこられる方もいらっしゃるということでございます。また南上を中心としてでありますが、南小学校においては１年生の遠足、また２年生の授業の中で秋を見つけよう、また３年生の算数の中では１キロメートルをはかろうといった校外学習の分野においても一部ですが歴史の道が利用、活用されているということであります。

○議長　新垣博正　住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　それでは私のほうから大枠２の①、②の質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

①現在の状況と課題についてお答えします。以前より不法投棄が山間部の村道、農道沿いの一部にある現状としましては、大規模な建設廃材等の産業廃棄物の不法投棄は減少してきていると感じるものの、区間においてふだん人が出入りしない場所、山間部に洗濯機、テレビ、冷蔵庫、クーラーの家電４品目や小型家電、家庭から出たと思われる生活ごみが投棄され、空き缶・ペットボトルといったごみは微増傾向にあります。

次に②今後の取り組みや対策についてお答えをします。業務内におけるパトロール、委託事業として検討しております、夜間休日など不法投棄の起こりやすい時間帯のパトロール、不法投棄多発箇所へ不法投棄監視重点地域である看板等の設置を検討したいと考えております。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　それでは順を追って再質問していきたいと思います。

この「歴史の道百選」については、２人の議員のすばらしい質問がありましたので、私としては２点か３点ほどでこの質問は終わりたいと思います。今回の歴史の道選定は、手作り郷土賞ということで一般部門ですね、これは。募集対象の内容は、地域の魅力や個性を創出している社会資本及びそれとかかわりがある優れた地域活動が一体となった成果が要因だとあります。その選定のポイントとして、５つの項目があるわけでして、その中の１つに社会資本の整備、維持管理、利活用に当たっての創意工夫とありますが、内容としては地域の特性を踏まえた整備、維持管理の工夫とありますが、現在歴史の道の整備はどうなっているかということで先ほどお聞きしました。維持管理についても石原昌雄議員、伊佐則勝議員からも質問がありましたので、また私のほうからも少しお聞きしたいと思います。まず歴史の道へのこれまで年間を通して来訪者の人数がどれぐらいあるか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではただいまの御質問にお答えいたします。

ハンタ道を歩く方の正確な人数は把握しておりません。平成30年度にござまるウオーキングの参加者が約180名で、教育委員会の村内戦跡めぐりの参加者が20名おりまして、こちらのほうで200人。ことし令和元年度におきましては南小学校の教員の方々の研修で20人、ござまるウオーキングで200人、合計220人の方々が現在教育委員会が把握している人数でございます。それ以外にも、先ほども答弁いたしましたが全区間ではなくてもですね、南上の地区、例えば糸蒲公園を中心としたところからあがりてぃだ橋、あの辺を利用したウオーキングなどにこの歴史の道を活用されている方もいらっしゃいますし、また私たちが歴史の中の拝所等の、その辺の巡回等に回ったときには、何名かの県外の方々と偶然会ったりすることもありますし、大分歴史の道が選定された後に訪れる方はふえてきていると感じております。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　やはり今回「歴史の道百選」に選定されたということで、今後、相当の増加が見込まれると私も考えております。ですので、やはりこれから歴史の道への観光客を呼び込む、取り込むことを考えると人数を把握するということは大変大切なことだと思います。どうか工夫をして人数把握に努めていただきたいと思います。それで現在どれぐらいの予算がついているかわかりませんけれども、予算についてはどのくらいですか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

歴史の道の維持管理に対する特化した予算は、現在確保はしておりません。ただし生涯学習課の職員含め都市建設課の作業員等に係る人夫賃は出てくると思いますが、ハンタ道に特化した

維持管理費は現在ございません。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　そうですね、歴史の道、ハンタ道を村住民により多く知っていただくために、村内各種団体に呼びかけ歴史の道をめぐり、その自然、資源、歴史的文化的資源、緑いっぱいの環境を体験してもらい、歴史の道をテーマにした交流会などを持ち、今後どうしたらこの歴史の道の魅力を高めるか、意見交換会を行い、またアンケートなどの調査も取り入れ、これからどのようにしてまだまだ歴史の道に人が来られるか、そのようなことも考えてですね、この意見交換会、交流会、アンケートの調査がされるかどうか、考えはあるかお聞きします。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　ただいまの御質問にお答えいたします。

今のところアンケートを特に実施する予定はございませんが、議員からの提言と受けとめてですね、まずは各種団体を、文化協会を初めそちらに関連するグスクの会等々ですね、また地元、例えば南、北上原、新垣等を含めいろいろな意見交換会は実施したいと考えております。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　ぜひ意見交換会なども持ちまして、そうすることによって歴史の道も住民に知らせることができるし、またいろんなアイデアも出てくると思いますのでよろしくお願いします。維持管理についてですね、もう１つ。やはり全国の「歴史の道百選」に選ばれたところを調べてみると、維持管理については地域の各種団体を網羅した取り組みが多いようです。この維持管理を委託するような話も聞いたことがあるんですが、そうするとこの維持管理のために予算が結構伴うものだと考えるが、地域住民を巻き込んでの維持管理も考えていただきたいと思いますが、その辺どうでしょうか。よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

ただいまの御質問にありました地域住民を巻き込んでというか、一緒になっての地域協働、行政との協働も含めながら現在やっているボランティアの部分で、こちらのほうで、例えば新垣自治会に草刈り等があった場合にはガソリン代を提供するとか、さまざまな方法は考えられるかと思ってはおります。今後の、昨日石原議員にも答弁いたしましたが、一部分については、険しいところ等については一部委託をするかも含め、今後の維持管理のあり方について検討させてください。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　今回、やはり「歴史の道百選」に選定されたことによって、これまでと違って多くの人たちが訪れると予想されます。県内の人だけでなく、本土の人たちもこの歴史の道に興味がある人は数多くいると思います。今後、来訪者はこれからもふえると思います。そのためにも歴史の道の整備を急ぐ必要があると思います。整備の優先順として、先ほど伊佐則勝議員にも答弁がありましたけれども歴史の道は距離が長く、トイレ等に関しては大変不便を感じると思いますので、ぜひ優先的に取り組んでいただくよう、よろしくお願いします。歴史の道については、これで質問を終わります。

次に大枠２番に移ります。大規模な建設廃材等の産業廃棄物の不法投棄は減少しているという先ほど答弁がありましたけれども、しかし本村の山間部や海岸近くの耕作放棄地には、車のタイヤや大型の電化製品の不法投棄がまだまだ多く見られるように思います。そのような状況を見ますと、いろんな課題があると思いますが、その辺の場所に対して新たな対策を考える必要があると思いますが、その辺どのように考えますか、お聞きします。

○議長　新垣博正　住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

まず住民生活課では平成30年度において、沖縄県が実施しております市町村産廃対策事業を活用し、現在村内に頻繁に不法投棄行為が行われる場所で、継続的に不法行為の可能性があると想定できる場所に６基設置しております。このカメラは固定式ではなく移動可能なタイプとなっており、設置場所を具体的には申し上げることはできませんが、山間部、海岸部、高速道路沿いに設置しており、移動しながら運用しております。カメラを移動することができる移動式カメラを設置することにより、不法投棄行為者を特定いたしたいと考えてございます。以上です。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　大きな廃棄物に関してですけれども、この不法投棄の処理料というのは、今年間どれぐらいかかっているのか。

○議長　新垣博正　住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

まず過去５年間の量と処理料について調べさせていただきましたので、このことについて御報告をいたします。まず粗大ごみを含めてそうなんですが、ちょっと具体的に御説明をしたいと思います。タイヤのほうから、まず平成30年度820キログラム、平成29年度で1,840キログラム、平成28年度で1,190キログラム、平成27年度で1,710キログラム、平成26年度で1,250キログラム。続きまして廃家電ですが、粗大ごみということにはなりませんが、家電４品目なんですが、平成30年度で261台、平成29年度で93台、平成28年度で187台、平成27年度で…、大変失礼いたしました。かかった費用についても改めて御報告いたします。廃家電のほうなんですが、平成30年度で261台で約72万754円、平成29年度で93台で29万6,792円、平成28年度で187台で59万9,810円、平成27年度で152台で51万7,700円、平成26年度で173台59万1,190円となっております。これが過去５年間の状況でございます。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　過去５年間の処理料ということですが、それでもかなりの金額になっているかなと思います。不法投棄を防ぐには、不法投棄をしにくい環境づくりが大切だと思います。今、固定式の監視カメラというのが非常に有効手段ではないかと思いますが、それではこの監視カメラの現在の設置状況についてお聞きしますが、設置の場所とカメラの台数、場所については答えにくいとありましたけれども、大体でよろしいのでその場所ですね、台数はどのぐらいなのかお聞きします。

○議長　新垣博正　住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　ただいまの御質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重複をしますが、まず設置台数でございますが、今６基設置をしております。その設置場所については先ほども御説明しましたが、具体的には御説明申し上げることはできませんが、山間部、海岸部、高速道路沿いに設置をしており、移動しながらの運用を図っております。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　監視カメラの設置台数が６台ですか。どうも私の認識では少ないような感じがするんですけれども。今後、この監視カメラはふやす予定があるのか、その辺。

○議長　新垣博正　住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど６基ということで御説明しましたが、不法投棄の監視カメラが６基ということでございます。それでは今後監視カメラをふやす予定はあるかについての御説明をいたします。住民

生活課といたしましては、次年度沖縄県実施の市町村産廃対策事業の活用について調整し、監視カメラの増設について取り組みたいと考えております。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　私が住んでいるところは海岸沿いでありまして、どうも海岸沿いに監視カメラが少ないような感じが思われます。南浜、北浜、そのほかの地域もそうですけれども、山間部もそうですけれども、どうも海岸沿いに多く不法投棄があるみたいですので、ぜひ海岸部分の監視カメラをふやすようによろしくお願いします。

次に不法投棄のパトロールは職員でされているようですが、やるにしても限りがあると思います。そこで私の提案ですけれども、自治会のほうに、不法投棄について各自治会ごとに地域の環境づくりの説明会などをもって、自治会長を中心とした不法投棄のパトロール隊などをつくっていただき、自治会住民の協力を得ながら不法投棄対策などをされてはと思いますが、課長の考えは。

○議長　新垣博正　住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　ただいまの御質問にお答えをいたします。

御提案ありがとうございます。今までも地域の皆様からの通報等で不法投棄を把握したことが多々あります。今後も地域の皆様からの情報提供をお願いする中で、パトロール、監視カメラの増設、そして看板の設置等の不法投棄防止対策を行っていきたいと考えております。パトロール隊などの組織化については、県内または県外での事例を研究しながら検討をさせていただきたいと思います。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　ぜひ住民等への説明会、自治会との説明会をもってですね、私が考えれば大変これ、地域に住んでいる住民の環境をよくするためですので、地域の協力も得られると思いますので、その辺しっかり検討していただきたいと思います。不法投棄の防止対策として立て看板も有効ではあると思います。どうも村内を見ますとこの不法投棄の看板が少ないように思います。幾らかふえてはいるかなと、自分たち北浜自治会の海岸沿いにもこの前立っているのを見たんですけれども、それでもやはり少ないかなと。特に農道への設置が少ないかなと思います。農道へのごみ袋ポイ捨てもかなり見えますので。ポイ捨てや廃電化製品の不法投棄が、かなり農道上に捨てられているようですので、この立て看板を農道沿いにふやしていただきたいと思いますが、自治会と連携をとり、土地の所有者と自治会で話し合ってもらい、自治会で看板を立てるようにすると不法投棄対策としてより有効かなと思いますので、その辺どうですか。

○議長　新垣博正　住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

立て看板については不法投棄の多発箇所、そして地域の方々からの相談で設置または提供を行っております。議員がおっしゃるように農道への設置は少ないように思います。今後は自治会長等からの情報を確認しながら、必要な箇所へは設置を対応していきたいと思います。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　今、ごみの持ち帰り運動も現在推進されていると思いますが、現実的には不特定多数のごみの受け皿となっているコンビニやガソリンスタンドなど、施設に対してごみ袋の無料化などの積極的な支援を講じていかなければ、近い将来村内から屋外のごみ箱がなくなり、ポイ捨てなどがますます多くなり、ごみのポイ捨てがより増加するのではないかと。人が多く集まる施設に対してごみ袋の無料化ができないか。

○議長　新垣博正　住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

事業所施設へのごみ袋の無料化についてでございますが、事業活動に伴って発生する事業者のごみについては、事業系ごみ及び産業廃棄物として、事業者の責任において適正に処理することが義務づけられていることから、無料化への支援は考えておりません。事業所においては、設置したごみ箱に家庭ごみなどを持ち込まないよう周知していただき、あわせて減量化、リサイクルへの協力をお願いしたいと考えております。原則的には事業系ごみの無料化は考えておりません。以上でございます。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　課長がおっしゃるとおり、確かにそういう施設や事業所に対しては、これは自分たちのごみであるということで大変難しい問題ではあるが、それも一つのごみの減量化につながるのかなと思って今質問しております。不法投棄されるごみは、景観を損ねるだけでなく生活環境を悪化させ、子供たちの道徳教育、また野生動物を有害鳥獣化させてしまう原因になると言われております。ごみというものに対しての定義づけをどういうふうに考えればいいかと考えると、ごみも一般的に言われているところは分別すれば資源だし、分別しなければただのごみだと考えられます。空き缶となる前の飲み物、カンカンですね、そのほかペットボトルもそうですけれども、中身が入っている時点では、たまたま落としてしまったらそれは落とし物であり、財布もそうですけれども、それが幾らいらなくなってしまったものは、落としたらこれはごみになると考えられます。それでこのごみの定義について村長にお聞きしますが、ポイ捨ても含めてですね、ごみとはどういうものがごみなんだというところを、少し村長の見解をお聞きします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時５８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時５８分）

○議長　新垣博正　再開します。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

今までで一番難しい質問かもしれません。もちろん定義的には要らなくなったのがごみでしょうけれども。要らなくなったのがごみとなると、不必要なものがごみという答弁ぐらいしか思い浮かびませんが、済みませんがこれで御容赦願いたいと思います。

○議長　新垣博正　仲松正敏議員。

○１１番　仲松正敏議員　簡単に言えば、今村長が言うそのとおりですね。急で本当に申しわけないです。村長がそういうふうにおっしゃっておりますので、ぜひこの中城村の環境問題を少しでも解決できるのであれば、この不法投棄のごみ、少しでも軽減されればいいかなと思いますので、みんなでやっていきましょう。これで私の一般質問を終わります。

○議長　新垣博正　以上で、仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１５時００分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時１０分）

○議長　新垣博正　再開します。

本日の会議は16時までですが、新垣貞則議員の一般質問が残っておりますので、一般質問が終わるまで本会議を延長いたします。

続きまして、新垣貞則議員の一般質問を許します。

○７番　新垣貞則議員　それでは通告書に基づいて７番、新垣貞則の一般質問を行います。

大枠１番です。久場区の環境整備を図る。①久場第一児童公園に、ブランコの整備の計画に

ついて。②部落内の「久場中線と稲子原線」の道路は凹凸が著しいので、道路を舗装する考えは。③久場農地保全１号線農道及び賀武道線の不法投棄対策は。（１）久場地区農地保全１号線農道の不法投棄対策は。（２）賀武道線に２カ月余り大量の不法投棄が放置され、環境を悪化しました。放置された理由と対策は。④「泊487番地の２から久場2019」までの生活排水路の整備は。この一帯は生活排水路がなく垂れ流しの状態で、日常の降雨や大雨には水が畑や道路に流れて悪臭発生、不衛生である。その対策は。⑤吉の浦発電所の排水路環境問題について。（１）排水路の泊側のヒューム管の現在の状況は。（２）県・村・電力、課題解決に向けての取組みは。

大枠２番です。施設整備をして各種団体の組織強化を図る。①各種団体行事予定表の必要性について。各種団体の組織強化を図るには、各種団体行事予定表が必要ですが、どの課が作成していますか。②国道329号、農協給油所隣の花園は雑草が生えていますが、その対策は。③吉の浦公園等機能整備基本計画の今後の取り組みについて。（１）陸上競技場に水銀灯の設置及びハードルの設置は。陸上競技場は、ナイター設備が不十分で暗いです。水銀灯のハードルの整備計画は。（２）テニスコート工事の取り組みは。（３）ウオーキングコースを全天候型コースの取り組みは。以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　新垣貞則議員の御質問にお答えをします。

大枠１番につきましては都市建設課と住民生活課のほうでお答えをいたします。大枠２番につきましては教育委員会と総務課のほうでお答えをいたします。私のほうでは、お尋ねの吉の浦公園の機能計画、整備計画も含めてですけれども、議会の中でも何度かお話はさせていただいていると思いますが、やはりこれだけスポーツ施設、文化施設が集約されているすばらしい地域でございますので、村民の皆さんがしっかりと利活用できるように整備を進めていきたいと思っています。ただしかし御承知のとおり莫大な金額が必要になりますので、そのときどきの交付金あるいは補助金等を用いながら進めていきたいと思っておりますので、また議員の皆さん方の御協力もいただきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠２のほうの施設を整備をしてというところの答弁をいたします。

施設を整備して各種団体の取り組みを活性化し、村民の健康の保持増進に寄与することはとても大切なことだと考えております。教育委員会としては、基本的には吉の浦公園等機能強化整備基本計画に従って整備を進めていきます。①③の詳細については、生涯学習課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　新垣貞則議員の御質問にお答えします。

大枠１の①、平成29年度に小型複合遊具を設置しておりますので、現在のところ、ブランコ設置の計画はございません。②道路補修については、適時維持管理の範囲で今後行ってまいりたいと思います。現在、稲子原線の４号と稲子原線の３号の一部に関しては、上下水道課が水道管の布設に伴う工事を実施しているところでございます。今後も維持管理の範囲内で補修等を行ってまいります。④当該地区の背後地にはこのような状況改善も考慮し、村道久場前原線を計画しました。現在、一部区間が未施工となり完成に至ってはおりませんが、道路隣接時の排水は処理できるものと考えております。村道に接していない個々の住宅の排水については、

将来的に下水道接続されるものでありますが、下水道整備が完了するまでは、当初の住宅建築時の排水計画どおり機能しているかどうか、確認も必要と考えております。⑤の（１）ヒューム管は台風時に砂が堆積している状況であります。今後、出口にフラップゲートを設置し、砂の侵入を防ぐ予定であります。（２）当背後地は、現在国有地となっており、来年度沖縄県が用途廃止の手続を行います。その後、村へ譲渡する予定で調整中であります。また沖縄県と沖縄電力が整備方法について協議中だということを県の港湾課から聞いております。

○議長　新垣博正　住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　それでは私のほうから大枠１の③（１）（２）の質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

久場地区農地保全１号農道の不法投棄対策について。久場地区農地保全ですが、起点がごみ処理場青葉園の方向が起点で、終点が賀武道線のほうに接続されている農地保全１号ということで認識をしております。中での答弁をさせていただきたいと思います。済みません、先ほどの仲松議員の答弁と重複する部分がありますが、御理解いただきたいと思います。以前より不法投棄が、久場地区農地保全１号線農道線沿線の一部にあり、現状としましては大規模な建設廃材等の産業廃棄物の不法投棄は減少していると感じるものの、区間においてはふだん人が出入りしない場所、山間部に洗濯機、テレビ、そして冷蔵庫、クーラーの家電４品目や小型家電、家庭から出たと思われる生活ごみが投棄され、空き缶、ペットボトルといったごみは微増傾向にあります。住民生活課としては、平成30年度において沖縄県が実施しております市町村産廃対策事業を活用し、現在村内に頻繁に不法投棄が行われる場所で、継続的に不法行為の可能性があると想定できる場所に不法投棄監視カメラを６基設置しております。このカメラは固定式ではなく、移動可能なタイプとなっており、設置場所については山間部、海岸部、高速道路沿いに設置しており、移動しながらの運用をしております。カメラを移動することができる移動式カメラを設置することにより、不法投棄行為を特定いたしたいと考えてございます。

次に（２）賀武道線に２カ月余り大量に不法投棄が放置されたことについての回答をします。賀武道線の不法投棄の経緯については、去る９月初めごろに確認をし、そのあと情報収集、警告書の張りつけ、宜野湾警察署への通報を行い現場確認する中、情報の共有を図っております。情報収集において、賀武道線に置かれたごみが久場地区農地保全１号線に不法投棄された一部だということが確認されました。その後、収集運搬処理の見積りを依頼し、10月30日に見積書の提出、収集日を調整し、11月11日に収集運搬し適正に処理した経緯です。今後の対策として、不法投棄監視重点地域である看板等の設置とパトロールの回数をふやす等の対策を実施したいと思います。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１５時２３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時２３分）

○議長　新垣博正　再開します。

生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それでは新垣貞則議員御質問の大枠２の①についてお答えいたします。

各種団体行事予定表の作成につきましては、施設の予約の関係上を含め、生涯学習課において例年１月頃から関係者を集めて、施設予約の調整などを行いながら、重複した場合は各団体の関係者同士で調整してもらい、後日生涯学習課へ報告してもらい、各施設の利用予定表を年間分作成しております。

次に③の（１）陸上競技場の水銀灯とハード

ルの設置についてでございますが、水銀灯につきましては現在体育館のほうからと陸上競技場と、一部テニスコートを含め、場所によっては少し暗いところもありますが、現在設置はされております。今後、現在のところは増設する予定はございません。あとハードルにつきましてもその他の備品、陸上競技場に関する備品については高跳びのマットであったり、その他いろいろな備品がございますが、整備計画においては、備品の整備は令和６年度ということで予定しております。

次に（２）テニスコート工事の取り組みついてでございますが、11月13日に工事を発注いたしまして、３月中には竣工する予定でございます。工事内容としましては倉庫等の建築、フェンス立替、観覧、応援スペースなどの外構工事を行う予定でございます。

次に３番目のウオーキングコースの全天候型についてでありますが、こちらは令和３年度以降に整備ができるよう、現在検討しております。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　農協給油所隣の村有地についてお答えいたします。

御指摘のとおり、現在、雑草が茂っている状態でございます。付近を通過する車両等に直接的な影響が少なかったことから、清掃作業の優先度が低くなっておりました。できるだけ早めに草刈り、手入れ等を行いたいと考えております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　それでは大枠１番の久場第一児童公園にブランコの整備計画に再質問します。

先ほど都市建設課長から答弁がありました。ブランコの設置の予定はないと。お聞きしますが、児童公園にはブランコは必要ないんでしょうか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　児童公園にはブランコと遊具は必要と考えております。そのために平成29年度に小型複合遊具を設置いたしました。現在、公園事業としましては200ヘクタール以上の公園でないと補助事業が該当しませんので、今のところブランコの整備計画はございません。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　児童公園は、児童の健康増進や情緒を豊かに、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する施設です。子供たちはブランコ、砂場、すべり台などの遊具で遊びます。久場第一児童公園には、子供たちの遊ぶ遊具としてブランコがありません。久場地区は、約1,500名と人口が年々増加しております。児童公園は子供たちや親子で、砂場やすべり台などで遊具で遊び、父母から子供たちの遊び場にはブランコ等を整備してほしいという要請がありました。それでなぜブランコが児童公園に整備されないんですかと父母から言われました。どうしてブランコが児童公園にないんでしょうか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　先ほどの答弁と重なりますが、公園の補助事業としては２ヘクタール以上の面積が必要、また既存の公園長寿命化計画に組み込まれた遊具であれば修繕は可能でありますが、金額が3,000万円以上という厳しい面がありますので、平成29年度には遊具を設置しておりますので、今のところブランコの設置の予定はございません。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　多分、課題は財源の確保だと思っています。それで公園長寿命化対策補助金と一括交付金があります。都建課長が言ったように平成29年度に遊具を整備しています。そういった補助事業で要請とか出したら、ブランコの整備はできないんですか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　平成29年度の遊具は一括交付金事業で整備をさせていただきました。北浜、津覇、添石、久場地区の４カ所ですね。現在、一括交付金も年々事業費が削減され、メニューも多く厳しいとは思います。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　私が聞きたいのは、一括交付金とか、この児童公園は子供たちが遊ぶ場所だから、すべり台はありますけれども、ブランコがあったらもっとたくさんの人たちが集まって、この公園は活性化すると思います。ブランコを整備することによって、親子とかいろいろな人たちが児童公園を活用して、地域のコミュニティーがまたつくれます。そういう形でブランコの必要性を訴えています。再度聞きますが、もし一括交付金がなかったら、一般財源で多分50万円か100万円ぐらいで整備できると思いますが、そういった方法はないんでしょうか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１５時３１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時３１分）

○議長　新垣博正　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　お答えします。

今の状況で、一般財源を持ち出してブランコを整備する計画は、今考えておりません。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　ぜひ児童公園にはブランコが必要です。すべり台、砂場、ブランコのセットがあって児童公園で子供たちは遊びますので、計画を立て、施設をつくる。子供たちが遊ばないともったいないなと思っていますので、そういうことでブランコの整備をお願いします。

次に②の部落内の久場中線、稲子原線道路舗装について質問します。この課題については、平成25年に久場自治会長から都市建設課への要望書が出されています。行政懇談会が11月11日に久場公民館であり、久場自治会長からも久場中線、稲子原線の道路舗装の要請があります。道路の現状は道幅も狭く、あちこちでこぼこがあり、車が外壁に接触事故を起こさないかと危惧しています。また雨降りのときにはでこぼこしているので水がたまり、区民の生活に支障を来し、美観も損なわれています。平成25年からの要請はいまだに解決されていません。今回の補正予算で道路維持補修費として150万円の増額をしています。こういった補正予算で道路舗装をする考えはないでしょうか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　お答えします。

当該道路は旧集落道であり、本当に非常に狭い道路です。重機も入りづらい状況であります。現状としてはでこぼこの穴埋め等の補修を考えていきたいと思います。また当該道路はほとんどが建築基準法第42条２項道路となっており、セットバックが必要になってくると思いますので、家の建てかえ等があれば積極的にセットバックをしていただき、道路が広くなれば整備も可能になってくると考えております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　今、都市建設課長から答弁ありましたが、ちょっとでこぼこしていますので、そういった補修をやることによって水たまりも減ってきますので、そういった維持管理の範囲内でやられてください。

次に③久場地区農地保全１号線の農道及び賀武道線の不法投棄対策について質問します。不法投棄をしない、させない、許さないことが重要です。ごみを不法投棄することによって私たちの住むまちの美観が損なわれ、自然環境にも大きな影響を与えています。捨てられた場所は悪臭や周辺の土壌や水などの環境にさまざまな悪影響を及ぼし、自分勝手で安易な気持ちからごみを捨ててしまうことが不法投棄の原因です。

久場地区農地保全１号線ですね、農道にもビニール袋にペットボトルや空き缶、ビンや家電製品などの不法投棄がされています。地域住民から不法投棄をされていて困っているので、撤去してほしいとありますが、いつごろ不法投棄を撤去しますか。

○議長　新垣博正　住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

いつごろ撤去しますかということについて、現場を調査したところ不法投棄されたごみは、恐らく建築解体に伴う現場からと思われる産業廃棄物廃材等が道路側からクレーンを使い道路沿いに投げ込まれた、投棄された状況でございます。住民生活課としては宜野湾警察署へ通報し、現場確認を行う中で連携して対応を協議したいと考えております。不法投棄されている場所が農道などの道路敷きで村が改修すべきものであれば現場を再確認させていただいて、収集等の対応を行いたいと考えております。まずは現場で地主と立ち合いする中で確認をしたいと考えておりますので、ぜひ情報提供をお願いいたします。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　平成28年度に総務常任委員会の所管事務調査で、不法投棄がある村内の場所を住民課の職員と確認しました。久場地区農地保全農道、ここも大量の不法投棄がされていました。総務常任委員会の指摘事項として、平成28年度不法投棄対策事業の関連費用において、不用額が約48万円発生しています。それで巡回パトロールの強化、監視カメラの増設、不法投棄防止及び看板などの設置に努めるよう指摘しましたが、この場所の不法投棄対策はどういう対策をしていますか。この道路の今後の不法投棄対策の取り組みはどのように考えていますか。

○議長　新垣博正　住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　ただいまの御質問にお答え申し上げます。

平成28年度の総務常任委員会で指摘された不法投棄については、一度処理が行われているようです。現在あるのは、新たに発生した不法投棄です。パトロールだけでは対応ができないため、現在別の場所に設置してある不法投棄監視カメラを移動し、設置したいと考えております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　その現場をもう１回確認してください。不法投棄が、総務常任委員会が指摘したところの中に捨てられていますので、もう１回現場を確認してください。

それでは次に賀武道線の不法投棄対策について質問します。住民生活課長から答弁がありましたが、なぜそこに２カ月余り不法投棄がされていますか。

○議長　新垣博正　住民生活課長　義間　清。

○住民生活課長　義間　清　ただいまの御質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と重複しますが、改めて御説明申し上げます。まず賀武道線の不法投棄ですが、９月ごろに確認しております。そのあと情報収集、計画書の張りつけをしまして、宜野湾警察署への通報を行っております。現場を確認する中、情報の共有を図っておりましたところ、この情報収集において久場の方からなんですが、一部賀武道線以外の不法投棄があったことで、このごみをこの場所まで持ってきたというふうなことの情報がありまして、そういったところの確認等を宜野湾警察署等とも確認をしたところ、そのことについて今後の捜査等について、この情報を生かしながら、改めてまた調査をしていきたいということが宜野湾署のほうからございまして、そういった協議を重ねることによって、ある程度の一定の対応についての宜野湾署との協議の中で整ったところで、村のほうで収集、運搬に関しては適正に処理したところ

の経緯でございます。

○**議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１５時４１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時４２分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

住民生活課長　義間　清。

○**住民生活課長　義間　清**　ただいまの御質問について追加答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど賀武道線に投棄された９月でのごみについては、その賀武道線以外のほうに、農道なんですが、農道敷きにおかれているごみをそのままこの賀武道線のほうに持ち運びしたというか移動しましたという方からの情報がありまして、その辺のところを宜野湾署のほうと確認をしたところ、それが事実であるということが確認されましたので、そのような処理をさせていただきました。

○**議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

○**７番　新垣貞則議員**　賀武道線の不法投棄の理由は、ボランティアの方が一人で不法投棄を集めています。あちこちに不法投棄があるものだから、ボランティアの方がきれいにしようということで、集めています、理由はそうです。ただの不法投棄じゃなくて、この方がボランティアで賀武道線をきれいにしようということで、そういうことでやっています。この方は草刈り作業やタイヤ等を片付けて、不法投棄対策をしています。この方からですね、今、賀武道線草が生えていますので不法投棄対策ということで、賀武道線の草刈り作業はできないでしょうか。

○**議長　新垣博正**　都市建設課長　仲松範三。

○**都市建設課長　仲松範三**　草刈り作業に関しましては、賀武道線も年１回か２回は実施しております。特に夏場は本当に間に合わない状況であり、草が生い茂っている部分もありますが、定期的に実施はしております。

○**議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

○**７番　新垣貞則議員**　このボランティアの方から、現在ですよ、草が生えていますので賀武道線、不法投棄対策として、中城城跡もありますので、賀武道線をきれいにしたほうがいいんじゃないですかと、この方も一緒に草刈り作業をします。行政が何もしないから自分がやっていることを伝えていました。だから草刈り作業を本人もやると言っています、一緒にできませんかという今の質問ですけれども。

○**議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１５時４５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時４５分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

○**都市建設課長　仲松範三**　草刈り作業の人数も６名と限定されておりますので、住民の方と相談してやっていきたいと思います。

○**議長　新垣博正**　新垣貞則議員。

○**７番　新垣貞則議員**　不法投棄の対策は、みんなで進めたほうがいいと思います。

次④ですね、泊487－２番地から、久場2019番地までの生活排水路の整備について質問します。まず私がつくったこの資料があります。これをごらんになってください。久場2019番地の下ですね、丸をつけてあります。ここの生活排水路の整備がなく、垂れ流しの状態で日常的に雨降り、大雨のとき及び梅雨等に水が畑に流れて悪臭が発生し不衛生です。最近、私も現場を確認したら、悪臭がしております。排水路の整備が進まないのは地権者の同意が得られずできない状況であります。こういった地権者の同意が得られたらそういった排水路対策もやりますか。

○**議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１５時４７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時４７分）

○議長　新垣博正　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　お答えします。

以前、電源交付金事業によりこの近辺の排水路整備事業は実施しているところもあると聞いております。地主の同意が得られず整備できなかったところはあると聞いております。今後、地主の同意、用地の提供があれば検討していきたいと考えています。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　この地図をごらんになってください。赤が排水路ですね、黒が道路です。それで久場前浜原線はU字溝が入れられて排水路が整備され、雨のときは水は発電所の排水路に水が流れるように整備されています。泊487番地の２から久場2019番地のこの周辺の排水路の整備は、海側の久場前浜原の排水路につないだら、久場前浜原線の排水路から水が発電所の水道に流れます。生活排水路の垂れ流しの状態が解消されると思っています。この一帯の生活排水路の整備計画が必要ですが、排水路の整備計画を作成する考えはないですか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　現在、排水路整備の計画はありませんが、事業として用地買収等、いろいろ事業費が単費ではできない部分がありますので、補助メニュー等があるかどうか検討しながら進めていきたいと考えております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　この排水路の整備計画をつくることによって、垂れ流しが解消されると思いますので、私も勉強しながら一緒に考えていきたいと思っております。

次に⑤の吉の浦火力発電所の排水路対策について質問します。これは前から言っております。この排水路環境問題を解決するために県の港湾課の高橋主幹に会ってですね、今後の方針について話を聞くことができました。新垣光栄県議から、県が作成した資料を提供してもらいました。この資料では、県の方針は海浜地の用途を廃止することで、下水道事業や電源立地交付対策金の事業を活用することができる。埋め立て背後地の悪臭などの解消、解決方法や管理については県、中城村、地域住民、沖縄電力と協議するとあります。県の港湾課、中城村、沖縄電力、役割分担をして排水路の環境問題を解決するために、連携して取り組むことによって今後の対策が図られます。今後の県の方針、中城村の方針の話し合いの協議はされていますか。もし協議されているのであれば、協議の内容はどういった内容でしょうか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　お答えします。

先ほどの答弁と重なりますが、現在国有地となっている電力背後地を、来年度沖縄県が用途廃止の手続を行います。その後、村へ譲渡する予定と聞いております。また沖縄県と沖縄電力が整備方針について協議中と聞いており、その方針が決まり次第、村も一緒にまた協議に入るということになっております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　県の方針は排水路を埋め立てて、それから側溝を海まで延長して、それから緑地帯という計画、そういう話になっています。今後、吉の浦発電所のこういった課題を解決するためには、県、中城村、沖縄電力が役割分担をして、久場、泊区民の安心安全を図られ、住みよい環境づくりに取り組んでください。

それから次に大枠２番のほうにいきます。各種団体行事予定表の必要について質問します。平成27年まで作成された各種団体行事予定表があります。平成28年度から作成された吉の浦施設各種団体行事表との違いは何ですか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１５時５３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時５４分）

○議長　新垣博正　再開します。

生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

議員のおっしゃる平成27年度、平成28年度のいきさつについては、確かなことは理解しておりませんが、恐らく以前作成されたＡ２版というのが各自治会等にも配られておりました。その後、予算等を含めその印刷費が厳しくなった中で、しかし生涯学習課の中では各施設を管理、預かることがありまして、各種団体、体協も含めた老人クラブ、その他の組織からの要望や予防接種等もございますが、その辺の調整をするために各施設の予定表へと移行されていったと認識しております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　今現在、平成28年度から生涯学習課がつくっているのは、吉の浦公園の施設の調整、各種団体のものです。それ以前の平成27年度の各種団体行事予定表は、例えば小学校の運動会、文化祭とか、役場のいろいろな行事、全ての行事がわかるのが各種団体行事予定表です。それが今ないような状況で、久場では区民運動会がありますが、この予定表がないものだから、小学校の行事とかいろいろな行事と重なる、少年野球とか。そういうデメリットがあるんですよ。だからこの各種団体行事予定表がないから、今お互い同士がいろいろ行事への参加人数が少ない状態になっています。この各種団体行事予定表は作成する考えはないでしょうか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

御指摘のように各種、各自治会の活動とかそのもろもろのところに問題が出てきているという御指摘でございます。生涯学習課としましては先ほど答弁しましたように、各施設の利用等の調整もございますので、こちらのほうでそういった予定を集めることは可能であるということと、先ほど確認したところ学校行事の日程表も大体年明けの２月から３月には決定するということでありますので、次年度、令和２年度からは以前のようなカラーでのすばらしいような予定表は作成はできないかもしれませんが、全世帯配布も厳しいとは思いますが、各自治会へ配布できる各種団体行事予定表は作成していこうと現在考えております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　ありがとうございました。八重瀬町がこういった各種団体行事表を作成しています。こういった資料を参考にしながら、そうしたらもっともっとすばらしい各種団体行事予定表ができます。

それでは次に、農協の雑草が、草が生えています。それでちょっとお聞きしますけれども、久場美ら島遊花会の会長、博会長から総務課長宛てに文書が通知されたと思います。それで、どういった理由でこの久場美ら島遊花会の方はここをやめたのか、どういった理由で終了したのか。今後の対策は、どういう対策を考えていますか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

久場美ら島遊花会からは、たしか平成31年４月１日付で文書が届いています。御連絡というふうなタイトルですけれども、会員の高齢化で健康上の問題もあって、これまでは久場美ら島遊花会の皆さんにお世話になっておりましたけれども、今後はちょっと花の植栽管理を行うことができないというような内容の文書でありました。そのことにつきましては、村としましてはお世話になっておりましたので、４月５日付

でお礼ということで、これまでお世話になったというふうなことで、お礼状を送ったところでございます。それから今後のそこの管理ですけれども、先ほどはやはり優先順位が少し下がってしまって、これまでは管理をしていなかったということで答弁をしましたけれども、今後につきましてはできるだけ、実は一度５月の段階で全部ではなかったんですけれども、村の庁舎内外の清掃日に合わせて、一度は草を少しだけ刈ったんですけれども、やはりそれが追いついていませんので、今後は定期的にそこを手入れ、あるいは管理をしていきたいと考えております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　今の総務課長から答弁がありましたように、久場美ら島遊花会の皆さんはそれを望んでいますので。せっかくきれいにしたのに、今草が生えているから、きれいにしたのに草ボーボーソーンドーと、どうにかできませんかねということを言われました。久場美ら島遊花会は毎月第４日曜日に定期的に掃除をやっていますので、そういった計画を立ててやられてください。

それでは次に③吉の浦公園の整備計画の水銀灯の設置について質問します。陸上競技場はナイター整備が不十分で暗いです。現場を確認したと思いますが、どのコーナー部分が暗いですか。陸上競技場は午後５時以降はどういった方々が利用していますか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

現在暗いところは第２コーナー、第３コーナー付近のテニスコート側だと認識しております。５時以降の利用につきましては、現在のところ中学生の陸上部を中心として、あと健康づくりでのウオーキングであったりとか、陸上を専門的に練習されている方々が現在利用しております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　今、答弁がありました、陸上競技場は中学校の部活動の生徒たちや、大人の皆さんが練習しています。暗くて生徒たちや大人の皆さんが接触して転んでけがでもしないか心配です。それで水銀灯を整備するために、一括交付金か公園長寿命化補助金を活用して水銀灯を整備する考えはないでしょうか。今後の取り組みを教えてください。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

現在作成されております吉の浦公園等の整備計画におきましては、陸上競技場のナイター設備のほうの計画はございませんので、今ある照明のほうで練習という形になってしまします。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　もしですね、体育館の横に、体育館のギャラリーのところに水銀灯の予備が20個か30個あります。それでこういった暗いところにリサイクルということで、各コーナー暗いですね。４カ所、テニスコートとかいろんなところをやれば、その対策になります。課長、暗いですよね。５時あと暗いのにスポーツする環境じゃないぐらい暗いので、けがしないか心配です。そういった対策はどうしますか。こういった水銀灯を活用して整備することはできないんですか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

体育館横の水銀灯も現在在庫があることも確認はしておりますし、平成28年か平成29年度には、今体育館の屋根の右側からその水銀灯を照らして、100メートルのスタート地点を含め駐車場方面を明るく照らすという２基を増設はしております。ただいま御指摘のあった部分につきましては、そういう設置場所ができるかを含め、そのグラウンドの状況を再度確認しながらやっていきたいと思っております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　今、生涯学習課長からありましたように暗いものですから、スポーツをやる環境じゃない。特に第３コーナー、第４コーナー、テニスコートのところが暗いんです。もし暗いところで転んでけがしたら骨折しますよね。そういうことがないように、安全対策をやらないといけないですので、そういうことでよろしくお願いします。

次にハードルの設置についてですね。これはもう私４年前から言い続けていますけれども、陸上競技場にはハードルは必要ないんですか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

新垣貞則議員のハードルに対する熱い思いは常々感じております。その中で必要あるかということでございますが、陸上競技場には先ほどお話ししましたようにハードルのみでなくて、その他さまざまな備品がございますし、老朽化したりとかですね、昨年度においては体協と相談しながらやり投げ、あと砲丸等の備品を、まずできるところからそろえたりもしておりまして、現地点ではハードルにつきましては喫緊の必要性はないという認識であります。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　ハードルがない状態が今度で４年、来年５年目です。それで中学生とか一般の方々は、ハードルは必要ないと言ったんですか。そういう要請あったでしょう。だって要請あるのに、これをやらないというのは、私は前から言っていますよね。500万円とかそうじゃなくて、30万円の１年10万円１レーン分なんですよ。２年10万円、３年30万円。30万円の予算をつけて子供たち、村民のために施設整備をやることが行政の仕事じゃないんですか。もう１回確認します。ハードルを設置する考えはないですか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　ただいまの質問に答弁いたします。

先ほどから貞則議員の思いは熱く受けとめたいと思います。御希望の部分に関しても、例えば１レーン部分だけが必要だとか、その辺に関しましてはトータル的なスポーツを振興していく中で競技を進めていく、強化していくというのは、それが一番妥当なところなのかを含めてやっていくと、現在は議員も御承知のとおり中学校の陸上の先生もお願いしながら、中学校の陸上を、保管場所がなかなか、今倉庫では厳しいので、恐らく５台から６台をお借りさせていただいて練習はしているものと思っておりますので、必要性は御承知のとおり私も感じてはおりますが、１レーンのみとか、そういったところでの購入については、現在のところは喫緊の課題ではないという、要望等は聞いてはおります。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　ちょっと今の生涯学習課長の答弁で、喫緊の課題じゃないとありますが、子供たちや村民からの要請があるでしょう。子供たちもハードル必要、儀間ゆきみさんもハードルが必要、安里さんも必要と、みんな村民は要請を行っているのに、もう４年も要請はしている。子供たちからは何でハードルを設置しないのという声があります。前にちょっと私言いましたけれども、行政の仕事は村民の声を聞いて、整備して人材育成につながらないといけないです。これ喫緊の課題ですよ。だってもう４年もハードルがないっておかしいと思いませんか。そういうことでぜひ来年からは、私は言いました、10万円でいいです、１レーン分でも。２レーン分でも構いません。300万円とかそういう予算の要求はしていませんので、陸上部の顧問が１台１万円と言っていましたので、必ず正式なハードルじゃなくてもいいですので。子供たち、村民が利用できる環境を整備してく

ださい。

それでテニスコートの工事の取り組みについて質問します。なぜ6,000万円当初予算組まれているのに、12月から工事やっていますよね。体協行事も９月に終わります。なんで12月に工事着手されたのか。もっと早く工事ができなかったのか、その理由を説明してください。それから工期は2020年３月31日まで、あと４カ月しかないですが、工事は大丈夫ですか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

工事発注がおくれた理由につきましては、建築設計委託の中で建築確認、こちら倉庫のほうもございまして、その建築確認の許可が下りるのが少しおくれてしまったということで、体協が終わった後、11月ごろからが理想ではあったと思います。しかし10月後半、11月前半までは中頭体協含め県民大会の一部予選も実施させていただいております。工期については、極端な天候不良等がない限りは、３月末までには竣工するものと考えております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　ちょっと危惧しているのは、せっかくテニスコートをつくるということですので、テニスコートは小学生とか中学生、高校生、大人、多くの村民が利用しています。できるだけ早く終わっておけば、村民が早く新しいテニスコートを活用できます。そういった形ですばらしいテニスコートをつくってください。

次にウオーキングコースを全天候型について質問します。吉の浦公園の機能整備基本計画の策定の目的は、それから村民アンケートの結果は、どの施設整備を改善してほしいとありますか。それで整備計画どおり施設整備を進めますか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１６時１１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１６時１２分）

○議長　新垣博正　再開します。

生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

まず目的としましては、大きく言いますと現在吉の浦公園においては体育館、陸上競技場、サッカーコート、野球場、テニスコート、ゲートボール場、こども広場等がありまして、そこを村民の健康づくりやスポーツ活動、さらに村のイベントなどの拠点として、またプロサッカーキャンプの誘致等も現在やっております。こういったことが、今後この施設をさらに機能強化していくことで、村民の健康づくりを含めた議員おっしゃる子供たちの競技力向上、一般含めた競技力向上のためにこれからの整備を進めていくことが目的であります。アンケートにつきましてもウオーキング場はかなり多くの方々が要望しているということは確認しております。整備計画につきましても、年次的に計画にのっとって実施してまいりますが、このテニスコートの含め、台風で被害があった場所とかですね、また別の交付金や助成金等を活用することも含め、計画が必ずしも年次的にいくんではなくて、緊急性に対応すべき施設等は優先されるというところもありまして、先ほど答弁いたしましたがウオーキングコースについては令和３年度以降に整備できるか、現在一括交付金の活用を含め検討しております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　実は前回の質問では、このウオーキングコース全天候型は、野球場とか陸上競技場とかの後になるよと言われました。それで今回この質問をやっております。この資料のほうをごらんのように県総合ではサッカー場、ラグビー場を全天候型の中に鉄板を敷いて、それでトラックとかユンボとか、いろいろな工事を進めています。それで鉄板を敷けばそう

いった工事ができますよという私の質問でしたけれども。今、生涯学習課長の答弁では、ウオーキングコースを令和３年から計画やっているということですが、もう１回答弁お願いしていいですか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

一括交付金が御承知のとおり令和３年度までございます。その中でどの施設からやるかを、教育委員会の中で議論しながら進めております。以前、答弁した中では陸上競技場を含めたところもございますが、陸上競技場に関しましてもかなりの予算が必要になってくる、財源が必要となることから、現状の一括交付金が厳しい状況になっていく中で、どの部分を先にやるほうがいいのかも含め、ウオーキング場に関しても全てを整備すると２億6,000万円余りの費用がかかります。今考えているのは吉の浦公園全てではなくてですね、例えば内周部分から取り組むとかその辺、財源もしっかり確保しながら、相談しながら実施したいと考えております。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　今生涯学習課長の答弁でありましたように、村民はウオーキングコースを全天候型にしてくれというのがあります。私は、なぜそんなにいつも言うかというと、全天候型にすることによって、多分高齢者の方々がそこに寄り添って、たくさんの高齢者が集まってウオーキングとかやると思います。なぜかと言ったら、県総では高齢者の方々がここを利用してウオーキングやっています。そして高校生とかは、このコースを利用して競技力の向上を図っています。だから全てにいい方向に行くものだから、最優先課題ということで、吉の浦公園の中では全天候型のコースが最優先だと思っています。そういうことで、いつもそういう質問をやっています。今回、こういった資料も準備して、工事はできますよということを伝えたいと思っていましたので、そういうことで質問しました。そういう感覚ということで捉えていいんですかね。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１６時１８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１６時１８分）

○議長　新垣博正　再開します。

生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

まず令和３年度以降ということでありまして、令和３年度以降の財源の確保がどういうところになるかもきっちり考えていかないといけないところもございますので、必ず実施できますということはこちらで断言できませんので、ここは御了解ください。

○議長　新垣博正　新垣貞則議員。

○７番　新垣貞則議員　施設を整備したら、いつも思うことは人材育成につなげないといけないと思います。施設をつくることが目的ではないと思っています。施設をつくったら人づくりをやる。人づくりが村づくりになり、中城村のすばらしい未来が切り開けるものだと思っています。吉の浦公園の施設整備をして、各種団体の組織が図れるように、行政の皆さんも頑張ってください。私たち議員も、行政の皆さんと車の両輪のようにお互いの知恵を出して、住みたい村、住み続けたい村づくりに一緒に汗を流して頑張っていきましょう。これで私の一般質問を終わります。

○議長　新垣博正　以上で、新垣貞則議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１６時１９分）

令和元年第６回中城村議会定例会（第６日目）

招集年月日	令和元年12月６日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開議・散会・閉会等日時	開議	令和元年12月11日　（午前10時00分）		
	散会	令和元年12月11日　（午後３時40分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣修	10番	安里ヨシ子
	３番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城章
	５番	桃原清	13番	欠席
	６番	石原昌雄	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員	13番	外間博則		
会議録署名議員	８番	大城常良	９番	比嘉麻乃
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	比嘉健治
	副村長	比嘉忠典	都市建設課長	仲松範三
	教育長	比嘉良治	産業振興課長兼農業委員会事務局長	知名勉
	総務課長	與儀忍	上下水道課長	仲村武宏
	住民生活課長	義間清	教育総務課長	比嘉保
	会計管理者	荷川取次枝	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	税務課長	大湾朝也	教育総務課主幹	稲嶺盛久
	福祉課長	金城勉		
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 4 号

日　　程	件　　名
第　1	一般質問

○議長　新垣博正　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１．一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

本日の一般質問は５名を予定しておりましたが、外間博則議員から本定例会に欠席する旨の届け出がありましたので、本日の質問順を繰り上げて行うことといたしました。最初に屋良照枝議員の一般質問を許します。

○４番　屋良照枝議員　おはようございます。議席番号４番　屋良照枝です。議長のお許しが出ましたので質問いたします。

大枠１、学校給食について。衣食住は生きていくために大切な要素です。とりわけ食は命をつなぐ重要なことだと思います。食育の面から給食は、１日３食の１食を担う大切な食事です。本村の安心安全な給食を提供するための取り組みを伺います。①献立において、特に重要視していることは何ですか。②県産品の食材、地産地消の食材はどういったものを使用していますか。③各学校の給食の残量はどのくらいですか。④みそ等発酵食品の頻度や使用量はどうなっていますか。

大枠２、学童保育について。その後のつはっ子学童クラブの進展はありますか。以上、答弁をお願いいたします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは屋良照枝議員の御質問にお答えいたします。

大枠１番につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。大枠２番につきましては、福祉課のほうでお答えをいたします。

議員がお尋ねの大枠１の②について少し所見を述べさせていただきますが、地元食材について触れておりますので。数年前から地元中城村の食材をどれぐらいのパーセントで消費していくかも含めてですね、コーディネートしていただける方を中心になるべく地元食材を使おうということで推移しているものだろうと思いますけれども、天候などによって多少の変動はあるとは思いますが、できるだけ地元食材を使った給食献立にしていくようにお願いはしているところでございます。詳細につきましては、また教育委員会のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　皆さん、おはようございます。大枠１の学校給食についてですけれども、教育委員会の会議でも給食を安全に提供するように話し合いを持っているところでございます。私たちの体は口から入ったもので作り上げられていきますので、食事の大切さをしっかりと伝えていきたいと思っています。食育指導については、学級担任による指導や、栄養士が専門的な立場から学校で食育の指導を行って、バランスよく食事をとることの大切さを子供たちに教えています。また今年度は教育委員の学校訪問の後に、村長も一緒に中城南小学校、中城中学校で子供たちと給食を共にし、交流を深めて給食のありがたさ等を子供たちに伝えております。

詳細については、教育総務課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　屋良照枝議員の大枠１の①について。給食は、児童生徒が食事の重要性や食文化、社会性を学び望ましい食習慣を身につけるという目的があります。献立において特に重要視しているのは、栄養バランスとできるだけ多くの地元食材をとり入れ、安心で安全なおいしい給食を心がけております。②について。平成30年度の実績となりますが、17種の食材を活用しております。食材としてはゴーヤー、ねぎ、にら、たまねぎ、冬瓜、セロリ、キャベツといったものがあります。③について。

１日１人当たりの平均残量でありますが、124ミリリットルで各学校の合計で平均１日当たり53リットルの残量となります。④について。発酵食品の使用頻度については、ほぼ毎日使用しており、中でも豆腐やパンを多く利用しております。以上です。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　大枠２についてお答えいたします。

屋良議員も参加されておりました、先月11月６日の総務常任委員会所管事務調査にて、つはっこ学童からの陳情に係る調査事項として、聴取されました際に、つはっこの現状としてお答えした内容の通りではございますが、つはっこ学童クラブが学校近くの住宅を借用して１支援を運営したいとの要望がございましたので、学校内で１支援、近隣住宅での１支援、計２支援を継続して運営していくことで現在協議中でございます。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　それでは項目にしたがって再質問いたします。

給食において特に重視していることはということで、教育長、総務課長、栄養バランス、おいしい給食、食習慣というふうにお答えをいただきました。おっしゃるとおりですけれど、ここで一つだけ確認をしたいと思います。今、栄養バランスとおっしゃいましたけれども、今の児童生徒ですね、給食のバランスというか食事面、家庭の食事もですけれども、足りていないというか、そういう見識はお持ちですか。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　答弁いたします。

給食に関しては、その栄養バランスが足りていないことはなく、栄養士によって毎月の献立で栄養バランスが保たれていると思われます。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　再度です。給食のバランスに関しては、栄養バランスが足りているという見識で捉えてよろしいでしょうか。先ほども最初に言いました、食事は１日３食のその１食だけ、３分の１を給食で担っているという考えで一応お伺いいたしました。そうすると子供がとる１日の食事のバランスの中で、給食で足りている、その偏っているとか、そういう見識ではないということでよろしいですか。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　ではお答えします。

１日３食のバランスがとれているかというと、家庭での食事がどういったものを食しているか、児童生徒おのおの変わりますので、どういうふうなものというのは承知しておりませんが、給食でのカロリー計算とかは全てできておりまして、給食１食だけでのバランスはとれているということで答弁いたします。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　わかりました。それではその足りているという認識のもとにお伺いいたします。学校の食材の、給食の残量が１日当たり53リットル残量があるということですね。その認識はお持ちだと思います。そして実際に残量があるんですから。要するに出されたものを全て食べている、口にしている、そういうことではないので、せっかく献立をつくっていただきますでいただいているものが、バランスよく子供たちが食べているというその認識に、私は少し疑問を持っているものですから、あえて給食の献立について今回とり上げました。それを学級担任ですとか、先生方の意見も聞きながら、少し御提示させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。まず残量の件を伺いましたけれども、先ほどは１人当たり１日当たり53リットル。済みませんが、通告にはしてないんですけれども、各学校ごとの津覇小、中小、南小、中学校のおおよそで結構ですので、そういう残量がわかりましたら、済みま

せん通告はしていないので、厳しかったらよろしいですけれどもお願いいたします。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　答弁いたします。

先ほど答弁いたしました１人当たりは124ミリリットルという調査で、１カ月の平均として１学校当たり53リットルということになります。

それで学校ごとの１日当たりの平均値は津覇小学校で９リットル、南小学校で24リットル、中城小学校で６リットル、中城中学校で13リットルとなります。以上です。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　ありがとうございます。繰り返します。津覇小が９リットル、南小が24リットル、中小が６リットル、中学校が13リットルでよろしいでしょうか。３校それから中学校、これ済みません、こちらが持っている資料よりは少なかったんですけれども、わかりました。とりあえず残量がそれだけあって、そして学校に少しばらつきがあるということを確認させていただきました。そのことを踏まえて、今の学校給食についてちょっと見解をお伺いいたします。

給食の始まりは児童生徒に栄養が足りていないから、給食が始まったときはですね、その栄養を補うものでした。牛乳、ミルク、チーズ、肉、和食では不足しがちだった乳製品、高タンパク質を補いました。これは給食が始まった50年ぐらい前の話ですけれども、今は足りていない給食で、栄養分を足りていないから給食で補ったというふうに、給食の始まりは伝えていますし、いろんな文書でもそういうふうに書かれております。でも今現在の給食は、済みません、３冊しか読んでいませんが、その給食のほうを読み上げた、まとめられた見識者の見解からすると、家庭で口にすることが少なくなったものを今の給食は補うべきである。というのは乳製品やおかしや栄養バランス、そういったものは十分今の子供たちは食べる機会があるし、給食においてはむしろ食べなくなった郷土料理、みそ汁、お家ではつくらなくなったかつお節などからの栄養をとったもの、そして野菜の素材本来の味を食べてもらうようにしてほしいという、その見識を目にしまして、私は目からうろこが落ちました。そうなんだということで、バランスバランスということで献立表を見ておりましたけれども、旬の野菜、季節に合わせた献立、給食にはそういったことを望みます。このことを踏まえて再度、献立の件についてもう一度、確認ですけれども見識をお願いします。

○議長　新垣博正　教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

現在の給食の目的の一つには、食生活の習慣を確立するということもございます。今話がありましたように、食することのない食材をということも承知しております。実際学校現場では、地域の食材を使った地産地消のもの、また季節に合わせた野菜、行事に合った献立等は従来どおりつくっておりますので、子供たちの口には食する機会がふえていると感じております。以上です。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　ありがとうございます。そうですね、私も去年の献立表とことしの11月までの献立表を取り寄せて中身のほうを見せていただきました。この中でちょっとおもしろいのを発見したので、その献立表をもとにちょっとお伺いしたいんですけれども。まず去年平成31年度の３月までの献立表のメニューの中のバランスというか回数なんですけれども、メニュー的にはそれほど変わらないんですけれども、この中にお味噌汁それから納豆ですか、そういう発酵食品の回数が極端に、去年とことしでは回数が変わっているんですね。そのことを確認いたします。まず去年１年間というか、月

に毎週１回あったみそ汁が、ことしの５月からこの11月までの間に月２回なんですね、みそ汁。そのかわりコーンスープですとかヌードルスープですとか、そういったスープ、中華スープ、そういったスープはついております。でも発酵食品やみそ汁の回数にすると、去年週１、１回はみそ汁とか何か入っていたものが、ことしはみそ汁に関しては月２回、月１回のときもあります。この献立表の大きな違いは、何か栄養士とかそういうのでありましたでしょうか。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　答弁いたします。

　みそ汁自体の献立は、確かに減っています。ですがみそを利用した食事がふえておりまして、代表的なもので納豆みそやみそ煮込みで、週に１回以上はみそを利用した、汁物ではなくて、ほかの食事にかわっているということです。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　ほかのメニューにかわっているということですね。ではそのメニューの献立の中で確認をしたいんですけれども、これは給食センターにおみそを納めていますＪＡ女性部のみそのデータでお伺いいたしますけれども、給食センターに去年１年間で納めたみその量は、注文書のＪＡのほうからの数字ですけれども385キログラム、去年１年間ですね。ことし12月分の注文数も入れても57キログラム、この差はどういったことでしょうか。この数量は、ＪＡのみその量だけなんですけれども、その量が余りにも違い過ぎるので、それで献立とかそういったものを取り寄せたんですけれども、そのみその量の、余りにも半分でもなくて、その量の違いはどういった事情なのか、お聞かせください。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　答弁いたします。

　済みません、みその仕入れを全てＪＡ側からとっているかというものが把握できないんですけれども、料理によってみその種類が変わるということを伺っております。以上です。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　料理の違いによってみその種類が違うということで、１カ所だけの数量だけを申し上げたので、私もほかには調査していないので何とも言えませんけれども、それでも余りにも数量が違い過ぎるので、あえて献立表を取り寄せメニューの確認をしたと、そういうことがございました。ほかの別のところのみそも、それから違ういろんな種類のみそをお使いかもしれませんので、そちらのほうは、済みませんきょうのあれではあれですけれど、また私としても調べてもう一度確認をしたいと思います。給食の献立の中から一つわかったことを、確認を含めて御提示申し上げます。去年の２月の献立で、子供たちのリクエストメニューというのがあるんですね。これは小学校６年生と中学校３年生に、もう一度食べたい給食の、要するに子供たちが給食として気に入っているメニューということで認識しました。この気に入ったものを献立表をもとにお伝えいたします。まずきなこ揚げパンとヌードルスープ、スパゲッティナポリタンとコロッケ、またフルーツポンチとポトフ、とんかつ、カレー、これが子供たちが、６年生、中学３年生、どちらのリクエストのメニューなんですけれども、見事に洋食だけです。ああこうなんだなということを漠然とわかっていたんですけれども、このリクエストの献立、それから子供たちのアンケートを見せてもらって、今の子供たちはやっぱりそうなんだということを目の当たりにいたしました。というのも去る８月に政務調査で高取保育園というところに食育の研修、保育園を視察してきました。こちらの高取保育園では、年長の園児が半年かけてみそをつくり、みそ汁を食べ、地域の農家さんと一緒に無農薬、有機栽培で育った玄米、旬の野菜、無添加和食中心の食事を調

理師、園長、農協と連携して、園児のためこだわりと一口100回噛むこと、しっかり遊んで運動して、ご飯はおなかをすかせてからお昼をいただく、残しもしない、そういうところを見てまいりました。いただきます、ごちそうさま、おいしいね、ありがとう、食事がいかに大事なことか、生きる力の源であるということを実感して見てきました。アトピーの子がよくなっていく、風邪で休む子も少なく、ひいても回復が早い。そういったものを目の当たりにして、じゃあ中城村のうちの児童生徒はどういった食事をしているんだろう、ひいては保育園の子供たちは何を食べているんだろうということを、その研修を目の前にしてとても子供たちの食事が気になりました。帰ってからいろいろ勉強して、食事のメニューそれから献立について日々考えるようになってしましました。それで今回こういった質問をしております。この学校給食のあり方、それから先生方にも少しお話を聞く機会がありましたので、みそ汁に関しては少し、済みません五、六名の先生方の学級担任ですけれども、まずは容器というか、熱いので配膳するときのこわさですね、やけどとかということもあるんですけれども、その配膳で入れる分量ですか、その入れ方。要するにワンプレートに並べるということは、子供たちは給食の配膳でもすごく上手なんですけれども、大きい鍋に入っていて、例えば20名分、30名分、８分目とか半分ぐらい入っているのを入れますよね。それを結局どれぐらい入れていいのかというのを、先生もそれを指導するときに、まず半分ずつ入れて、残ったらおかわりする子にということでそういう指導をしているけれど、汁物とかそういう熱いものが出るときには、とても気を使いますということで、学級担任のほうからもみそ汁ですか、そういう汁物はすごく給食のときに気を使って、とてもハラハラするメニューであるということは、６名中皆さんおっしゃっていました。それが高学年の子でも、中学校はお一人しか聞けなかったんですけれども、中学生でもやっぱりそういったものは、配膳するときに少し気になりますということで、すごく気を遣うところだということで、学校の現場のほうからも、やっぱりちょっと扱いにくいメニューなのかなということは耳にいたしました。それでも先ほどもありましたけれども、給食は足りていない栄養を補うものから発達して、今は飽食の時代で、結構食べ物で足りていないという認識はないと思います。それよりはふだん口にしない郷土料理やみそ汁や、お家で食べることが少なくなったそういうものを、あえて学校給食で子供たちに食べてもらう。そして栄養を旬の野菜を、夏の野菜は体を冷やす、冬の野菜は体を温める、根菜類とかそういったものを、食習慣とおっしゃいましたし、食べることの意味も含めていま一度子供たちにきちっと食べる、生きる力というものを大人としてちゃんと指導して、話せるようになりたいなということを痛感して研修で帰ってきました。そういう実情がありますので、学校給食の大切さをよくわかってらっしゃると思いますけれども、いま一度今の時代に合った学校給食のあり方を考えたいと思います。それを踏まえて、済みません、再度給食を見てらっしゃる教育者として、見解をいま一度お願いいたします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時３０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３１分）

○議長　新垣博正　再開します。

教育総務課主幹　稲嶺盛久。

○教育総務課主幹　稲嶺盛久　お答えいたします。

現在の給食の状況ですけれども、先ほどみそ汁のお膳の話もありましたけれども、クラムチャウダーとかスープ類もありますので、一概

には熱いからといってみそ汁を離れているというわけではなく、あくまでもバランスに沿ったもの、そしてまた形をかえて食すること。みその塩分量であったり、そういったことから豆を加えてみたり魚を潰してみたりということで、いろいろな工夫をしてバランスを考えているようであります。ほかにもまた行事行事に合わせて郷土料理も、クーブイリチーとか沖縄そばやゴーヤーチャンプルーとかもそれぞれ入っております。ただそれが好きかどうかになってきますと、上位を占めていないのは我々も残念でありますが、今後とも残量がないように学校側のほうでも指導していくと思います。またみそ汁の回数の件ですけれども、私が担任しているときに五、六年生は家庭科の授業でみそ汁を作成いたします。そのときの調査の中で、朝ご飯や夜ご飯はどういったものを食べますかということで、みそ汁がやはりダントツ多かったんです。ということから、今の現状を踏まえて恐らくみそ汁はまだ家庭でもつくられているのではないかということから、みそ汁ではなくて形をかえたみその活用、また先ほどおっしゃっていたように食することのない、ふだん御家庭でつくることのない料理のメニューを給食センターのほうで考えられていると思います。みそ汁が少なくなった印象もあるかと思いますが、そういったことも参考にして、給食センターと調整をしながら子供たちが全ての食材を口にして、栄養のバランスがとれるように教育委員会のほうからも指導、支援をしていきたいと考えております。以上です。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　ありがとうございました。では給食に関しては、私もまたこれからも見守っていきたいと思いますし、関心を寄せたいと思います。一つ情報ですけれども、この高取保育園の食育を見に行ったときに、本村のひよこの家保育園の園長先生が一緒に視察をいたしました。そこのひよこの家保育園では、この９月、まだ３カ月ですけれども、その９月から高取保育園と同じように玄米を主にした食育を実践しております。そしておみそのほうも手づくりのみそで組んでいる、そちらのＪＡのほうから取り寄せて、もう９月に５キログラム。10月６キログラム、11月は10キログラムとそういうふうに購入をしています。その量を見たときに、給食センターは57キログラム、この差は何と、そこの疑念からこういった質問になりました。ただ中身に関しては、これからまたいろいろと精査していきたいと思います。ありがとうございました。大枠１については、以上です。

大枠２について、先ほど答弁がありました。私の９月の定例会において、私が質問しましたつはっこ学童クラブにおいて、その後進展があったということをお聞きして安堵しております。２支援になるか、１支援になるかということで、９月の場合には大変心配しましたけれども、先ほどもありましたように学校内に１支援、そして近隣のほうに１支援で、２支援そのまま続けられるという状況で、今至っているということでありましたの安堵いたしました。こちらに今月の広報誌があります。その中に令和２年度放課後児童クラブ入所申し込みの案内がされています。対象の放課後児童クラブ、８クラブの学童クラブに申し込みがあって、12月16日の月曜日までの受付期間となっております。村長には９月のときに、学童についてお伺いしたときに、学童に待機児童が出ないように、しっかりその施策を展開していきたいと答弁いただきました。中城村を担う児童生徒が笑顔で生活できることを切に願い、大人として見守りたいと思います。学童クラブについての村長の見解をいま一度、同じになるとは思いますけれども、申しわけありません。再度、この申し込みの学童クラブ、そして16日のその申し込みを踏まえて、今年度学童クラブについての見識をお願い

いたします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおりでございますし、もちろん待機を出さないというのは大変、我々の責務だと思っておりますし。それもそうですけれども、環境をいかに大切に保っていくかというのも、また随分と我々指導したり、あるいは我々の願いを申し入れたり、いろいろやるということになりますけれども。一概にどこがどうとは言えませんけれども、村内の全ての学童が環境のすばらしい中で育っていくことを私も願っております。

○議長　新垣博正　屋良照枝議員。

○４番　屋良照枝議員　学童クラブについても、またこれから見守っていきたいと思います。今後とも頑張って見守りをして、そして意識をもって取り組みをしていきたいと思いますし、それからいろいろと見守っていきたいと思います。以上、質問を終わります。

○議長　新垣博正　以上で、屋良照枝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時３８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時５１分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、新垣善功議員の一般質問を許します。

○１５番　新垣善功議員　それでは議長から許しを得ましたので、質問をいたします。

まず１点目、農業ビジョン（基本構想）についてでございます。農業ビジョン（基本構想）については、前回も質問いたしましたが、平成30年度から２年間をかけて本村の農業政策を策定し、来年４月１日から実施されますが、その際に一番大事な課題は。その課題を解決するためにはどのように考えているか伺います。

２点目、職員採用試験についてでございます。職員採用試験の目的は。過去５年間の毎年度ごとの応募者数、採用者数、内定を受けたが辞退した者の数。昨年は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に関する特別措置法の施行により、「ひとり親世帯応援枠」を設けて１名を採用しましたが、何名の応募者があったか、男女別、説明を求めます。今年度は採用試験の「ひとり親世帯応援枠」は設けていないが、なぜなのか。その理由は。

３点目、都市計画変更問題について。現在、各行政区を巡回して「行政懇談会」を実施していますが、その中で現在、中城村は那覇広域都市計画区域に組み込まれているのを、中部広域都市計画区域に移行したいとする説明をしているようですが、中部広域都市計画区域に移行した際のメリットだけを説明し、デメリットについては説明していないようですが、村民には両方を説明し、選択させるべきではないか。デメリットを説明しない理由について伺います。デメリットについてはないということでしたけれども懸案事項もたくさんあると思います。その点についても伺います。

４点目、職員の規律についてでございます。年末年始で宴会が多くなる時期であり、職員の気の緩みから飲酒がらみの事件事故を防止するための対策について伺います。これにつきましては、我が議会においても、想定内を防ぐことができなくて、大変責任を感じております、議会として。去年は職員、ことしは議会と。二度あることは三度あるかもしれませんので、ひとつ気を引き締めてお互いは村民の信頼を損なわないように努めていかないといけないです。それは職場監督者である村長を初め各課長が、各職員に対しての訓示、年末における行動について強く戒めていただきたいと思います。防止策は。以上です。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは新垣善功議員の御質問にお答えいたします。

大枠１につきましては産業振興課、大枠２と大枠４につきましては総務課、大枠３につきましては都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。

私のほうではお尋ねの都市計画の移行についてでございますが、議員が今おっしゃったとおりでございまして、メリット・デメリット、メリットは私のほうで過去の議会、今議会でもお話をさせていただいていますけれども、デメリットというのは私の中ではございませんので、移行についてはですね、これも過去の議会で答弁させていただきましたけれども。今議員が冒頭でおっしゃった懸案事項というのは当然ございますので、予想されると申しますか、こういうことが心配な点というのは、各行政懇談会の中で全てさらけ出してという表現はちょっと適切かどうかわかりませんが、全てをさらけ出した状態で皆さんから賛同いただけますかという話をさせていただいておりますので、あえてデメリットという形での説明ではなくて、こういうことが懸念されますけれども、こういう解決でもってやっていきますよという説明は、各懇談会の中でさせていただいております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長　新垣博正　産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉　それでは大枠１の農業振興ビジョンについてお答えいたします。

農業振興ビジョンの基本構想では、持続的・発展的な営農活動の推進、人材の発掘・支援・育成、そして、組織的な取り組みの推進の３つの基本方針を掲げ、それぞれの視点において施策案を展開する計画でございます。その中でもまず最初に取り組みたいと考えていることは、人材の発掘・支援・育成でございます。これまでは、新規就農者が手を挙げるのを待って支援を行ってきましたが、今後は、新規就農希望者を募って育て、そして、独立させられるような仕組み作りを検討してまいりたいと考えております。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　職員採用試験の目的等についてお答えいたします。

職員採用試験は、職員の退職等に伴う職員の新陳代謝を促し、メリハリのある行政運営を目指すとともに、村行政の効果的、効率的な運営を図るために必要なスキル等を有する優秀な人材を確保するため実施するものでございます。過去５年間の試験の実績につきましては、平成26年度に採用試験を実施し、平成27年度の採用では、応募者数96名、採用者数２名。内定を受け、その後に辞退した者はおりませんでした。平成27年度採用試験では、応募者数94名、採用者数９名、内定後に辞退した者はおりませんでした。平成28年度採用試験では、応募者数86名、採用者数４名、内定後に辞退した者は、おりません。平成29年度採用試験では、応募者数97名、採用者数６名、内定後に辞退した者が、１名おりました。平成30年度採用試験では、応募者数97名、採用者数７名、内定後に辞退した者はおりませんでした。また平成30年度職員採用試験で実施した「ひとり親世帯応援枠」についてですけれども、応募者数につきましては４名で、全て女性でございます。今年度の職員採用試験で「ひとり親世帯応援枠」を設けなかった理由としましては、定年退職者がおらず採用人数自体が少なくなるだろうと予測していたこと。また、昨年度において、ひとり親世帯に特化した採用試験を実施したことで、世論に働きかけ、ひとり親世帯に対する支援のあり方についての議論を生むという一定の役割を果たせたためでございます。

次に、職員の規律についてお答えいたします。常に職員に対しては、「服務規律の徹底」と「綱紀の粛正」を訴えております。本村のみならず県や他市町村の職員、国家公務員等の不祥事について文書とともに新聞等に掲載された記事も含めて回覧し、不祥事が他人事ではなく、自分事として考えてもらえるよう取り組んでおり、飲酒の機会が多くなる年末年始の時期は、特に注意喚起を行っております。併せまして交通安全管理者講習会で入手した「安全運転管理」を毎月、配布・回覧し、安全運転についても徹底し、事故防止に繋げております。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　新垣善功議員の御質問にお答えします。

那覇広域都市計画区域から、中部広域都市計画区域に移行した場合、自然環境等の減少、インフラ整備等の増加などの懸念材料はあります。以上です。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　それでは順を追って再質問させていただきます。

農業ビジョン基本構想について、ことしまだ実施計画は策定中だということでありますが、今、課長から答弁ありました人材の発掘、支援、育成ということで３点を基本方針としていますけれど、この人材発掘、支援、育成のために行政としては何をなすべきか。村長に伺いますけれども、人材の発掘、支援、育成の３点を重点的に推進していくということでありますが、具体的にはどのように考えているかですね。

○議長　新垣博正　産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名　勉。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　知名勉　お答えします。

まず人材の発掘、確保ということですが、こちらに関しては若手農業者、ベテラン農業者、あるいはＪＡ、農業委員会等、農業に関係する方々と連携して新規就農者の募集とか呼びかけを行って、中城村内で農業に従事する人材を発掘していきたいと思います。また学習、研修等による支援、育成としては、農業研修や技術講習会等の開催とかですね、村の営農指導員がおりますので農業指導員に研修を開催していきたいと考えております。あとは認定農業者や法人化に向けた指導とか支援ですね、それと農業研修施設の整備、運営等ができればと考えております。以上でございます。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　来年、このビジョン、基本構想ができあがり、ある程度少しは、さわりの部分は読みましたけれども、すばらしい基本構想ではありますが、このすばらしい基本構想をどのように目標達成していくか、そのときに一番大事なのは何かですよ。幾らすばらしいものをつくっても、これを実行するのは誰、職員でしょう。職員体制を強化しないと、その基本構想の目的は達成できないと思うんです。当然に財政もそうですよ。そうなると、絵に描いた餅にしかならんですよ。今までの基本構想を見てみますと、基本構想をつくる場合はそれなりの人材の確保、職員ですよ、財政をどう組んでいくか。職員が先頭に立ってやらなければ、その基本構想は達成できないと思いますよ。それで村長にお伺いしますけれども、こういう基本構想をつくる場合には、そういう専門的な知識のある職員、あるいは外部からでもいいですよ、引っ張って来て、その基本構想の目的を、農業振興を進めていくのが大事だと思いますよ。それと財政ですよね。お金がなければ何にもできないでしょう。皆さん方、行政というのは何か言ったら財政的な問題だという、当然ですよ。その財政をどのように、10年間計画ですよね、どのぐらいの予算を見積もっているのか、財政を見積もっているか村長に伺います。それで村長にお願いしたいことは、ぜひ今の体制では私

は無理だと思うんですよ、農業委員会についても体制は無理だと、もう兼務でしょう、１人の職員でしょう。それで農業振興が果たしてできるかどうか、私は非常に疑問を感じているんです。農業委員を経験した者としてですね、もっと農業委員会の強化も必要だと訴えたんだけれども、やっていない。今度またこの基本構想実施しますけれど、産業振興課ですか、職員の体制を強化しないとね、私はできないと思いますけれども、その辺、村長としてはどのように考えているか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

議員が今おっしゃったことも私の中では重々承知しているつもりでございます。人材、そして財政、これは大きな、ある意味問題と申しますか、やはり財政がないと、言うなれば資金投下がないと育たないというのも、これもまた事実でございますし、どの程度できるかも含めて今後検討していきますけれども、人材も含めてでございますけれども、今度のこれからの課題と言いますか、これから決めていくべきことだとは思っております。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　村長も自覚しているようですので、一つお願いですが、来年４月１日から人事異動もあると思いますので、そのためには産業振興課の職員の強化、増やしてやると。ただ人員を増やせばいいというんじゃなくて、やっぱりそれに能力のある人材を配置して体制を整えて、その基本構想を推進していただきたい。過去のこともひとつ検証しながらですね、私なりに過去の検証をした場合に、浜田村長がもう12年近くなりますよね。その間、農業振興についての予算も、計画もなく、来年から初めてやりますけれども、ひとつその意味でも農業については、私は非常に大事だと思いますので、そのことを考えて人事を考えていただきたい。そのことを要望いたします。以上、これにつきましてはこれで終わります。

２点目、採用試験についてでございます。応募者については、文句なしと思います。ただ前もこれにつきましては質問いたしました。採用試験というのは、ある意味では優秀な人材を確保することだと私は考えております。それで採用試験をやる場合にいつも問題なのが、資格要件の中の住所ですよね。３カ月以上中城村に住所を有していなければ試験資格がないと。それについては、前回も主張しましたけれども、撤廃しないと優秀な人材は集まらないと思うんですよ。現に今の職員の中で、村外に住んでいる方もいるわけでしょう。採用試験を受けて採用されたら、村外に住所を移すということは、普通になっているんですよ。そうであれば、住所要件なんか私は不必要だと思っていますので、ひとつその辺をさらに検討してください。県内、あるいは全国から優秀な人材を集めるという広い気持ちをもって、採用試験を実施していただきたいと思います。

それとですね、ひとり親世帯ですが、昨年は特化をしてやりましたけれども、今回これがないということは、どういうことでないのか。ただ一度だけ採用して、それで支援になるのか。ひとり親支援の特別措置法を読んでみますと、何も採用だけが支援ではないと思うんですよね、いろんな形で支援はできると思うんですよ。じゃあなぜ、今回このひとり親枠を設けなかった理由は何なのか。そして皆さん方は、その当時は一石を投じると新聞にも大きく報道されました。その後、ただ１カ年でそれを終わるということは、私は単なるパフォーマンスで、自分たちの宣伝しかならないと思いますけれども、その辺はどのように考えているかですね。なぜ今回ひとり親枠を設けなかった理由。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

ひとり親世帯応援枠につきましては、導入当初から毎年設けることを予定しているものではございませんでした。先ほどの答弁と重複しますけれども、今年度の定年退職者につきましてはおりません。そのため令和２年４月の採用につきましては、当初から採用枠については少なくなるだろうと、そういうふうな予測をしておりましたので、令和元年度の試験につきましてはその枠を設けていないということでございます。次年度以降につきましては、社会情勢あるいは職員の構成等に鑑み、総合的に判断はしていきたいということで考えております。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　これ去年、中城村がひとり親枠を実施しましたが、その後、ほかの市町村でもそういう事例があるかどうか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

他市町村においてこういう形での採用があったかどうかについては、承知はしておりません。調べていないというのが実情ではございます。ただこの試験、この枠を設けたことによりましてほかの市町村からの問い合わせがあったり、あるいは全国版の町村週報に掲載をされまして、全国的にその流れにもっていければいいなという思いはありましたけれども、ほかの市町村で採用枠があったかどうかについては承知はしておりません。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　単なるパフォーマンスではいけないと思うんですよね、ちゃんと実のある事をやってほしいと思います。ひとり親家庭を支援するんだったら、別の方法もあると思いますよね。一般試験、普通の職員一般試験でも十分できると思うんですよ、そういう意欲のある方だったら。このひとり親枠を設けるときに、庁内で協議しましたか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

ひとり親世帯を採用することによるひとり親世帯を応援するという考え方もございますし、質問の中にもありますようにほかの手法でもってひとり親世帯を応援する、そのこともあると思います。去年のひとり親世帯応援枠を設けた場合には、もちろんこれは試験委員会がありますので、試験委員会の中で十分議論し、そのことについては庁議等でも報告をしているということでございます。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　これ試験委員長は副村長ですよね、これ議事録ありますか。そういう議事録があるんだったら、議会が終わってから提出を願います。どういう意見があったかですね、委員の中でどういう議論があったのか。大まかに説明願えませんか。それと試験委員が何名いるか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

議論した内容につきましては、当然我々人事のほうで、それはあるということで認識をしております。それからどういう議論があったかということですけれども、これについてはひとり親世帯応援枠を設ける必要性であるとか、そういうことが議論になったと思います。今、その議事録を持っていませんので、詳細についてお答えすることはできませんけれども、恐らくそういうことが議論されたものだと認識をしております。試験委員につきましては、６名で構成しております。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　これ６名の試験委員の氏名について公表できますか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

公表できます。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　じゃあ課長、後で６名の氏名とそれから議事録の提出を願います。

それと今回、このひとりの方を採用しましたよね、４月１日に。しかしこの方、話によると、５月に結婚して入籍して、そして10月に産休。これからすると、これひとり親枠応援の趣旨に反するんじゃないかと思うんですけれど。それと採用してから３カ月間は採用取り消しもできるんじゃないですか、できませんか。村長、趣旨に反していれば採用取り消しもできるんじゃないですか。その辺はどう思いますか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

この席でこういうことを言うのもはばかられるかもしれませんが、大変失礼な話もあったと思いますよ。この人が入籍した、妊娠したというのは、非常にこれは寿であって、すばらしいことであって。そうするとひとり親家庭の方を採用したら、この方はずっともう独身でいないといけないということになりますよ。そういうことが、たまたま先にきたというだけの話で、今の話はちょっと私も納得いかずに、私が今答弁するという話をしましたけれども、これは趣旨だとかの話じゃないですよ。人として、これは非常にすばらしいことを迎えたことに対して、まるで趣旨違い、ましてや今不正という言葉を出すから議員、私はちょっと今ここに立っておりますけれども、それは議員、いかがなものかと思いますよ。我々はひとり親世帯を、先ほどパフォーマンスのようなお話もありましたけれどもそういうことじゃなくて、今の世の中、今の時代に鑑みた場合に、それが大事だろうと。そして一石投じることによって広がっていければ、これはこんなすばらしいことはないんじゃないかということでこういう枠を設けて、たまたま今年度は採用枠をとれませんでしたけれども、これはその時代時代に応じてしっかりやっていきたいと私自身思っていますし、今の御質問には、多少私も違和感を覚えているところでございます。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　違和感については、私ももっていますよ。でも村長とは逆の違和感なんです。村民や、職場の中ではいろんな話が出てくるわけですね。本人わかっていながら採用試験を受けているんでしょう、こんなの。ひとり親枠というのは、確かに合法的にだったかもしれないけれど、その経緯を見た場合には、本人はひとり親といいながら、もう入籍する予定も決まっていたと思いますよ。ある意味では、皆さん方は裏切られた格好になりますよ。そういう試験制度において、そういう不正とかいろんなのがあれば、採用後で３カ月以内は採用取り消しもできると私思うですけれども。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時２２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２２分）

○議長　新垣博正　再開します。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

地公法がどうのこうのという話をしているんじゃないです。今の話は、また輪をかけて失礼な質問だと思いますよ。不正とかの話じゃないですよ、この部分に関しては。この方が幸せになったことに対して、どうして今採用の段階で知っていたから、そういうことを推測で議員はお話ししているから、私が答えると答弁していますけれども。推測での話ではなくて、結果として幸せになっていく職員に対して、私どもはああいいことをやったとしか思っていませんよ。裏切られたとか、そんなとんでもない話でございますよ。ですからこれは、議員、枠を設けて、その今の一石を投じて、そしてそれによって世の中に浸透していくという部分では、大変大きな功績もあることだと思いますし、これからも

できうる限り支援をして、この枠を確保できるように頑張っていきたい、その気持ちでございます。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　これね村長、結果が示しているんですよ、結果。結果は大事ですよ。あなた方はその当時はわからない、わからなくて採用したかもしれないけれど、結果を見ればおのずとわかってくるんじゃないですか。本人はそういう予定はあったと思いますよ。皆さん方がひとり親枠を設けた趣旨というのが、大事だと思うんですよ、この特別措置法のもので。私は結果を見ます。だからその間、結果がわかっていながら皆さん方がそれを放置している、だからそのときには、おかしいんじゃないかというのは、当然皆さん方疑問を感じて思うのが当然じゃないですか、疑問を感じるのは。じゃあ感覚が違うんですね我々とは、村民との感覚が全然違うんですよ。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えします。

私から言わせたら、議員の感覚がおかしいと思いますよ。人の幸せ、ましてやこの議場で、個人一人のことを、これは不正扱いするような、そんな議場ですか、我々こんな議論ですか、違うと思いますよ。これはあくまで議員が、村民じゃない、村民一人もこの批判も受けたこともないですし、議員が個人で考えていることをここでどう議論しても始まらないと思いますよ。我々は結果云々じゃない、この方の幸せが先にやってきただけの話で、それが何がおかしいのか、非常に私の感覚では疑問であります。裏切られたとか、そんなことは一切考えたこともないですよ。だから今後も、同じようなやり方で私はやっていこうとは思っております。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時２６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２６分）

○議長　新垣博正　再開します。

新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　どこで議論すればいいの、じゃあそういうのは。皆さん方がこういう不正、疑惑を持たれるようなことを、私はするなと言いたいんだよ。だからちゃんとしっかりした調査もして、事前調査もして、それで採用した後に、ここに不正が見つかった場合には採用取り消しもあり得るわけです。それを言いたいわけね。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時２７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２８分）

○議長　新垣博正　再開します。

新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　採用されたからもういいということじゃないんですよ。経緯を私は皆さん方に質問しているわけです。その中でそういう疑い、疑惑があるから質問するんですよ。村民から見れば、おかしく感じるわけですよ。採用試験をする場合、皆さん方、虚偽の申請書を出してやった場合にはどうなりますか、そして採用になった場合はそのままで採用していくの、資格要件の関係でも。もうちょっとオープンにしてくださいよ、公開せんと。この件についてはかみ合いませんので、これはやめましょうね。次に移ります。

次の都市計画変更の問題ですけれども、今各自治会を巡回をして説明懇談会していますけれども、各字の村民の集まりぐあいはどうですか。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それではお答えします。

現在、字津覇までの、すみません北浜までですね、10字実施をしています。集まりぐあいについては、詳細の数字はちょっと持っていませんが、多いときで30名前後、少ないときで10名

前後だったというふうに記憶しています。以上です。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　結局は集まりぐあいが少ないわけよね、基本的にはね、感じとしては。30名も集まったところはどこですか。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　一番多かった字については、津覇のほうが多かったというふうになります。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　それでその中で、村長、何かその放棄耕作地を解消するために中部広域に移行したほうがいいとか、あるいは次男、三男がお家を建てやすくするとかね、そういう発言をしているようですけれども、これは自分たちが自由に決められる土地利用をやりたいというんだけれど、これはどういう意味なの。本当にそれは村民は理解しているかどうか。もうちょっと、那覇広域から中部広域に移行した場合の違いとか、言うようにデメリットはないと言うんだけれども、そういう懸案事項なんかもしっかり説明してやるべきだと思うんですが、皆さんの発言内容は、何か那覇広域は悪いような地域だという感じを受けるわけですよ。そして中部広域にいったほうが自分たちの好きなように土地が使えると。そのことをしっかり説明してもらわんとね、どっちがいいのか悪いのかは、今の状態で都市計画をしたほうがいいのか、それとも中部広域にいったら今よりもっとよくなるのか。それをしっかりと説明やらんとね、村民は判断できませんよ。その判断もできないまま、皆さん方はもう既に県には中部広域に移行したいという要望を出してありますが、それは村民の総意ですか。前の答弁では、村民の総意と、どこで総意をとったか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

議員も同席をした、例えば当間の懇談会の中でも、議員もお聞きになったと思いますけれども、私は同じような話をしていますので。デメリットではない、懸案事項、懸念されるのも、こういうのもありますよという話もしながら、そして数的には非常に少ない人数ではありましたけれども、議員も御承知のように賛同を得られた、もう頑張れ、村長頑張ってやってくださいというような、これ各懇談会回っても、全て同じ反応です。というのは、当然４年前も８年前も同じ話がありましたから、村民から。この議会でもお話ししましたけれども。村長、この土地をもっと住宅が建てられるようにしてくれないか、僕らの次男、三男はもう宜野湾に行きました、浦添に行きましたの話が、特に議員なんか肌で感じていることじゃないですか。ここは批判されるようなことではないと思いますよ。これは村民の気持ちを、私自身の気持ちも、私の施策として、今県と交渉して、そして懇談会の中でもお話ししていますけれども、皆さんの、中城の気持ちはこれだということを私は訴えていきますので、賛同を得られますかと、この少ない人数でもいいですよ、賛同を得られますかという話で、全て賛同をいただいてやっている最中でございます。今後、それをしっかりと確定する形にするには、やはり村民総決起大会のような、そういう大規模な大会を開くのがもちろん必要だと思いますけれども、それを今一つ一つ積み上げている段階でございます。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　村長、３期目の当選のときに、土地の利用の見直しということでいろいろやっていますよね。その間に、何回ほど県とそういう協議したかですね、見直しについて。もうＭＩＣＥが来るといって、みんなＭＩＣＥに飛びついていったんだけれど、結局ＭＩＣＥもとん挫まではいかないけれど、見通しが暗い状況だと私は見ていますが、そういう意味

で、土地の見直しをすると言いながら果たして県とどういう協議をしてきたか、今まで。その辺はどういう協議をしてきましたか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　今までも、この中部広域への移行の前もその土地の見直しについては、ずっと県とはいろんな要望をしたり、今議員がおっしゃったそのＭＩＣＥ関連で特にその当時はチャンスもありましたから。この那覇広域の中で何とか変えることもできないかの話も、何回もさせていただいております。ただはっきり言えることは、ダイナミックに中城が、本当に変わっていく、変わったということで考えたときには、やはり那覇広域からこれは中部広域へ移行したほうが、絶対にこの土地は有効に使える。中城のその地理的なアドバンテージも有効に使えるということが私の信念でございますので、今那覇広域から中部広域への移行の打診というか、その県との協議を進めているところでございます。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　村長の考え方を示すには、やっぱり住民の意見をもっと聞くべきじゃないの。４年に一度の地域懇談会を開いて、それで村民の総意がわかるんですか。私は、それはいかがなものかと思いますよ。専門的な知識のある人や、村民とも話し合いをしてですね、そして村民の総意が得られれば、当然村民大会をうって、県に三者、議会も住民も行政も一緒になってやっていったほうがいいと思うんですよ。今まで住民と何の話もない。ただ地域懇談会で、どこの道が悪いとか、これを直しなさい、こういうものの要望だけ聞いているんでしょう。この中部広域について、皆さん方の一方的な説明だけでしょう。住民からどういう意見があるか。ただ賛成賛成。中身がわかっての賛成なのか、感情的な賛成なのか。私は反対でも賛成でもないんですよ。もっとじっくり、将来の中城がそれでいいか、今の状態でいいのかどうか。那覇広域の中において徐々に改革していくとか、土地利用を見直していくとか。当然、南上原の土地区画整理事業も終わりますよ。その次の展開がないでしょう。前日も石原議員からあったように、ただ中部広域にいけば何でもできると、自由に使えると。これ自由に使えることになると、中城村には迷惑施設、産業廃棄物処理場もできるわけですよ、火葬場もできる。そういう那覇広域の中において、規制がある中でもね、村長、優良田園住宅と言いながらです、ああいうところに添石の上に建売墓をつくらせた、あれでいいのかどうか。墓地基本計画もあるし、それに反して、私は反していると思いますよ。そういうことをお互いに勉強会もしながらね、住民とも話し合いをやりながらやらないと。住民は何もわかっていないと思いますよ、私は、失礼かもしれないけれども。そういう意味で、ひとつ住民ともっとじっくり話してください。これについては時間がありませんので、また次回に改めてやりますので、お願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時３９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４０分）

○議長　新垣博正　再開します。

新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　それでは４点目の職員の規律について。最近新聞に公務員の飲酒運転、不祥事、この二、三カ月でもあちこちありますよね。宜野湾市、豊見城市、嘉手納町と、もう次は中城村に来るかもしれないということも考えているわけです。だから他人事だというような気持ちじゃなくて、しっかり職員には訓示していただきたい。それと、私はシステムづくりをしてほしいと思うんですよ。総務課長、平成31年、ことしの３月の石原議員の一般質問に対してアルコールチェックの話がありました

が、どうなりましたか。皆さん方はやりますと、今やっていますか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

アルコールチェッカーにつきましては、４台程度購入をしまして、公用車の鍵を保管している総務課、それから総務課で保管する車両以外でもっている、例えば都市建設課であるとか、そういうところにもアルコールチェッカーを配置しております。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　これは各課に配るだけでは、実際にやっているかどうかですよ。副村長、職員を管理する立場にある最高責任者としてね、出勤したときにチェックすべきだと思うんですが、みんな自家用車で通勤していますよね。ある意味ではそこでかかれば、酒気帯び運転の疑いがあるわけですよ。口で言っても、文書を流すだけでは、私は防げないと思うんですよ。システムをつくってほしい。出勤したらアルコールチェックすると、それができるかどうか。これは村長の一声だと思うが、村長どうですか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

方法は、今の方法なのか別の方法なのか、いろいろあると思いますので。思いは一緒でございます。公務員たるもの、やっぱりこういうことが続くと大変なことになりますので、方法はこれから考えていきたいと思います。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　本当に真剣に考えてもらいたいですが、いつも考えます、考えますと言いながら何もやらないでは困りますよ。失礼じゃないですよ、あんた方言ったことをやっているの本当に、できないことを言わんでくださいよ。言ったことは実行する。今まで見てみたら、皆さん方は議会に対して答弁したことをちゃんとやっているの、点検していますか。議事録読んだことありますか、皆さん方。何度も言いますが、言ったことはちゃんとやりなさい、できないことは言うな。検討しますじゃあ困ります。検討した結果は報告しなさいよ、議会に。それでね、私は議会においてもそのことは提案していく予定です。この議場に入るとき、お互いみんな、課長の皆さん方もチェックして入ると、議員も。これまで課長の中にもアルコールのにおいする方が何名かいましたよ、議場でも。しかし傍聴席については、傍聴人の心得としてありますが、酒気帯びて傍聴してはいけないと。こういうことを村民に押しつけながら、自分たちはのうのうとしていては、私は道理が通らんと思う、村民に対して示しがつかんと思います。これは、ちゃんと平成31年３月第２回定例会において、総務課長が答弁しているんですが、覚えていますか、どういう答弁したか。この中でね、もうそういうチェック体制を整えていくというような発言をしているんですよ。機械を買って、ただ配るだけじゃなくて、配ったらそれなりの体制をとって、システム化してやらないと、私はそれは防げないと思いますよ、防止は。それについて、今後どうするか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

平成31年第２回の一般質問で答弁した内容につきましては、今議事録が手元にありませんので、また記憶の中にもどういった答弁をしたかどうかというのは定かではございません。ただ今議員が質問の中でおっしゃるように、チェック体制をしっかりするというふうなことの私の答弁であれば、実際にこれまでアルコールチェッカーを全くなかったものを４台程度配置をしてチェックをしているというのは、一歩前進であったかなとは考えています。ただ我々としては一歩前進という気持ちはありましたけれども、それでもし不足というようなことであれ

ばですね、またさらに改めてどういうふうな方法があるかどうかは検討していきたいと考えております。

○議長　新垣博正　新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　配るだけじゃないでしょう、実際に実施しているかどうかだよ。だから課長の皆さん方に指摘しますけれど、議事録を読んでくださいよ、議事録を。ちゃんと議事録、自分が言ったことは、何を言ったんだということは、皆さん方はメモもしないでしょう。しっかりそういうのをやって、言ったことはちゃんと真剣に取り組んでいただきたい、真摯に。ただその場限りの答弁で、その場を逃れて、ああそれでよかったというんじゃなくて。そして村長、なぜね、今懇談会開くんですか。これは私は思うんだけれども、村長の任期は来年で終わるでしょう。任期が終わるときに懇談会をもつのはいかがなものかと思うんですけれども。当選して、最初の年にやって、自分の方針を村民に訴えるべきじゃないですか。逆じゃないかと思うがどう思いますか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

通常のものにのっとってやっているつもりですけれども、議員が来年の村長選挙があるから、今やっているのかみたいな言い方していますけれども、村民との懇談会をそういうものに使うんですか。そんな、私はもう12年やっていますよ、村長を。その節目、節目でやってきただけの話で、今さら、逆にこの質問が出ること自体が、何らかの意図をもって質問をしているんじゃないかなと私自身は思っております。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時４９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時５０分）

○議長　新垣博正　再開します。

新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　私は別に村長選挙のことを言っているわけじゃないですよ。それでいいのかという反省を促しているわけです。私だったら、皆さん方だったら、やっぱり最初が肝心ですよね。４期目に当選した場合は、こうしていきますと懇談会の持ち方は、最初にやるべきだと思います。ひとつその辺を考慮して今後の参考にしてください。もし意見が合わなければ、そのままやってもいいですよ、それはあなたの自由ですから。以上で終わります。

○議長　新垣博正　以上で新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時５１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、新垣　修議員の一般質問を許します。

○２番　新垣　修議員　それでは議席番号２番、新垣　修。議長より発言の許可がありましたので、通告書に従って質問いたします。

大枠１番、みなし支払い方式精算払いの運用取り組み。「自治会が立替精算払いの負担をなくす運用改善」で適用事業の自治会活動活性化補助金、これは企画課のほうで担当しているものです、地域敬老会事業補助金、これは福祉課のほうで担当している助成金になります、に対して９月定例会で提案し、「しっかり真剣に検討をする」と回答をいただきました。次年度より、この支払方式を取り入れてくれるかどうか、回答を求めます。

大枠２番、吉の浦野球場芝生化整備事業設計業務の契約に至るまで。①吉の浦野球場設計業務に係る業者選定にあたり、建築設計を事業主体とする４社が指名選定され、３社が辞退されました。これまで本定例会の質問等の中でも主体工事は「測量、地質調査、排水調査の基本設

計」になると回答を得ているが、通常理念で考えると土木設計、測量設計を主体事業とするコンサルタント分野から選定されると考えるが、建築設計主体を分野としている今回の指名選定の意図を伺います。②管理設計をする業者の会社概要・事業の管理体制。③直近２年間の施工実績。④業者選定を行い指名審査会に諮らなければならないが、審査会の目的と役割は。⑤審査委員は６人プラス副村長、設計業務に係る事業者選定委員会の５委員は重複して委員を務めていますが、発注概要書、業務概要書などを見て、分野違いの上から辞退者が出ることについて予測は出来なかったのかどうか伺います。

大枠３番、吉浦野球場芝生化整備事業工事発注。①今回設計管理委託業務を受注した業者は、県外福岡県の事業者で、県内の建築設計の実績はあるが、土木設計などのプランニングマネージメントは初めての受注と思われる。通常このような場合、バーター取引が含まれたりするが、工事指名入札業者にそのような（県外事業者）ということが発生していないか伺います。②大枠２の④と同様な質問で指名審査会では、業者の実績、業務概要などを踏まえ審査を行いますが、どのような意見が出されたか伺います。③工事の全般内容を伺います。数量等は省きます。使用資材サンプル、土工、芝生化下地路盤構成、雨水排水計画、現状の蟹穴の対処など具体的に説明を求めます。④施工瑕疵担保保証は何年なのか。以上、回答をお願いいたします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　それでは新垣　修議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１につきましては、企画課と福祉課のほうでお答えをいたします。大枠２につきましては、教育委員会と総務課のほうでお答えをいたします。大枠３につきましては、教育委員会と総務課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、御質問の吉の浦野球場の芝生化整備、全般に対してではございますが、ここで言えることは、何としてでも４月には供用開始をしたい、これは使用者、子供たちも含め待っている環境がございますので、一生懸命そこに取り組んで、できるだけ迷惑のかからない、短期間でこれが完成することを願っているという次第でございます。以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　教育委員会としては限られた予算内で球場の整備を進めて、球場利用者が気持ちよく活用できるようにしていきたいと考えております。詳細については生涯学習課長から答えさせます。以上です。

○議長　新垣博正　企画課長　比嘉健治。

○企画課長　比嘉健治　それでは新垣　修議員の大枠１の①についてお答えします。

自治会活動活性化補助金を活用するにあたり、補助金が交付されるまでの間、自治会長が立て替えるなどの現状があるということで、村としても地域が運用しやすい環境を整えていくことも重要であると考えています。次年度以降の事業執行において、事前に概算払いし、事業後の実績報告において精算するというような形で、負担がかからないような環境を整えていきたいと考えております。以上です。

○議長　新垣博正　福祉課長　金城　勉。

○福祉課長　金城　勉　大枠１の②についてお答えいたします。

地域敬老会事業補助金につきましては、次年度当初の自治会長会で御説明を行い、補助金の先払いを要望する自治会へは、概算払い、議員のおっしゃるみなし支払い方式による対応をとっていきたいと思います。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それでは新垣　修議員御質問の大枠２の①について先に答弁させていただきます。

測量、地質調査等だけでなく、今回特に人工

芝の仕様についても素材や耐久性、あと温度抑制、保証期間などといった総合的なプレゼンテーションとなるため、村では土木・建築を分類していない、特にコンサルタント、建築設計にこだわらず選定した結果となっております。続きまして②についてでございます。会社概要につきまして、福岡県福岡市にございまして、設計、施工、調査、マネジメントなどの業務を行っております。また管理体制につきましては、１級建築士、１級土木施工管理技士の資格を持った方を配置しております。直近２年の施工実績といたしましては、愛知県山口県、佐賀県などでこれまでに実績がございます。

続きまして大枠３番の①について、こちらのバーター取引等という文言がございますが、現在そのようなことは発生していないということで認識しております。続きまして大枠３の③ですね、工事の概要、全般内容ということで、人工芝の長さは35ミリメートル、環境に配慮した素材で排水性に優れ、重金属を含まない天然素材100％の国産人工芝パイルを使用します。土工につきまして、こちら外野を6,000平方メートルとウォーニングソーンを1,990平方メートル行います。続きまして路盤構成についてでございますが、１層施工で厚さが50ミリメートル。そこにプライムコートを散布し、その上に人工芝を設置していくということになっていきます。排水計画につきましては、センターラインを中心に両サイドに0.1％、外野フェンスに向けて0.5％の勾配をとって既設の側溝に処理する方法でやってまいります。蟹穴につきましては掘りだし、撤去してまいります。保証期間につきましてでございますが、こちらは２年となってございます。以上です。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　指名審査会の目的と役割についてお答えいたします。

各課等から提出されました工事概要書に基づき行った業者選定について、適切な選定であるかどうか審査することが目的でございます。業者選定の透明性が確保されるという役割を担っていると考えております。

次に辞退者の予測についてお答えいたします。業者選定については、「測量及び建設コンサルタント等業務」として登録されている業者の中から選定し、指名審査会において審査した上で指名を行っております。指名審査会においては、辞退の予測はできないものと考えております。なお、入札辞退の理由としましては、「案件を多数抱えている」、「作業員等の確保が困難である」などさまざまであり、近年の入札においては、同様の辞退者が県、あるいは他市町村においても起きていると聞いております。

次に大枠３の指名審査会における意見等についてお答えいたします。中城村建設工事等入札参加資格審査及び業者選定に関する規程におきましては、第15条第３項で、「審査会の会議は、公開しないものとし、審議内容については、秘密を厳守しなければならない」と規定されていることから、どのような意見が出たかどうかにつきましては、答弁を差し控えたいと考えております。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　それでは答弁に沿って再質問させてもらいます。

まず大枠１番の件ですが、次年度からの実施の方向で取り組むという回答に高い評価をいたします。これで立て替え払いが緩和され、自治会活動の活性化に多大に寄与できる運用改善と確信いたします。今後は、事前申請等にかかわる様式等を確立させ、事項説明などを自治会等にお願いいたします。

続きまして大枠２番のほうで、まずこの設計業務に関してなんですが、これは施工管理、現場管理はどちらのほうでやるのか。それとニコ設計ですが、沖縄県で実績があるのかどうか、

お伺いいたします。
○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。
○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではただいまの御質問にお答えします。
　施工管理につきましては、施工工事をする側のほうで管理を含め行っていきます。続きましてニコ設計の部分につきましては、沖縄での実績は現在のところございません。
○議長　新垣博正　新垣　修議員。
○２番　新垣　修議員　すみません、もう一度。施工管理は施工会社で行いますが、それの安全管理とか品質管理とか、そういった全体的な管理はどこがやるのですかという質問だったのですが、すみません、もう一度お願いします。
○議長　新垣博正　休憩します。
　休　憩（１３時４６分）
　～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
　再　開（１３時４７分）
○議長　新垣博正　再開します。
　生涯学習課長　稲嶺盛昌。
○生涯学習課長　稲嶺盛昌　管理につきましては、原課、生涯学習課の職員のほうでやってまいります。
○議長　新垣博正　休憩します。
　休　憩（１３時４７分）
　～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
　再　開（１３時４８分）
○議長　新垣博正　再開します。
　新垣　修議員。
○２番　新垣　修議員　それでは続きまして大枠２の⑤のほうに行きます。先ほど総務課長のほうから、業者選定の透明性が確保されるというふうな役割を担っているということですが、まず業者選定は誰が行っているのか。そして選定に関する流れを一通り教えてください。
○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。
○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。
　業者選定につきましては、村長等の意見等を踏まえ、総務課において選定を行っております。選定の流れにつきましては、まず担当課から総務課へ工事概要書が提出されます。総務課において業者を選定し、それから指名審査会へ諮ることになっております。審査結果については、審査会から村長へ提出を行い、最終的に指名業者が決定する、そういう流れでございます。
○議長　新垣博正　新垣　修議員。
○２番　新垣　修議員　今、村長の意見を聞きながらと言うふうにお話しされましたね。ではこの選定の、まず建設工事等入札参加審査及び業者選定に関する規程があると思うのですが、その中から先ほど話もありましたが、この中に、まず業者選定12条の中に、「総務課長は、延滞なく業者選定を行い、審査会に諮らなければならない。」となっている。総務課長がここで何か選定するようなことが書かれていませんか、村長も一応絡むのですか。
○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。
○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。
　確かに業者選定につきましては、12条におきましては総務課長がというふうなことになっておりますけれども、総務課長一人だけで全ての業者を選定するということではありませんので、もちろんこれは村長等の意見等も踏まえて、総務課長が決定することになります。
○議長　新垣博正　新垣　修議員。
○２番　新垣　修議員　これ一応担当窓口で最初に教えてもらったときに、そのようなお話も聞いてはいたのですが。その規程をずっと読んでいくと、全て総務課長がやっているのかなというふうな思いがありまして、一切村長は関与していないのかなというのがあったんですよ、それでちょっと聞いたのですが、その中で、審査会がありますよね。話では、概要書をまとめて、村長と協議して、それでいいのかと決めて、それから審査会に諮るという話だと思うのですが、一連の流れでは。その中で、まず総務課長

に、きのう桃原議員の答弁にもあったと思うのですが、選定上の留意事項を再度お願いいたします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

業者を選定する場合におきましては、きのう桃原議員のほうにも答弁をいたしましたけれども、発注部署からの工事概要書を踏まえまして、経営及び信用の状況、それから当該建設工事等においての技術的適正、当該建設工事等に対する地理的条件、手持ち工事の状況、その他当該建設工事等についての適否などに留意し、選定を行うことになります。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　この中で、今言うように地理的条件という項目があります、今回福岡県の設計事務所もそうですが、それと今回工事を受注した業者も県外と思うのですが。まずこの選定のときに、この本村の建設工事登録業者、いろんな分野がありますが、トータル的に572社あって県外が36社。設計、コンサルは一応置いておきましょう。こんなにたくさんある中で、今回の落札業者１社、その設計でもよいのですが、そこに目がとまったというか、その業者を選定した理由というのがあるのかどうか。お尋ねいたします。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

今、質問の中にありますその県外業者のみに目がとまったのかということですけれども、決してそういうことではなくて、登録業者の中から選定したことでございます。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　これに関しては、先ほど質問の中にバーターという、あんまり、本当はよくない言葉がありました。そのバーターというのは、よく建設業界で言いますと、ある業者を指定すると、その下に協力業者的なぶら下がりというのがありまして。今回、この宝くじの基金、これを最初に提案というか、探してきたのは村長だというふうにお聞きしていますけれども。休憩お願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１３時５６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時５６分）

○議長　新垣博正　再開します。

新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　設計も福岡県、それと業者も福岡県で、それと最近中城村のホームページにバナー、広告が最近掲載されています。そこで、そのスポーツくじ基金のほうからそのように助成を受けていますということをホームページにですね。これがマッピング後に掲載されていると思うのですが、そのように基金から助成をもらうに当たって、このようなバナー広告を載せてくださいとか、あるいはそういった縛り的な規則などがなかったのかどうか。村長、教えてください。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

今回のスポーツ助成事業につきましては、このスポーツ助成事業を含め、ｔｏｔｏの部分についてですね、各ホームページやまた広報等に必ず掲載することがこの事業の要件というところもございまして、また工事が始まったりとかすると、その辺では看板の中にもｔｏｔｏ事業というのをしっかり、この事業でやっていますよということを紹介するようにということであるので、今回ホームページにも掲載させていただいております。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１３時５８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時５８分）

○議長　新垣博正　再開します。

生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　特にそういった業者を指定とか、そういったところはございませんでした。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　それでは総務課長にお尋ねします。先ほど透明性が保てるというお話をしていましたが、それは15条の審査会の会議の中で、３項ですね、公開しないものとするというふうになっていますよね。これは入札が終わった、もう成立している物件でも、この議事録とか審議内容というのは見られないものなのですか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

入札が終わって、契約が終わったというふうなことであっても、その規程上は、その会議の内容については公開しないということになっておりますので、公開することはできないものと考えております。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　先ほど透明性が保てるということは、透明性というのは第三者にもはっきりとわかるようなことになっているということが透明性であって、今のように、情報開示でも何も見られないということなのか。そうであれば、まずそこから本来であれば直したほうがよいのではないかと思うのですが、その辺は後で情報開示とかで見られるのですか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

先ほどの答弁と重複しますけれども、やはり規程の中で公開しないものとするということで書かれておりますので、これは後ほど情報公開があったとしても、公開できないものだと考えております。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　そうなると、一つだけ、この審査機関というものがますます疑問だなというのが、やっぱり少し残ったりするのですけれども。総合的にいろんな、６名いる中で、これ地理的におかしいのではないかとかいろんな話も出て、別段これが入札結果あと落札して、その後からこういう意見があったよというのをクリアにすることが透明という言葉になると思うのですが。そのように透明にもならない委員会であれば、少しまたその中身もやはり検討せざるを得ないのではないかなと考えます。

話を変えさせてもらいます。その中で、今芝メーカーの九州本社オフィスと、それから落札業者の本社所在地を教えてください。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

芝メーカーにつきましては、佐賀県大町町大字福母214番地でございます。落札業者につきましては、佐賀県武雄市朝日町大字中野10153番地４となっております。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　今回、この芝事業、６月議会からいろいろとお話をさせてもらっていますけれども、できるだけメーカーによっていろんなこういった弊害が起きないようにしてくださいねというお話もしていたのですが。今回、本当に全てｔｏｔｏくじ、スポーツくじの範囲内で設計も福岡県、それからメーカーも佐賀県、それから施工業者も佐賀県、全てがうまい具合にその辺に全部かみ合っているような気がして、そこが少し疑問に思えてですね。まず今回、この入札の中で、当日12月３日だったと思いますが、入札結果を見たときに県内業者10社辞退していたのを見てですね、翌日からその業者に辞退した内容を確認しに行ったときに、これはあくまでも私のほうで聞いて、そして思うことですが、まず先ほど言ったようにリタジャパン、芝生メーカー、佐賀県ですね。それからセリタ建設、落札業者、同じく佐賀県。多分業者のほ

うから、この設計に係る積算で担当課等に質疑書等が上がってくると思うのですが、その中に芝に関する質疑があったかどうか、１点教えてもらえますか。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

入札案内通知を出して、そちらのほうからまた質疑を受け付けてきた中で、議員のおっしゃるとおり３点ほどの質疑はございました。中身の詳細については控えさせていただきたいと思います。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　いろいろと秘密主義なのか、それともどの中で、規定の中で、そういうのがちょっとわからないことですが。私のほうでいろいろと調べさせてもらったときに、この質疑書の中に、そちらのほうからの流れでは、ちゃんとリタジャパンというふうにメーカー名まで打った状態で業者のほうは積算に入っているのですが。その中で、今回、このリタジャパン、私のほうもいろいろとリタジャパンに関していろいろと調べてみました。ホームページの研修レポート等も全部見ながらの、あくまでもこれは私の予測というか、考えですので、それをもって少し質問します。まずこのリタジャパンにある指名業者が、中城村吉の浦野球場人工芝生化に関する内容で、芝生指定がありますので単価を教えてくださいというふうに電話をしたそうです。するとそこから帰ってきた言葉が、まずそのメーカーは、応対というか応接が、少し何を言っているのかみたいな感じでわからない状態で少し保留され、それから、これはセリタ建設のほうに問い合わせしてくださいというふうな話がまず１社はあったということでした。あと１社は、同じようにこのメーカーに問い合わせしたところ、メールで一旦送ってくださいということで、メールで送って、それで返事が返ってきたのがですね、口頭でなら単価を教えられますということでした。ある１社は、このメーカーが指定したセリタ建設のほうにファックスを流して、その総務の中島さんという方に送ったということでした。あくまでも内容ですので、送信したにも関わらず、そこからは連絡がなくて、折り返しメーカーから電話がきたと。メーカーから口頭で金額を言われて、それで積算した金額で出してみると4,850万円で、芝張りだけで4,850万円と。これではできないということで、辞退に至ったという経緯があると確認しました。それで話を聞きながら、それだったらやっぱり辞退者も多いのかなと思ったんですけれどもね。それをふた開けて見て、落札業者を見たらセリタ建設になっていると。そうしたら、その業者から見ると、これは公正、公平な取引になっていたのかなという疑念があるというお話が私のほうにありました。私も、確かにそうなるとおかしいのかなというふうに感じているところもあります。まずここで村長も企業人でしたので、仮に同じようなことに当たったときに、やはりどういうふうに、まず率直に感じられますか。同じように、企業人としてですね。積算単価はセリタ建設に連絡してください。でもふたを開けたらセリタ建設が落札しているというふうな状況を見たときに、本来であれば、やはり企業人でしたら、これはおかしいのではないかというように、疑念を持つものですよ。公共工事というのは、やはり公正な取引じゃないといけないです。仮に公正取引委員会で考えますと、私企業が、競争を阻害するような行為がある場合は、それを公正取引委員会としては公正な取引としては抵触するというふうな考えがあって、仮にこの業者が、自分たちはメーカーからそういう阻害を受けたというふうなことがあったら、そのものの契約にも、何か生じるんじゃないかという心配も感じるんですけれど。そこでまずこのリタジャパンをいろい

ろと見たら、ここにリタジャパンの人工芝研修会とかあって、そこにセリタ建設という、これリタジャパンのリボレポートというものですけれどもね。この中にセリタ建設というスポンサー広告とか入っている。じゃあ先ほど言うように、とりあえずちゃんと公平、もちろん公平な立場で業者は選定したというふうに、これは認識していますけれども。やはりこういうふうに後から、福岡県、佐賀県、佐賀県となると、今まで県内業者は、やはり一つの疑惑が生まれるのが、これはこうで、全部、言葉は悪いんだが、管制談合みたいな仕組みがもうつくられていたのではないかというふうに感じていてですね、私のほうにこういう全部資料を持ってきたのですけれど。そこで質問をちょっと変えさせてもらいますけれども、ちょっと休憩お願いします。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時１２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１２分）

○議長　新垣博正　再開します。

新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　この芝生化問題はいろんな支障、問題がありまして、今回また落札業者がセリタ建設ということですが、入札規程の中に、１社応札は取りやめないといけないという規定があると思うのですが、その12月３日に私のほうでこれを担当窓口に、これは間違っていますよということで指摘をして、１社入札はできないですよということで指摘したのですが。執行部のほうで、先日そのお話がありましたけれど、この規定に違反しているというのがわかったのはいつごろですか。

○議長　新垣博正　副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　全体協議会のほうでも謝罪をしながら、経過について報告しましたが、この件につきましては入札が終わった後、新垣修議員からいろいろ指摘があるということで調べた結果、そういうことがわかりました。以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時１４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１４分）

○議長　新垣博正　再開します。

副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　調べた日が何日かというのがはっきり理解していないのですが、たしか入札が終わって後の話なんですよ。その入札が終わって、いろいろ新垣議員から疑義があるということで総務課から聞き、そういう状況でございます。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　先ほど村長からも、教育長からもこの物件に関しては行政でいろいろと取り組んできて、４月にはどうしても供用開始したいという話ですが、先ほど入札が終わった後ということですが、実際には、私のほうでは多分12月４日には知れていたのではないかなという判断をしているんですよ。12月３日に窓口に、これは間違っているから、１社入札が、契約は、仮契約として結べるわけですよね。ところが応札が間違っているということで、入札は不成立だから、それは後でおかしくなるから、１社入札はできないと思うよと。担当窓口にそれを調べてごらんということで、４日には多分そちらのほうには何らかの形で話がいっていると思います。そのことで、工事の発注の件がありますし、一般質問でも間違ったことをやっているのなら問いただされないといけないということで、事務局長のほうにも相談に行って、これ間違っているのだから、議運とかに上げてきた。その辺も少し違うんじゃないかという思いがあります。実際、12月９日に追加議案による補足説明がありました。その中で中城村公共工事入

札心得規程違反による謝罪と補足説明がありましたが、私は入札日の３日に結果を見て、担当者に応札を規程違反である入札として、成立しないと話し、指名競争入札において１社入札が成立するか調べるように助言しました。契約書は作成されていて、上程もするという話をそこで聞いています。５日に事務局長に規定違反の話をし、事務局長が執行部に内容を話し、６日に議会運営委員会に上程、そして９日に全協で謝罪と補足説明がありました。村長からの話の中で、この規定の取り扱いに対して庁内内輪の規定という表現を用いて謝罪の弁と、職員の責務は追及しない、規定の文書が現状にそぐわないので変更したいと、当時の話の内容を記憶しておりますが、ここまでは正しいですか、村長。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

全員協議会での内容は、そのとおりだったと思います。ただ日にち云々というのはちょっと私のほうでは。全員協議会の内容は、この内容でございます。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時１８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１８分）

○議長　新垣博正　再開します。

副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　それでは訂正いたします。それを知った日にちというのは、入札が終わって４日以降になります。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　今ね、４日、先にこれは本当は答弁してほしかったのです。先ほど言うように全協での話の内容を、村長に確認したとおり、そうだと思うのですが、でもこれ私のほうでは、正論としてそれは違うのではないかというふうな思いがあるのです。まず先に規定違反を知り得た時点、12月４日時点で早急に謝罪し、契約にかかわる案件を上程しており、その判断を議会で審議をお願いするということで補足説明などを終わらせ、規定の修正に関してはその次の話だと私は考えます。あたかも現規定が現状にそぐわないから変えていきたいとか、すりかえた話にしか受け取れなく、違反行為を正当化したいがため、他市町村の規定を持ち出したのは、そんな考えのもとの表れだととられてもおかしくないと私は理解しました。それに対してはどう思いますか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

今回の案件につきましては、混乱を招いたということでは本当に申しわけない気持ちでいっぱいであります。全員協議会で、私どものミスでこういうことに至ってしまったということをお話しして、謝罪もさせていただきましたけれども。ただ今の手順の部分では、私は一旦上程して、ところが上程の条文がありましたね、我々の規定の条文、我々が知り得なかった部分で契約をしてしまったということなものですから、これは全員協議会でもお話をしましたけれども、この部分については本当に申しわけないと。ただ言えることは、時代にそぐわないというのもまた事実でございます。今この事態がずっと続いている、この続いている事態を我々は憂慮しているわけですね。この文言で、これはぜひ訂正させてくださいという話もしましたけれども。この文言で縛られる可能性がある。これは修議員も御存じのように、この条文ができているのは当時談合が横行しているときに、守るためにつくった条文です。今の時代は、ずっと次代の時代なものですから、逆にこれがあるがために１社とは契約ができないということになりますと、今後の仕事が、今後の発注に支障を来していくんじゃないかというのが危惧されるものですから、訂正をさせてくださいというお話をさせていただきました。ただ今回に

ついては、これはもう完全に我々行政サイドのミスでございますので、それはしっかりと皆さんからの御指摘や御非難もお受けして、今後しっかり改善はしていきたいと思っております。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　少し、私が聞きたかったのとはちょっと違うのですが、私はその答弁を聞きたかったのではなくて、正論をするのであれば、この直すとか直さないは後の話じゃないですかということを私は言ったわけであって、本来正論を、今回この議場で話し合うためには、最初に謝罪をして、本来であれば正当な話をするのであれば、謝罪をしてこのように上程していますけれどもお諮りください、それだけで私はいいという考えを持っていますよと。ただしその後に、こういう話をされることは、あくまでもそれは言いわけにしかとられず、正当化しようとするための思いにしかなりませんよと言いたいわけですよ。だから今の話にしても、本来であればそうじゃなくて、もちろん本来であればこの間違ったこと、それも副村長がそこに立っているわけですから。それを入札の中の規程をうっかり忘れていましたと。もちろんうっかり忘れていたら、処罰の対象もその分許されるからいいんですけれども。ただ間違ったことは間違ったわけですから、違反をしているわけですから。それをそぐわないから直させてくださいというのは、これは二の次の話じゃないですかということを聞いているわけです。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時２３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時２４分）

○議長　新垣博正　再開します。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えします。

大変申しわけないことです。今修議員がおっしゃったように、間違ったことは間違っている、これは当然我々謝罪もいたしますし、これからもそういうことが起こらないようにしっかりと努めていきたいと思います。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　その回答のほうが、私は大正解じゃないかなと思っています。そしてもう１点は、立ち会った副村長、やはりこれは大きなミスだと思っています。うっかりでもね。年取るとどうしても忘れたりすることもあると思うのだけれども。副村長、一言何かないですか、それに関して。

○議長　新垣博正　副村長　比嘉忠典。

○副村長　比嘉忠典　今回の入札心得規程の問題につきましては、私の事務を執行する副村長として、私のほうがこの規程を熟知してなく、議会、村民の皆さんに、行政に対する信頼を損ねたということをおわびいたします。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　先ほど謝罪とは別に、先ほど村長が言うように、規定がそぐわないと、それはまた次の話ということですので、それに関してちょっと話ししますけれども。この心得規程はそぐわない。だけど今、いろんな答弁の中で、先ほど総務課長も、この同じ規程ですよね、これは入札審査規程です。だけどこの中には、15条の中に、今言うように審査会の会議は公開しないものとするとか、審議内容については秘密を厳守するとか、これも私はそぐわないと思っているわけです。それであれば今回、この審議事項を教えてくれませんかと言ったら、こうこうだから教えられません。で、あなた方が立ち会うときの、取りやめることができるに直す、それも一つの文言の訂正ですが、執行部側に優位になるような規定を直すという計らいじゃなくて、全て見直して今後はやっぱりそういうふうに、先ほど透明というんであれば、透明化をちゃんと出せるような組織づくりをしてほしいし、審査会というのもやはり入札した後

にどういう意見があったかというのも、我々は知って初めて審査会というのがあるのかなというふうに思います。規程に関しては検討のほうをお願いしまして。あと56秒ですので、12月は大変忙しくなると思うのですが、この施工管理も、芝生に関しては、やはりそういった問題もいろいろありました。そして業者からも今回はいろんな指摘があります。そしてこういうふうな問題があるがために、先ほど言うように業務管理、これはあくまでも生涯学習課でやるわけですから、やはりいろんな問題があるかもしれませんけれども、ちゃんと管理もさせて、この施工業者寄りにならないようにですね、そして一番懸念されるのが、やはり県外から来るわけですから、残り多分2,000平方メートルぐらい外野が残っているけれども、また追加があるから随契でくれとか、そういうことがないようにしっかりと管理させてください。以上です。

○議長　新垣博正　以上で新垣　修議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時２８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時４２分）

○議長　新垣博正　再開します。

続きまして、金城　章議員の一般質問を許します。

○１２番　金城　章議員　こんにちは。今期最後の一般質問であります。執行部の答弁によっては早目に終わりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

通告書を読み上げます。大枠１、庁舎建設についてであります。庁舎建設も毎回質問していますけれども、ぜひよろしくお願いいたします。新庁舎建設の進捗状況はどうか。また工事の見直し等、変更等がなかったどうかですね。③当間前浜原線の道路破損と庁舎建設とはかかわりがあるか。これも今議会で外構工事の中で含まれているということですから、庁舎建設とかかわりがあるのかなと思ってい出しています。④緑化計画、樹木の高さ、配置等はどうか。

大枠２、宜野湾横断道路計画についてであります。宜野湾横断道路、私は東西道路と言っていますけれども、それの進捗はどうか。９月議会にも質問しましたけれども、その後協議、会議を行ったかどうかですね。③ルートの計画の調査は、３ルート行うのかどうか。これも前回、今月の12月４日に新聞で西原バイパスのルート案が決定ということで出ましたけれども、やっぱりこの南ルートにつなぐようなルートになってしまうかなと思うんですけれども。しかしながら中城村の中心部である新庁舎近辺には、どうしても上からの道路計画は行われないといけないと思います。それについて少しお願いします。

大枠３、公共施設用地についてであります。本村の公共施設用地の現状、借地、公用地の割合はどうか。②今後借地の購入予定、計画はあるか。公用地の購入予算で、補助金等が充てられるかどうか。これは用途によって違うと思いますので、今後またいろんな、今議会でいろんな議員から質問がありましたとおり、やっぱり施設等のものによっては購入もしないといけないと思います。④公用地でですね、今現在小学校、中学校、庁舎ですね、現庁舎とか、今まで地主が使用している借地ですね、地主により買い取ってほしいという要望があったかどうか。またその対応はどうしたかどうかですね。

大枠４、都市計画についてであります。この都市計画についても今議会、何名かの議員から質問がありましたけれども、那覇広域より中部広域へ移行の進捗状況を伺います。②今後の広域変更による本村の都市計画をどうすすめていくのか。これもマスタープランとかいろいろな計画がありますけれども、実際に県の言う、この広域性にあって進めていくのかどうか、今後

の都市計画はどこを進めていくのか。

大枠５、幼稚園施設についてであります。中城幼稚園、津覇幼稚園の施設整備の予定はどう考えているか。また今後、本村の幼稚園の運営計画をどのように考えているか。この件も何名かの議員が質問してありますけれども、ぜひよろしくお願いします。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　金城　章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠１番、大枠２番、大枠のこれ４番といたしましょうね、都市計画について。大枠の４番につきましては都市建設課のほうでお答えいたします。大枠の３番につきましては総務課、大枠のこれ５番といたしましょうね、幼稚園施設について、これは教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうではお尋ねの大枠４の都市計画について、今議会でもいろいろとお話をさせていただいておりますけれども、これからもしっかりと行政懇談会を積み重ねて、この部分をしっかりと村民の方々に説明をし、そして理解をいただきながら、県のほうの協議会等ございますので、そこでの会議への意見に反映していきたいと思っております。これからもしっかり取り組んでいきたいと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長　新垣博正　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　大枠５の幼稚園施設についてですけれども、今議会で多くの議員から質問がありましたが、教育委員会としてもやはり幼稚園の建てかえ、それから人的な充実については、大きな課題の一つでございます。先月11月の定例教育委員会でも、保育園、こども園等についての勉強会を持ち、福祉課長のほうから詳しく説明をしていただきました。それを元に再度幼稚園の問題については、今月12月の定例教育委員会で話し合いを行う予定をしています。詳細については教育総務課長のほうから答えさせます。以上です。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　金城　章議員の御質問にお答えします。

大枠１の①、建物に関しては11月末までに棟上げを完了し、内装工事に着手しております。完了は、令和２年３月を予定しております。外構工事に関しましては、11月20日に入札を完了し、令和２年８月末の完了を目指しております。②現段階で変更はありませんが、今後工事を進めていく中で変更が出てくる可能性はあります。③村道当間前原線の道路破損については、庁舎建設とは関わりはありません。④村道吉野浦線、当間前原線の建物入口付近に植栽帯を設置し、芝と樹木を設ける予定です。樹木については、高さ50センチメートル程度のハイビスカス、３メートル程度のリュキュウコクタンと２メートル程度のソテツを予定しております。

大枠２、宜野湾道路について。①前年度の検討委員会で南向けルートの承認を得ております。今年度実施した航空測量の成果を踏まえ、今予備設計を進めている状況と聞いております。②今年度検討員会は現在開催されておりません。設計内容が固まり次第、ルート検討委員会を開催する予定と聞いております。③前年度の検討委員会で承認された南向けルートを基本として、今後複数の線形案について比較検討を行うと聞いております。

大枠４、①「那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会」の中で要望し、今議論している状況です。今年度末には一定の方向性が出る予定となっております。②広域都市計画区域に関しては、県が指定するものとなっているため、協議会や県の動向をみながら検討していきます。村内の計画的な拠点形成に優先順位を決め、推進することが将来の住みよい中城村に

つながると考えております。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　大枠３の公共施設用地の借地と公用地の割合についてお答えいたします。

全ての公共施設等の借地と公用地の割合について答弁するのは現実的ではないと考えますので、主な施設について答弁いたします。現役場庁舎につきましては、2,742平方メートルのうち、1,055平方メートルが借地となっており、割合としましては借地が38%、公用地が62%でございます。中城中学校は１万6,297平方メートルのうち、2,979平方メートルが借地で、割合としては、借地が18%、公用地が82%でございます。中城小学校は２万1,623平方メートルのうち、１万7,260平方メートルが借地で、割合としましては借地が80%、公用地が20%でございます。津覇小学校は１万6,922平方メートルのうち、3,917平方メートルが借地で、割合としましては借地が23%、公用地が77%でございます。老人福祉センターは2,545平方メートルのうち、2,118平方メートルが借地で、割合としては借地が83%、公用地が17%でございます。なお中城南小学校、吉の浦会館、吉の浦公園、歴史資料図書館、公共駐車場については、全て公用地でございます。

次に借地の購入予定及び計画についてお答えいたします。本来、公用・公共施設用地につきましては、村による所有が望ましいと考えます。しかしながら地権者の意向や財源等の関係で、現在も取得できていない用地がございます。現段階では、借地の購入予定、計画等はございません。

次に公用地の購入予算及び購入に係る補助金についてお答えいたします。令和元年度におきましては、公用・公共用施設整備に伴う用地購入の予定はございませんので、予算は計上されておりません。また全ての補助金について承知しているわけではございませんが、公用地購入に係る補助金につきましては、ほぼないものと考えております。なお沖縄振興特別推進交付金を活用しました施設整備等において、用地購入に交付金が充てられる場合はございます。

次に公用地の地主からの買い取り要望についてお答えいたします。今年度におきましては、地主からの買い取り要望はございません。過去においては、買い取りの要望はございました。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　では金城　章議員の幼稚園施設についてなんですけれども、両幼稚園の施設整備については、総合教育会議にて両幼稚園の統合を進めていく協議が進んでおります。そのため統合的な建物での施設整備を進めて行くものとなっております。運営計画につきましては、これまでいろいろ議員からありましたように、２年から３年の保育の検討を進めております。以上です。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　では再質問させていただきます。

まず庁舎建設についてであります。庁舎建設もスムーズに進んでいるみたいです。ぜひまた管理のほうもですね、よく管理していただきたいと思います。もう１つだけ気になった、３番の当間前浜原線の道路破損ですね、これ多分下水道関係で引っ込んだと思いますけれども、今度外構工事で入れたのはどうしてなのか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１４時５７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時５７分）

○議長　新垣博正　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　現在、水道工事で工事をしており、片側部分の現状復旧となりま

す。水道工事の復旧も３月までには復旧しなければいけないという状況になっております。また外構工事では路盤構成、アスファルトの厚さも変えて整備します。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　わかりました。これも以前から傷みが激しくてですね、住民からも指摘があったところですので。ぜひ庁舎の前の道路ですので、ぜひきれいに整備していただきたいと思います。

４番の緑化計画ですね、今回議案の第55条の長期契約の件がありましたけれども、そこは緑地帯はすぐこの長期契約をする契約があるかどうかですね、維持管理ですね。現在も維持管理、現行の買い取った公共駐車場も維持管理できていない状況ですけれども、ぜひこういうのは長期計画をして、今回石原議員からあったみたいにシルバーとかですね、別の団体でもいいです、ぜひ年間計画の長期契約をして、きれいな庁舎がそのまま維持できることを望んでいますけれども、その予定はどうですか。

○議長　新垣博正　総務課長　與儀　忍。

○総務課長　與儀　忍　お答えいたします。

本議会に長期継続契約ができる契約の条例について上程しているところでございます。可決いただきましたら、この庁舎の関係であるとか、そのほかの警備の関係であるとか、そういう契約に活用したいと考えております。緑地等にその契約ができるかどうかにつきましては、契約の中に入れることは可能だと思いますが、緑地の維持管理について、即それを契約していくというふうなことまでは、現段階では考えておりません。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　先ほど言ったように課長、現在の公共駐車場も管理できていない状況ですので、これはぜひ新庁舎をつくってですね、また草ボーボーしてみっともない状況になるのは目に見えているし、そこの管理はぜひ継続的な維持管理をですね、考えてほしいと。これ令和２年ですけれども、もう２年度に移るんですけれども。そこまで来年度で考えておかないと、予算的には再来年になりますけれど、そこを考えていただかないと、また草がボーボーしては予算かかり過ぎるという状況になりますので、ぜひ検討ください。

続きましてちょっと飛んで公用地について質問します。次に、宜野湾横断道路と都市計画については一緒に質問しましょう。この公用地ですね、先ほど答弁ありましたとおり、やっぱり公用地は村が所有して当たり前だと私も考えております。今度の新庁舎もやっぱり全部は買い取りできなかったんですけれども、駐車場部分であることから、まだしもいいのかなと思っております。これからの施設で、やっぱり施設事業にとっては補助金もメニューが、土地改良のメニューがあるかもしれませんけれども。公用地、今現在のこのパーセントを見てみてですね、中学校はほぼ公用地、小学校は逆ですね、中小は逆にほとんど借地。庁舎も80％は公用地ですね。これですね、現庁舎跡も要するに借地が38％ぐらいと。この公用地を求めてですね、ぜひこれ基金的なものを置いて、公用地をもう一般財源でも基金的に置いて、買い取りの方向で進めていかないと、現在の中城幼稚園の土地の件がありましたですよね、返還、買い取りしなさいというと買い取りできなくて返還したと思います、幼稚園のほうは。ああいう状況が、もう地主によって起こる状況が、多分多くなると思います。これはぜひ基金を募ってですね、要望があったところは買い取りできるような基金、公用地購入ですね。これも今調べてみたら、そういう予算配置もできるというのがありましたので、ここはぜひ検討できないかどうか。この基金、公用地購入の基金を設ける気があるかどうか。

○**議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１５時０４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時０４分）

○**議長　新垣博正**　再開します。

総務課長　與儀　忍。

○**総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

現段階では、公共施設整備のため、用地買い取りのための基金というものは考えてはおりません。将来的には、そういうことも検討できるものと考えております。

○**議長　新垣博正**　金城　章議員。

○**１２番　金城　章議員**　ぜひですね、これはこれからの課題になってくると思います。地主のいろんな状況ですね。先ほど答弁によって、買い取ってくれという地主もいたという答弁でしたよね。現庁舎は、要するに地主から買い取ってほしいと、買い取ったところがありますか。

○**議長　新垣博正**　総務課長　與儀　忍。

○**総務課長　與儀　忍**　お答えいたします。

現庁舎敷地の一部につきまして、たしか平成26年度に国道側の敷地について購入しております。

○**議長　新垣博正**　金城　章議員。

○**１２番　金城　章議員**　今の課長の答弁みたいに、やっぱり地主はそういうふうに、買ってほしいという地主がこれからまたいると思うんです。特にこの小学校に関しては80％も借地ですよね。そういうことで、公用地はほとんど買っていかないといけないんだと、その予備基金は置いておかないといけないんだと私は思っております。ぜひ基金設立してですね、この突飛な地主からの要望は応えていただかないといけないなと思っております。そこでもし建物が建っている用地でしたら、もうとんでもないことになってしまう。ぜひこれは検討していただきたいと思います。

通告書の２番と４番、関連して質問いたします。那覇広域から中部広域へ移行すると、村長は今年度になって話しておりますけれども、この中部広域に移るのを、議会で何名かの議員から質問がありましたけれども、このメリットと同じようなデメリットもあります。いいことだけではないです。今の那覇広域でできること、私は中部広域に移るのは反対ではないんです、中部広域に変更も、那覇広域でやっても。ただこの幹線道路沿いをどうにか用途変更とか、そこができないものか。それと今の緩和区域も、せっかく11号、12号と広げたんですけれども、そこの道路がほとんど、宅地に隣接するところはまた道路ができていますけれども。この緩和区域広がっているんですけれども、安里地域もそうですけれども、そこの広がった地域に、土地に接する道路がないんですね。そこで建物がつくれないと。中部広域に移ったら、すぐつくれるのかと言ったら、これもまた逆ですね。道路は最初つくって、設定していかないと、整備していかないとできないんです。広域に移ったから道路ができるかどうかの問題ですけれども。せめて緩和区域の、今緩和区域である道路がないところに道路設定できる計画があるかどうか。それと中部広域に移ったときに、その道路計画もまたやっていくのかどうか。

○**議長　新垣博正**　休憩します。

休　憩（１５時０９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時０９分）

再開します。

○**議長　新垣博正**　村長　浜田京介。

○**村長　浜田京介**　お答えします。

お尋ねの趣旨かどうかちょっとあれですが、これは那覇広域だろうが中部広域だろうが、接道義務が当然ありますね、住宅つくる、あるいはいろんなものに使う場合。例えば現在でありましたら那覇広域の中の緩和区域、私が唱えて

いる中部広域に移行でも、同じですよね、接道義務が必要になってきますので、これはもちろん公的な道路が必要性があるところは我々検討していくでしょうけれども、これは那覇広域や中部広域限らず。ところが普通に住宅を建てたいということであれば、その受益者が負担をして道路指定とったりだとか、そういうたぐいの御質問かどうか、ちょっと私のほうで判断つきませんけれども。その利益をいただく方々にも負担していただくとか、いろんな方法がありますね、地域の開発には、その件ですかね。これはこれで、中部広域への移行ということであれば、やりやすくなるのは間違いないですよね。以上でございます。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　現在那覇広域ですけれども、那覇広域で緩和された区域でも住宅は、せっかく地域見直しで広がった、集落の近辺に広がったところに道路がないんですよね、土地に対する接道されていないところが多いんですよ。そこは実際に道路計画が入れられるかと確認したら、その補助メニューがなくてですね。そこは一般財源で入れてでも、やるべき。住宅がふえるのは、目指すということは、一般財源でもこの接道はつくらないといけないと思う。この広域に移ってから、すぐできるかと言ったら、そうでもなくて同じ状況になるんじゃないかと思っているんですね。広域的な都市計画を進めていく中では、村長がおっしゃるようにこの接道は考えながら、南上みたいに区画整理ですか、それを入れていけばできる。しかし今の緩和区域でも住宅地域が広がっていかないのは、道路が接していないんですね。もともとの里道はあるんですけれども、この里道が開発されていなくてお家がつくれないという現状で。そういう地域を解消していかないと、那覇広域であろうが中部広域であろうが、住宅がふえないですね、広域的には。ぜひこれは道路計画ですね、この道路計画で、宜野湾横断道路も私は議員最初のなり立てのころからよく話ししていまして、やっと実になるなと思っていますけれども。この計画が、先ほどの答弁でもう調査が入ると。調査が入った場合、これ北上原からほとんどおりてくると思います。新垣光栄県議が頑張っていただいて、今横断道路と接する高速の中城インターチェンジができそうだと。その近辺で北上原ですね。北上原もこの都市計画で、この道路計画も、区域計画ですか、都市計画、これをやらないといけないと思うんですけれども。この北上原の計画も宜野湾横断道路が先になるのか、都市計画が先になるか。この都市計画を進める予定ありますかね、村長。北上原の区画整理ですが、区画整理事業とか入れて進めていただきたいんですが、これはどうですか。どうしてかと言いますと、この横断道路が近々できるだろうと、横断道路は先になりますよね。この区画整理を入れないと、先ほど緩和区域でも道路をつくれない状況ですから、村長今受益者負担で道路はつくるべき、出すべき話をしていますけれども、これが最初で区画整理入れながら、この宜野湾横断道路と一緒になってやったほうが、もっと北上原の発展にはつながると思いますが、どうですかね。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１５時１５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時１５分）

○議長　新垣博正　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　お答えします。

前日の石原議員の質問でもお答えしましたが、宜野湾道路と一緒に区画整理事業ができれば、一体的に宅地、公共施設等を整備し、手法としてはいいまちづくりになるとは思います。現在、土地区画整理事業のまちづくり基本調査が必要になりますが、まだ実施には至ってはおりま

せん。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　ちょっと私の質問が悪かったのかな。私は、村長、横断道路とこのインターチェンジがくると思っており、県は、この横断道路もすぐ調査が入ったということです。そうしたら村の計画よりもずっと先に、パッパッと進んでいくような気がしてですね。それで北上原の区画整理ですね、これは進めていかないと。このインターチェンジが来て、横断道路が来て、そうしたらこの区画整理が何か南側しかできないような感じ、いすい原地区が、全然進まないような気がするんですね。それともし陸橋になった場合は、余計に区画整理が厳しくなってくる。この区画整理を入れて、今調査とありましたけれども、調査を入れて、これを進めていく方向はとれないかどうか。きのうの石原議員に対しては、村長は1,000万円か2,000万円ぐらいかかる話をしていましたけれども。将来的に宅地がふえればですね、その分は、投資した分は確実にふえてくると思うんですけれども、そこはどうですか。この予算を入れていく考えはありますか、村長。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

きのうの御質問にもお答えしましたけれども、私の経験則のお話で申しわけないんですが、久場でもそういう案件がありましたし、またいろんなところでいろんな話を聞く中で、もうこの減歩率というのが大変大きな問題と言いますか、事業執行に踏み切れない大きな理由でございますので、それを知り得ながら調査を入れるというのは非常に厳しいものだと思いますし、また一番は地権者がどう思っているのかを、これは特に今北上原の件でお話ししていると思いますので、北上原の住民の方々とざっくばらんな話なども含めてですね、今回また行政懇談会などもありますので、そこら辺でざっくばらんな中で出てきて、こういう感じになったときでも区画整理を進めていったほうがいいのか。さわり程度でも、その辺をちょっと調査しながら、実際にＡ調査入れるとなりますと、先日1,000万円から2,000万円ぐらいかかるんじゃないかと言いましたけれども、2,000万円以上恐らくかかりそうです。そういうものを資金投下して、それで失敗でしたということになるには、これは行政預かる身としても大きな判断になるものだと思いますので、慎重にやらせていただきたいなと。お気持ちはよくわかります。どうせなら東西道路がせっかくくるんだから、それとの兼ね合いで発展させられるんじゃないかというのも、これも一つのお考えだと思いますので、これはしっかり私の中でも考えていきたいと思っております。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　このルートと東西道路ですか、宜野湾横断道路。これ北上原地域はどんな感じになるか、この図面と、平面だけでは部分的に見えないので。答えられますか、課長。誰かわかりますか。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１５時２０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時２０分）

○議長　新垣博正　再開します。

都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　お答えします。

北上原の低地の部分では橋になる予定であります。県道29号線附近は、開削となる予定で、奥間南上原線については、トンネルになります。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　今、課長から聞いたように、村長、この土地は高速道路側より下がっていますので、こういう高架橋になると。土地に接する面が、実際に北上原で少ない状況です。この道路をせっかくつくっても、接する

面が少ないんですよね。それを解消するためにも、南上みたいに区画整理事業を入れて、ほとんどの土地が接するようにならないと、北上原も。土地の利用度がほとんど、ないような気がします。私は陸橋と聞いて、ああそうなのかなと思っております。トンネルも、トンネルじゃなくて開削に変えてほしいぐらいですけれども。開削に変えて、前々から話していますように、橋の道路の周辺ですね、土地利用できるように管理道路で一方通行つくれば、この管理道路を指定すれば、そこの隣に宅地、住宅ができると。その計画をずっとやっていかなければいけないと私そう思います。今那覇広域の現状でも、先ほど話しした緩和区域の道路も財政難でできないんですよね。今でこの区画整理を進めていって、横断道路とインターチェンジの対応はしておかないと、北上原の区画整理は横断道路ができてしまえば、ほとんど難しいなと考えています。今の現状で、橋がかかってトンネルが掘られて、接する土地がなくなってくると。これは本当に真剣に考えないといけないものじゃないかなと思います。前々からこの横断道路は、ぜひ村の土地に接するように、利用度があるようにつくってほしいと望んでいますけれども、これもなかなか実にならない。せめて北上原だけでも接しないとですね、下りる道路は山手のほうですから、そこは陸橋になってもいいですが、先ほど見せた総合事務局が発表したのも、アンケートを出す前から、この設定は決まったような設定でアンケートも出されたのか。国や県が設定したものでもただ飲むんじゃなくて、こちらの提案もすべきです。村長はよく豊かな中城村をつくるという話をしていますから、それこそ豊かな中城村をつくるのに、村が提案して、横断道路と一緒に区画整理も入れながら、北上原の発展とかそういう村の発展を考えないと、いけないと思います。国がやるからそこにのっかっているだけでは、どうしようもならないじゃないですか。もう一度だけ村長、この調査予算ですね、これが2,000万円かかる、2,000万円以上かかるかもとおっしゃいましたけれども、その投資額はこの横断道路が目の前にきていますので、これ投資してもまずい金額じゃないと思うんですね。それが設定して、くぼ地がまた解消して、県道29号線まで土地に接すればですね、もっといい投資になるんじゃないかと思うんです。言い返し、言い返しになりますけれども、この緩和区域の道路を、幅３メートル、４メートルの道路を設定できないせいでね。横断道路の買い取り、インターチェンジの買い取り、そこが先に進みます。これを区画整理組合つくって、組合の準備金としても抱えて減歩率も少なくなるかもしれません、組合が先にやれば。中部広域に移るよりも、もっと重大な問題だと私は思う。横断道路が先に進みそうな感じがしています。村長はもう一、二年で、この広域が実になればという話をよくしていますけれども、この広域が移っても、どうしてもこの北上原の区画整理もやらないといけない問題だと思います。区画整理を先に進めて行く気はないかどうか、もう一度だけ。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１５時２６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時２７分）

○議長　新垣博正　再開します。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

金城　章議員の熱意にほだされそうな気もしますが、中部広域への移行云々というのはもうこっち置いておきましょう。今回せっかく東西道路がきそうだと、できそうだというときに、何とか区画整理をして、北上原の方々の利益を、村の利益になるわけですから、そういうことだと思いますけれども。いずれにしても判断するには住民の方々の意向を聞かないといけないと

思いますので、時期的にすぐ、はい、じゃあ次の予算で数千万円かけて調査費入れましょうではなくてですね、やはり先に北上原の方々と、桃原議員もいらっしゃいますし、ひとつ一肌脱いでいただいて、いろんな形でその住民の方々の意向を聞いた上で判断をしていきたいと思っています。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１５時２８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時２９分）

○議長　新垣博正　再開します。

金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　私は、都市計画について、実際に南上原の区画整理が終わりそうだと。その次に対して、宜野湾横断道路も質問しています。横断道路の計画は調査が入りますよね。先ほどの答弁で、予算がついて調査が始まるという回答として、北上原の地形を考えたら、この区画整理もぜひ入れないといけないということで聞いているわけです。この北上原の都市計画は、さっき村長から答弁あったように、中部広域に移ろうが那覇広域であろうがどうしても進めていかないといけないところ、移っても。東西道路はもう調査費も入り、場所も決まって、この高低差をなくさないといけない、土地利用ですね、北上原の土地利用。ぜひそこを考えて、この事業の調査はやらないと、それが今調査入ったら、あと３年、４年で土地の買い取りが始まってきて、道路が接する地主だけの利潤で、あとの区画整理は減歩率だけは負担になると。減歩率だけ負担になったら、皆さんだめと言いますよ、区画整理も、50%以下になったら。それを補うために、区画整理の事業の調査も入れて、先に進めていかないと。それを組合方式にもっていって、組合で国からの予算を組合に入れていって、減歩率の減少につなげていくような考えで、それで区画整理事業をつなげていけないかどうかだけ聞いているんです。ぜひこれ、もう一度だけ村長、ほだされてほしいですね。もう一度だけ。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１５時３２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時３２分）

○議長　新垣博正　再開します。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

この議場の中で、二人であああだこうだというのは非常に厳しいものがあって、やはりいろんな専門家を交えながらいったほうがいいんじゃないかなという気はいたします。ただ一つ言えるのは、我々は南上原を経験して、非常に今すばらしい環境のもとになっていますけれども、そうじゃない時代もあったというのも、私も議員も経験していますよね。私も議員時代には、まるで合併の足かせは南上原だというようなことも言われたこともありますけれども。いろんな形で、その時代時代でやはり考え方も変わってくるかもしれませんし、またそのときどきの地主の意向など、非常に大事な部分だと思いますので、ここでやりましょう、やりませんということよりも、いろんな資料を交えて、一緒になって考えていきましょう議員、よろしくお願いします。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　村長、しばらく考えてください。幼稚園の件を終えてからもう一度質問しますので。

教育長、中城幼稚園を見たんですけれども、天井ですね、落ちそうです。これどうにか修理なり、保護なりをやらないと、子供たちにけがをさせるような状況ですので、今議会、何名からか質問ありましたけど、床もしかりです。床は簡単に直せる状況ですね、あれは。ジャッキで上げて、かましをかませればできるんじゃな

いかと思います。ホールの天井の落ちはですね、あれは確実に子供たちにけがをさせる恐れがあるので、どうにか対策は打っていただきたい。それと、幼稚園の統括を考えるという話ですけれども、将来的に本当に統括するのかどうか、どなたか答弁できますか。

○議長　新垣博正　教育総務課長　比嘉　保。

○教育総務課長　比嘉　保　ただいまの質問にお答えします。

　中城幼稚園、津覇幼稚園の統合でですね、今進めているところで、この幼稚園の運用の方法も２年から３年というふうな形のもので進めていき、活性化できると思っています。以上です。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　幼稚園の統合も、子供の数が少なくて、下地区ですね、この統合する方向に向かうと思います。もし園児が多ければ、そのまま建てかえの方向に進んだかもしれません。だからこそこの都市計画とか区域設定、住宅がどういうふうにふえるのかということは、もっと考えていかないといけないと思う。先ほどの緩和区域の道路もですね、本当は一般財源から出しても、道路は１億円出して道路をつくった場合に、そこは10年では多分返ってくる、要するに計画だと思います。そのぐらいの先、それをぜひ見据えてですね、道路計画はもう一般財源でもやるような感じで今進めていかないといけないだろうと。余計中部広域に移ったら、都市計画もそうですけれど、全部そういう感じになってくると思います。先ほどちょっと別の話もしようと思っていましたが、もう時間がないですので。北上原の件だけ話ししてですね、私の地元の安里の件も緩和区域で、道路ひとつ入れられないものかという話もしたかったんですけれども。横断道路は本当に実になると思っています。新垣光栄県議の頑張りで、本当の、先に進む、それが設定したときには、北上原を区画整理入れようとしたときにですね、今の北上原のいすい原と南上の段差がありますよね、20メートルぐらいですか、30メートルかな、段差があって、そこの計画も都市計画を入れないと、そこの予算も別から、災害が起きないとこの段差の解消の工事もできないんじゃないですかね。これできるかどうか、誰か答弁できますか。北上原の段差の問題、北上原と南上原の一部区画整理終わった、相当段差があります。そこの緑地帯ですけれども、そこの計画とかも、北上原の区画整理入れなくてもできるかどうか。

○議長　新垣博正　都市建設課長　仲松範三。

○都市建設課長　仲松範三　区画整理以外の補助メニューはないですので、整備の予定はありません。

○議長　新垣博正　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　村長、簡単に考えてもそうだと思うんですよね。何かの事業を入れないとできないんだよね、逆に、区画整理せっかくしたのに、災害が起きてから対処するんじゃなくて、計画はぜひ入れてですね、横断道路ができる前にぜひ調査予算をつけていただきたいと。それで北上原も区画整理が始まるような感じで進めていけたらと思います。もう一度村長の見解をお願いできますか。

○議長　新垣博正　村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　お答えいたします。

　先ほどと同じ答弁にしかなりませんけれども、思いはしっかりと伝わっているつもりですので。これは中城村の利益にかなうものだということで、我々もしっかり考えていきますので、どうぞ一緒になってこれからの北上原の件はですね、道路の件も含めて、ぜひお知恵もいただきながら、一緒になってお願いをしたいと思います。以上でございます。

○議長　新垣博正　残り30秒ですので、質問はまとめてください。金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　ぜひ南上と一緒に北上原が進むことを願っています。それと緩和区

域の道路もぜひ接道するように計画も立てていただきたいと。これで一般質問を終わります。

○議長　新垣博正　以上で、金城　章議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散　会（１５時４０分）

令和元年第６回中城村議会定例会（第８日目）

招集年月日	令和元年12月６日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	令和元年12月13日　（午前10時00分）		
	閉会	令和元年12月13日　（午前11時31分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	安里清市	９番	比嘉麻乃
	２番	新垣修	10番	安里ヨシ子
	３番	渡嘉敷眞整	11番	仲松正敏
	４番	屋良照枝	12番	金城章
	５番	桃原清	13番	欠席
	６番	石原昌雄	14番	伊佐則勝
	７番	新垣貞則	15番	新垣善功
	８番	大城常良	16番	新垣博正
欠席議員	13番	外間博則		
会議録署名議員	８番	大城常良	９番	比嘉麻乃
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	新垣親裕	議事係長	我謝慎太郎
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	浜田京介	企画課長	比嘉健治
	副村長	比嘉忠典	都市建設課長	仲松範三
	教育長	比嘉良治	産業振興課長兼農業委員会事務局長	知名勉
	総務課長	與儀忍	上下水道課長	仲村武宏
	住民生活課長	義間清	教育総務課長	比嘉保
	会計管理者	荷川取次枝	生涯学習課長	稲嶺盛昌
	税務課長	大湾朝也	教育総務課主幹	稲嶺盛久
	福祉課長	金城勉		
	健康保険課長	仲村盛和		

議 事 日 程 第 5 号

日　　程	件　　名
第　1	議案第54号　中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例
第　2	議案第55号　中城村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
第　3	議案第56号　中城村総合計画条例
第　4	議案第57号　中城村森林環境譲与税基金条例
第　5	陳情第19号　中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第２条の経過措置に関する陳情
第　6	陳情第20号　陳情第20号における委員会の閉会中の継続審査の件について
第　7	陳情第24号　令和２年福祉施策及び予算の充実について（要請）
第　8	陳情第27号　「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情について
第　9	意見書第14号　居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書
第　10	陳情第28号　陳情第28号における委員会の閉会中の継続審査の件について
第　11	議案第61号　中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第　12	議案第68号　吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事請負契約について
第　13	決議第５号　飲酒運転根絶の誓約に関する決議
追加日程第１	外間博則君の議員辞職の件

○議長　新垣博正　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　議案第54号　中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

総務常任委員長　石原昌雄。

○総務常任委員長　石原昌雄　おはようございます。それでは総務常任委員会から報告をいたします。

令和元年12月13日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

総務常任委員会
委員長　石　原　昌　雄

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第54号	中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例	原案可決

以上です。

○議長　新垣博正　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１０時０３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時０５分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号　中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例を採決します。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第54号　中城村会計年度任用職員の給与等に関する条例は、委員長報告のと

おり可決することに決定しました。

日程第２　議案第55号　中城村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

総務常任委員長　石原昌雄。

○総務常任委員長　石原昌雄　それでは報告をいたします。

令和元年12月13日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

総務常任委員会
委員長　石　原　昌　雄

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第55号	中城村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	原案可決

以上です。

○議長　新垣博正　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１０時０７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時０８分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第55号　中城村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を採決します。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第55号　中城村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例は、委員長報告のとおり可決することに決定しま

した。

日程第３　議案第56号　中城村総合計画条例を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

総務常任委員長　石原昌雄。

○総務常任委員長　石原昌雄　それでは報告します。

令和元年12月13日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

総務常任委員会
委員長　石　原　昌　雄

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第56号	中城村総合計画条例	原案可決

以上です。

○議長　新垣博正　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１０時１０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時１３分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

大城常良議員。

○８番　大城常良議員　それでは議案第56号について質疑をしたいと思います。

休憩中の話にもありますとおり、中城村総合計画条例というのは、これからの中城村の行く末を決める大きな条例だと認識している中で、やはり新規条例、先ほども言ったとおり、しっかりとした、議会が始まる前の説明責任ということを十分果たしてもらわないといけないという中でも、ましてやこの総合計画条例の中では、まだまだ説明責任は足りていないということで、私は感じているものですから、その中で原案可決ということはいいのですが、その中に指摘事項とか、先ほど言われたまだまだ説明が足りないとか、そういうものは組み込まれなかったのかどうか。また委員会の中でそういう話は全然出なかったのかどうか。その１点をお願いします。

○議長　新垣博正　総務常任委員長　石原昌雄。

○総務常任委員長　石原昌雄　ただいまの質疑について、委員会の中では、今回の条例の上程で、議会に対して全体の確認ができる条件を整えており、一歩前進だという討論になっています。休憩の中であった中間報告的なものについては、当然されるものだという理解をし、これまではこの条例ができなければ、すぐ告示してオーケーの状況だったけれども、このように議会を通してというのは、非常に、議会と一緒に村の総合計画ができていくんだなというニュアンスで、一歩前進という捉え方が委員会の中ではありました。

○議長　新垣博正　大城常良議員。

○８番　大城常良議員　我々の立場からとしては、こういうところは、詳細な説明を果たしていただいて、双方が納得した上で議案審議に入るということが一番大事だろうと思っているので、次回からそういう場合は、ぜひ指摘事項というところも踏まえながら、全体的に勘案して進めてほしいと思っております。以上です。

○議長　新垣博正　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第56号　中城村総合計画条例を採決します。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第56号　中城村総合計画条例は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第４　議案第57号　中城村森林環境譲与税基金条例を議題とします。

本案について委員長報告を求めます。

建設常任委員長　仲松正敏。

○建設常任委員長　仲松正敏　それでは報告いたします。

令和元年12月13日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

建設常任委員会
委員長　仲　松　正　敏

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第57号	中城村森林環境譲与税基金条例	原案可決

以上です。

○議長　新垣博正　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１０時１９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２１分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号　中城村森林環境譲与税基金条例を採決します。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第57号　中城村森林環境譲与税基金条例は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第５　陳情第19号　中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例　附則第２条の経過措置に関する陳情を議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長　石原昌雄。

○総務常任委員長　石原昌雄　それでは報告します。

令和元年12月13日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

総務常任委員会

委員長　石　原　昌　雄

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第１項の規定により報告します。

記

番　　号	付託年月日	件　　名	審査の結果
陳情第19号	令和元年 ９月６日	中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例　附則第２条の経過措置に関する陳情	不採択

以上です。

○議長　新垣博正　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

休憩します。

休　憩（１０時２３分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２６分）

○議長　新垣博正　再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第19号　中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例　附則第２条の経過措置に関する陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第19号　中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例　附則第２条の経過措置に関する陳情は、委員長報告のとおり不採択することに決定しました。

日程第６　陳情第20号　陳情第20号における委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長　石原昌雄。

○総務常任委員長　石原昌雄　それでは報告します。

令和元年12月13日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

総務常任委員会
委員長　石　原　昌　雄

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

１．事　　件　　陳情第20号　貧困と格差をなくし、憲法２５条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情
２．理　　由　　調査研究を行う必要があるため

以上です。

○議長　新垣博正　これで委員長報告を終わります。

陳情第20号　陳情第20号における委員会の閉会中の継続審査の件については、総務常任委員長より、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第20号　陳情第20号における委員会の閉会中の継続審査の件については、継続審査といたします。

日程第７　陳情第24号　令和２年福祉施策及び予算の充実について（要請）を議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第24号　令和２年福祉施策及び予算の充実について（要請）については、提出書のとおり採択としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第24号　令和２年福祉施策及び予算の充実について（要請）については、提出された陳情書のとおり採択することに決定しました。

日程第８　陳情第27号　「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情について及び、日程第９　意見書第14号　居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書については、関連しますので一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。

したがって、日程第８及び日程第９については、一括議題といたします。

本件について、委員長報告及び趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員長　大城常良。

○文教社会常任委員長　大城常良　それでは読み上げて御報告を申し上げます。

令和元年12月13日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

文教社会常任委員会
委員長　大　城　常　良

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第１項の規定により報告します。

記

番　　号	付託年月日	件　　名	審査の結果
陳情第27号	令和元年 12月６日	「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情について	採択

意見書第14号

令和元年12月13日

中城村議会
議長　新　垣　博　正　　殿

提出者
中城村議会　文教社会常任委員会
委員長　大城　常良

居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第３項の規定により提出します。

提案理由

令和元年12月６日に本委員会に付託された陳情第27号を審査の結果、採択となり別紙意見書を提案する。

居宅介護支援事業所の管理者の資格要件
に係る経過措置期間延長に関する意見書（案）

本村は、介護保険制度が創設された平成12年４月以来、高齢者が、住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく健康で明るく、社会の一員としての役割を担い、生きがいを持って豊かに暮らしていくことができる介護保険事業の実現に向けて取組み着実に成果を上げてきた。

特に事業実施にあたっては、沖縄県介護保険広域連合を構成する29市町村の一員として、地理的条件、介護サービス提供基盤、社会資源、人的資源等、実情が異なる中、構成市町村の地域特性を考慮した上で中長期的な視点を持って、保険者である広域連合とともに一丸となって保険者機能の強化等に努めてきた。

しかしながら、国による制度整備と支援、業界挙げての努力にもかかわらず、沖縄県内においては、介護・福祉人材の確保は厳しく利用者への介護サービスの提供が十分にできていない状況である。

このような中、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正（平成30年１月18日厚生労働省令改正、平成30年４月１日施行）において、居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任介護支援専門員とし、経過措置期間として令和３年３月31日までの間と定められた。介護支援専門員が主任介護支援専門員になるための条件は、専任の介護支援専門員としての従事期間が５年以上の者が、主任介護支援専門員研修（70時間）を受けることとなっているが、経過措置期間が３年しかないため、管理者の要件を満たすことができず、事業所を廃止又は休止せざるを得ない状況が発生し、利用者に大きな混乱が生じる恐れがある。

居宅介護支援事業所は、介護が必要な高齢者が適切な介護サービスを利用できるように支援する重要な役割を担うと共に沖縄県内市町村の介護サービス基盤強化に大きく貢献している。高齢者が住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていくためには、当分の間、居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置間を延長する必要がある。

よって、政府におかれては、沖縄県のこのような状況を鑑み、下記事項について十分な措置を講じられるよう強く要請する。

記

１．居宅介護支援事業所の管理者要件の経過措置期間を最低でも６年以上（令和６年３月31日）まで延長すること。

２．介護支援専門員が容易に主任介護支援専門員研修を受講できるように環境整備を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月13日

沖縄県中城村議会

あて先

衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　厚生労働大臣　沖縄及び北方対策担当大臣

以上でございます。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１０時３７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３７分）

○議長　新垣博正　再開します。

これで、委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから陳情第27号及び意見書第14号の委員長報告及び趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから陳情第27号に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第27号　「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第27号　「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、ただいま議題となっております意見書第14号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第14号は委員会付託を省略します。

これから意見書第14号に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第14号　居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第14号　居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書は原案のとおり可決されました。

日程第10　陳情第28号　陳情第28号における委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長　大城常良。

○文教社会常任委員長　大城常良　それでは読み上げて御報告いたします。

令和元年12月13日

中城村議会議長　新　垣　博　正　　殿

文教社会常任委員会
委員長　大　城　常　良

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

１．事　　件　　陳情第28号　若年がん患者の在宅療養支援を求める要請
２．理　　由　　調査研究を行う必要があるため

○議長　新垣博正　これで委員長報告を終わります。

陳情第28号　陳情第28号における委員会の閉会中の継続審査の件については、文教社会常任委員長より、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。文教社会常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第28号　陳情第28号における委員会の閉会中の継続審査の件については、継続審査といたします。

休憩します。

休　憩（１０時４２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時００分）

○議長　新垣博正　再開します。

日程第11　議案第61号　中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については12月６日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第61号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号　中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第61号　中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第12　議案第68号　吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　浜田京介。

○村長　浜田京介　議案第68号　吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事請負契約について、御提案申し上げます。

議案第68号

吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事請負契約について

吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

記

１．契約の目的		吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事
２．契約の方法		指名競争入札
３．契約金額		金　67,650,000円
	うち取引に係る消費税	
	及び地方消費税の額	金　6,150,000円

４．契約の相手方　　佐賀県武雄市朝日町大字中野10153番地４
株式会社　セリタ建設
代表取締役　芹田　章博

令和元年12月６日　提出

中城村長　浜　田　京　介

提案理由

吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とする。

工事請負契約書、入札結果調書、図面等がございますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○議長　新垣博正　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　それでは議案第68号吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事請負契約について質疑をいたします。

請負契約書については、中城村例規集の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定によって仮契約書を作成し上程されていると思いますが、仮契約書の締結に至るまでの内部手続の規定について質疑をいたします。質疑１、契約の方法は指名競争入札となっておりますが、入札参加者は何社あったか。質疑２、中城村例規集の中に公共工事等競争入札特例規定があるのは知っている、知らない、どちらなのか。この２点をお答えください。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時０６分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０６分）

○議長　新垣博正　再開します。

生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　それではお答えいたします。

入札の参加者ということでありますが、こちらは入札結果調書にあるように11社でございました。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時０７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０７分）

○議長　新垣博正　再開します。

生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　参加者は１社でございました。

次に、心得につきましてですが、心得があったことは、知ってはおりました。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時０７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０７分）

○議長　新垣博正　再開します。

新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　１社入札で、規定があるのも知っていたということですので、それでは２回目の質疑です。

１社入札を行って、規定があるのは知ってい

たということですけれども、その規定の第６条２項で参加する者が１人、あるいは１社の場合には入札の執行を取りやめるとあるが、取りやめないで入札させた、その行いは規定違反である、規定違反ではない、どちらなのかお答えをお願いします。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　お答えいたします。

新垣　修議員の御指摘のとおり、内規ではございますが、そちらの第６条にそういう条文がございました。条文内容を私のほうが知り得ていなかったので、規定が違反なのか、違反でないのかというのは、私の中ではそこを知らなかったということであります。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時０９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０９分）

○議長　新垣博正　再開します。

生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　この規定に対し違反であります。

○議長　新垣博正　新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　やはりその中には、施行を取りやめるとうたっているので、やったことは違反であると、認めてもらうのが正論だと思っております。

最後になりますけれども、第６条２項に違反しているのにもかかわらず、指名競争入札方式を１社入札で行い、第８条落札者の決定の条文により入札した者を落札者としているが、そもそも第６条２項に違反し、指名競争入札としての１社入札は、沖縄県や総合事務局においても不成立としています。私自身も成立していないと考えるが、そこで契約書を作成してきた執行部、今回の調書ですね。指名競争入札として成立しているか、成立していないか、どちらなのか回答をお願いします。

○議長　新垣博正　生涯学習課長　稲嶺盛昌。

○生涯学習課長　稲嶺盛昌　成立しているか、していないかというところでありますが、こちらとしては、執行はしたので、その中で予定価格内での落札者の要件を満たしていたので、成立はしているものと考えております。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時１２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１５分）

○議長　新垣博正　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、議案第68号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

新垣　修議員。

○２番　新垣　修議員　それでは議案第68号吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事請負契約について、反対の立場から討論いたします。

令和元年12月３日に執行した吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事、契約の方法、指名競争入札案件は、中城村公共工事競争入札心得規定の入札の取りやめ等第６条２項の入札辞退等により指名競争入札に参加しようとする者が１人の場合には、入札の執行を取りやめるの規定に違反し、執行してはいけないのにもかかわらず応札を行い、成立として執行し特記事項の仮契約書として工事請負契約書を本議会に上程されております。規定は法律、条例、規則などの範

囲内で定められており、組織上の細目や事務処理手続、その他事務処理上必要な事項を定めています。入札執行に当たり、職員２人、副村長同席の上応札を行ったことは、地方公務員法第32条の法令遵守の観点から見ても、決して見過ごすことのできない事案と言えます。反対の最大の理由は、法令遵守は当然の責務であり、このような事案を見過ごせば、これからの結果に影響を及ぼし、大きな問題にもなりかねません。規定に違反していることは明らかであり、内部に対する手続規定の違反というものの、法令に違反した行為はあってはならないものであり、こうした行為に及んだ職員の責任は問われなければならないことは当然であり、人事管理上の処分の対象となることはもとより、住民監査請求の地方自治法第242条の対象になりかねないことにも留意を必要と指摘をし、誤った行為であれば、ただすことが議会の役割であり、正義ある判断で正しい採決を各議員の意思で諮っていただき、議案第68号に対しては反対討論をいたします。

○議長　新垣博正　次に、本案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時２０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２０分）

○議長　新垣博正　再開します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長　新垣博正　「起立少数」です。したがって、議案第68号　吉の浦公園野球場人工芝生化新設工事請負契約については、少数で否決されました。

休憩します。

休　憩（１１時２１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２３分）

○議長　新垣博正　再開します。

日程第13　決議第５号　飲酒運転根絶の誓約に関する決議を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

新垣善功議員。

○１５番　新垣善功議員　それでは決議第５号を読み上げて提案いたします。

決議第５号

令和元年12月13日

中　城　村　議　会
議　長　新　垣　博　正　　殿

飲酒運転根絶の誓約に関する決議

標記の件について、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

提 出 者　新　垣　善　功

賛成者　安里清市
〃　新垣修
〃　渡嘉敷眞整
〃　新垣貞則
〃　桃原清
〃　石原昌雄
〃　屋良照枝
〃　大城常良
〃　比嘉麻乃
〃　安里ヨシ子
〃　仲松正敏
〃　伊佐則勝
〃　金城章

飲酒運転根絶の誓約に関する決議

「交通事故のない安全・安心な社会」は、すべての人の願いである。交通法規を遵守することは私たち国民の義務であり、飲酒運転は絶対に許してはならない行為である。

沖縄県では、飲酒運転をしない、させない、許さないという強い決意で飲酒運転の根絶に取り組んでおり、中城村議会においても、関係機関・団体と連携し、飲酒運転の根絶に取り組んできた。

しかしながら、本年12月４日に本村議会議員が酒気帯び運転で、現行犯逮捕された。このことは、村議会及び村議会議員に対する村民の皆様の信頼を著しく損なうことであり、誠に遺憾である。中城村議会として、今回の事件を重く受け止め、深く反省し、村民の皆様にお詫び申し上げます。

再びこのような事件を引き起こすことがないように、自らの行動を厳しく律し、村民の皆様からの信頼回復に全力を挙げる決意をもって、改めて「飲酒運転の根絶」を図ることを全議員が誓約する。

以上、決議する。

令和元年12月13日

中城村議会

以上です。

○議長　新垣博正　休憩します。

休　憩（１１時２７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２７分）

○議長　新垣博正　再開します。

これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから決議第５号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております決議第５号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、決議第５号は、委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第５号　飲酒運転根絶の誓約に関する決議を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、決議第５号　飲酒運転根絶の誓約に関する決議は原案のとおり可決されました。

外間博則君から議員辞職願が提出されています。

お諮りします。外間博則君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、外間博則君の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定しました。

追加日程第１　外間博則君の議員辞職の件を議題とします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長　新垣親裕。

○事務局長　新垣親裕　それでは読み上げます。

令和元年12月10日、中城村議会議長新垣博正殿。中城村議会議員外間博則。辞職願。

この度、一身上の都合により、議員を辞職したいので許可されるよう願い出ます。

以上です。

○議長　新垣博正　お諮りします。外間博則君の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。したがって、外間博則君の議員辞職を許可することに決定しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　新垣博正　「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉　会（１１時３１分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長　新　垣　博　正

中城村議会議員　大　城　常　良

中城村議会議員　比　嘉　麻　乃